

有価証券報告書

事業年度 自 2024年4月1日
(第19期) 至 2025年3月31日

株式会社かんぽ生命保険

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第19期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	8
4 【関係会社の状況】	16
5 【従業員の状況】	17
第2 【事業の状況】	20
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	20
2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】	28
3 【事業等のリスク】	39
4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	57
5 【重要な契約等】	91
6 【研究開発活動】	97
第3 【設備の状況】	98
1 【設備投資等の概要】	98
2 【主要な設備の状況】	99
3 【設備の新設、除却等の計画】	100
第4 【提出会社の状況】	101
1 【株式等の状況】	101
2 【自己株式の取得等の状況】	105
3 【配当政策】	107
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	108
第5 【経理の状況】	160
1 【連結財務諸表等】	161
2 【財務諸表等】	215
第6 【提出会社の株式事務の概要】	236
第7 【提出会社の参考情報】	237
1 【提出会社の親会社等の情報】	237
2 【その他の参考情報】	237
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	238

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月13日
【事業年度】	第19期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
【会社名】	株式会社かんぽ生命保険
【英訳名】	JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 谷垣 邦夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番1号
【電話番号】	03-3477-0111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役兼代表執行役副社長 大西 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番1号
【電話番号】	03-3477-2382
【事務連絡者氏名】	執行役員 IR室長 伊牟田 武郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
保険料等収入 (百万円)	2,697,936	2,418,979	2,200,945	2,484,007	3,154,875
資産運用収益 (百万円)	1,121,668	1,149,145	1,159,020	1,211,578	1,195,618
保険金等支払金 (百万円)	5,866,091	5,549,315	5,487,997	5,778,590	5,205,305
経常利益 (百万円)	345,736	356,113	117,570	161,173	170,293
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	65,465	73,113	62,067	55,899	96,990
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	166,103	158,062	97,614	87,056	123,472
包括利益 (百万円)	934,447	△824	25,938	1,055,870	△116,430
純資産額 (百万円)	2,841,475	2,421,063	2,375,377	3,395,744	3,241,426
総資産額 (百万円)	70,172,982	67,174,796	62,687,388	60,855,899	59,555,692
1株当たり純資産額 (円)	5,052.12	6,059.59	6,206.80	8,871.61	8,467.97
1株当たり当期純利益 (円)	295.33	375.14	249.48	227.45	322.57
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	4.0	3.6	3.8	5.6	5.4
自己資本利益率 (%)	7.0	6.0	4.1	3.0	3.7
株価収益率 (倍)	7.7	5.7	8.3	12.8	9.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△2,806,302	△2,755,684	△2,978,098	△3,063,168	△1,627,842
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,554,274	3,111,700	3,216,799	2,721,796	2,386,460
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	176,743	△420,268	△72,939	62,169	60,143
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	1,335,014	1,270,762	1,436,524	1,157,322	1,976,083
従業員数 〔ほか、平均臨時従業員数〕 (名)	8,252 [2,442]	8,144 [2,147]	19,776 [2,865]	19,092 [2,676]	18,656 [2,534]

- (注) 1. 当社は、株式給付信託(BBT)を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は、就業人員数(当社及び当社の連結子会社(以下「当社グループ」といいます。)外から当社グループへの出向者を含み、当社グループから当社グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均雇用実績(1日8時間換算)を〔 〕内に外書きで記載しております。なお、主に2022年4月からの新しいかんば営業体制への移行に伴い、従業員数が第17期より大幅に増加しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
保険料等収入 (百万円)	2,697,936	2,418,979	2,200,945	2,484,007	3,154,875
資産運用収益 (百万円)	1,121,668	1,149,145	1,159,020	1,212,778	1,195,618
保険金等支払金 (百万円)	5,866,091	5,549,315	5,487,997	5,778,590	5,205,305
基礎利益 (百万円)	421,943	429,798	192,346	224,005	242,166
基礎利益上の運用収支等の利回り (%)	1.82	1.92	1.85	1.84	1.91
平均予定利率 (%)	1.69	1.68	1.67	1.66	1.61
経常利益 (百万円)	345,022	355,762	117,652	162,581	170,981
契約者配当準備金繰入額 (百万円)	65,465	73,113	62,067	55,899	96,990
当期純利益 (百万円)	165,586	157,885	97,791	88,564	124,093
資本金 (百万円)	500,000	500,000	500,000	500,000	500,000
発行済株式総数 (千株)	562,600	399,693	399,693	383,192	383,192
純資産額 (百万円)	2,838,638	2,418,743	2,373,667	3,395,714	3,242,487
総資産額 (百万円)	70,173,857	67,174,848	62,685,230	60,857,090	59,555,517
1株当たり純資産額 (円)	5,047.07	6,053.79	6,202.33	8,871.53	8,470.75
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	76.00 (—)	90.00 (45.00)	92.00 (46.00)	94.00 (47.00)	104.00 (52.00)
1株当たり当期純利益 (円)	294.41	374.72	249.93	231.39	324.19
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	4.0	3.6	3.8	5.6	5.4
自己資本利益率 (%)	6.9	6.0	4.1	3.1	3.7
株価収益率 (倍)	7.7	5.7	8.3	12.6	9.4
配当性向 (%)	25.8	24.0	36.8	40.6	32.1
従業員数 [ほか、平均臨時従業員数] (名)	7,645 [2,411]	7,545 [2,114]	19,148 [2,827]	18,427 [2,626]	17,952 [2,475]
株主総利回り (比較指標： 配当込みTOPIX(保険業)) (%)	175.2 (128.0)	171.7 (168.6)	173.4 (178.8)	242.9 (326.4)	260.4 (414.3)
最高株価 (円)	2,428	2,378	2,526	3,060	3,274
最低株価 (円)	1,238	1,711	1,971	2,065	2,419

(注) 1. 基礎利益は、保険料等収入、保険金等支払金、事業費等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標であります。

2. 基礎利益上の運用収支等の利回りは、「(基礎利益に含まれる運用収支－契約者配当金積立利息繰入額)／一般勘定責任準備金」として算出しております。
なお、特別勘定については該当ありません。
3. 一般勘定責任準備金は、危険準備金を除く一般勘定部分の責任準備金について、次の算式で算出しております。
$$(\text{期始責任準備金} + \text{期末責任準備金} - \text{予定利息}) \times 1 / 2$$

また、責任準備金及び予定利息は、実際積立額基準で算出しております。
4. 第17期より、経済的な実態の反映及び各社間の取扱いに一貫性を持たせる観点から、基礎利益の計算方法について一部改正(為替に係るヘッジコストを基礎利益の算定に含め、投資信託の解約益を基礎利益の算定から除外)がなされており、基礎利益上の運用収支等の利回りを含め、これを適用しております。また、第16期の数値は、第17期における計算方法を適用した数値であります。
5. 平均予定利率とは、予定利息の一般勘定責任準備金に対する利回りのことであります。
6. 当社は、株式給付信託(BBT)を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めており、また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
7. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
8. 従業員数は、就業人員数(他社から当社への出向者を含み、当社から他社への出向者を除く。)であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均雇用実績(1日8時間換算)を〔 〕内に外書きで記載しております。なお、主に2022年4月からの新しいかんば営業体制への移行に伴い、従業員数が第17期より大幅に増加しております。
9. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

2 【沿革】

当社は、2005年10月に成立した郵政民営化法に基づき、2006年9月1日に「株式会社かんぽ」として設立され、2007年9月30日までの間、生命保険会社として営業を開始するための準備を行ってまいりました。同年10月1日に、生命保険業の開始に伴い、商号を「株式会社かんぽ生命保険」に変更し、同日以降は、生命保険業及び独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構(2019年4月1日より「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に名称変更しております。以下、別段の記載がない限り「郵政管理・支援機構」といいます。)の委託を受けて行う簡易生命保険管理業務を行っております。

年月	沿革
2006年9月	郵政民営化法に基づき、株式会社かんぽ設立
2007年10月	生命保険業の開始に伴い、株式会社かんぽ生命保険に商号変更 郵政管理・支援機構の委託を受け、簡易生命保険管理業務を開始
2007年12月	新規業務(運用対象の自由化)の認可取得
2008年6月	法人向け商品の受託販売開始
2008年7月	「かんぽ生命 入院特約 その日から」販売開始
2009年7月	奈良支店及び和歌山支店の開設により、全都道府県に支店を設置
2011年10月	かんぽシステムソリューションズ株式会社(現 連結子会社)を子会社化
2014年4月	学資保険「はじめのかんぽ」販売開始
2014年7月	アメリカン ファミリー ライフ アシュアランス カンパニー オブ コロンバス(注1)のがん保険の受託販売等の取扱開始
2015年10月	養老保険「新フリープラン(短期払込型)」販売開始
2015年11月	当社普通株式を東京証券取引所市場第一部へ上場 法人向け商品(総合福祉団体定期保険等)の受託販売開始
2016年3月	新規業務(再保険の引受け、付帯サービス)の認可取得 第一生命保険株式会社(注2)と業務提携
2017年10月	特約「医療特約 その日からプラス」販売開始 終身保険(低解約返戻金型)「新ながいきくん 低解約返戻金プラン」販売開始 長寿支援保険(低解約返戻金型)「長寿のしあわせ」販売開始
2019年4月	引受基準緩和型商品「かんぽにおまかせ」、先進医療特約の販売開始 当社株式の第2次売出し
2022年4月	特約「医療特約 もっとその日からプラス」販売開始 東京証券取引所市場第一部からプライム市場へ移行
2023年4月	学資保険「はじめのかんぽ」の改定

(注) 1. 米国法人の日本支店が日本法人化され、日本支店の事業については日本法人へ承継されたことにより、本書提出日現在における契約先はアフラック生命保険株式会社となっております。

2. 業務提携先グループ内部における業務移管により、本書提出日現在における業務提携先は第一生命ホールディングス株式会社となっております。

(参考)簡易生命保険の沿革

年月	沿革
1916年10月	逓信省において、簡易生命保険事業創業
1926年10月	逓信省において、郵便年金事業創業
1949年 6 月	郵政省発足
2001年 1 月	省庁再編に伴い、郵政事業庁発足
2003年 4 月	日本郵政公社発足

(参考) 当社の設立経緯等

(1) 設立経緯

1885年に設立され、郵便事業、郵便為替事業及び郵便貯金事業を行っていた逓信省において、1916年に簡易生命保険事業、1926年に郵便年金事業が創業されました。その後、1949年に郵政省が設立され、郵政事業は逓信省から郵政省に引き継がれました。

2001年 1 月、郵政省は自治省及び総務庁との統合により発足した総務省及び郵政事業の実施に関する機能を担う同省の外局として置かれた郵政事業庁に再編された後に、2002年 7 月に郵政公社化関連 4 法が公布され、2003年 4 月に日本郵政公社(以下「公社」といいます。)が発足することとなりました。

2004年 9 月、公社の 4 機能(窓口サービス、郵便、郵便貯金及び簡易生命保険)をそれぞれ株式会社として独立させること、これらの株式会社を子会社とする純粋持株会社を設立すること等を主な内容とする「郵政民営化の基本方針」が閣議決定され、2005年10月に郵政民営化関連 6 法が成立いたしました。

これに伴い、2006年 9 月に、民営化後の業務を準備する会社「株式会社かんぽ」として、当社が設立されました。

2007年10月、郵政民営化(郵政民営化関連 6 法の施行)に伴い公社が解散すると、その業務その他の機能並びに権利及び義務は、5つの承継会社(日本郵政株式会社、郵便事業株式会社、郵便局株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び当社)及び郵政管理・支援機構に引き継がれました。これにより、5つの承継会社を中心とした日本郵政グループが発足いたしました。

同時に、当社は「株式会社かんぽ」から「株式会社かんぽ生命保険」に商号を変更し、生命保険業を開始いたしました。

(2) 郵政民営化法及び日本郵便株式会社法の改正

2012年10月 1 日に施行された郵政民営化法の改正により、郵便事業株式会社と郵便局株式会社は、郵便局株式会社を存続会社として合併し、日本郵便株式会社となり、日本郵政グループは 5 社体制から 4 社体制へと再編されました。また、日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社においては、それまで郵便のサービスについて定められていたユニバーサルサービス義務の範囲が拡大され、郵便の役務、簡易な貯蓄、送金及び債権債務の決済の役務並びに簡易に利用できる生命保険の役務が、利用者本位の簡易な方法により郵便局で一体的にかつあまねく全国において公平に利用できることが確保されるよう、郵便局ネットワークを維持することが義務づけられました(かかる義務に基づき日本郵便株式会社の郵便局ネットワーク(以下「郵便局ネットワーク」といいます。)を通じて行われる役務提供を、以下「ユニバーサルサービス」といいます。)。同時に、日本郵便株式会社法において、保険窓口業務が健全、適切かつ安定的に運営されるための契約の締結が、日本郵便株式会社の業務の範囲として定められ、改正後の郵政民営化法により、その契約の当初の相手方は当社であることが定められました。これを受けて、当社と日本郵便株式会社との間で、日本郵便株式会社が当社の保険契約に係る保険窓口業務を行うことを内容とした保険窓口業務契約を締結するとともに、郵政民営化法の改正に係る国会審議を踏まえ、日本郵便株式会社による保険のユニバーサルサービスの安定的な提供に資するため、当該契約を締結する旨を当社の定款に規定いたしました。当該契約は、ユニバーサルサービス義務が課せられた保険窓口業務の具体的な内容として、当社の普通終身保険、特別終身保険、普通養老保険及び特別養老保険に係る保険募集並びに保険金支払請求の受理を郵便局において実施することを定めております。

(3) 日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び当社の上場並びに金融２社の株式の処分

2011年に施行された復興財源確保法(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法)において、政府が保有する日本郵政株式会社の株式については、その売却収入を東日本大震災に係る復興債の償還費用の財源に充てるため、政府が保有しなければならない３分の１超にあたる部分を除き、早期に処分されることが定められており、かつ、改正後の郵政民営化法においても、同様に、日本郵政株式会社の株式については、政府が保有しなければならない３分の１超にあたる部分を除き、早期に売却することが定められております。

また、改正後の郵政民営化法において、日本郵政株式会社が所有する株式会社ゆうちょ銀行及び当社(以下「金融２社」といいます。)の株式については、金融２社の経営状況、ユニバーサルサービス確保の責務の履行への影響等を勘案しつつ、その全部をできる限り早期に処分することが定められております。

このような法令上の要請に加え、日本郵政株式会社が政府と検討を進めた結果、金融２社の株式についても経営の自由度確保のため早期の処分が必要であること、また、金融２社の株式価値を日本郵政株式会社の価格への透明性を持って反映させることといった観点を総合的に勘案し、３社(日本郵政株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び当社)の上場はいずれも遅らせることなく、同時に行うことが最も望ましいという判断から、政府による日本郵政株式会社の株式の売出し・上場にあわせ、金融２社の株式についても、同時に売出し・上場を目指す方針が決定され、2015年11月、当社は日本郵政株式会社及びゆうちょ銀行とともに、東京証券取引所市場第一部へ上場いたしました。

日本郵政株式会社は、2021年５月に公表した新たな中期経営計画「JPビジョン2025」(2024年５月に一部見直し)において、期間中のできる限り早期に日本郵政株式会社が保有する金融２社株式の保有割合を50%以下とすることで、経営の自由度向上を目指すとしております。なお、金融２社株式の保有割合が50%以下となった以降も、郵政民営化法の規定の趣旨、グループ経営の観点等に基づき、株式処分について検討を進めることとしております。

かかる方針の下、2019年４月の日本郵政株式会社による当社株式の２次売出し及び当社による自己株式取得、並びに2021年５月の当社による自己株式取得等により、日本郵政株式会社が有する当社議決権の所有割合は2021年６月に49.9%程度まで低下しました。

この結果、同社による保有割合が50%を下回ったことから、「３ 事業の内容 (参考) 郵政民営化法による特例措置」に記載のとおり、新商品の開発・販売等の新たな業務を行う際の郵政民営化法上の認可手続きが不要となり、届出制に移行しました。

(4) 日本郵政グループにおける当社の位置づけ

日本郵政グループは、当社の親会社である日本郵政株式会社を中心として、郵便・物流事業、郵便局窓口事業、国際物流事業、不動産事業、銀行業、生命保険業等を行っております。当社は、日本郵政グループの一員として、生命保険業を全国規模で行う企業であります。

3 【事業の内容】

当社は、保険業法に基づく免許・認可を得て生命保険業を営んでおり、主に保険引受業務及び資産運用業務を行っております。当社及び当社の関係会社は、当社、連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社を中心に構成されており、生命保険業の単一セグメントであります。

なお、当社の連結子会社であるかんぽシステムソリューションズ株式会社は、情報システムの設計、開発、保守及び運用業務の受託を行っております。また、当社グループのセグメントについては、単一セグメントであるため記載を省略しております。

当社の営む事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 生命保険業

当社は、生命保険業免許に基づき、次の①～③の保険引受業務及び④～⑫の資産運用業務を行っております。ただし、当社には、他の生命保険会社にはない、業務を行うにあたっての郵政民営化法による制約があります。詳細は下記「(参考) 郵政民営化法による特例措置(4)～(6)」に記載のとおりであります。

業務の種類	内訳
保険引受業務	① 個人保険及び財形保険
	② 個人年金保険及び財形年金保険
	③ 再保険(注)
資産運用業務	④ 有価証券の取得
	⑤ 不動産の取得
	⑥ 金銭債権の取得
	⑦ 金銭の貸付(コールローンを含む。)
	⑧ 有価証券の貸付
	⑨ 預金又は貯金
	⑩ 金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
	⑪ 有価証券関連デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引又は先物外国為替取引
	⑫ その他郵政民営化法第138条に定められた方法等

(注) 当社と郵政管理・支援機構との間で再保険契約を締結し、郵政民営化法により公社から郵政管理・支援機構に承継された、簡易生命保険契約に基づく郵政管理・支援機構の保険責任のすべてを当社が受再しております。

(2) 他の保険会社(外国保険業者を含む。)その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の代行

当社の支店では、当社の保険商品の販売に加え、次の保険会社の商品の受託販売等を行っております。

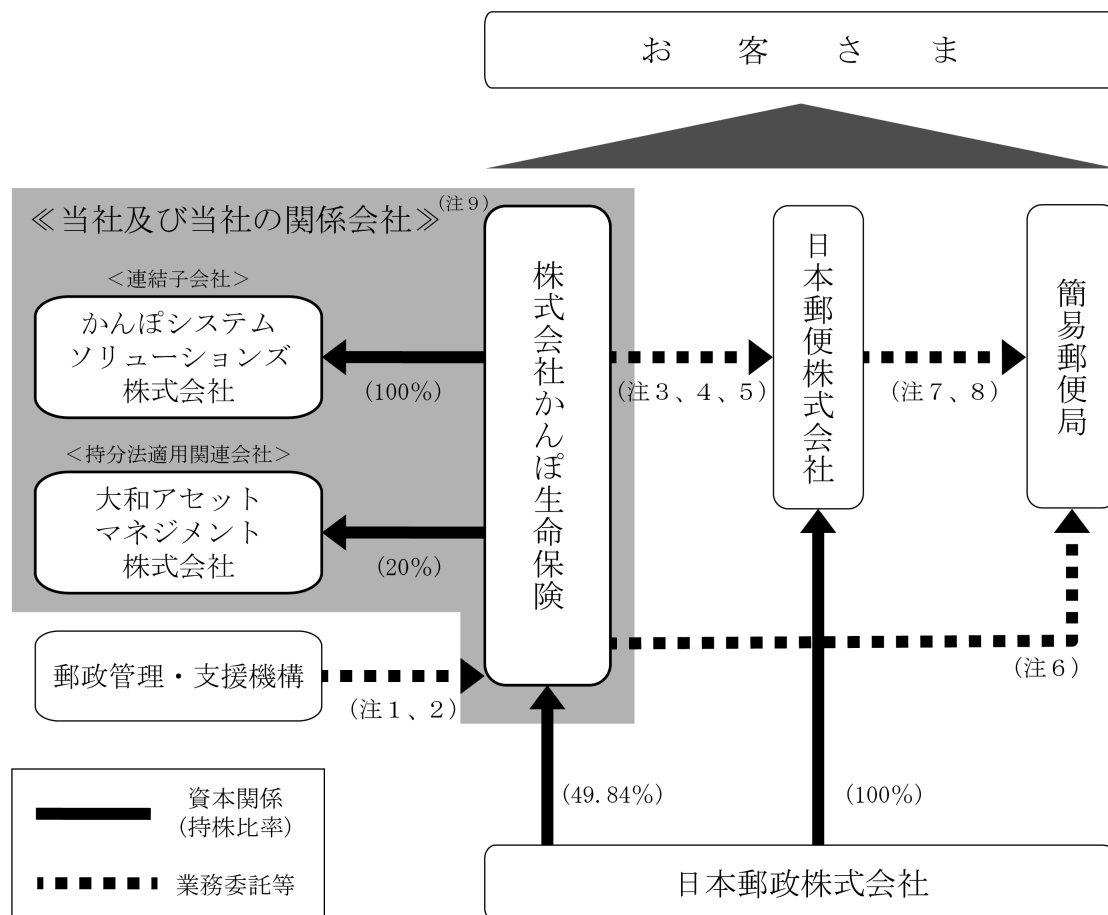
- ・アフラック生命保険株式会社
- ・エヌエヌ生命保険株式会社
- ・住友生命保険相互会社
- ・第一生命保険株式会社
- ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社
- ・日本生命保険相互会社
- ・ネオファースト生命保険株式会社
- ・三井住友海上あいおい生命保険株式会社
- ・明治安田生命保険相互会社
- ・メットライフ生命保険株式会社

(3) 郵政管理・支援機構から委託された簡易生命保険管理業務

当社は、郵政民営化法により公社から郵政管理・支援機構に承継された、簡易生命保険契約の管理業務を、郵政管理・支援機構から受託しております。

(事業の系統図)

2025年3月31日現在



- (注) 1. 簡易生命保険契約の保険責任のすべてを再保険。
 2. 簡易生命保険契約の管理業務(保険料の収納、保険金の支払、契約の維持・管理、資産運用業務等)を委託。
 3. 当社の生命保険契約の募集及び維持・管理業務を委託。
 4. 郵政管理・支援機構から委託を受けた簡易生命保険契約の管理業務の一部を再委託。
 5. 簡易郵便局に対する当社の生命保険契約に係る教育・指導・管理を委託。
 6. 当社の生命保険契約の募集業務を委託。
 7. 当社から委託を受けた当社の生命保険契約の維持・管理業務を再委託。
 8. 当社から再委託を受けた簡易生命保険契約の管理業務の一部を再々委託。
 9. 持分法を適用していない非連結子会社11社及び関連会社8社については、記載を省略しております。

(参考) 郵政民営化法による特例措置

当社の事業運営は、生命保険会社として保険業法を遵守することに加え、郵政民営化法及び関係政省令を遵守して遂行する必要があります。郵政民営化法及び関係政省令の主な目的は、郵政事業の改革を通じて、国内における公正かつ自由な競争を促進し、皆さまの利便向上及び経済の活性化を目指すことに加えて、日本郵政グループ各社の業務と同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じることにあります。このため、(1)に定める期間においては、新規業務を開始する場合に他の生命保険会社には課されていない追加的な手続きが求められ、また、当社が提供する商品の設計についても、他の生命保険会社には課されていない法令上の制約(以下、これらの制約等を「本特例措置」といいます。)が適用されることとなります。詳細は次のとおりであります。

(1) 本特例措置が継続する期間

本特例措置が継続する期間は、次に掲げる日のいずれか早い日までであります(郵政民営化法第134条)。

- ・ 日本郵政株式会社が保有している当社株式を全部処分した日
- ・ 郵政民営化法第135条第1項の決定(※)があった日

※ 内閣総理大臣及び総務大臣は、日本郵政株式会社から総務大臣に当社株式の2分の1以上を処分した旨の届出があり、その旨を総務大臣が内閣総理大臣に通知した日以後に、当社と他の生命保険会社との適正な競争関係等を阻害するおそれがないと認められるときには、本特例措置を適用しないことを決定しなければなりません。内閣総理大臣及び総務大臣は、かかる決定を行うにあたっては、郵政民営化委員会の意見を聴取することとされております。

「2 沿革 (参考) 当社の設立経緯等」に記載のとおり、日本郵政株式会社が有する当社議決権の所有割合は49.9%程度まで低下し、日本郵政株式会社から総務大臣に対し、2021年6月9日付けで、当社株式の2分の1以上を処分した旨の届出が行われております。

<郵政民営化委員会とは>

郵政民営化委員会は、内閣に設置されております。主な所掌事務は次のとおりであります(郵政民営化法第18条、第19条)。

- ・ 3年ごとに、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び当社の経営状況並びに国際金融市場の動向その他内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な検証を行い、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること
- ・ 郵政民営化法の各条において、内閣総理大臣及び総務大臣が郵政民営化委員会への通知を行うとされている事項について、必要があると認めるときは、内閣総理大臣を通じて関係各大臣に意見を述べること
- ・ 上記のほか、郵政民営化に関する事項について調査審議し、その結果に基づき、内閣総理大臣に意見を述べること等

(2) 新規業務等に係る郵政民営化法の手続き

当社は、これまで新規業務、新商品の開発・販売、新たな方法による資産運用を行う場合には、郵政民営化法上、内閣総理大臣及び総務大臣の認可が必要とされておりましたが(郵政民営化法第138条)、上記(1)に記載のとおり、2021年6月9日付けで、日本郵政株式会社が当社株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出たことから、この日以後は、新規業務等に係る認可手続きは不要となり、届出制(※)へと移行しております。

※ 日本郵政株式会社が当社株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は、本特例措置が終了する日まで、従前の認可手続きに代わり、新たな業務を行おうとするときは、その内容を定めて内閣総理大臣及び総務大臣に届け出るとともに、業務を行うにあたっては、他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮しなければならないとされております(郵政民営化法第138条の2)。なお、郵政民営化委員会から2021年10月14日に公表された「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針(令和3年10月)」において、届出後に必要に応じて郵政民営化委員会による調査審議が実施される場合があり、その場合の調査審議に要する期間はこれまでの認可制に比べて短縮される旨の方針が示されております。

新規業務、新商品、資産運用方法に係る規制の詳細は、それぞれ下記(3)～(5)に記載のとおりであります。

(3) 業務範囲

① 保険業法による定め

生命保険会社が営むことのできる業務の範囲については、保険業法第97条の規定により行う業務(以下「固有業務」といいます。)として定められており、「保険の引受け」と「資産の運用」がその範囲に含まれます。また、生命保険会社は、固有業務のほか、当該業務に付随する業務(以下「付随業務」といいます。)を行うことができるとされていますが、付随業務のうち、他の保険会社等の業務の代理又は事務の代行を行う場合は、内閣総理大臣の認可が必要となります(保険業法第98条)。

② 郵政民営化法による定め

当社が付随業務を行う場合には、郵政民営化法上の届出が必要となります(郵政民営化法第138条の2)。
手続きの詳細については、上記(2)に記載のとおりであります。

(4) 新商品の開発・販売

① 保険業法による定め

新たな商品の開発・販売にあたり、生命保険業免許の申請時に添付書類として提出した事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金の算出方法書の内容に変更が必要となる場合には、内閣総理大臣の認可が必要となります(保険業法第4条、第123条)。

② 郵政民営化法による定め

当社が事業を承継した公社が旧簡易生命保険法の定めにより2006年6月30日現在において引受けを行っていた以下の保険種類以外の保険について、当社が引受けを行う場合には、郵政民営化法上の届出が必要となります。

また、以下の保険種類であっても、公社が引受けを行っていた商品と、契約者配当の有無等、一定の差異のある保険について、当社が引受けを行う場合には、郵政民営化法上の届出が必要となります(郵政民営化法第138条の2)。

手続きの詳細については、上記(2)に記載のとおりであります。

＜公社が引受けを行っていた保険種類＞

- ・終身保険、定期保険、養老保険、家族保険、財形貯蓄保険
- ・終身年金保険、定期年金保険、夫婦年金保険
- ・次の二つの保険を一体として提供する保険
 - 終身保険及び終身年金保険で被保険者を同じくするもの
 - 終身保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの
 - 養老保険及び定期年金保険で被保険者を同じくするもの
 - 家族保険及び夫婦年金保険で主たる被保険者及び配偶者たる被保険者を同じくするもの
- ・特約

(5) 新たな資産運用の方法

① 保険業法による定め

生命保険会社の資産運用は、以下の方法によらなければならないとされております(保険業法第97条、保険業法施行規則第47条)。

- ・有価証券、不動産、金銭債権、短期社債等、金地金の取得
- ・金銭、有価証券の貸付け
- ・民法第667条第1項に規定する組合契約又は商法第535条に規定する匿名組合契約に係る出資
- ・預金又は貯金
- ・金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- ・金融商品取引法第2条第20項、第28条第8項第6号、保険業法第98条第1項第8号に規定するデリバティブ取引
- ・先物外国為替取引
- ・上記に掲げる方法に準ずる方法

② 郵政民営化法による定め

当社が以下に掲げる方法以外の方法により資産を運用しようとするときには、郵政民営化法上の届出が必要となります(郵政民営化法第138条の2)。

手続きの詳細については、上記(2)に記載のとおりであります。

＜手続きが不要な資産運用＞

- ・保険契約者に対する資金の貸付け
- ・地方公共団体に対する資金の貸付け
- ・コール資金の貸付け
- ・日本郵政株式会社又は日本郵便株式会社に対する資金の貸付け
- ・郵政管理・支援機構に対する資金の貸付け
- ・郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令第16条に定める次の方法
国債証券、地方債証券、政府保証債、社債券、外国債、不動産の取得(投資の目的をもって取得するものを除く)、金融機関への預金、先物外国為替取引等

＜認可・届出を行った資産運用＞

- ・有価証券、不動産、金銭債権の取得
- ・金銭(シンジケートローン(参加型)に限る)、有価証券の貸付け
- ・民法第667条第1項に規定する組合契約又は商法第535条に規定する匿名組合契約に係る出資
- ・金銭、金銭債権、有価証券又は不動産等の信託
- ・金融商品取引法第2条第20項、第28条第8項第6号に規定するデリバティブ取引

(6) 引受け可能な保険金額等の制約

郵政民営化法及び同施行令上、被保険者一人につき当社が引受け可能な保険金額等の限度(加入限度額)が定められております。また、この加入限度額については、簡易生命保険契約の被保険者一人あたりの保険金額等との合算

であります(郵政民営化法第137条及び郵政民営化法施行令第6条から第8条)。

① 保険(基本契約)の加入限度額

財形貯蓄保険及び年金保険を除く保険契約(終身保険、定期保険、養老保険、家族保険)については、保険金額に関して、以下の限度額が定められております。

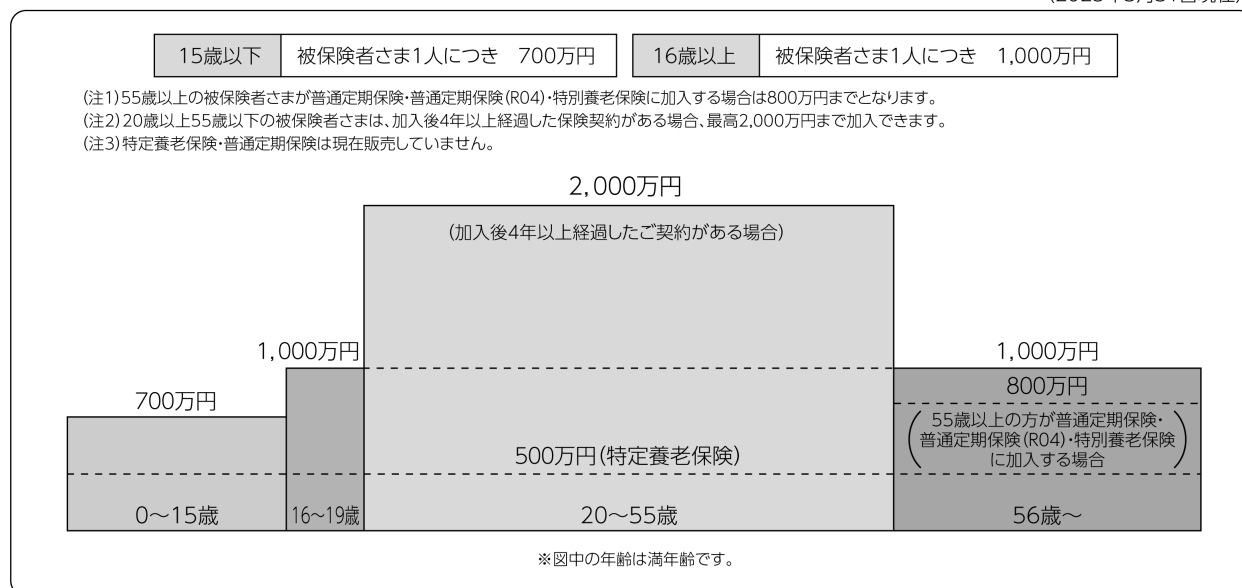
- ・被保険者が満15歳以下の場合・・・被保険者一人あたり：700万円
- ・被保険者が満16歳以上の場合・・・被保険者一人あたり：1,000万円

- (注) 1. 被保険者が満20歳以上満55歳以下の場合で、加入後4年以上経過した契約がある場合には、当該契約の保険金額のうち、1,000万円までは上記限度額には含みません。
2. 特定養老保険(保険契約加入後早期に病気で死亡した場合等の保険金額を低く設定した養老保険)については、年齢にかかわらず、被保険者一人あたり500万円が上限となっております。
3. 被保険者が満55歳以上の場合は、普通定期保険、普通定期保険(R04)及び特別養老保険(死亡保険金額を満期保険金額の2倍、5倍又は10倍とする養老保険)については、被保険者一人あたり800万円が上限となっております。

＜当社が引受け可能な保険金額の限度額の概要＞

保険(基本契約)の加入限度額

(2025年3月31日現在)



(注) 上記の法令で定める加入限度額以外にも、満15歳未満の被保険者さまがご加入いただける保険金額など、被保険者さまの年齢や保険種類によって、ご加入いただける保険金額に一定の制限があります。

② 財形貯蓄保険

財形貯蓄保険(勤労者財産形成促進法第6条第1項第2号及び第4項第2号に規定する契約に係る保険業法第3条第4項第1号に掲げる保険)については、払込保険料の総額に関して、以下の限度額が定められております。

被保険者一人あたり：550万円

③ 年金(基本契約)の加入限度額

年金保険については、年金の年額に関して、以下の限度額が定められております。

被保険者一人あたり：初年度の基本年金額 90万円

- (注) 1. 過去に販売していた年金保険の中には、年金の支払い開始の2年目以降から年金額が通増する種類がありますが、この通増額は上記限度額に含まれません。
2. 過去に販売していた年金保険の中には、契約者配当金を年金の支払い時に積み増ししてお支払いする種類がありますが、この積み増す額は上記限度額に含まれません。
3. 過去に販売していた年金保険の中には、夫婦が被保険者となる種類の年金保険がありますが、この場合、配偶者である被保険者に係る額は、上記限度額に含まれません。

④ 特約の加入限度額

特約については、それぞれの事由において、保険金額に関して、以下の限度額が定められております。

- a. 疾病にかかったこと、傷害を受けたこと又は疾病にかかったことを原因とする人の状態、傷害を受けたことを直接の原因とする死亡及びこれらに類するものに対する保障・・・被保険者一人あたり：合計1,000万円
b. 上記に掲げるものに関し、治療を受けたことに対する保障・・・被保険者一人あたり：1,000万円

(注) 上記の法令で定める加入限度額以外にも、基本契約の保険種類等により付加できる特約の保険金額に一定の制限があります。

(7) 子会社の保有に関する特例

① 保険業法による定め

生命保険会社が子会社として保有できる会社は、保険業法により、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者、銀行等、特定の業を営む会社に限定されております。

また、保有が認められている会社を子会社とする場合は、内閣総理大臣の認可又は内閣総理大臣への届出が必

要となります(保険業法第106条、第127条)。

② 郵政民営化法による定め

郵政民営化法において、当社は、生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者、保険業を行う外国の会社を子会社としてはならないと定められております(郵政民営化法第139条)。

また、保有が認められている会社を子会社とする場合、郵政民営化法上の認可又は届出が必要となります(郵政民営化法第139条、第149条)。

なお、当社が、子会社化することが禁じられている業種の会社に対して、子会社化に至らない議決権割合で出資する場合であっても、監督官庁からの監督上の措置(郵政民営化法第147条)により、当該出資が制限される可能性があります。

(8) 事業再編等に関する特例

① 保険業法による定め

生命保険会社が以下の行為を行う場合、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じないとされております(保険業法第139条、第142条、第167条、第173条の6)。

- ・ 保険契約の移転
- ・ 事業の譲渡又は譲受け
- ・ 合併
- ・ 会社分割

② 郵政民営化法による定め

郵政民営化法上、当社が以下の行為を行う場合、郵政民営化法上の認可を受けなければ、その効力を生じないとされております(郵政民営化法第141条)。

- ・ 保険業法第135条に規定する保険契約の移転
- ・ 当社を当事者とする事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け
- ・ 当社を当事者とする合併
- ・ 当社を当事者とする会社分割

ただし、以下の場合には、認可を受けられないこととされております。

- ・ 保険契約の移転について、移転先会社が日本郵政株式会社又は当社の子会社であるとき
- ・ 事業の譲渡又は譲受けについて、保険の引受けに係る事業の全部の譲渡であるとき及び保険の引受けに係る事業の譲受けであるとき
- ・ 合併について、合併により当社が消滅するとき及び合併の相手方が保険会社であるとき
- ・ 会社分割について、吸収分割承継会社又は新設分割設立会社に保険契約を承継させるものであり、かつ、吸収分割承継会社等が日本郵政株式会社又は当社の子会社となるとき

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容			
					役員の 兼任	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
(親会社)								
日本郵政株式会社 (注)	東京都 千代田区	3,500,000	グループの経営 戦略策定	被所有 49.85	3名	グループ 協定の締 結、シス テムサー ビス提供 契約の締 結、業務 委託契約 の締結等	—	—
(連結子会社)								
かんぼシステムソリュー ションズ株式会社	東京都 品川区	500	情報システム の設計、 開発、保守 及び運用業務 の受託	100.0	3名	業務委託 契約の締 結、経営 管理契約 の締結	不動産賃 貸借関係	—
(持分法適用関連会社)								
大和アセットマネジメン ト株式会社	東京都 千代田区	41,424	投資運用業、投 資助言・代理 業、第二種金融 商品取引業	20.0	1名	投資一任 契約等の 締結	—	有

(注) 有価証券報告書の提出会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

会社名	従業員数(名)
提出会社	17,952 [2,475]
かんぽシステムソリューションズ株式会社	704 [59]
合計	18,656 [2,534]

- (注) 1. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別に代えて会社別の記載をしております。
2. 従業員数は、就業人員数(当社グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループから当社グループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均雇用実績(1日8時間換算)を [] 内に外書きで記載しております。

(2) 提出会社の状況

2025年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
内務職員：8,466 営業職員：9,486 [2,475]	内務職員：44.9 営業職員：43.5	内務職員：20.3 営業職員：16.9	内務職員：7,155 営業職員：5,961

- (注) 1. 当社は、単一セグメント、単一事業部門であるため、内務職員・営業職員別の記載をしております。
2. 従業員数は、就業人員数(他社から当社への出向者を含み、当社から他社への出向者を除く。)であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均雇用実績(1日8時間換算)を [] 内に外書きで記載しております。
- また、臨時従業員数について内務職員・営業職員の区分は行っておりません。
3. 実態の反映を目的に、営業関係の管理者を内務職員として集計しております。
4. 平均勤続年数は、郵政省、総務省郵政事業庁及び公社から通算した勤続年数であります。
5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社には労働組合として、日本郵政グループ労働組合、郵政産業労働者ユニオンが組織されております。

また、当社の連結子会社であるかんぽシステムソリューションズ株式会社においては、JICDユニオンが組織されております。

なお、労使関係については、概ね良好であり、特記すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度					補足説明
管理職に 占める 女性労働者 の割合(%)	男性労働者の 育児休業 取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%)			
		全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
9.9	100	74.1	72.8	83.0	(注1, 2, 3, 4, 5, 6, 7)

- (注) 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定により公表している指標等に基づき記載しております。
2. 管理職に占める女性労働者の割合は2025年4月1日時点の実績を、その他の指標は当連結会計年度における実績を記載しております。
3. 管理職に占める女性労働者の割合は、日本郵政グループ各社との整合性を図るため、提出会社を本籍とする社員を対象としており、他社からの出向者を含めておらず、他社への出向者を含めております。なお、2022年4月からの新しいかんぽ営業体制への移行に伴う他社からの出向者を含める場合の割合は9.5%です。
4. 男性労働者の育児休業取得率は、日本郵政グループ各社との整合性を図るため、提出会社を本籍とする社員を対象としており、他社からの出向者を含めておらず、他社への出向者を含めております。加えて、臨時雇用(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。)を含めておりません。男性労働者の育児休業取得率は、当連結会計年度に配偶者が出産した社員のうち、育児休業等を開始した社員(開始予定の申出者を含む。)の割合を記載しております。なお、2022年4月からの新しいかんぽ営業体制への移行に伴う他社からの出向者を含める場合の男性労働者の育児休業取得率は100%であります。
5. 労働者の男女の賃金の差異は、提出会社における賃金台帳に記載のある社員を対象としており、出向契約の締結内容に基づき、当社より給与を支払っている他社からの出向者及び他社への出向者を含んでおります。
6. 労働者の男女の賃金の差異は、賃金台帳を基に、その雇用する男性労働者の賃金の平均(平均年間賃金＝賃金総額÷人員数)に対するその雇用する女性労働者の賃金の平均の割合を記載しております。総賃金から退職手当は除き、人員数から休職中の社員は除いております。また、無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)は正規(無期)雇用労働者に含めて記載しております。
7. 当社では、男女間で賃金体系、昇進・昇給等の運用、採用基準に差を設けておりません。男女の賃金の差異のうち正規労働者の主な要因は、年齢構成を踏まえた男女比率に偏りがあり、相対的に賃金水準の高い高齢層・管理職層の女性比率が低いことにあります。非正規労働者の主な要因は、男性のうち約4割を占める専門職採用者の給与が高いことにあります。将来管理職として活躍することが期待される女性社員に向けたキャリア形成支援の実施など、女性管理職比率向上に引き続き取り組んでまいります。

② 連結子会社

当事業年度						補足説明
名称	管理職に 占める 女性労働者 の割合 (%)	男性労働者の 育児休業取得 率 (%)	労働者の男女の賃金の差異 (%)			
			全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
かんぽシステムソリュー ーションズ株式会社	11.8	75.0	78.3	78.6	71.4	(注 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7)

- (注) 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定により公表している指標等に基づき記載しております。
2. 管理職に占める女性労働者の割合は2025年4月1日時点の実績を、その他の指標は当連結会計年度における実績を記載しております。
3. 管理職に占める女性労働者の割合は、当該連結子会社を本籍とする社員を対象としており、他社からの出向者を含めておらず、他社への出向者を含めております。
4. 男性労働者の育児休業取得率は、当該連結子会社を本籍とする社員を対象としており、他社からの出向者を含めておらず、他社への出向者を含めております。加えて、臨時雇用(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含む。)を含めておりません。男性労働者の育児休業取得率は、当連結会計年度に配偶者が出産した社員のうち、育児休業等を開始した社員(開始予定の申出者を含む。)の割合を記載しております。
5. 労働者の男女の賃金の差異は、当該連結子会社における賃金台帳に記載のある社員を対象としており、出向契約の締結内容に基づき、当該連結子会社より給与を支払っている他社からの出向者及び他社への出向者を含んでおります。
6. 労働者の男女の賃金の差異は、賃金台帳を基に、その雇用する男性労働者の賃金の平均(平均年間賃金＝賃金総額÷人員数)に対するその雇用する女性労働者の賃金の平均の割合を記載しております。総賃金から退職手当は除き、人員数から休職中の社員は除いております。また、無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)は正規(無期)雇用労働者に含めて記載しております。
7. 当該連結子会社では、男女間で賃金体系、昇進・昇給等の運用、採用基準に差を設けておりません。男女の賃金の差異のうち正規労働者の主な要因は、年齢構成を踏まえた男女比率に偏りがあり、相対的に賃金水準の高い高齢層・管理職層の女性比率が低いことにあります。非正規労働者の主な要因は、非正規労働者の男性のうち約6割が、定年退職後も、高い賃金水準で継続的に雇用されている社員であることにあります。将来管理職として活躍することが期待される女性社員に向けたキャリア形成支援の実施など、女性管理職比率向上に引き続き取り組んでまいります。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社が掲げる経営理念には、お客さまによりそい、一人ひとりの人生を守り続けていくために、全社員一丸となって歩んでいくという、当社の決意が込められております。この経営理念を実現するため、当社が目指していく具体的な姿を経営方針として制定しております。

(経営理念)

いつでもそばにいる。どこにいても支える。すべての人生を、守り続けたい。

(経営方針)

かんぽ生命保険は、お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社を目指します。

- ① お客さま一人ひとりの人生によりそい、分かりやすい商品と質の高いサービスを提供します。
- ② お客さまにより良いサービスを提供するため、お客さまと接する社員が力を発揮する態勢を整備します。
- ③ 社員一人ひとりが成長でき、明るく生き生きと活躍できる環境をつくります。
- ④ コーポレート・ガバナンスの確立による健全な経営を行い、常に新しい価値を創造することで、持続的な成長を生み出します。
- ⑤ 健康促進、環境保護、地域と社会の発展に積極的に貢献します。
- ⑥ すべてのステークホルダーと密接なコミュニケーションを図ります。

(2) 経営環境

2024年度の日本経済は、個人消費に一部足踏みが見られるも、引き続き堅調なインバウンド需要等を受けたサービス業をはじめ、好調な企業業績を背景に緩やかに回復しました。米国経済は、底堅い雇用環境や好調な個人消費に支えられ堅調に推移するも、関税政策によるインフレ懸念の高まりから足元で個人消費に減速感が見られました。欧州経済は、政治の不透明感が残るも、消費者物価の低下による家計の回復を背景に個人消費に回復が見られましたが、ドイツを中心に製造業の不振が続き、回復ペースが鈍化しました。

こうした経済状況の中、運用環境は以下になりました。

国内長期金利は、賃上げや物価上昇を背景とした日本銀行の金融政策正常化期待を受けて、7月には1.1%台と12年ぶりの高水準まで上昇して推移しました。7月末には日本銀行が政策金利を0.25%へ引き上げたものの、米国の失業率上昇等による景気後退懸念により低下し、9月まで横ばいで推移しました。その後は、日本銀行の金融政策正常化期待を受けて再び上昇し、1月には0.5%へ政策金利の引き上げが発表され、3月末は1.5%程度となりました。

日経平均株価は、米国景気の底堅さや日本経済の脱デフレ期待、日本企業のガバナンス改革への期待等から上昇し、7月には42,000円台となり史上最高値を更新しました。その後は米景気悪化懸念により下落後急反発するも、日本銀行の金融政策正常化による日本経済への影響や米新政権による政策の不透明感等から概ねレンジで推移し、3月末は米国の関税政策による景気悪化懸念から下落し35,000円台となりました。

ドル円は、米国中央銀行の高い政策金利の据え置き姿勢を背景にドル高円安が進行し、7月には160円台まで上昇しました。その後は米景気悪化懸念や米国中央銀行における利下げが開始されたことで9月には140円台までドル安円高基調となりましたが、緩やかな利下げペースが見通される中で再びドル高円安となり、12月には158円台となりました。その後は日本銀行による利上げ観測等からドル安円高となり、3月末は149円台となりました。

また、近年、生命保険業界を取り巻く経営環境は大きく変化しております。

少子高齢化の進展や単身世帯の増加に伴い伝統的な死亡保障へのニーズが縮小する一方、社会保障制度に対する不安感や自助努力意識の高まりから、医療・介護等の第三分野商品に対するニーズの拡大が見られ、今後もこの傾向は継続するものと考えられます。さらに、自然災害、資源価格の高騰、為替の変動等、先行きが読めない不確実な状況が続くとともに、コロナ禍を経たライフスタイルの変化や、生成AIの急速な広まり等による社会のデジタル化の進展等、社会全体が大きく変化している現在、万が一の保障に備えるお客さまの自助努力を支援し、安心を提

供するという生命保険事業の社会的役割はより一層重要性を増しております。当社としても、時代とともに加速するお客さまの価値観やライフスタイルの変化・多様化に合わせて最適なサービスを提供できるよう、引き続きお客さま本位の業務運営の推進・定着に取り組んでおります。

販売チャネルにつきましては、従来からの営業職員チャネルや銀行を中心とした金融機関の窓口販売チャネル等の対面チャネルに加え、デジタル技術の活用により非対面・非接触での保険サービスを提供する取り組みが進んでおります。

当社におきましては、創業以来、養老保険・終身保険を中心とした簡易で小口な商品を、全国津々浦々の郵便局を通じて、家庭市場を中心に多くのお客さまにご提供するという独自のビジネスモデルを展開してまいりました。商品・チャネル・顧客基盤といったこれらの特徴は、他社にはない当社の大きな強みである一方、時代や環境の変化に適応したビジネスモデルの転換を図る必要性を認識しております。かかる課題認識を踏まえた当社の成長戦略の詳細は、下記「(4) 経営戦略及び対処すべき課題」に記載のとおりであります。

2024年度において、当社の代理店である郵便局において、お客さまから事前に同意をいただかないまま、非公開金融情報[※]を保険募集を目的とした来局のご案内に不適切に利用した事案（以下「非公開金融情報の不適切利用事案」といいます。）を確認いたしました。また、2024年1月に販売を開始した一時払終身保険に関して、販売に係る保険業法上の認可を取得する前にお客さまへ勧誘を行っていた事案を確認いたしました。

両事案について、同様の事案が発生することがないよう再発防止策を策定しており、当社を含む日本郵政グループは、グループの総力を結集し再発防止に努めてまいります。詳細については、下記「(4) 経営戦略及び対処すべき課題」に記載のとおりであります。

※ 非公開金融情報とは、お客さま対応等の中で知った、お客さまの金融取引や資産に関する、通常、本人しか知れない情報（口座残高や引落情報、保有ファンドの状況等）のことです。

(3) 目標とする経営指標

当社は、下記「(4) 経営戦略及び対処すべき課題」に記載のとおり、2024年5月に中期経営計画（以下「中計」といいます。）の見直しを公表しており、同時に、目標とする経営指標についても一部見直しを行っております。見直し後の主要な経営指標は次のとおりであります。

見直し後の中計においても、当社グループは、お客さまのご評価を主要目標として設定し、「お客さま満足度^{※1}」や「ネットプロモータースコア(NPS^{®※2})」の向上を目指してまいります。一方、経営基盤を維持していくためのストックベースの目標として設定していた「保有契約件数(個人保険)」については、下記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 目標とする経営指標の達成状況等」に記載のとおり、保有契約件数が減少傾向にあることを踏まえ、目標件数の見直しを行っております。

また、財務目標として設定していた「連結当期純利益」に替えて、新契約の初年度に係る標準責任準備金負担による影響及びのれん償却による影響を調整した「修正利益^{※3}」及びこれを踏まえた「修正ROE^{※4}」を新たに設定しております。このほか、財務目標として「1株当たり配当額」及び「EV成長率」を引き続き設定しております。

なお、主要目標の達成状況については、下記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3) 目標とする経営指標の達成状況等」に記載のとおりであります。

※1 お客さま満足度を5段階評価として、上位2段階に相当する「満足」「やや満足」として回答いただいた合計割合です。

※2 NPS[®]とは、Net Promoter Scoreの略語であり、ベイン・アンド・カンパニー、フレッド・ライクヘルド、サトメトリックス・システムズ（現NICE Systems, Inc.）の登録商標です。

※3 修正利益とは、新契約の初年度に係る標準責任準備金負担による影響及びのれん償却による影響を調整するための当社独自の指標であり、連結当期純利益に「責任準備金の調整額（税引後）」及びのれん償却額を加算したものです。責任準備金の調整額とは、当該事業年度の新契約に係る標準責任準備金の繰入額から保険料計算に用いる基礎率により計算した責任準備金の繰入額を控除した金額です。

※4 修正ROEとは、修正利益を連結株主資本(期中平均)からのれん未償却残高（期中平均）を控除したもので除して算出しております。

(4) 経営戦略及び対処すべき課題

(適正な業務運営・法令遵守等に関して)

2024年度において、当社の代理店である郵便局において、非公開金融情報の不適切利用事案を確認いたしました。本事案を踏まえ、2025年4月、代理店の監督を一元的に行う部署の新設や業務執行部門とは独立したコンプライアンス部門の権限強化等を行うことで委託元としてのガバナンス態勢を強化しております。加えて、グループを挙げてお客さまからの非公開金融情報等の利用に係る同意の取得促進と、同意を得た非公開金融情報等を適切に活用するシステム構築に取り組んでおります。また、グループで連携して郵便局の活動に関する客観的データ等を活用したモニタリングに取り組むほか、当社では現地における直接の実態把握も強化しながら、引き続き代理店である日本郵便株式会社を教育・指導してまいります。

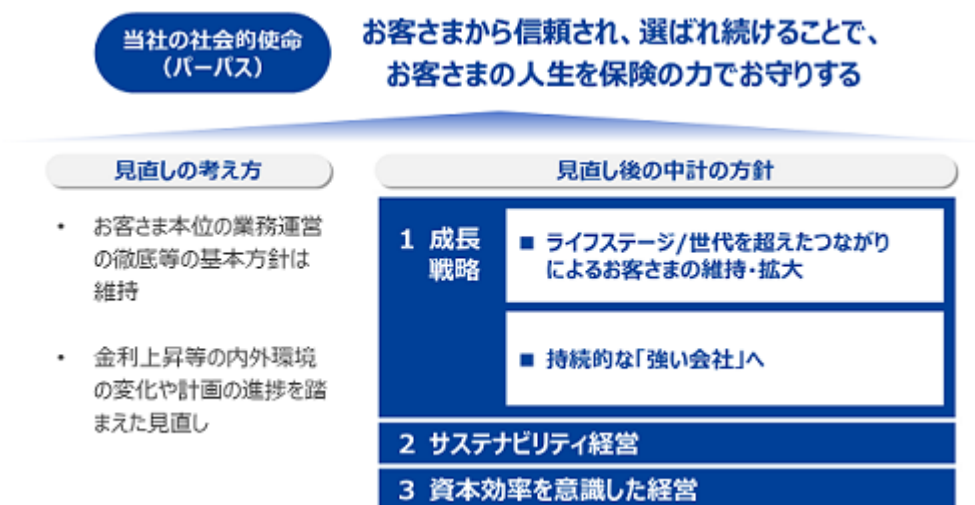
また、2024年1月に販売を開始した一時払終身保険に関して、販売に係る保険業法上の認可を取得する前にお客さまへ勧誘を行っていた事案を確認いたしました。これを踏まえ、当社では、認可を取得する前段階における社員への情報伝達の内容等を見直すほか、適切な業務運行等に関する社員への継続的な教育を行うとともに、その理解や履行状況の実態把握に一層取り組む等、実行態勢を強化しながら法令遵守を徹底してまいります。

両事案について、今回の事態に至った責任を重く受け止め、当社では、関係役員の報酬の減額を実施いたしました。同様の事案が発生することがないよう、当社を含む日本郵政グループは、グループの総力を結集し再発防止に努めてまいります。

(中期経営計画)

当社はこれまで、多くのお客さまへ保険という安心をお届けし、保険金等のお支払いを通じてお客さまの人生をお守りすることで、社会へ貢献してまいりました。

こうした当社の価値を提供し続けていくため、2021年5月に公表した2025年度までの中計について、お客さま本位の業務運営の徹底等の基本方針を維持しながら、内外環境の変化や計画の進捗を踏まえ、2024年5月に見直しを行いました。



引き続き「お客さまから信頼され、選ばれ続けることで、お客さまの人生を保険の力でお守りする」という当社の社会的使命を果たすべく、見直し後の中計の取り組みを進めてまいります。

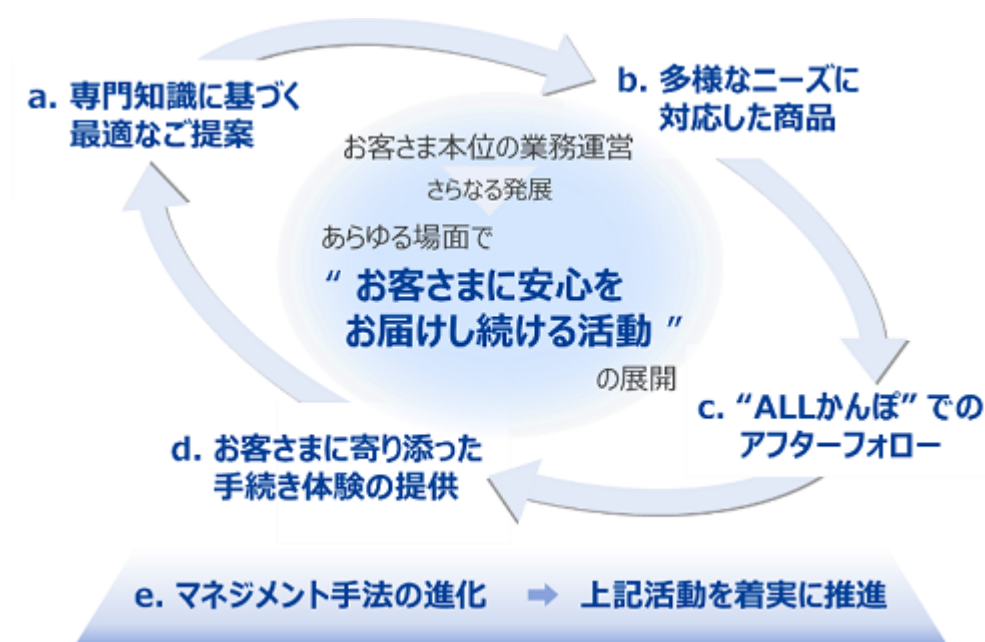
特に、中計最終年度となる2025年度は、全ての活動をお客さま起点に進化させるとともに、お客さまサービス向上に関するこれまでの取り組みを定着・発展させることで、あらゆる場面でお客さまに安心をお届けし続ける活動の展開に注力してまいります。加えて、安心を支える強靱な経営基盤の確立に取り組むことで、「お客さまの人生を通して安心をお届けする」という当社の価値をお客さまへ提供し続けてまいります。



① 成長戦略

ア. ライフステージ/世代を超えたつながりによるお客さまの維持・拡大

当社は、お客さま本位の業務運営をさらに発展させるため、「保険のプロ」としての使命感のもと、お客さまへの商品提案からアフターフォロー、請求手続き等のあらゆる場面で、お客さまに安心をお届けし続ける活動を一体的に展開してまいります。



a. 専門知識に基づく最適なお提案

当社は、お客さまとの長期安定的な関係を築きながら、様々な世代のお客さまの課題を把握し、解決策としての保障をご提案できるよう、教育体制を強化しながら営業社員のスキル向上に取り組んでまいります。

取組例

- ・新規採用者を集中配属して初期教育を行う育成拠点の新設
- ・社員の役職やスキルに応じた体系的な人材育成策の強化

b. 多様なニーズに対応した商品

当社は、あらゆる世代のお客さまの多様なニーズにお応えすべく、金利上昇等の外部環境の変化を捉えた既存商品の魅力向上と、お客さまのライフサイクル全体で安心を提供できるような商品領域の拡充に取り組んでまいります。

取組例

- ・平準払の終身保険や養老保険等の既存商品の魅力向上
- ・様々なライフイベントに対応する商品ラインアップ拡充に向けた商品開発

c. “ALLかんぽ”でのアフターフォロー

当社は、お客さまのご自宅への訪問等による対面のサポートに加え、デジタル技術を活用した非対面のサポートを組み合わせながら、当社の全てのお客さまとの信頼関係を一層構築してまいります。加えて、保障の見直しや継続の必要性が高いお客さまには優先的に対面でサポートすることで、お客さまにとって必要となる保障を継続いただきながら、確実に保険金をお支払いしてまいります。

取組例

- ・電話、LINE、メール等の非対面のアフターフォローを強化し、全てのお客さまに年1回のコンタクトを実施
- ・長期間、対面でアフターフォローできていないお客さまへお会いする仕組みや活動の強化

d. お客さまに寄り添った手続き体験の提供

当社は、各種手続きにおけるお客さまの負担軽減や利便性向上を果たすべく、デジタルを活かした手続きを一層拡充し、お客さまサービスのさらなる向上に取り組んでまいります。

取組例

- ・かんぽデジタル手続きシステム※を全ての郵便局窓口へ順次拡大、対象請求拡大・機能改善
- ・マイナンバーカード情報を活用したサービスの順次拡充
- ・オンラインを活用した保険加入プロセス（リモート面談等）の段階的な拡充

※ かんぽデジタル手続きシステムとは、対面でのご請求時に紙を使わずに端末で受け付けるシステムのことです。

e. マネジメント手法の進化

当社は、営業社員に対して、保険募集実績だけでなくアフターフォロー等も含めたお客さま本位の活動全般を定量的に評価する制度を導入し、社員の成長度合いを見える化・評価して成長を促進しながら、お客さまサービスの向上に取り組んでまいりました。この制度をさらに発展させ、当社の各拠点の活動全般と成長度合いも定量的に見える化・評価することで、社員と組織双方の成長を一層促進し、上記 a～d の活動を着

実に推進してまいります。



これらの取り組みにより、常にお客さまのための活動・サービス提供を行うことで、お客さま満足度を向上させながら、お客さま数の維持・拡大につなげてまいります。

イ. 持続的な「強い会社」へ

a. 資産運用

当社は、引き続き、ERM^{※1}の枠組みの下、ALM^{※2}運用を基本として運用収益の向上を目指し、市場環境の変化を捉えた追加収益の獲得や、他社との連携等を通じた運用態勢や人材ポートフォリオの高度化に取り組んでまいります。

また、サステナブル投資^{※3}については、社会課題解決に向けたインパクト投資や産学連携を中核に、かんぽ生命らしい“あたたかさ”の感じられる投資を推進してまいります。

取組例

追加収益の獲得

- ・ 日本経済のインフレへの転換を踏まえ、インフレ耐性が期待できる株式やインフラエクイティ、不動産ファンド等への新規資金の重点配分を行う等、資産ポートフォリオの組み換え
- ・ 新資本規制導入を踏まえ、経済価値ベースのリスク対比リターンを重視した投資枠組みの確立

運用態勢・人材ポートフォリオの高度化

- ・ 大和証券グループや三井物産等との提携による外部交流等を活かした、専門人材の高度化・育成策の強化

サステナブル投資

- ・ インパクト投資や産学連携を中核とした先進的なサステナブル投資の実践
- ・ 先駆者としての対外発信の拡充

※1 ERMとは、Enterprise Risk Managementの略語で、会社が直面するリスクに関して、潜在的に重要なリスクを含めて総体的に捉え、会社全体の自己資本などと比較・対照することによって、事業全体として行うリスク管理のことです。

※2 ALMとは、Asset Liability Managementの略語で、資産負債の総合管理のことです。

※3 サステナブル投資とは、サステナビリティ（持続可能性）の諸要素を考慮した投資行動を指します。

b. 生産性向上

当社では、引き続きデジタル技術を活用することで、お客さまサービスを向上させるとともに、生産性向上を実現し、これにより生じた経営資源を当社の強化領域にシフトすることで、ビジネスモデルの変革等のDXを推進してまいります。

また、これまでの企画業務における生成AIの活用に加え、営業社員によるお客さまサポート業務においても活用する等、全社的なAIやデータ活用にも取り組んでまいります。

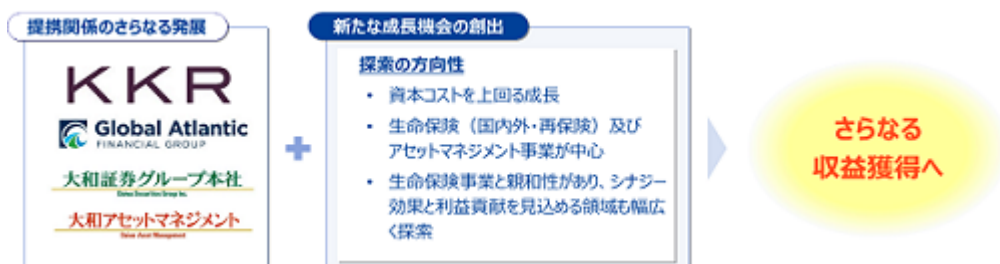
取組例

- ・ かんぽデジタル手続きシステムの拡充によるバックオフィス業務[※]の自動化、効率化
- ・ 削減したバックオフィス業務に従事する社員へ研修等によるリスキルを行い、お客さまサポート業務等へシフト
- ・ 全社的なAI・データ活用への推進体制の構築及び新たな活用領域の探索・実証

※ バックオフィス業務とは、お手続き後の書類確認、保険の引受審査や保険金等の支払可否の判定等の事務処理を行う後方支援部門（サービスセンター）における業務を指します。デジタル化の推進により、請求書等がデータ送信され、郵便物の受入れや受け入れた書類のデータ化を不要としているほか、書類確認や引受審査等を自動化することで、業務量を削減しております。

c. 収益源の多様化

当社は、大和証券グループ、KKR & Co. Inc（以下「KKR」といいます。）、及びその子会社のGlobal Atlantic Financial Group（以下「GA」といいます。）との提携等、国内外の提携関係を発展させるとともに、中長期的な成長に資する新たな領域を広く探索することで、さらなる収益獲得に取り組んでまいります。



② サステナビリティ経営

当社は、自らの社会的使命を果たす事業活動を通じて社会課題の解決に貢献することで、当社の持続的な成長とSDGsの実現を目指してまいります。

こうした目的を果たすためには、健全な経営基盤が欠かせないものと認識しております。この認識のもと、コーポレートガバナンスの強化や企業風土改革・人的資本経営の推進に引き続き取り組んでまいります。

特に、コーポレートガバナンスの強化について、上記「(適正な業務運営・法令遵守等に関して)」に記載したとおり、法令遵守等の課題を克服すべく、ガバナンス態勢の強化に取り組んでまいります。

ガバナンス態勢の強化（取組例）

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| ・ 法令遵守に対する不断の意識醸成 | ▶ 定期的な全社周知・指導の実施 等 |
| ・ 固有リスクを踏まえた情報伝達や統制の実施 | ▶ 社員への情報伝達手法や時期の見直し 等 |
| ・ フロントライン※の実態把握機能の強化 | ▶ 保険募集の前段階を含む実態把握 等 |
| ・ 実効性のある代理店監督手法の確立 | ▶ 各地域の代理店支援部署の機能見直し 等 |

※ フロントラインとは、お客さま対応を行う営業部門等のことです。

また、社員一人ひとりが自信と誇りをもって働く企業を目指し、企業風土改革・人的資本経営を推進してまいります。

企業風土改革・人的資本経営の推進（取組例）

- | | |
|----------|---|
| ・ 風土の改革 | ▶ 若手主体のプロジェクトチーム等の、組織や階層を超えたコミュニケーション機会のさらなる創出・改善 |
| ・ 採用の強化 | ▶ 経験者採用の強化、各エリアの採用体制強化 |
| ・ 制度の見直し | ▶ 社員の挑戦と成長を後押しする評価・処遇制度への見直し |

このほか、段階的な適用が予定されている新たなサステナビリティ情報の開示基準等を踏まえた適切な情報開示を進めてまいります。

このように、各種取組を推進することで、高い外部評価の継続的な獲得にもつなげてまいります。

③ 資本効率を意識した経営

当社では、引き続き、ERMに基づき、財務の健全性を確保しつつ、資本収益性を向上させ、修正利益を原資とした安定的な株主還元を図ることで、持続的な成長や中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。これに向けて、株主・投資家との対話等を踏まえながら資本コストや株価を意識した経営に取り組むことで、市場評価の改善を図ってまいります。



※ ESRとは、Economic Solvency Ratioの略語で、財務健全性指標の一つである「経済価値ベースのソルベンシー比率」のことです。

上記の取り組み等を通して、株主・投資家をはじめとする様々なステークホルダーの皆さまのご期待に沿えるよう、持続的な企業価値の向上を目指してまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

当社は、全国の郵便局ネットワーク等を通じて保険サービスを提供することで、お客さまのいざというときの支えとなり、お客さまの人生をお守りしてまいりました。そうした事業活動そのものがサステナビリティを実現するための取組みであると位置づけ、当社は、以下の「サステナビリティ方針」を定めております。

(サステナビリティ方針)

かんぽ生命保険は、経営理念を実現し、お客さまの人生を保険の力でお守りするという社会的使命を果たすことで、サステナビリティ(持続可能性)をめぐる社会課題の解決に貢献し、当社の持続的な成長とSDGsの実現を目指します。

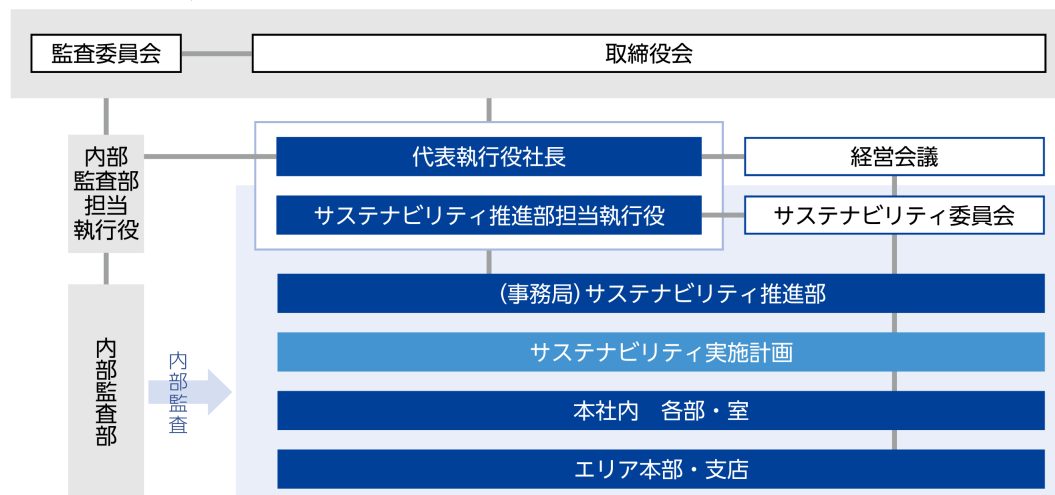
(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティ推進規程において、サステナビリティ推進に関する基本的な事項を定めております。これに基づき、サステナビリティ推進部担当執行役を委員長とするサステナビリティ委員会において、サステナビリティ戦略やサステナビリティ実施計画の策定・進捗等に関する協議・報告を行っております。

サステナビリティ委員会での検討・協議の状況は、適宜経営会議に報告するとともに、重要なものについては、経営会議で協議・決定の上、取締役会へ報告しております。(2024年度は、サステナビリティ推進に係る取組みについて、経営会議へ3回、取締役会へ1回報告しております。)

また、執行役に対して支給する業績連動型株式報酬の指標の一つとして、「ESG指標（GHG削減施策の実施状況、本社女性管理職比率、ESG評価機関の評価の改善状況）」を定めております。

(サステナビリティ推進体制)



上記に加え、他の専門委員会で協議・検討する取組みのうち、サステナビリティに関する取組みについては、サステナビリティ委員会に取り組み内容の報告等を行っております。具体的には、気候変動リスク・自然関連リスクについてはリスク管理統括部担当執行役を委員長とするリスク管理委員会で、人的資本については人事戦略部担当執行役を委員長とする働き方改革委員会でそれぞれ取組みを協議・検討するとともに、これらの内容について、サステナビリティ委員会へ適宜報告等を行っております。

(2024年度 サステナビリティ委員会の開催状況)

参加メンバー	サステナビリティ関連部署（サステナビリティ推進部、経営企画部、人事戦略部、総務部、事務サービス推進部、リテール営業本部、法人営業推進部、運用企画部、リスク管理統括部、コンプライアンス統括部）の担当執行役に加え、必要に応じて代表執行役社長も参加
開催回数	5回
主な議題	・サステナビリティ実施計画の策定・進捗 ・TCFD提言・TNFD提言に係る取り組み ・人権デュー・ディリジェンスの取り組み ・金融教育の取り組み ・サステナビリティ情報の新開示基準に関する動向 ・ESG評価機関による評価結果及び対応状況

(2) リスク管理

当社では、SDGsの17の目標を達成するための具体的な169のターゲットから、当社事業に関連するリスクや機会を考慮の上、取り組むべき社会課題を抽出し、抽出した課題に「ステークホルダーからの期待」と「当社にとっての重要度(戦略的重要性)」の2軸に基づく優先順位をつけて、マテリアリティ(重要課題)として特定しております。特に、「ステークホルダーからの期待」については、業界団体によるガイドラインや外部評価機関等からの要請事項、機関投資家との対話を通じた当社への要請事項、お客さまから当社に寄せられた声及び社員アンケートの内容等を踏まえ、特定作業を行っております。そして、マテリアリティに紐づくサステナビリティ実施計画を策定し、その進捗状況を管理・評価しております。なお、これらの取り組みは適宜サステナビリティ委員会、経営会議及び取締役会へ報告しております。

また、当社はリスク選好ステートメント[※]を設定し、ERMに基づき事業運営における健全性を確保しつつ、持続的な成長や中長期的な企業価値の向上を目指しております。リスク選好ステートメントでは全体方針に加え、保険引受リスク・資産運用リスク・オペレーショナルリスクをリスク区分として定めております。下記「(3) 戦略」に記載のマテリアリティを推進するための取り組みと関連するリスク(サステナビリティに関連するリスク)は上記リスク区分を基に管理しております。具体的には、人的リスクやコンプライアンスリスクはオペレーショナルリスクのリスク区分で管理しております。また、気候変動リスク及び自然関連リスクに関しては、全てのリスク区分でリスクの洗い出し・リスク評価を行う態勢を整備しており、サステナビリティ推進部がリスクを特定及び評価して対応策を検討した上で、リスク管理統括部がリスク評価の妥当性を検証し、検証結果をリスク管理委員会に報告しております。

※ リスク選好ステートメントとは、当社のリスクテイクの方針(目標収益達成を果たす上で、どのようなリスクを取るか)を定めたものです。当社では「定性的なリスク選好」と「定量的なリスク選好」に分けて設定しております。

(3) 戦略

当社では、社会的使命を果たし、サステナビリティをめぐる諸課題に取り組むため、以下の5つのマテリアリティ(重要課題)を特定しており、マテリアリティに沿った各取り組みを推進しております。

なお、本マテリアリティは、外部環境の変化等を踏まえ、2024年3月に見直しを行ったものであり、見直しに当たっては、サステナビリティ委員会及び経営会議で協議・決定し、取締役会へ報告しております。

	マテリアリティ	実現を目指すSDGsのゴール
事業に 関する課題  事業基盤に 関する課題	1 郵便局ネットワーク等を通じた保険サービスの提供	  
	2 人々の笑顔と健康を守るWell-being向上のためのソリューションの展開	
	3 多様性と人権が尊重される安心・安全で暮らしやすい地域と社会の発展への貢献	  
	4 豊かな自然を育む地球環境の保全への貢献	  
	5 サステナビリティ経営を支える経営基盤の構築	    

(各マテリアリティの取り組み)

マテリアリティ1 郵便局ネットワーク等を通じた保険サービスの提供

当社は、前身である簡易生命保険事業の創業以来、郵便局ネットワーク等を通じて全国のお客さまに基礎的な保険商品・サービスをご提供してまいりました。現在も、人生100年時代における、あらゆる世代のお客さまの保障ニーズにお応えし、お客さまの人生を保険の力でお守りすることが当社の社会的使命であると認識しており、この使命を果たすことで、サステナビリティ(持続可能性)をめぐる社会課題の解決に貢献するとともに、当社の持続的な成長を目指しております。そのため、常にお客さまのニーズにお応えする保険サービスをご提案するとともに、お客さまの万が一の際に迅速かつ確実に保険金をお支払いする態勢を整備してまいります。

なお、将来にわたってお客さまに保険サービスを提供する基盤を維持するため、保有契約件数(個人保険)を指標及び目標として設定しております。また、保険サービスに関するお客さまからの評価を把握し、より良いサービスの提供に活かしていくことを目的に、お客さま満足度及びネットプロモータースコア(NPS®)を指標及び目標に設定しております(詳細は、「(4) 指標及び目標」を参照)。

主な 取り組み	・地域密着の郵便局ネットワークを通じた基礎的な保障の提供 ・郵便局ネットワークとDX推進によるデジタル接点との融合 ・あらゆる世代の保障ニーズに応える商品開発 等
------------	---

マテリアリティ2 人々の笑顔と健康を守るWell-being向上のためのソリューションの展開

当社は、生命保険会社としてお客さまの万が一を支えるだけでなく、日々の健康づくりのサポートやサステナブル投資の推進に取り組むことにより、人々の毎日の暮らしを元気で笑顔に満ちたものにすることに貢献してまいります。当社がこうした取り組みを推進し、人々の健康で豊かな人生を支えることは、生命保険会社である当社の持続的な成長にも資するものと考えております。

具体的には、当社は、当社発祥のラジオ体操の普及推進等を通じて日々の健康づくりをサポートしたいと考えており、ラジオ体操の普及推進の進捗を把握する指標及び目標として、ラジオ体操実施率を設定しております。また、サステナブル投資の推進については、「Well-being向上」「地域と社会の発展」「環境保護への貢献」を重点取り組みテーマとしており、これらの取り組みの進捗を把握する指標及び目標として、インパクト“K”プロジェクト*認証ファンドの累計件数及び金額を設定しております。本指標及び目標は、マテリアリティ3及び4にも関連するものです(詳細は、「(4) 指標及び目標」を参照)。

※ 「インパクト“K”プロジェクト」とは、インパクト投資に関わる国内外の基準や考え方に加え、当社として重視する事項を包摂した社内認証制度です。

主な 取り組み	・ラジオ体操の普及推進 ・スマートフォンアプリでの健康応援サービスの提供 ・サステナブル投資の推進 等
------------	---

マテリアリティ3 多様性と人権が尊重される安心・安全で暮らしやすい地域と社会の発展への貢献

当社は、多様性や人権尊重に関する社会的要請が高まる中、これらを侵害することのない企業活動を行っていく必要があると認識しております。そのため、人々が将来にわたって安心・安全に生活できるよう、多様性や人権を尊重した地域と社会の持続的な発展に資する取り組みを行うことで、誰もが生きがいをもって豊かに暮らせる共生社会の実現に貢献いたします。

なお、地域と社会の持続的な発展に資する取り組みの進捗を把握する指標及び目標として、社会貢献活動の実施を設定しております。また、マテリアリティ2に記載のインパクト“K”プロジェクト認証ファンドの累計件数及び金額も、指標及び目標として設定しております(詳細は、「(4) 指標及び目標」を参照)。

主な 取り組み	・人権を尊重した社会の実現に向けた取り組み (人権デュー・ディリジェンスの取り組み等) ・車いすテニスの支援や各拠点での社会貢献活動 ・サステナブル投資の推進 等
------------	---

マテリアリティ4 豊かな自然を育む地球環境の保全への貢献

当社は、持続的な地球環境があつてこそ、当社の持続的な成長が実現できるという考えの下、気候変動への対応を行っております(詳細は、「① 気候変動に関する取り組み」を参照)。加えて、社会的要請が高まっている生物多様性・自然資本への取り組みも進めており、「自然資本への依存と影響」、「リスクと機会」の分析を実施しております。

なお、気候変動への対応として、温室効果ガス排出量の削減に向けて、当該排出量に関する指標及び目標を設定しており、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取り組んでおります。また、マテリアリティ2に記載のインパクト“K”プロジェクト認証ファンドの累計件数及び金額も、指標及び目標として設定しております(詳細は、「(4) 指標及び目標」を参照)。

主な 取り組み	・気候変動に関する取り組み ・生物多様性・自然資本に関する取り組み ・サステナブル投資の推進 等
------------	--

マテリアリティ5 サステナビリティ経営を支える経営基盤の構築

当社では、1～4のマテリアリティの達成のためには、社員一人ひとりが力を発揮できる職場環境や、会社の健全な経営基盤が欠かせないものと認識しております。そのため、社員のエンゲージメントの向上や多様な人材の活躍を進める人的資本経営の推進を図るとともに、特に、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (4) 経営戦略及び対処すべき課題 (適正な業務運営・法令遵守等に関して)」に記載したとおり、法令遵守等の課題を克服すべく、コンプライアンスの徹底、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでまいります(人的資本経営の詳細は、「② 人的資本経営の推進」を参照)。

なお、人的資本経営の進捗を把握する指標及び目標として、ES調査(エンゲージメントスコア調査)結果や、本社における女性管理職比率、育児休業取得率、障がい者雇用率(日本郵政グループ全体)を設定しております。加えて、コンプライアンスの徹底のため、具体的な実践計画であるコンプライアンス・プログラムに基づき、重点的に取り組むべき事項を選定し、推進しております(詳細は、「(4) 指標及び目標」を参照)。

主な 取り組み	・ 人的資本経営の推進 ・ コンプライアンスの徹底 ・ コーポレートガバナンスの強化 等
------------	--

以降は、5つのマテリアリティのうち、「4 豊かな自然を育む地球環境の保全への貢献」の取り組みの一つである「気候変動に関する取り組み」及び「5 サステナビリティ経営を支える経営基盤の構築」の取り組みの一つである「人的資本経営の推進」について、詳細を記載いたします。

① 気候変動に関する取り組み

当社は、「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言に、2019年4月に賛同を表明しており、気候変動への対応を経営上の重要課題として認識し、取り組みを進めております。具体的には、TCFD提言の内容を踏まえ、気候変動関連のリスクと機会を特定するとともに、それらが当社の生命保険事業や資産運用に及ぼす影響を把握するためのシナリオ分析を実施しております。引き続き、当社ではカーボンニュートラルの実現に向けて、低炭素社会への移行に関する取り組みを実践し、事業の持続可能性を高めてまいります。

(気候変動が当社事業に及ぼすリスクと機会)

生命保険事業

タイプ	当社の認識	影響の時間軸
物理的リスク	自然災害などの被害が増加することによる保険金等支払額の増加	短期～長期
	平均気温上昇や異常気象の健康への影響により中長期的な死亡率や罹患率が変化することによる保険金等支払額の増加	長期
機会	健康維持等の商品・サービスに対するニーズの高まりなどの消費者の保険に対するニーズの変化	中期～長期

資産運用

タイプ	当社の認識	影響の時間軸
物理的リスク	自然災害などの増加に伴う投資先企業の損失拡大による投融資資産の価値毀損	短期～長期
移行リスク	低炭素社会への移行に伴う制度変更、規制強化、消費者選好の変化の影響による投融資先企業の価値毀損	短期～長期
機会	再生可能エネルギー事業(インフラ)への投資を含む、グリーンファイナンス市場の拡大と投資機会の増加	短期～中期

※1 上記リスクと機会の特定に当たっては、想定される大小のリスクを洗い出した上で、当社事業における重要性を勘案し、影響度の高いリスクと機会を開示しております。

※2 影響の時間軸は、短期：5年、中期：15年、長期：30年程度と想定しております。

(主なシナリオ分析の実施内容^{*1)})

項目	分析内容	分析結果
気候変動が当社の生命保険事業に及ぼす影響分析	熱中症死亡の増加及び熱帯性の感染症被害拡大による保険金支払額の増加を定量的に分析	いずれも保険金支払額の増加が見込まれるが、当社の財務健全性に与える影響は限定的であることを確認
気候変動が当社の資産運用に及ぼす影響分析 ①	脱炭素社会への移行に伴う経済環境の変化による当社順ざや及び保有資産への影響について、NGFS ^{*2} が公開するシナリオを用いて分析(国内外の長期金利が緩やかに上昇するシナリオを使用)	・ 順ざやについて、国債等の円金利資産を保有する当社では、国内外の長期金利が緩やかに上昇するシナリオにおいて増加の見込み ・ 保有資産について、特に10年超の債券において一定の下落額が見込まれたが、投資先企業の収益悪化や時価評価額下落は徐々に顕在化すると想定されること及び保有資産は途中売却が可能であること等を踏まえると、当社の財務健全性に与える影響は限定的であることを確認
気候変動が当社の資産運用に及ぼす影響分析 ②	各国政府による炭素税の導入など炭素コストの増加が投資先企業の財務に及ぼす影響について、定量的に分析(国内外の株式及び社債ポートフォリオが対象)	エネルギー、素材、公益事業の3業種において、炭素コストが企業財務に及ぼす影響が大きいことを確認 <当社の対応> これらの業種を中心に引き続き下表のとおりスチュワードシップ活動の実施や社会の脱炭素化に資する投資を推進することで、ポートフォリオの気候変動リスク緩和を図る

- ※1 気候変動が生命保険事業及び資産運用に及ぼす影響については、一般的に確立された計測モデルはない上、長期間にわたり発現するなど気候変動自体の不確実性が高いことから、分析の精度や信頼性についての課題は多いと考えております。引き続き、調査・分析等を通じた影響把握に取り組んでまいります。
- ※2 NGFSとは、Network for Greening the Financial Systemの略語で、気候変動リスクへの金融監督上の対応を検討するための中央銀行及び金融監督当局の国際的なネットワークのことです。

(低炭素社会への移行に関する取り組み)

事業会社としての取り組み	・ 施設や車両の省エネ化 ・ 再生可能エネルギーの使用
機関投資家としての取り組み	・ 投資判断における気候変動要素の組み込み ・ 気候変動への対応を重視したスチュワードシップ活動の実施 ・ 投資ポートフォリオの温室効果ガス排出量計測及び管理 ・ 社会の脱炭素化に資する投資の推進

② 人的資本経営の推進

ア. 人的資本経営の考え方

当社は、お客さまから信頼され選ばれる企業になること及びお客さまに感動いただける保険サービスの提供を通じた持続的な成長を目指しており、そのためには、主体的に行動して付加価値の高い成果を発揮できる多様な人材の確保が必要不可欠であると考えております。一方で、当社では、優秀な専門人材の採

用ができない可能性や、魅力的な労働条件や職場環境を提供できない場合に人材の流出、不足等を招く可能性があることを重要なリスクとして認識しております。

こうした中で、2024年5月に見直しを行った中計(2021年度～2025年度)においても、サステナビリティ経営の重要な課題として「人的資本経営・企業風土改革」を位置づけております。そして、以下に記載する「『人的資本経営』3つの基本理念」の下、人材育成及び社内環境整備の取り組みを進めることで、全役員・社員が会社とともに成長し、自信と誇りをもって堂々と仕事ができる会社を目指しております。

(「人的資本経営」3つの基本理念)

1. 社員が主体的に行動する企業風土の定着
2. 戦略的な人材確保
3. 多様な人材の活躍と柔軟な働き方の推進

イ. 「人的資本経営」3つの基本理念とその取り組み

a. (基本理念1)社員が主体的に行動する企業風土の定着

経営陣と社員が将来のビジョンを共有して共感することや、社員の主体性を引き出すマネジメント、多様なキャリアにチャレンジできる機会の提供、並びに、若手主体のプロジェクトの導入を通じて、社員のエンゲージメント^{※1}の向上と主体的に行動する企業風土の定着を目指しております。

具体的には、会社が直面している課題やその取り組み等に対して、社長から全社員への定期的なメッセージ発信を行う「社長通信」や経営陣等と社員が定期的に意見交換する「フロントラインミーティング」、社員が社長に直接提案を行う制度の「かんぽ目安箱」を実施しております。これらにより、会社の将来のビジョンや方針等の理解を促進するとともに、経営陣と社員が同じ方針に基づいて全社一体となって課題等に取り組んでおります。

また、社員の主体性を引き出す取り組みとして、キャリアに関する社員本人の希望を踏まえて各社員の育成方針などの議論を行う人材育成会議を実施しております。これにより、社員一人ひとりが自身の強みや弱みに気づき、その改善等に社員自らが取り組むことで、能力やモチベーションの向上を図っております。加えて、管理職の人事評価の中で、部下社員が能力を最大限発揮できる環境の構築が役割であることを明確化するとともに、各拠点の管理職等を対象にコーチング^{※2}研修を実施し、マネジメント手法の改善に取り組んでおります。これらにより、部下社員との定期的な対話等によるコミュニケーションを活性化するとともに、主体的に行動する社員の育成や組織力の強化を図っております。

さらに、社員の自律的な成長等を目的に、現在と異なる職務や環境で新たな業務へ自ら挑戦することができるキャリアチャレンジ制度を導入しております。これにより、社員自らが新たな業務に挑戦し、その領域でのスキル向上や視野を広げることで新たな発想等による課題解決力の向上を図るとともに、人事交流の活性化による組織間の相互理解も促進しております。

このほか、新たな取り組みとして、若手社員が組織を超えてチームを組み、自分達の裁量で重要なミッションを遂行する若手主体のプロジェクトも導入しております。

これらの取り組み等を通じた社員のエンゲージメントを客観的に把握するため、年2回ES調査を実施しており、その調査結果を指標及び目標に設定しております(詳細は、「(4) 指標及び目標」を参照)。2024年度は、各種コミュニケーション施策の継続的な取り組み等により、社員の将来への期待・自信が高まり、社員のエンゲージメントにも大きな向上が見られました。今後も、会社の理念・方向性の社員への浸透と相互尊重を中心としたコミュニケーション改革に加え、管理職へのコーチング研修等によるマネジメント力強化や、社員の主体性をさらに引き出す人材育成、社員がやりがいをもって仕事に活き活きと取り組める環境作り等、企業風土改革の取り組みを強化することで、さらなるエンゲージメント向上を目指してまいります。

※1 エンゲージメントとは、会社との深い関わり合いや関係性を意味する言葉です。

※2 コーチングとは、管理職等が部下社員とともに達成したいことを明確にすることで、考え方や行動の選択肢を増やし、社員が主体的に行動するように促すコミュニケーション・スキルです。

b. (基本理念2) 戦略的な人材確保

現状及び将来必要な人材の「量」と「質」を把握し、経営戦略に合った人材の採用や強化領域への配置とリスクの促進、各階層及び領域に応じた育成の実施により、会社の持続的な成長を支える人材を確保してまいります。

具体的には、組織及び人事面から各部門の事業拡大や変革をサポートするツールとして、現状及び将来必要な人材の「量」と「質」を可視化する人材ポートフォリオの策定を進めており、各領域別の将来的な構想を踏まえた必要要員数の整理を行うとともに、強化領域への人事異動を推進しております。これにより、当社において、重点的に強化すべき組織や今後各領域で必要となる人材を特定し、現状とのギャップ分析を実施することで、ギャップを踏まえて戦略的に採用や配置、育成を行ってまいります。その一環として、新卒採用では会社説明会やインターンシップの強化、積極的なリクルーター活動等に取り組んでまいります。経験者採用では、営業、アクチュアリー^{*}、資産運用・リスク管理、IT・デジタル分野における専門人材等を確保するために、人材紹介会社を経由した採用や、社員からの紹介を通じた採用等を進めてまいります。これらの取り組みを測る指標として、新規採用者数に関する目標を設定しております(詳細は、「(4) 指標及び目標」を参照)。また、書類審査等のバックオフィス業務の削減を進め、こうした業務に従事していた人材をリスクし、お客さま対応を行う部門等の当社の強化領域へシフトしてまいります。

加えて、営業社員一人ひとりの能力や成長度合いを総合的かつ定量的に評価する制度を導入しており、中長期的な視点で営業社員の育成を進めてまいります。このほか、会社の成長を支えていく経営リーダーを、長期的な計画の中で戦略的に育成していくことを目的に、次世代リーダー育成プログラムを策定しており、将来を見据えて、各領域・階層に応じた社員育成を実施してまいります。

※ アクチュアリーとは、確率や統計等の手法を用いて、将来の不確実な事象の評価を行い、保険数理業務、リスクマネジメント等を行う専門職です。

c. (基本理念3) 多様な人材の活躍と柔軟な働き方の推進

多様な人材が互いの「個」を尊重し、それぞれの役割を果たして成果を上げることや時間や場所にとらわれない柔軟な働き方ができる環境の整備により、多様化する社会のニーズに応え、社員・お客さまの満足度の向上を目指しております。

具体的には、多様な人材の活躍の一環として、将来管理職として活躍することが期待される女性社員に向けたキャリア形成支援研修などの実施により女性活躍を推進しており、進捗を把握する指標及び目標として、本社における女性管理職比率を設定しております(詳細は、「(4) 指標及び目標」を参照)。

加えて、育児や介護をしながらでも安心して社員が働き続けられるよう、育児休業取得社員に対する職場復帰プログラムの実施の徹底や、仕事と育児の両立支援セミナーの開催等に取り組んでおり、進捗を把握する指標及び目標として、育児休業取得率を設定しております(詳細は、「(4) 指標及び目標」を参照)。2024年度は男女ともに育児休業取得率100%となっており、これを継続するために、引き続き各種取り組みを実施いたします。

また、障がいのある方の就労能力を正しく評価し、就業機会を提供することは企業の社会的責任の一環であると考え、当社を含む日本郵政グループ各社において、障がい者雇用の推進に積極的に取り組んでおり、日本郵政グループ全体の障がい者雇用率を指標及び目標に設定しております(詳細は、「(4) 指標及び目標」を参照)。当社の主な取り組みとしては、障がいのある社員との定期的な対話や座談会の実施、専用相談窓口の設置を行うとともに、採用業務を行う拠点にこれらの取り組みを牽引する「障がい者雇用促進リーダー」を配置し、障がいのある社員の職場定着を支援しております。加えて、新たな雇用領域の創出として、本社では障がいのある社員が社内カフェ業務に従事し、コーヒーや焼き立てのパンなどを提供しております。その美味しさだけでなく、障がいのある社員の笑顔は、多くの社員から大変好評であり、ノーマライゼーション意識の浸透にも繋がる取り組みに発展しております。

(4) 指標及び目標

当社は、5つのマテリアリティについて、以下のとおり指標及び目標を設定し、各取り組みの進捗を管理しております。

マテリアリティ	2025年度目標	2023年度実績	2024年度実績
1 郵便局ネットワーク等を通じた保険サービスの提供	保有契約件数(個人保険)：経営基盤を維持できる水準を設定	1,970万件	1,881万件
	お客さま満足度の向上	83%	84%
	ネットプロモータースコア(NPS®)の向上		
2 人々の笑顔と健康を守るWell-being向上のためのソリューションの展開	ラジオ体操実施率※1：25%	24.0%	23.8%
	インパクト“K”プロジェクト認証ファンド：累計15件、500億円※2(この目標は、マテリアリティ3及び4にも関連)	累計6件、225.5億円	累計9件、279.0億円
3 多様性と人権が尊重される安心・安全で暮らしやすい地域と社会の発展への貢献	社会貢献活動の実施	各拠点での地域貢献活動(清掃ボランティアや献血への参加等)や、車いすテニス等の協賛を実施	
	インパクト“K”プロジェクト認証ファンド累計件数・金額(マテリアリティ2に記載)		
4 豊かな自然を育む地球環境の保全への貢献	温室効果ガス排出量(Scope1・2)※3・4・5・6・7： －2030年度目標：46%削減(2019年度比) －2050年目標：カーボンニュートラル	約34%削減(2019年度比) (2022年度実績で、排出量は21,286tCO ₂ e)	約32%削減(2019年度比) (2023年度実績で、排出量は22,054tCO ₂ e)
	インパクト“K”プロジェクト認証ファンド累計件数・金額(マテリアリティ2に記載)		
5 サステナビリティ経営を支える経営基盤の構築	ES調査結果：他社平均であるB※3・8・9・10	CC	CCC
	本社における女性管理職比率：30%(2030年度目標)※3・11・12	15.0%	15.0%
	育児休業取得率：男女ともに100%※3・12・13	男性：100% 女性：100%	男性：100% 女性：100%
	障がい者雇用率(日本郵政グループ全体)：3.0%※14・15	2.56%	2.71%
	コンプライアンス・プログラムに基づく取り組みの実施※3	「犯罪防止態勢」、「募集品質・募集管理態勢」等を重点取組内容として選定し、取り組みを実施	

※1 ラジオ体操実施率は、当社が定期的に実施しているオンライン調査(対象は20歳～69歳の男女2,400名)において、ラジオ体操を知っていると回答した方のうち、1年に1回以上ラジオ体操を実施すると回答した方の割合です。

※2 インパクト“K”プロジェクト認証ファンドの目標及び実績は、2022年度の認証開始からの累計案件数及び当社による投資額(ファンドの形態により投資額もしくはコミットメント額を計上)です。

※3 目標・実績は、当社グループにおいて主要な事業である生命保険事業を営む当社について記載しております。

※4 Scope1とは、自社が直接排出する排出量です。新規事業による増加分を除きます。

※5 Scope2とは、他社から供給された電気などの使用に伴う排出量です。新規事業による増加分を除きます。

※6 上記目標は、現時点の将来見通しに基づいたものであり、社会動向や技術革新の状況の変化によって見直す可能性があります。

※7 温室効果ガス排出量(Scope1・2)の実績については、当社の組織体制の変更等により変更の可能性があります。

ります。

- ※8 当社の社員が、仕事内容・職場環境・人間関係・福利厚生などについてどの程度満足しているかを、株式会社リンクアンドモチベーションが提供する「モチベーションクラウド」を通じて調査の上、評価しております。全11段階中Bは上位から6段階目、CCCは上位から7段階目、CCは上位から8段階目の評価です。
- ※9 調査は、社員が外部サイトを通じて回答する方法で行っております。
- ※10 対象社員は、他社からの出向者を含む在籍社員(他社への出向者、派遣社員及び育児休業や病気休暇等の休職中の社員は除きます。)です。
- ※11 各年度の翌4月1日現在の本社(サービスセンターを含みます。)管理者のうち、女性の管理者の割合です。
- ※12 日本郵政グループ各社との整合性を図るため、当社を本籍とする社員を対象としており、他社からの出向者を含めておらず、他社への出向者を含めております。
- ※13 対象期間中に出産(男性の場合は配偶者が出産)した社員のうち、育児休業(育児・介護休業法第2条第1号。以下同じです。)を開始した社員(開始予定の申出者を含みます。)の割合です。また、臨時雇用(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含みます。)を含めておりません。
- ※14 各年度の6月1日現在の日本郵政グループ(日本郵政株式会社・ゆうせいチャレンジド株式会社・日本郵便株式会社・株式会社ゆうちょ銀行・株式会社かんぽ生命保険・日本郵政コーポレートサービス株式会社)の全社員(算定基礎労働者数、期間雇用社員等を含み、派遣社員を除きます。)のうち、障がいのある社員(雇用障がい者数)の割合です。
- ※15 当社では、障がい者雇用率の算定において障害者雇用促進法に基づくグループ適用を採用しているため、日本郵政グループ全体の障がい者雇用率を目標としております。

また、上記の目標の他にも、5つのマテリアリティに関連して、気候変動に関する取り組み及び人的資本経営の推進のうちの戦略的な人材確保への取り組みについて、それぞれ指標及び目標を設定しております。

① 気候変動に関する取り組み

Scope 3^{*1}におけるカテゴリー15(投資先ポートフォリオから発生する温室効果ガス排出量)について、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すとともに、2029年度末までに2020年度末対比で50%削減する中間目標を設定しております^{*2・3}。なお、2024年3月末時点の国内外上場株式及び国内外クレジット(企業融資を含みます。)ポートフォリオの温室効果ガス排出量は、2020年度末対比で24.6%減の約783万tCO₂eとなっております^{*4}。

- ※1 Scope 3 とは、サプライチェーンにおけるScope 1、Scope 2 以外の間接排出です。15のカテゴリーに分類され、投資先ポートフォリオにおける排出はカテゴリー15に該当します。
- ※2 Scope 3 におけるカテゴリー15の目標は、投融資先企業のScope 1 及びScope 2 の排出量について、当社の持ち分比率をかけて算出した値の合計です。対象資産は、国内外上場株式及び国内外クレジット(企業融資を含みます。)です。
- ※3 上記目標は、現時点の将来見通しに基づいたものであり、社会動向や技術革新の状況の変化によって見直す可能性があります。
- ※4 投資先ポートフォリオから発生する温室効果ガス排出量は、直接の計測が困難であることから、各種社外データ等を参照の上、一定の仮定や前提に基づき算出しております。削減率及び排出量実績等の数値は、計測対象資産の変更や計測方法の見直し等により、遡及的に修正する可能性があります。

② 戦略的な人材確保への取り組み

新規採用者数に関する目標^{*1}を設定しております。新卒採用においては、2025年4月1日に総合職99人(うち、特定専門人材^{*2}は12人)に加え、保険コンサルタントコースの社員^{*3}を106人採用しております。今後も、同水準以上の採用者数を目指して取り組んでまいります。

- ※1 目標・実績は、当社グループにおいて主要な事業である生命保険事業を営む当社について記載しており

ます。

※2 アクチュアリー、資産運用・リスク管理、IT・デジタル分野のいずれかに特化して従事する社員です。

※3 主にお客さまのお宅を訪問して活動する営業社員です。

上記のサステナビリティに関する考え方及び取り組みを通じて、当社グループの持続的な成長とSDGsの実現を目指してまいります。

3 【事業等のリスク】

文中の将来に関する事項は、別段の記載がない限り、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) リスク管理体制と、「事業等のリスク」の特定・管理等プロセス

当社では、「リスク管理基本方針」に基づき、リスク管理に関する規程を整備するとともに、リスク管理統括部担当執行役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、定期的を開催しております。

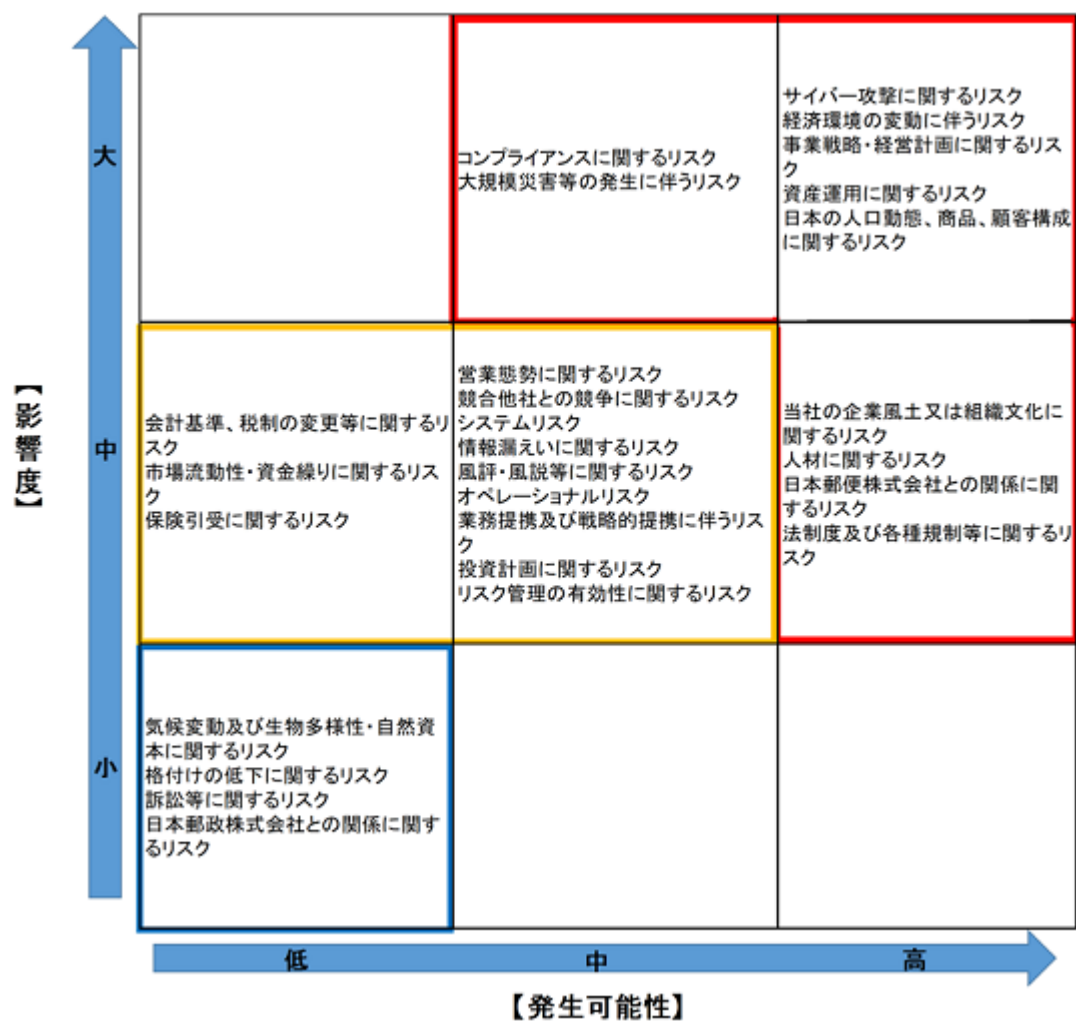
リスク管理委員会では、リスク管理に関する方針、リスク管理体制の整備及び運営に関する事項並びにリスク管理の実施に関する事項の協議を行うとともに、各種リスクの状況等について把握及び分析することにより適切なリスク管理を行い、リスク管理統括部担当執行役は、重要な事項を経営会議、監査委員会及び取締役会に付議又は報告しております(詳細は「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ③企業統治に関するその他の事項 b. リスク管理体制の整備の状況」に記載のとおりであります)。

「事業等のリスク」は、有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況並びに企業価値を表すEV(Embedded Value)や健全性を表すESR(Economic Solvency Ratio)等の指標に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクとし、「影響度」と「発生可能性」を勘案した上で「最も重要なリスク」及び「2025年度にかけてリスク認識が高まっている又は2025年度にリスク認識が高まると認識しているリスク」を特定し、年度を通じて管理しております。なお、当該リスクの分類及び各リスク情報の記載にあたっては、当社の経営陣の各リスクの影響、発生可能性、対応策等に関する認識を適切に反映させるため、2025年3月末現在の経営会議の構成員である常務以上の執行役及び業務を統轄する執行役に対して、「事業等のリスク」に関するアンケート(以下「経営陣アンケート」といいます。)を実施し、その集計結果を踏まえ、リスク管理委員会及び経営会議で協議を行うとともに、社外取締役からの意見聴取を行っております。また、当該アンケートを通じて、リスク項目の洗い替えも行っております。

(2) リスクマップと「最も重要なリスク」等

「リスクマップ」

経営陣アンケートの集計結果を踏まえ、リスクの影響度と発生可能性を勘案して策定した事業等のリスクの「リスクマップ」は、次のとおりです。なお、影響度「大」・発生可能性「高」、影響度「大」・発生可能性「中」、影響度「中」・発生可能性「高」に該当するリスク(リスクマップの赤枠に含まれる個別リスク項目)が当社における「最も重要なリスク」であると認識しており、リスク項目の重要度については、「最も重要なリスク」(リスクマップの赤枠に含まれる個別リスク項目)、影響度「中」・発生可能性「中」、影響度「中」・発生可能性「低」に該当するリスク(リスクマップの黄枠に含まれる個別リスク項目)、影響度「小」・発生可能性「低」に該当するリスク(リスクマップの青枠に含まれる個別リスク項目)の順に推移しております。



「最も重要なリスク」

経営陣アンケートを踏まえたリスク管理委員会での協議の結果、「最も重要なリスク」に選定された事業等のリスクは次のとおりです。事業戦略・経営計画に関するリスクのほか、リスクが顕在化した場合、当社の財政状況や経営成績等に与える影響が大きいと見込まれるサイバー攻撃に関するリスクや、経済環境の変動に伴うリスク、資産運用に関するリスク、法制度及び各種規制等に関するリスク等が含まれております。

重要度区分	2025年3月期
最も重要なリスク	サイバー攻撃に関するリスク
	経済環境の変動に伴うリスク
	事業戦略・経営計画に関するリスク
	資産運用に関するリスク
	当社の企業風土又は組織文化に関するリスク
	人材に関するリスク
	日本郵便株式会社との関係に関するリスク
	日本の人口動態、商品、顧客構成に関するリスク
	法制度及び各種規制等に関するリスク
	コンプライアンスに関するリスク
	大規模災害等の発生に伴うリスク

「2025年度にかけてリスク認識が高まっている又は2025年度にリスク認識が高まると認識しているリスク」

同様に、「2025年度にかけてリスク認識が高まっている又は2025年度にリスク認識が高まると認識しているリスク」に選定された事業等のリスクは次のとおりです。昨今の外部環境の変化に鑑み、資産運用に関するリスク、人材に関するリスク、2024年度に公表いたしました日本郵政グループにおける非公開金融情報の不適切な取扱いや、一時払終身保険の販売に係る認可前の勧誘といった事案を踏まえ、法制度及び各種規制等に関するリスクや日本郵便株式会社との関係に関するリスク等が含まれております。

2025年度にかけてリスク認識が高まっている又は2025年度にリスク認識が高まると認識しているリスク	資産運用に関するリスク
	法制度及び各種規制等に関するリスク
	人材に関するリスク
	日本郵便株式会社との関係に関するリスク
	サイバー攻撃に関するリスク

(3) 各リスク項目

各リスク項目は、その特性に応じて、「Ⅰ 経営戦略」、「Ⅱ 財務・資産運用」、「Ⅲ 事業固有」、「Ⅳ オペレーション」、「Ⅴ その他」に分類し、記述しております。

I 経営戦略

(1) 事業戦略・経営計画に関するリスク

当社は、2019年度に発生した、お客さまのご意向に沿わず不利益が生じた契約乗換等に係る事案及び法令違反又は社内ルール違反が認められた事案(以下、本「事業等のリスク」において「募集品質問題」といいます。)等の反省を踏まえ、お客さまから真に信頼される企業へと再生し、持続的な成長を目指した「中期経営計画(2021年度～2025年度)」及び内外環境の変化や計画の進捗を踏まえて2024年5月に新たに策定した「中期経営計画(2021年度～2025年度)見直し」をはじめとする事業戦略・経営計画を策定しております。また、2024年度は、日本郵政グループにおいて非公開金融情報の不適切な取扱いや一時払終身保険の販売に係る認可前の勧誘といった事案が確認されており、改めてお客さま本位の活動の徹底・実践、法令等遵守の徹底等が求められていると強く認識しております。

これらの事業戦略・経営計画に含まれる取組みには、本「事業等のリスク」に記載の各種のリスクが内在しているほか、将来において、当社による上記取組みの実施を阻害するリスクが高まる又は新たなリスクが生じる可能性もあります。また、これらの事業戦略・経営計画は、市場金利、外国為替、株価、事業環境等の一般的経済状況や法制度などの多くの前提を置き、作成されておりますが、かかる前提どおりとならない場合や各施策に対する十分な事業評価が行われず投資額やコストに見合った成果が得られない場合には、当該事業戦略又は経営計画における目標を達成できず、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

中計に掲げた各種施策に内在するリスクや中計の策定時に置かれた前提に関するリスクのうち、特に重要なものは以下のとおりであります。

① 当社の企業風土又は組織文化に関するリスク

募集品質問題に係る事案の事実関係及び原因等の究明に関して、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び当社のいずれとも利害関係を有しない弁護士3名から構成される「かんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会」が2019年12月に公表した調査報告書では、当社グループにおいて、「リスク事象を探知した際の原因追究・解決の先送り」、「問題の矮小化」並びに「部門間の横での連携不足及び上意下達の下での情報伝達の目詰まり」といった企業風土又は組織文化が従前から存在してきたことが指摘されました。当社グループでは、経営陣主導の下、健全な企業風土の醸成に取り組んでおり、中計においては、全役員・社員が会社とともに成長し、自信と誇りをもって堂々と仕事ができる会社を目指し、着実に改善が進んでおります。しかしながら、日本郵政グループにおいて非公開金融情報の不適切な取扱いや一時払終身保険の販売に係る認可前の勧誘といった事案が確認されており、これら事案を踏まえた再発防止策も含め、企業風土・組織文化改善の取り組みが奏功しない又は奏功するまでに想定以上の期間を要する場合には、類似の事案が再発するなど、当社グループの社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 営業態勢に関するリスク

当社の営業戦略は、コンサルタントや郵便局窓口社員がお客さま一人ひとりの「信頼できる気軽な相談相手」となり、ライフステージや世代を超えて安心を提供し続けることで、お客さまから選ばれ、保有契約を維持・拡大するというものです。具体的には、質と量を伴った「アフターフォローの充実」により、多様なお客さまニーズを把握し、それらに応えられる「商品ラインアップの拡充」を図っております。

営業活動においては、保険営業における行動原則である「かんぽ営業スタンダード」に基づく、丁寧な情報収集・意向把握、お客さま本位の商品提案、丁寧でわかりやすい説明を基本としたお客さまに寄り添った課題解決の提案ができる当社社員の育成に取り組むとともに、日本郵便株式会社における郵便局社員の育成にも関与しております。

この営業態勢の下、2022年度のお客さま担当制の導入等による質の高いアフターフォローの充実や、2023年度の学資保険の改定及び一時払終身保険の販売開始によるお客さまニーズに応じた商品ラインアップの拡充など、中長期的な営業力をつける取り組みを進めております。この結果、2024年度は、新契約の実績が増加し、収益の源泉となる保有契約の減少が緩やかになっております。しかしながら、これらの取り組みが奏功しない場合や、新契約の実績が想定どおりに進捗しないなどの期間がより長期にわたり継続する場合には、当社グループの事業、業績、財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 日本の人口動態、商品、顧客構成に関するリスク

1970年代半ば以降、日本の出生率は総じて徐々に低下する傾向にあり、現在は世界で最低の水準にあります。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、総人口及び15歳から64歳までの人口は今後も減少し続けるであろうと予測されており、この傾向が日本国内における生命保険の総保有契約高減少の主要な要因であると考えております。また、当社の顧客基盤は中高齢層や女性の割合が高く、青壮年層の割合が相対的に低くなっております。

当社の取り扱う商品は、個人向け生命保険、とりわけ養老保険・終身保険などの貯蓄性商品の割合が高く、前述の長期的な日本の人口動態等の要因のほか、国内の雇用水準及び家計所得、貯蓄・投資スタンス、代替商品であるその他の商品に対する相対的魅力、保険会社の財務健全性、社会的信用に対する一般的な認識が、新契約数や保有契約の消滅率に影響を及ぼしております。

当社では、2023年4月より、昨今の教育費用の高まりやお客さまからのご要望を受け、学資保険「はじめのかんぽ」の改定を行い、また、2024年1月より、中高齢層のお客さまがお持ちの「一生涯の死亡保障ニーズ」にお応えするために一時払終身保険「つなぐ幸せ」の取扱いを開始するなど、青壮年層を含めたあらゆる世代の多様なお客さまニーズを把握し、それらに応えられる「商品ラインアップの拡充」に取り組んでおります。しかしながら、これらが想定どおりに進捗しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 業務提携及び戦略的提携に伴うリスク

当社グループは、新規事業機会の創出等のため、様々な業務について、他社等との提携を行っております。他社等との提携等に当たっては、必要に応じて外部専門家を活用してリスクを認識し、当社の管理態勢を整備した上で実行し、提携後には、出資・提携先の経営・財務状況を把握し、リスクの顕在化の未然防止に取り組んでおります。しかしながら、業務提携先において業務遂行上の問題が生じた場合や計画どおりに事業が行われない場合、業務提携によって期待した成果が得られない場合等には、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社は、2023年6月よりKKR及びGAとの戦略的提携契約を締結し、GAが運用する再保険共同投資ビークルへ相応規模の投資を行っております。2024年5月より収益源の多様化と資産運用力の強化を目的に、株式会社大和証券グループ本社及び同社の連結子会社である大和アセットマネジメント株式会社との資本業務提携について合意し、2024年10月に大和アセットマネジメント株式会社の第三者割当増資を引き受け、増資後株式の20%を取得いたしました。それに伴い、2025年3月期第3四半期末時点よりのれん相当額を認識しており、2025年3月期末時点で、336億円ののれん相当額を計上しております。

なお、出資先等の業績又は財政状態が悪化した場合や投資額に見合った成果が得られない場合等には、減損処理が発生し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 気候変動及び生物多様性・自然資本に関するリスク

当社は、気候変動によるリスクと機会を認識し、2019年4月にTCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures)の提言へ賛同を表明しており、これまでの気候変動に関する取り組みを一層推進するとともに、情報開示の充実を図っております(詳細は「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載のとおりであります)。

気候変動は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があり、当社は、その影響を評価するためのシナリオ分析を行っております。

なお、気候変動による生命保険事業への主な影響としては、自然災害などの被害が増加することによる保険金等支払額の増加、平均気温上昇や異常気象の健康への影響により中長期的な死亡率や罹患率が変化することによる保険金等支払額の増加の可能性を認識しております。また、資産運用への主な影響としては、自然災害などの増加に伴う投融資先企業の損失拡大による投融資資産の価値毀損、低炭素社会への移行に伴う制度変更、規制強化、消費者選好の変化の影響による投融資先企業の価値毀損を認識しております。

加えて、温室効果ガス排出量を踏まえた投資ポートフォリオの管理を行うため、投資ポートフォリオの温室効果ガス排出量を測定・分析し、分析結果を考慮した上で投融資先企業等に対するエンゲージメント(目的を持った対話)を行うとともに、再生可能エネルギー施設等への投融資を積極的に推進しております。

また、当社は、気候変動とともにグローバルな重要課題となっている、生物多様性・自然資本に関する取り組みも進めており、自然資本に関する開示の枠組みを構築する国際的なイニシアチブであるTNFD(Taskforce on Nature-related Financial Disclosures)の理念に賛同し、2023年6月にはその活動をサポートするTNFDフォーラムに参画し、2023年12月にはEarly Adopterとして、TNFD提言に基づく開示を行う意思表明をTNFDのウェブサイト上で行いました。

当社生命保険事業への主な影響として、生態系バランスが崩れることに起因する感染症の蔓延等による保険金等支払額の増加や、各種自然災害によって当社のデータセンターが運用遅延・停止に陥る可能性を認識しております。

また、資産運用においては投融資先企業が依存する自然資本の枯渇等に伴う投融資資産の価値棄損のほか、環境保全に関する法規制の厳格化や社会的要請の変化等に伴う投融資資産の価値棄損を認識しております。

なお、当社の投資ポートフォリオにおける主な自然関連の依存と影響に関する分析を実施しており、分析結果や社会的要請等を踏まえた資産運用に取り組んでおります。

このように、気候変動及び生物多様性・自然資本に関する各種取り組みを推進しておりますが、これらの対応が不十分と評価された場合には、当社グループの資本市場における評価、その他社会的な評価の低下につながる可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 人材に関するリスク

当社グループは、生命保険会社としての業務遂行のため、保険営業、保険数理、資産運用、リスク管理等各分野において安定した事務遂行と高い専門性を有する優秀な人材を必要としております。加えて、昨今のデジタル技術の進化・普及に伴い、当社のDX推進を担う人材の確保・育成も喫緊の課題と認識しております。しかし、少子化等の影響を受けて、人材獲得競争が強まる中で、当社が期待する量及び質の人材の採用は、一段と難しくなっている一方で、採用ができたとしても育成及び定着を図ることができない可能性があります。また、魅力的な労働条件や職場環境を提供できない場合や人事処遇、勤務管理、ハラスメントなどの人事労務上の問題や職場の安全衛生管理上の問題等が発生した場合には、人材の流出、不足等を招く可能性があります。

当社グループでは、中計において、全役員・社員が会社とともに成長し、自信と誇りをもって堂々と仕事ができる会社を目指すとの方針の下、経営陣と社員のコミュニケーションの活性化、多様なキャリア形成の支援及びマネジメント力の強化、人事評価制度の高度化に取り組むとともに、自律的な改善活動の推進などによる多様な柔軟な働き方を実現する働き方改革に取り組んでおります(詳細は「2 サステナビリティに関する考え方及び取組」に記載のとおりであります)。

このように、社員のモチベーションや満足度の向上、退職者数の抑制、当社の将来を担う人材の育成等を図ることで、中計に掲げる再生と持続的成長の実現のための土台作りに取り組んでおりますが、これらの取り組みが奏功しない又は奏功するまでに想定以上の期間を要する場合には、お客さまサービスの質が低下することにより、

当社グループの競争力の相対的な低下や新契約及び保有契約の減少を招き、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦ 経済環境の変動に伴うリスク

当社グループが行う事業は、その収益の多くが日本国内において生み出されるものであるため、国内の経済物価情勢や家計所得の動向、貯蓄・投資スタンスなどが、当社グループの行う事業に影響を及ぼす可能性があります。また、世界経済は総じて緩やかな成長を続けておりますが、景気後退懸念に加え、国家間紛争等の地政学リスクの顕在化、米国の新政権の政策運営を巡る不確実性などに直面しており、国内経済への影響が懸念されております。このように、経済物価情勢等の動向は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

消費者物価は、既往の輸入物価上昇を起点とした価格転嫁の影響に加え、労働需給のひっ迫、賃金上昇等を受けたサービス価格の上昇が続く下で、緩やかに上昇しております。こうした状況が当社の想定を超えて継続する場合には、事業費の高騰とそれによる保険料採算の悪化、人材確保の困難化等が懸念されます。また、物価の上昇等を受けて、金利水準がこれまで以上に上昇した場合には、資産運用における国内金利リスクの顕在化のほか、保険契約者がより高い収益を得られる別の金融商品へ資金を移動させることにより、保険契約の解約・乗換が増加する可能性があります。こうした経路を通じ、国内経済のインフレ傾向は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 競合他社との競争に関するリスク

当社は、日本の生命保険市場において、国内生命保険会社、外資系生命保険会社、各種協同組合等との激しい競争に直面しており、近年は、商品内容・ラインアップ、販売チャネル、保険料水準等に関して、当社より優位に立っている会社もあります。また、株式会社形態と相互会社形態の保険会社が共存・競争する中で、海外保険市場も見据えた統合や再編、異業種との提携等、又は新技術等(AI・生成AIなど)を応用した魅力的な商品・サービスの開発により、競合他社が今後より高い競争力を備える可能性もあります。さらに、当社が業務範囲を拡大した場合や当社を取り巻く規制緩和、新規参入等に伴い市場構造に変化が生じた場合に、現時点では競合関係のない会社との競合関係が新たに生じる可能性もあります。このように、競合他社との競争は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、持続的成長のために、感動いただけるサービスを核にお客さまを拡大するなど、お客さま体験価値(Customer experience、以下「CX」といいます。)を最優先とするビジネスモデルへの転換に取り組んでおります。CXの向上に当たっては、DXも積極的に推進しており、DX推進の中では、AIの利活用も進めておりますが、今後、AIが当社の想定以上に進展・普及し、当社のAIを使用したビジネス展開や業務の効率化・生産性の向上が遅れた場合には、競合他社との競争に劣後し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ 投資計画に関するリスク

見直し後の中計期間において、DX推進等をはじめ、当社全体で約1,200億円規模の投資を行うこととしております。これらの投資は減価償却等を通じて今後数年間にわたり費用化されるとともに、その管理・維持には相当程度のコストが生じる見込みであります。投資額やコストに見合った成果が得られない場合には、中計における目標を達成できず、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑩ 格付けの低下に関するリスク

当社は、株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(S&P)の各格付会社より信用格付けを取得しており、2025年3月末現在における信用格付けは、それぞれ「AA-」(保険金支払能力)、「AA」(保険金支払能力格付)、「A+」(保険財務力格付)であり、当社の財務の健全性に対して一定の評価を得ているものと認識しております。中計においては、お客さま本位の業務運営を徹底し、信頼回復に努めておりますが、新契約の実績、保有契約の維持及び事業費の抑制などが計画どおりに進捗せず、当社の将来的な財務内容の見通しが悪化することにより、各社の信用格付けが引き下げられた場合には、当社グループの資本市場における負債性資金の調達が有利な内容で行えない可能性があるとともに、当

社に対する不安を想起させ、新契約及び保有契約の減少等につながる可能性があります。このように、各格付会社の当社に対する信用格付けは、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

II 財務・資産運用

(1) 保険引受に関するリスク

① 保険料設定・責任準備金の積立に関するリスク

当社は、保険の種類及び内容、契約時の被保険者の年齢、性別、保険金額等を考慮して、次に掲げる計算基礎率(予定死亡率、予定利率、予定事業費率)等に基づいて保険料を設定しております。

予定死亡率	過去の統計を基に、性別・年齢別の死亡者数を予測し、将来の保険金の支払等に充てるために必要な保険料を設定いたします。この計算に用いる予測された死亡率を予定死亡率といいます。
予定利率	資産運用による一定の収益を予め見込み、その分を割り引いて保険料を設定いたします。この割引率を予定利率といいます。
予定事業費率	保険会社の事業運営上必要な経費を予め見込んで保険料を設定いたします。この割合を予定事業費率といいます。

保険契約においては、実際の死亡率が事前に設定した予定死亡率を超過した場合や実際の運用利回りが事前に設定した予定利率を下回った場合、実際の経費が事前に設定した予定事業費を超過した場合には、保険期間中の保険料等の受取総額を保険金・経費等の支払総額が上回るにより損失が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、保険業法及び関連業規制に基づき、保険料収入の大部分を責任準備金として将来の保険金等の支払いに備えて積み立てております。責任準備金は、当社の負債の最も大きな部分を占めているものであり、各保険契約の保障対象となる事象の起こる頻度や時期、保険金等支払額、資産運用額等につき一定の前提を置き、これらに基づく見積りによって計算されるものであります。これらの前提と実際の結果が乖離した場合や環境の変化により将来乖離が見込まれる場合には、責任準備金の積増しが必要となる可能性があります、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、責任準備金の積立に関する規制や標準利率・標準生命表は、金融当局である金融庁等によって定められているものですが、これらに変更があった場合には、保険料見直しや責任準備金の積増しが必要となる可能性があります、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 再保険に関するリスク

当社は、民営化前の高い予定利率の終身年金保険契約を出再することにより、保険引受リスク及び資産運用リスクを削減し、将来収益及び資本効率の向上を図ることを目的として、再保険契約を締結しております。出再先については、当社の定める信用基準を満たした保険会社を選定しておりますが、今後、カウンターパーティリスクが顕在化した場合等には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 会計基準、税制の変更等に関するリスク

当社の繰延税金資産は、現行の会計基準及び税制に従い、一定の前提に基づいて見積もった課税所得により将来の税金負担額が軽減することが認められる範囲内で計上しております。したがって、新契約の実績が想定どおりに進捗しない期間がより長期にわたり継続したり、経済環境の大幅な悪化が継続したりする場合における見積りの前提の変更や、税制改正に伴う税率の引き下げにより、繰延税金資産額が減少する場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、国際会計基準審議会は、2020年6月に国際財務報告基準(以下「IFRS(International Financial Reporting Standards)」)第17号「保険契約」の修正を公表し、2023年1月1日以降に開始する事業年度より適用しております。当該基準は保険契約を経済価値で評価するため、毎期の変動が純資産に影響を及ぼす可能性があります。今後、IFRS又は同基準に準じる基準を当社グループの会計基準において適用する場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 資産運用に関するリスク

① 国内金利に関する市場リスク

当社の資産構成は、円金利資産の割合が高く、当社の保険契約者に対する債務のデュレーションが運用資産より長期であるため、資産と負債のデュレーションのミスマッチによる国内金利の変動リスクを有しております。

2024年3月の日本銀行によるマイナス金利政策解除後も当社が既に保有している保険契約の予定利率は変わらないことから、国内金利が現在の水準より上昇した場合には、資産運用利回りが上昇することにより、利息収入などの収益が向上するものの、既に保有している債券価格の下落により、評価損・減損損失や売却損等が発生する可能性があります。

一方、国内金利が現在の水準より低下した場合には、当初想定していた運用収益が確保できないあるいは逆ざや(資産運用ポートフォリオの平均運用利回りが既契約の責任準備金の積立てに用いた予定利率を下回る現象)となる可能性があります。このように、国内金利の変動は、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② ①以外の市場リスク

当社は外貨建資産を保有しており、その一部については、為替リスクをヘッジするため為替予約等を行っておりますが、為替リスクがヘッジされていない部分について、為替相場の変動が発生した場合や為替リスクをヘッジしていたとしても、各国の金融・財政政策の動向等による国内外の金利差拡大によりヘッジコストが高まり、これまでの条件でロールによる為替予約等ができない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、各国の金融・財政政策の変更や外国金利の変動により、当社の保有する外国証券の価値が下落した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、国内外の経済状況又は市場環境の悪化や地政学リスクの顕在化等によって、当社の保有する株式の価格が下落した場合には、保有株式に評価損・減損損失や売却損等が発生し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、オルタナティブ運用などの資産運用の深化・進化が期待した結果を生まない可能性があります。

③ 信用リスク

当社グループの取引先・投融資先・当社が保有する有価証券の発行者において、国内外の景気動向や特定の業種を取り巻く経営環境の変化、不祥事の発生、地政学リスクの顕在化等その他不測の事態により、財政状態が悪化した場合には、信用リスク及び与信関係費用が増加し、当社が保有する有価証券の価値が下落すること等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、外国公社債運用などの資産運用の深化・進化が、期待した結果を生まない可能性があります。

上記①～③のリスクに備えて、当社では、保険契約の引受けによって生じる負債に見合った運用資産を適切に管理し、損益の安定を図る目的で、資産と負債のバランスを考慮してリスクコントロールを行う、ALM及び財務健全性の維持を軸にしたERMの高度化に向けた取り組みを継続しております。また、定期的にストレステストを実施し、ストレス事象発生時の対応力を検証するとともに、特に資産運用の深化・進化にあたっては、審査やモニタリングの体制を強化しております。しかし、そうした対応が奏功しない場合や国内外の景気変動、各国の金融・財政政策の変更等により市場環境が大きく変動した場合には、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 市場流動性・資金繰りに関するリスク

① 市場流動性リスク

金融市場の混乱等により、市場において正常に金融商品の取引・資金決済ができなくなった場合や通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることになった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、国内外の金融市場及び経済状況の悪化等により、市場の流動性が減退した場合には、当社の保有する資産の売却可能性や価値が減少する可能性があります。

② 資金繰りリスク

大量の保険契約の解約に伴う解約返戻金支出の増加や巨大災害に伴う保険金支出の増加等により資金繰りが逼迫し、資金の確保のため通常の評価額よりも低い価格での資産売却を余儀なくされた場合や保険金等の支払いが滞った場合には、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

Ⅲ 事業固有

(1) 法制度及び各種規制に関するリスク

① 郵政民営化法に基づく法規制等に関するリスク

当社は、郵政民営化法及び関係政省令の下、金融庁及び総務省の監督下にあります。また、郵政民営化法により、内閣に設置された郵政民営化推進本部が運営する郵政民営化委員会から意見を述べられる場合があるとともに、他の日本の生命保険会社にはない業務制限規制が課されております(以下「上乗せ規制」といいます。詳細は「第1 企業の概況 3 事業の内容 (参考) 郵政民営化法による特例措置」に記載のとおりであります。)。これらの規制により、将来的に当社の競争力や収益機会がさらに制限された場合には、当社グループの事業に影響を及ぼす可能性があります。

このほか、日本は、WTO(World Trade Organization: 世界貿易機関)の加盟国として「政府調達に関する協定を改正する議定書」を定めておりますが、この中で、公社を承継した機関はこの議定書に定められたルールが適用されるため、当社が物品等を調達する場合には、WTOによる政府調達のルールを遵守する必要があります。当社の作為又は不作為により、これらのルールを遵守できなかった場合には、調達行為が成立しないあるいは調達行為に遅れが生じる可能性があり、当初想定していた計画が実施できないなど、当社グループの社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 保険業法、その他関連業規制に関するリスク

当社は日本の生命保険会社であり、保険業法及び関連業規制の下、他の日本の生命保険会社と同様に、金融庁による監督下にあります。保険業法は、内閣総理大臣(金融庁長官に権限委任)に対して、免許取消しや業務停止、報告徴求、会計記録等に関する厳格な立入り検査の実施等、保険業に係る広範な監督権限を与えております。また、保険業法に基づき、金融庁長官は、新商品の創設若しくは既存商品の改定に係る認可申請・届出が行われた場合に審査を行うこととされております。

生命保険業免許は、当社の主要な事業活動の前提であり、当該免許に期限はなく、当連結会計年度末現在、免許取消事由等に該当する事象は発生していないと認識しておりますが、当該事象が発生した場合には、当社の事業活動に影響を及ぼす可能性があります。

また、保険業法その他の法令等のうち、特に重要なものに違反した場合等には、業務の全部若しくは一部の停止又は免許の取消しなどの行政処分を受ける可能性があります。このほか、金融庁による保険業法上の認可が得られない、又は当社が想定するタイミングで認可がなされない等の事由により、新商品を予定どおりの内容及びタイミングで販売できない場合、当該認可を得て新商品を販売した場合であっても外部要因等により想定した収益が確保できない場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社は、金融庁が日本の生命保険会社の健全性を判断する指標として定める、ソルベンシー・マージン比率と実質純資産額に基づく監督下にあります。2025年3月末現在の連結ソルベンシー・マージン比率は903.2%となりました。これは法令上の規制比率に比べ相当程度高い水準ですが、200%を下回った場合には、内閣総理大臣による早期是正措置が発動される可能性があり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、IAIS(International Association of Insurance Supervisors: 保険監督者国際機構)は、2019年11月にコムフレーム(国際的に活動する保険会社グループ(以下「IAIGs」といいます。))に対する共通の監督枠組み)を採択し、その一部であるIAIGsに対する保険資本基準(ICS)について、2025年から正式に規制資本要件として適用を開始しております。金融庁も、国内における現行のソルベンシー・マージン規制を改正し、2026年3月期にICSに準じた基準による新たな規制を導入する検討を進めており、2024年10月31日及び2025年1月31日に規制改正案を公表しております。この新たな規制は経済価値に基づくものであり、現行の規制とは大きく異なります。本改正によって生じる変更やそれに伴う制約が、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 保険募集プロセスにおける品質確保に関するリスク

当社グループは、募集品質問題の発生を受け、お客さまからの信頼の早期回復、並びに保険募集プロセスにおける法令遵守及びお客さま本位の意識の徹底による募集品質の確保・向上を図ることを最優先かつ着実に取り組んでまいりました。

しかし、一時払終身保険の販売に加え、高齢者向け募集の再開等により、高齢者を含むお客さまと接する機会が増加する中で、お客さまのご意向に沿わず不利益となる事例や法令違反・社内ルール違反となる事例、違反には至らなくともお客さまに適合する契約ではない事例やお客さまの契約に対するご理解が十分とはいえない事例、保険契約に対する苦情・無効申請が行われる事例が発生する場合には、当社グループの社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

このように、今後、当社グループにおいて遵守すべき法令等の義務に反する行為が発生する場合、当該違反行為の規模や程度又は当社の取り組み状況によっては、監督当局から再度業務停止命令等の行政処分を受けるなど、当社グループの経営や事業の存続に影響を及ぼす可能性があります。

なお、日本郵政グループにおける非公開金融情報の不適切な利用のほか、一時払終身保険の販売に係る保険業法上の認可前の勧誘という事案の真因に対する理解を一段と深め、再発防止策の実効性を確保するとともに、保険募集プロセスにおける品質の確保・向上を図り、法令遵守及びお客さま本位の活動の徹底・実践を確保してまいります。

(2) 日本郵便株式会社との関係に関するリスク

① ユニバーサルサービスの提供に関するリスク

日本郵便株式会社は、郵政民営化法上のユニバーサルサービスに係る規定を遵守するため、当社と生命保険募集・契約維持管理業務委託契約及び保険窓口業務契約を締結して当社の保険代理業務を受託し、全国の各郵便局において、当社の商品及びサービスを提供しております(詳細は「5 重要な契約等」に記載のとおりであります。)。

特に、保険窓口業務契約は、期間の定めのない契約であり、本契約に定める特段の事情がない限り、当社から一方的に解除することはできないこととされております。また当社の定款上、当社は日本郵便株式会社との間で、保険窓口業務契約を締結する旨の規定が存在し、当該契約を終了させる場合には当社の定款変更が必要となります。したがって、当社が日本郵便株式会社との間の保険窓口業務契約を終了させるには、これらの手続等を充足する必要があります。

それにより、日本郵便株式会社がユニバーサルサービスを提供する上での関連保険会社としての地位を維持する契約上の義務を負うため、当社の柔軟な事業展開が困難となる可能性があります。

さらに、今後のユニバーサルサービスの確保に関する政府の施策、法令や規制等の改正等の内容によっては、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、2018年12月に独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律が施行され、従来は日本郵便株式会社と関連銀行・関連保険会社との間の契約に基づく委託手数料により賄われていた郵便局ネットワーク維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用(日本郵便株式会社が負担すべき額を除く)は、同法に基づき、2020年3月期から、当社及び株式会社ゆうちょ銀行からの拠出金を原資として、郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われております。

拠出金・交付金の額の算出の基礎となる、当該不可欠な費用は、直近の郵便局ネットワークの維持の状況を基礎とした以下の費用の合計額として算定されます。

ア 郵便局ネットワークを最小限度の規模の郵便局により構成するものとした場合における人件費、賃借料・工事費その他の郵便局の維持に要する費用、現金の輸送及び管理に要する費用、固定資産税・事業所税

イ 簡易郵便局で郵政事業に係る基本的な役務が利用できるようにすることを確保するための最小限度の委託に要する費用

当社が郵政管理・支援機構に支払う拠出金(2025年3月期に当社が支払った拠出額は563億円)は、当該不可欠な費用及び拠出金・交付金の算定等に係る郵政管理・支援機構の事務費用の合計額を、郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務において見込まれる郵便局ネットワークの利用の度合に応じて按分し、保険窓口業務に按分された費用です。

このように、当社の拠出金額は関係法令に基づき郵政管理・支援機構が算定するため、当社の意向が反映されるものではありません。

当社は、日本郵便株式会社がユニバーサルサービスを提供する上での関連保険会社として、当該拠出金を拠出する必要があり、これは当社特有の固定的事業費となります。郵政管理・支援機構により算定された当該不可欠な費用の額が、当社の想定よりも多額である場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社は、日本郵便株式会社への生命保険募集・契約維持管理業務委託契約及び保険窓口業務契約に基づき委託元として代理店管理の責任を負っております。こうした中で、日本郵政グループにおける非公開金融情報の不適切な利用のほか、一時払終身保険の販売に係る保険業法上の認可前の勧誘という事案が確認されました。今後、当社は、これら事案の真因に対する理解を一段と深め、再発防止策の実効性を確保するとともに、代理店管理者として委託業務全般における代理店管理態勢の実効性も確保してまいります。しかしながら、当社の代理店管理態勢が有効に機能しない場合や欠陥が発生した場合等には、予期せぬ損失を被る可能性や行政処分等を受ける可能性があり、当社グループの社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 日本郵便株式会社への委託手数料等に関するリスク

当社は、日本郵便株式会社と締結している生命保険募集・契約維持管理業務委託契約、保険窓口業務契約等及び代理店手数料規程等に基づき、日本郵便株式会社に対して委託手数料を支払っております。委託手数料には、日本郵便株式会社が当社に提供する業務に必要な経費単価に郵便局数等を乗じて算定するものや保有契約の維持管理に必要なものなど、営業活動量に左右されず発生する固定的事業費となるものが含まれており、直ちに削減することができない可能性があるほか、当社からの委託業務に応じて費用が増加する可能性があります。

当社は、上記に加え、各年度における当社グループの事業戦略と整合させた手数料の仕組みの導入を検討する場合があります。当該手数料の仕組みを含めた委託手数料体系の設定を適切に行わなかった場合には、当社グループへの信用が毀損する可能性や新契約の実績又は保有契約の維持、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります（詳細は「5 重要な契約等（参考）日本郵便株式会社に支払う委託手数料」に記載のとおりであります。）。

③ 郵便局ネットワークに関するリスク

当社の商品及びサービスの提供の多くは、郵便局ネットワークを通じて行われておりますが、近年はコミュニケーション手段の多様化により、生活に必要な様々なサービスがインターネット等によって簡便に利用できるようになっており、非対面サービスへのニーズが高まっております。これに伴う、郵便局数及び郵便局の利用者数又は利用頻度の減少により、郵便局ネットワークの販売力や魅力が損なわれる場合には、当社の新契約の実績や保有契約の維持に影響を及ぼす可能性があります。当社は、郵便局ネットワークを補完又は一部代替する商品・サービスの提供手段を今後も検討・導入してまいります。これらの対応が奏功しない場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、郵便局における当社の商品及びサービスの提供は、業務委託先である日本郵便株式会社の社員により行われているため、日本郵便株式会社による優秀な人材の確保や当社による日本郵便株式会社の社員の保険業務に関する教育等が十分でない場合等においては、当社の商品及びサービスの提供が期待どおりに行われない可能性があります。

(3) 日本郵政株式会社との関係に関するリスク

① 日本郵政株式会社が議決権を保有することによる影響力及び他の一般株主との利益相反に関するリスク

日本郵政株式会社が有する当社議決権の所有割合は、当連結会計年度末現在、49.8%となっておりますが、日本郵政株式会社は、依然として、当社の役員の選解任、他社との合併等の組織再編、減資、定款の変更等の当社の株主総会決議の結果に影響を及ぼす可能性があります。さらに、日本国政府は、2025年3月末現在において、日本郵政株式会社の議決権の36.0%程度を保有しております。

日本郵政株式会社は、日本郵政グループの利益やユニバーサルサービスの提供等の観点から、当社及び当社の一般株主の利益と異なる議決権の行使等を行う可能性があります。また、下記「b. 日本郵政グループとの取引」に記載の当社との業務委託関係その他の取引・契約関係等にあるほか、子会社等を通じて当社と競合し又は競合

する可能性のある事業(当社以外の生命保険会社の商品の受託販売等)を行うなど、当社の一般株主と異なる利害関係を有しております。例えば、2018年12月に、日本郵政株式会社は、アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック生命保険株式会社との間で、「資本関係に基づく戦略提携」に関する基本合意書を締結いたしました。この合意に基づき、日本郵政株式会社は、アフラック・インコーポレーテッドの普通株式の発行済株式総数の7%(2018年12月時点)を取得したほか、がん保険に関する取り組みの再確認、新たな協業の取り組みの検討を行うこととし、2021年6月には、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び当社は、アフラック・インコーポレーテッド及びアフラック生命保険株式会社と「資本関係に基づく戦略提携」をさらに発展させることに合意いたしました。2024年3月には、日本郵政株式会社がアフラック・インコーポレーテッドに持分法適用を行うこととし、2024年度からアフラック・インコーポレーテッドの利益の一部が日本郵政株式会社の連結業績に反映されております。また、日本郵政株式会社は、日本郵便株式会社及び楽天グループ株式会社との間で、物流、モバイル、DXなど様々な領域での連携を強化することを目的とした業務提携合意書を2021年3月に締結し、さらに2021年4月に、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び当社は、楽天グループ株式会社と業務提携合意書を改めて締結いたしました。これらの合意において、日本郵政株式会社は、保険分野での協業に関する協議・検討を行うこととしておりますが、協業の内容が当社グループの業績等に影響を及ぼすなど、当社及び当社の一般株主の利益と相反する可能性があります。

なお、当社と日本郵政グループとの人的関係及び取引関係は、以下のとおりです。

a. 日本郵政グループとの人的関係

当社では、日本郵政グループの役員を兼任する役員が在職しており、そのうち、本書提出日現在において、主な日本郵政グループの役員を兼任する役員は、下表のとおりであります。また、当社の経営会議には、経営会議の構成員である当社の常務以上の執行役及び業務を統轄する執行役を兼任している者を除き、原則、日本郵政株式会社の役員は出席しておりませんが、議題又は報告事項に応じて、出席が必要と当社が考える日本郵政株式会社の代表執行役に出席を要請することとしております。

氏名	当社における役職	主な日本郵政グループ における役職	兼任の理由
谷垣 邦夫	取締役兼代表執行役社長	日本郵政株式会社 取締役(非常勤)	グループの経営管理の実効性及び経営の効率性を高めるため
大西 徹	取締役兼代表執行役副社長	日本郵政株式会社 常務執行役(非常勤)	国が資本金の3分の1以上を出資している法人である日本郵政株式会社として国会において当社に関する専門的な質問への答弁に対応するため
増田 寛也 (注)	取締役(非常勤)	日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長	グループガバナンス強化のため

(注) 同氏は、日本郵政株式会社の子会社である、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行の取締役(非常勤)も兼任しております。

なお、2025年6月18日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役11名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、主な日本郵政グループの役員を兼任する役員は、下表のとおりとなる予定です。

氏名	当社における役職	主な日本郵政グループ における役職	兼任の理由
谷垣 邦夫	取締役兼代表執行役社長	日本郵政株式会社 取締役(非常勤)	グループの経営管理の実効性及び経営の効率性を高めるため

大西 徹	取締役兼代表執行役副社長	日本郵政株式会社 常務執行役(非常勤)	国が資本金の3分の1以上を出資している法人である日本郵政株式会社として国会において当社に関する専門的な質問への答弁に対応するため
根岸 一行 (注)	取締役(非常勤)	日本郵政株式会社 常務執行役	グループガバナンス強化のため

(注) 同氏は、当社の親会社である日本郵政株式会社の取締役兼代表執行役社長、日本郵政株式会社の子会社である、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行の取締役(非常勤)に就任予定であります。

当社の役員の状況については「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (2) 役員の状況」に記載のとおりであります。

また、当社は、日本郵政株式会社並びにその子会社である日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行との間で、出向者を受け入れて人事交流を行っておりますが、このうち、当社において事業運営に重要な影響を及ぼす役職に就いている者はおりません。

b. 日本郵政グループとの取引

当社は日本郵政グループに属する他社との取引を行っており、当連結会計年度における主な取引は以下のとおりであります。

取引内容	取引先	金額 (百万円)	取引条件の決定方法等
ブランド価値使用料の支払	日本郵政株式会社	1,951	下記「c. 日本郵政株式会社に対するブランド価値使用料」に記載のとおり。
システム利用料の支払	日本郵政株式会社	2,062	システムの提供に係る必要経費に、他企業の利益率を考慮して設定した一定の利益率を乗じた金額を当社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行がシステムの利用状況等に応じて負担。
代理店業務に係る委託手数料の支払	日本郵便株式会社	111,436	各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて算定した募集手数料、保険料の収納や保険金の支払事務など、委託業務ごとに設定した業務単価に、保有契約件数等を乗じて算定した維持・集金手数料等を支払。
郵便料金等	日本郵便株式会社	5,259	郵便料金は、約款に基づき、一般の顧客と同料金で利用。
日本郵便株式会社所有の建物の賃借	日本郵便株式会社	7,247	賃料(共益費含む)は、積算法に準ずる方法により設定することで、妥当性を担保。
窓口端末機使用料の支払	株式会社ゆうちょ銀行	1,280	端末業務の取扱件数に応じて、当社と株式会社ゆうちょ銀行の分担割合を定めており、窓口端末機の保守費用のうち、当社の分担割合に応じた額を支払。

(注) 上記のほか、「Ⅲ 事業固有 (2) 日本郵便株式会社との関係に関するリスク ① ユニバーサルサービスの提供に関するリスク」に記載のとおり、郵便局ネットワーク維持に係る郵政管理・支援機構への拠出金の支払いが、2025年3月期において562億円あります。

なお、日本郵政グループに属する他社との取引条件の適切性を確保するため、新たに重要な取引を実施する場

合や既存の重要な取引条件を変更する場合には、社外取締役を含む取締役会で決議する態勢を整備しております。

② 日本郵政株式会社に対するブランド価値使用料に関するリスク

当社は「5 重要な契約等」に記載のとおり、日本郵政グループ内各社との間で「日本郵政グループ協定」等を締結しており、グループ運営を適切・円滑に行うために必要な事項や法令等に基づき日本郵政株式会社による管理等が必要な事項については、日本郵政株式会社との事前協議又は日本郵政株式会社への報告の対象とされております。また、当社は日本郵政株式会社から「かんぽ生命」等の商標の使用を許諾されるとともに、日本郵政株式会社に対し、日本郵政グループが持つブランド力を当社の事業活動に活用できることによる利益の対価として、ブランド価値使用料を支払っております。

なお、当社が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当社の業績に反映されるとの考え方にに基づき、当該利益が反映された業績指標である前年度末時点の保有保険契約高に対して、一定の料率(0.0036%)を掛けて算出しており、この料率は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り変更しないこととしております。また、ブランド価値使用料は、当社が日本郵政グループに属している限り、継続して支払うこととなり、当社が日本郵便株式会社法に定める関連保険会社としての業務を行っている間は、日本郵政株式会社の当社株式の保有割合にかかわらず、当該使用料の支払義務が継続いたします。

これら協定等の終了又は見直し等により現在の条件での商標の使用ができなくなった場合や重大な経済情勢の変化等の特段の事情に起因してブランド価値使用料の算定方法が変更された場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 日本郵政株式会社による当社株式の追加処分に関するリスク

日本郵政株式会社が有する当社議決権の所有割合は、当連結会計年度末現在、49.8%となっておりますが、郵政民営化法上、日本郵政株式会社が保有する当社株式は、その全部を処分することを目指し、当社の経営状況及びユニバーサルサービスの提供への影響等を勘案しつつ、できる限り早期に処分するものとされており、日本郵政株式会社が、当社株式について、保有割合が50%以下となった以降も株式処分について検討を進める旨を公表しております。

当社は、郵政民営化法に基づき、同業他社にはない上乗せ規制に服しておりますが、かかる規制は、(i)日本郵政株式会社が当社株式の全部を処分した場合や(ii)日本郵政株式会社が当社株式の2分の1以上を処分し、かつ、内閣総理大臣及び総務大臣が、他の金融機関等との間の適切な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認め、当該規制を適用しない旨を決定した場合に適用されなくなります。日本郵政株式会社は総務大臣に対し、当社株式の2分の1以上を処分した旨の届出を行っておりますが、上記(ii)の決定には当局の裁量が存在するため、上乗せ規制がいつどのように撤廃されるかは、不透明な状況にあります。なお、上乗せ規制のうち、新商品の開発及び新たな資産運用手段を実施するにあたっての認可等、郵政民営化法第138条に定める業務の制限については、日本郵政株式会社が当社株式の2分の1以上を処分した旨を総務大臣に届け出た日以後は適用されず、既に届出制へ移行しております。今後の日本郵政株式会社による当社株式の売却の時期、売却の規模等は未確定ですが、将来、当社株式の追加的な売却が行われ、又はかかる売却により市場で流通する当社株式の数が増え需給が悪化すると認識が市場で広まった場合には、当社株式の流動性及び株価形成等に影響を及ぼす可能性があります。逆に、当社株式の処分に係る郵政民営化法の定めの変更、株式市場の動向等により日本郵政株式会社による当社株式のさらなる売却が予定どおりに進まない場合には、上乗せ規制の撤廃が行われず、日本郵政株式会社及び当社が期待する経営の自由度の拡大等が実現しない可能性もあります。

加えて、日本郵政株式会社による当社株式の売却に伴い、当社が日本郵便株式会社との間で締結している生命保険募集・契約維持管理業務委託契約、保険窓口業務契約、その他の契約の条件が当社に不利な内容に変更された場合や当該契約が終了した場合には、当社が郵便局ネットワークを利用できなくなるなど、当社の事業を従前どおり維持するために莫大なコストと時間等が必要となり、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が日本郵政グループとの間で締結している日本郵政グループ協定及び日本郵政グループ商標管理協定、並びに当社が日本郵政株式会社との間で締結している日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ商標管理契約について、当社が関連保険会社に該当しないこととなり協定や契約そのものを適用しないこととなった場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

さらに、当社は、日本国政府その他の公的機関から何らの保証その他の信用補完を受けておりませんが、日本郵政株式会社が当社の親会社ではなくなることに伴い、当社の経済的信用力が低下したという誤認や錯誤が社会に広く伝播した場合等には、社員採用活動への悪影響や、顧客その他の取引先による取引停止、取引量の減少、保険契約の解約、当社にとって不利な取引条件の変更等を誘発する可能性があります。

IV オペレーション

(1) オペレーショナルリスク

当社グループが業務を遂行していく過程には、オペレーショナルリスク（コンプライアンス・リスクを含む）が存在し、内部及び外部の不正行為、労務管理及び職場環境面での問題発生、顧客本位の業務運営への対応が不十分であることによる信用失墜、システム障害等に伴う事業中断、不適切な事務処理、保険金等の支払いに係る不備や事務態勢の逼迫、商標出願等の事務不備等が生じる可能性があります。特に、当社の商品及びサービスの提供の多くは郵便局ネットワークを通じて行われており、そこでは当社の事業のみならず、銀行・物流のサービスも並行して提供されるため、これらのオペレーショナルリスクが顕在化する可能性が相対的に高く、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

① システムリスク

当社グループは、当社グループが保有するシステムだけでなく、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行が所有するシステム等も利用して、生命保険の募集及び管理業務を行い、また、全国の郵便局や当社の各種拠点等と通信を行っており、情報システムは、当社の事業にとって極めて重要な機能を担っております。

かかる情報システムには、地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪、火災等の自然災害やテロリズム等の外的要因に加えて、人的過失、事故、停電、システムの新規開発・更新における瑕疵、通信事業者等の第三者の役務提供の瑕疵等により重大な障害や故障等が発生する可能性があります。こうしたシステム障害・故障等が生じた場合には、業務の停止・混乱及びそれに伴う損害賠償、行政処分、社会的信用の毀損、これらに対する対応や対策のためのコスト等が発生することにより、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② サイバー攻撃に関するリスク

当社においては、DX推進及びAIの利活用により、お客さまへのサービス提供が一段と増加している一方、システムに対するサイバー攻撃手法は日々高度化・巧妙化・組織化しており、サイバーリスクは年々深刻化しております。加えて、かかるリスクは、社会情勢の変化に伴う地政学的リスクや委託先等の第三者のシステムを経由したサプライチェーンによるリスク等により、今後さらに増大する可能性があります。

このようなリスクを踏まえ、当社は、防御・検知の仕組みを組み合わせた多層防御の考え方に基づいた未然防止態勢及びサイバー攻撃発生時にセキュリティ専門組織であるかんぽCSIRT（シーサート：Computer Security Incident Response Team）により、被害拡大防止に向けた適切な対応等を実施する態勢を整備しております。加えて、経済安全保障を考慮したデータガバナンスの強化、法令等に準拠した適正な業務運営態勢の確保、情報資産管理の強化及びサプライチェーンリスク対策の強化により、情報セキュリティ管理態勢をさらに強化するとともに、これらの土台となる全社的な情報リテラシーの向上及び情報管理ルール of 徹底を図っております。加えて、サイバー攻撃に起因する危機が発生した場合に備え、通常の業務遂行態勢が困難となった場合の危機管理対応、お客さまを始めとする対外対応、代替手段による業務継続対応を予め整備した上で訓練等を通じて、その実効性の確保に取り組んでおります。

このように、当社は、恒常的にサイバーセキュリティ対策の高度化に取り組んでおりますが、かかる対策にもかかわらず、未知の脅威等により、当社の情報システムが機能しなくなり、業務に多大な影響が生じることとなった場合には、影響範囲の調査・分析、復旧及び再発防止に時間と費用が生じることにより、当社グループの事業、社会的信用、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ コンプライアンスに関するリスク

当社グループは、保険業法及び郵政民営化法に基づき、金融庁及び総務省の監督下にあります。加えて、保険

法、消費者契約法、個人情報の保護に関する法律、犯罪による収益の移転防止に関する法律等、生命保険契約を取り扱う事業者として、各種関係法令の遵守の義務を負っております。

当社グループは、募集品質問題等の反省を踏まえ、法令等の遵守のみならず、利用者視点を欠く行為など社会的な期待に反する行為により、お客さまをはじめとするステークホルダーの信頼を失い、その結果、企業価値を毀損するリスクを「コンプライアンス・リスク」として定義し、リスク管理部門とコンプライアンス部門の連携を強化することにより、リスク管理態勢の強化を図ることとしております。これにより、高いリスク感度をもってリスク情報を検知するとともに、社員一人ひとりに社会の期待に応える行動を定着させることで、保険募集プロセス及びその他業務全般におけるコンプライアンス・リスクの顕在化を抑制してまいります。

さらに、お客さま本位の理念に基づく行動規範等を策定し、郵便局等の営業現場まで浸透させるための研修を実施するなど、全社を挙げて、より一層のコンプライアンスの強化に取り組んでおりますが、これらの指導・教育が十分な効果を発揮しないこと等により、不適正な募集活動などの法令等の違反が発生した場合には、当社グループの社会的信用、事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

このほか、当社グループにおいては、従来から「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役員・社員への定期的なコンプライアンス研修、情報管理の徹底、犯罪防止やマネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の強化等を通じ、法令遵守の徹底を図っておりますが、役員・社員による作為若しくは不作為による法令等の違反が発生した場合や法令等の違反を防止するための対策が効果を発揮しなかった場合には、当社グループの社会的信用及び事業に影響を及ぼす可能性があります。また、当社は膨大な保険契約や業務委託・物品購入等の契約を締結しておりますが、契約の相手方による詐欺的行為の被害を受けた場合、反社会的勢力との契約を締結した場合等には、当社グループの社会的信用及び事業に影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社グループは、社員、代理店、業務委託先、保険契約者等による詐欺その他の不正による潜在的な損失リスクにさらされております。当社の社員及び代理店は、保険契約者との対話を通じて、保険契約者の個人情報を保有しており、違法な販売手法、詐欺、なりすまし、個人情報の紛失・漏えい又は不適切な利用等が発生してしまう可能性は否定できません。当社はこのような違法行為等を未然に防止し、又は発見するための対策を講じておりますが、当社の取り組みがこれらを排除できない場合には、当社グループの社会的信用及び事業に影響を及ぼす可能性があります。

このように、当社グループは、保険法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等、各種の規制の適用を受けており、その改正、その執行に関する政府方針の変更等が行われることにより、新たな対応、費用が発生するなど、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 情報漏えいに関するリスク

当社グループは、事業を行う上で当社が直接に又は当社の代理店である日本郵便株式会社を通して、大量の情報を取得し保有しております。この情報には、保険契約者等の個人や法人のお客さまの情報のほか、業務上知り得た様々な内部情報が含まれます。その中でも、個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号を含む。以下同じ。）については、個人情報の保護に関する法律をはじめとする関係法等に基づき、適切な取扱いが求められております。特に、近年、企業・団体が保有する個人情報の漏えい・紛失等が多発しており、より厳格な管理が要求されております。

当社グループでは、プライバシーポリシーを策定するとともに、情報管理に関する規程等を整備し、厳正な情報管理に努めております。また、働き方改革として、在宅勤務を推進することに併せて、情報管理に関する注意喚起等を徹底しております。

しかし、社員（退職者を含む）、代理店、業務委託先又はその他の者により、当社が保有する個人情報やその他重要な情報が外部に漏えい等し、損害賠償請求や行政調査、指導又は処分を受けることとなった場合には、かかる事案に対応するための時間及び費用が生じること、また、当社グループの社会的信用が失墜すること等により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 訴訟等に関するリスク

当社グループは、事業の遂行に関して、訴訟その他の法的手続が提起又は開始されるリスクを有しております。また、保険契約者等から訴訟を提起される可能性や人事処遇、勤務管理、ハラスメントなどの人事労務上の問題、職場の安全衛生管理上の問題等に関連する訴訟等を当社グループの社員等から提起される可能性もありま

す。

当社に対する新たな訴訟が提起された場合、その解決には相当の時間及び費用を要する可能性があります。また、社会的関心・影響の大きな事象についての訴訟等が発生し、当社に対して損害賠償の支払いが命じられる等、不利益となる判断がなされた場合には、当社グループの社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 風評・風説等に関するリスク

当社グループが行っている事業全般に対する風評・風説が、報道機関・市場関係者への情報伝播、インターネット上の掲示板やソーシャル・ネットワーキング・サービスへの書き込み等により拡散し、報道機関により否定的報道が行われる場合やAIの悪用活用により、フェイクニュースといった誤情報が発信され、風評リスクが顕在化した場合等には、当社グループが提供するサービスの公益性、事業規模、社会における認知度・注目度等を背景に、当該風評・風説、報道等が事実に基づくか否かにかかわらず、顧客や市場関係者等から否定的理解・認識をされる可能性や強い批判を受ける可能性があります、それにより、商品・サービス、事業のイメージ・社会的信用がさらに毀損し、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) リスク管理の有効性に関するリスク

当社グループは、リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、保険引受リスク、資産運用リスク、市場流動性リスク、資金繰りリスク及びオペレーショナルリスクの全般の管理を実施しております。

当社グループの保険引受リスク、資産運用リスク、市場流動性リスク及び資金繰りリスク等のリスク管理は、過去の経験・データに基づき構築されておりますが、必ずしも将来発生するリスクを正確に予測することができないため、新しい業務分野への進出や外部環境の変化等によりリスク管理が有効に機能しない可能性があります。また、当社グループがリスク管理の方針及び手続を策定する際、参考又は前提とした情報が正確性、完全性又は合理性を欠く可能性があります。

さらに、当社グループのオペレーショナルリスク等のリスク管理においては、膨大な取引や事象の適切な記録、審査、調査等に係る方針及び手続の有効性や効率性等が重要ですが、今後、かかる方針や手続が必ずしも有効に機能しない可能性があります。加えて、リスク管理の実施及びその遵守状況の監督は、当社の商品及びサービスを提供する日本郵便株式会社における郵便局ネットワーク全体に対しても行う必要があり、株式会社ゆうちょ銀行の商品及び日本郵便株式会社の郵便・物流サービスの提供を含め、郵便局ネットワークに対する実施・監督に困難又は落ち度が生じた場合には、当社によるリスク管理が機能しない、又は不十分となる可能性があります。

当社は、経営環境、リスクの状況などの変化に応じ、リスク管理態勢全般について随時見直しを行い、万全のリスク管理態勢を構築するよう努めておりますが、当社グループのリスク管理態勢が有効に機能しない場合や欠陥が発生した場合等には、予期せぬ損失を被る可能性や行政処分等を受ける可能性があります、当社グループの社会的信用、事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

V その他

(1) 大規模災害等の発生に伴うリスク

当社は、日本全国に営業網を有して生命保険業を営んでおります。このため、地震、噴火、津波、台風、洪水、大雪等の大規模災害、新型インフルエンザ等の感染症の大流行、テロリズム、国家間紛争等の人的災害、水道、電気、ガス、通信・金融サービス等に係る社会的インフラの重大な障害や混乱等が発生した場合には、以下のよう事態が発生する可能性があります。

- ・当初の想定を超える保険金の支払い又は保険契約解約の発生
- ・保険営業機会の減少や保険ニーズの低下による収入保険料の減少
- ・大規模感染症の拡大に伴う外出自粛要請の発令等による経済活動の停滞と、金融市場におけるリスク回避志向の高まりによる保有株式等の価値の毀損
- ・役員・社員・関係者の被災・罹患あるいは災害拡大防止に伴う出勤者の減少による業務の停止又は停滞など正常な業務運営体制の確保の困難、事業継続・復旧のための費用の発生
- ・当社グループの本社、支店その他の設備や施設の損壊による業務の停止又は停滞と、事業継続・復旧のための費用の発生

- ・非常時における社会的要請等を踏まえた特別の取扱いやサービスの設定及びその適用事例が当初想定を超えて発生することによる損失の発生

当社では、保険金支払いに備えて保険業法上の基準に従って危険準備金を積み立てるほか、十分な資金流動性の確保に努めております。また、万が一の際に、保険会社として保険金支払いなどの重要な業務を確実に実施できる体制を確保するための業務継続計画を策定し、平時から定期的に危機管理役員連絡会の開催や防災訓練等を実施し、役員・社員の危機管理意識向上を図るとともに、災害への対応状況を確認しております。さらに、危機発生時には危機管理委員会を中心に適切かつ迅速な対応をとる体制としております。

しかし、そうした対応が奏功しないあるいは想定以上の災害が発生し、前述の事象が発生、拡大、長期化する場合には、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況等に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の開示に影響を与える見積りを必要とします。

経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載しておりますが、特に以下の重要な会計方針及び見積りが連結財務諸表に大きな影響を及ぼす可能性があると考えております。

① 金融商品の時価の算定方法

有価証券の一部及びデリバティブ取引は、時価法に基づいて評価しております。時価は、公表された相場価格に基づいて算定しておりますが、公表された相場価格がない場合には合理的な見積りに基づいて算定された価額によっております。

将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、見積額は変動する可能性があります。

なお、金融商品の時価の算定方法は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(金融商品関係)に記載のとおりであります。

② 有価証券の減損処理

金銭の信託で運用する有価証券を含め売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価又は実質価額が著しく下落したもののについては合理的な基準に基づいて減損処理を行っております。株式市場の悪化等、将来の金融市場の状況によっては、多額の減損損失を計上する可能性があります。

なお、有価証券の減損処理に係る基準は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(有価証券関係)及び(金銭の信託関係)に記載のとおりであります。

③ 繰延税金資産の回収可能性の評価

繰延税金資産の回収可能性の判断に際しては、将来の課税所得を合理的に見積もっております。当該課税所得の見積りは、当連結会計年度に作成した経営計画を基礎としており、今後、当該計画における取組方針の下、一定の新契約水準に到達する前提で作成しております。

当連結会計年度における新契約の実績は、一時払終身保険の販売が増加し経営計画の水準を達成しているものの、今後の新契約水準は将来の経営環境や営業施策の効果発現による影響を受けることから、繰延税金資産の回収可能性については、当該経営計画を基礎とした前提の下、複数のストレスシナリオを考慮して判断しております。

以上のとおり、繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、将来、当社を取り巻く経営環境に大きな変化があった場合等、その見積額が変動した場合は、繰延税金資産の回収可能性が変動する可能性があります。

④ 貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、債務者の状況に応じ、回収不能見積額を計上しております。

将来、債務者の財務状況が悪化し支払能力が低下した場合には、引当金の追加計上又は貸倒損失が発生する可能性があります。

なお、貸倒引当金の計上基準は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

⑤ 支払備金の計上方法

連結会計年度末時点において支払義務が発生したが保険金等の支出をしていないもの、または、まだ支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められるもののうち保険金等の支出をしていないものについて支払備金を積み立てております。

将来、見積りに影響する新たな事実の発生等により、支払備金の計上額が当初の見積額から変動する可能性があります。

⑥ 責任準備金の積立方法

保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てております。

責任準備金の計算に使用される予定死亡率、予定利率及び予定事業費率などの基礎率は合理的であると考えておりますが、実際の結果が著しく乖離した場合や環境の変化により将来乖離が見込まれる場合には、責任準備金の金額に影響を及ぼす可能性があります。

なお、責任準備金の積立方法は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

⑦ 退職給付債務及び退職給付費用

退職給付債務及び退職給付費用は、割引率など将来の退職給付債務算出に用いる数理計算上の前提条件に基づいて算出しております。

このため、実際の結果が前提条件と異なる場合や前提条件の変更が行われた場合には、将来の退職給付債務及び退職給付費用が変動する可能性があります。

なお、退職給付債務等の計算の基礎に関する事項は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(退職給付関係)に記載のとおりであります。

(2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

営業面においては、当連結会計年度における個人保険の新契約件数は、2024年1月に販売を開始しました一時払終身保険の影響等により、前連結会計年度と比べ16.6万件増と増加が継続し79.5万件(前期比26.5%増)となりました。個人保険の保有契約件数(受再している簡易生命保険契約(保険)を含む)は、前連結会計年度末と比べ89.0万件減少し1,881.0万件(前期比4.5%減)となったものの、個人保険の保有契約件数(受再している簡易生命保険契約(保険)を含まない)においては、新契約件数の増加に伴い2.4%減と前連結会計年度末と比べ緩やかな減少となっております。新契約年換算保険料は、個人保険が前連結会計年度と比べ582億円増加し、1,750億円(前期比49.9%増)となった一方で、第三分野が32億円減少し71億円(同31.1%減)となりました。保有契約年換算保険料については、個人保険が1,315億円減少し2兆8,558億円(前期比4.4%減)(受再している簡易生命保険契約(保険)を含む)、第三分野が267億円減少し5,379億円(同4.7%減)(受再している簡易生命保険契約を含む)といずれも減少となりました。なお、受再している簡易生命保険契約(保険)を含まない保有契約年換算保険料(個人保険)は、2兆1,372億円(前期比2.9%減)となっております。

資産運用面においては、円金利資産と円金利負債のマッチングを図るALMの観点から、公社債を中心に運用しております。総資産残高は、前連結会計年度末に比べ1兆3,002億円減少し、59兆5,556億円(前期比2.1%減)となりました。株式、外国証券等の収益追求資産については、為替が円安で推移する中オープン外債を売却したことや、日経平均株価等の下落により国内株式の含み益が減少したもののオルタナティブへの投資を継続したことから、前期比で残高は横ばいとなり、収益追求資産の占率は総資産比で上昇し18.7%となりました。平均予定利率は一時払終身保険の販売や再保険の活用等により前期比で0.05ポイント下落し1.61%、基礎利益上の運用収支等の利回り(利子利回り)は収益追求資産の収益貢献等により前期比で0.07ポイント増加し1.91%となり、順ざやは前期比で507億円増加し1,425億円となりました。キャピタル損益は、国債の売却による有価証券売却損の増加及び外国債券の売却による有価証券売却益の減少等により、26億円のキャピタル益となりました。

当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、保有契約の減少等の影響及び新契約の増加に伴う短期的な費用(初年度に係る標準責任準備金の積増負担)の増加の影響があった一方、運用環境の好転等による順ざやの増加等により、1,234億円と前連結会計年度と比べ364億円の増益(前期比41.8%増)となりました。

なお、連結当期純利益に、新契約の初年度に係る標準責任準備金負担による影響及びのれん償却による影響を調整した修正利益は、1,457億円となりました。

① 財政状態の状況及び分析・検討

当連結会計年度末の総資産額は、保有契約は減少しているものの一時払終身保険の販売好調の影響等もあり、前連結会計年度末に比べ1兆3,002億円減少し59兆5,556億円(前期比2.1%減)となりました。

a. 資産の部

資産の部合計は、前連結会計年度末に比べ1兆3,002億円減少し、59兆5,556億円(前期比2.1%減)となりました。主な資産構成は、有価証券46兆5,287億円(同2.4%減)、金銭の信託6兆4,600億円(同3.0%増)及び貸付金2兆5,300億円(同22.9%減)となっております。

b. 負債の部

負債の部合計は、前連結会計年度末に比べ1兆1,458億円減少し、56兆3,142億円(前期比2.0%減)となりました。その大部分を占める保険契約準備金は、保有契約は減少しているものの一時払終身保険の販売好調の影響等により前連結会計年度末と比べ減少し50兆1,656億円(同3.5%減)となりました。

c. 純資産の部

純資産の部合計は、前連結会計年度末に比べ1,543億円減少し、3兆2,414億円(前期比4.5%減)となりました。純資産の部のうち、その他有価証券評価差額金は、前連結会計年度末に比べ2,240億円減少し、1兆5,516億円(同12.6%減)となりました。

なお、当連結会計年度末における連結ソルベンシー・マージン比率(大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つ)は、903.2%と高い健全性を維持しております。

② 経営成績の状況及び分析・検討

a. 経常収益

経常収益は、前連結会計年度と比べ5,787億円減少し、6兆1,653億円(前期比8.6%減)となりました。経常収益の内訳は、保険料等収入3兆1,548億円(同27.0%増)、資産運用収益1兆1,956億円(同1.3%減)、その他経常収益1兆8,148億円(同40.5%減)となっております。

(a) 保険料等収入

保険料等収入は、保有契約は減少した一方で、2024年1月から一時払終身保険の販売を開始したこと等により、前連結会計年度に比べ6,708億円増加し、3兆1,548億円(前期比27.0%増)となりました。

(b) 資産運用収益

資産運用収益は、金銭の信託運用益等が増加した一方で、有価証券売却益等が減少したことから、前連結会計年度に比べ159億円減少し、1兆1,956億円(前期比1.3%減)となりました。

(c) その他経常収益

その他経常収益は、一時払終身保険の販売好調の影響等に伴う責任準備金戻入額の減少等により、前連結会計年度に比べ1兆2,337億円減少し、1兆8,148億円(前期比40.5%減)となりました。

b. 経常費用

経常費用は、前連結会計年度と比べ5,879億円減少し、5兆9,950億円(前期比8.9%減)となりました。経常費用の内訳は、保険金等支払金が5兆2,053億円(同9.9%減)、資産運用費用が2,790億円(同1.2%減)、事業費が4,314億円(同2.0%減)、その他経常費用が785億円(同3.5%減)等となっております。

(a) 保険金等支払金

保険金等支払金は、保有契約の減少等により、前連結会計年度に比べ5,732億円減少し、5兆2,053億円(前期比9.9%減)となりました。

(b) 資産運用費用

資産運用費用は、有価証券売却損が増加したものの、金融派生商品費用が減少したこと等により、前連結会計年度に比べ34億円減少し、2,790億円(前期比1.2%減)となりました。

(c) 事業費

事業費は、業務委託手数料の減少等により、前連結会計年度に比べ88億円減少し、4,314億円(前期比2.0%減)となりました。

(d) その他経常費用

その他経常費用は、減価償却費の減少等により、前連結会計年度に比べ28億円減少し、785億円(前期比3.5%減)となりました。

c. 経常利益

経常利益は、主として、保有契約の減少及び新契約の増加に伴う短期的な費用(初年度に係る標準責任準備金の積増負担)の増加の影響等により保険関係損益が減少した一方で、その影響を順ぎやの増加が上回ったこと等により、前連結会計年度に比べ91億円増加し、1,702億円(前期比5.7%増)となりました。

提出会社の経常利益等の明細については、「(参考4) 健全性の状況 (1) 基礎利益」の(経常利益等の明細(基礎利益))に記載のとおりであります。

d. 特別損益

特別損益は、キャピタル損益相当額及び順ぎやに含まれる為替に係るヘッジコストに対応した価格変動準備金の戻入額の増加等により、前連結会計年度に比べ276億円増加し、436億円の利益となりました。

e. 契約者配当準備金繰入額

契約者配当準備金繰入額は、前連結会計年度に比べ410億円増加し、969億円(前期比73.5%増)となりました。

f. 親会社株主に帰属する当期純利益

経常利益に特別損益を加減し、契約者配当準備金繰入額及び法人税等合計を差し引いた親会社株主に帰属する当期純利益は、保有契約の減少等の影響及び新契約の増加に伴う短期的な費用(初年度に係る標準責任準備金の積増負担)の増加の影響があった一方、運用環境の好転等による順ぎやの増加等により、前連結会計年度に比べ364億円増加し、1,234億円(前期比41.8%増)となりました。

なお、当社の当事業年度における基礎利益は、2,421億円(前期比8.1%増)となりました。

③ キャッシュ・フローの状況及び分析・検討

a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、2024年1月から一時払終身保険の販売を開始したこと等により保険料等収入が増加したことや保有契約の減少等により保険金支払が減少したこと等により、前連結会計年度に比べ1兆4,353億円支出減の1兆6,278億円の支出となりました。

b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、貸付金の回収による収入が増加したものの、一時払終身保険の販売好調に伴う運用額の増加等により有価証券の取得による支出が増加したこと及び有価証券の売却・償還による収入が減少したこと等から、前連結会計年度に比べ3,353億円収入減の2兆3,864億円の収入となりました。

c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払額の増加等により、前連結会計年度に比べ20億円収入減の601億円の収入となりました。

d. 現金及び現金同等物の残高

上記a.～c.の結果、現金及び現金同等物の当連結会計年度末残高は、期首から8,187億円増加し、1兆9,760億円となりました。

e. 資本の財源及び資金の流動性に係る情報

「第3 設備の状況 3 設備の新設、除去等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載の設備投資を含む当面の設備投資及び株主還元などは自己資金又は社債の発行による調達資金で賄う予定であります。

(3) 目標とする経営指標の達成状況等

「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等 (3) 目標とする経営指標」に記載のとおり、当社は2024年5月に経営指標を見直しております。見直し後の主要目標のうち、「お客さま満足度」については、2024年度において、84%となっております。「ネットプロモータースコア(NPS®)」と併せて、引き続き、DXを推進し、CXを最優先とするビジネスモデルへの転換に取り組むことにより、向上を目指してまいります。「保有契約件数(個人保険)」については、2024年6月末、9月末、12月末及び2025年3月末において、それぞれ1,956万件、1,936万件、1,911万件及び1,881万件と推移しております。このように保有契約件数は減少しているものの、受再している簡易生命保険契約(保険)を含まない民営化後契約においては新契約件数の増加に伴い、2024年3月末と比べ緩やかな減少となっており、早期の底打ち反転を目指しております。また、新契約の初年度に係る標準責任準備金負担による影響及びのれん償却による影響を調整した「修正利益」は1,457億円となり、これを踏まえた「修正ROE」は8.8%となっております。「EV成長率」については、2024年6月末、9月末、12月末及び2025年3月末において、それぞれ9.7%、8.9%、8.4%及び9.8%と推移しております。

なお、「1株当たり配当額」については、期初計画どおり、2024年12月に中間配当52円を実施し、期末配当についても52円といたします。

(4) 生産、受注及び販売の状況

生命保険事業における業務の特殊性により、該当する情報がないため記載しておりません。

(参考1) 当社の保険引受の状況

(個人保険及び個人年金保険は、当社が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約を含みません。)

(1) 保有契約高明細表

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	件数	金額	件数	金額
個人保険	13,095	36,698,079	12,786	35,407,960
個人年金保険	540	754,563	421	579,627

(注) 個人年金保険の金額は、年金支払開始前契約の年金支払開始時における年金原資と年金支払開始後契約の責任準備金額を合計したものであります。

(2) 新契約高明細表

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)				当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)			
	件数	金額	新契約	転換による 純増加	件数	金額	新契約	転換による 純増加
個人保険	628	1,557,845	1,557,837	8	795	2,121,237	2,121,234	3
個人年金保険	0	2,011	2,011	—	0	1,195	1,195	—

(注) 1. 件数は、新契約件数に転換後契約件数を加えた数値であります。なお、転換後契約とは、既契約の転換によって成立した契約であります。

2. 個人年金保険の金額は、年金支払開始時における年金原資であります。

(3) 保有契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分		前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
個人保険		2,200,282	2,137,261
個人年金保険		193,670	151,796
合計		2,393,952	2,289,058
	うち医療保障・ 生前給付保障等	308,878	296,496

(注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額)。

2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。

(4) 新契約年換算保険料明細表

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
個人保険	116,830	175,075
個人年金保険	169	99
合計	116,999	175,174
うち医療保障・ 生前給付保障等	10,392	7,155

- (注) 1. 年換算保険料とは、1回あたりの保険料について保険料の支払方法に応じた係数を乗じ、1年あたりの保険料に換算した金額であります(一時払契約等は、保険料を保険期間等で除した金額)。
2. 医療保障・生前給付保障等には、医療保障給付(入院給付、手術給付等)、生前給付保障給付(特定疾病給付、介護給付等)、保険料払込免除給付(障がい事由とするものは除きます。特定疾病罹患、介護等を事由とするものを含みます。)等に該当する部分の年換算保険料を計上しております。
3. 新契約年換算保険料は、新契約に係る年換算保険料に、既契約の転換による転換前後の年換算保険料の純増加分を加えた数値であります。

(参考2) 当社が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約の状況

(1) 保有契約高

(単位：千件、百万円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
	件数	保険金額・年金額	件数	保険金額・年金額
保険	6,605	17,487,699	6,024	16,016,556
年金保険	1,169	380,861	1,107	358,835

(注) 計数は、郵政管理・支援機構における公表基準によるものであります。

(2) 保有契約年換算保険料

(単位：百万円)

区分	前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
保険	787,046	718,552
年金保険	385,688	365,570
合計	1,172,735	1,084,122
うち医療保障・ 生前給付保障等	255,788	241,412

(注) 当社が郵政管理・支援機構から受再している簡易生命保険契約について、上記「(参考1) 当社の保険引受の状況 (3) 保有契約年換算保険料明細表」に記載しております個人保険及び個人年金保険の保有契約年換算保険料と同様の計算方法により、当社が算出した金額であります。

(参考 3) 当社の資産運用の状況

(1) 一般勘定資産の構成

区分	前事業年度末 (2024年 3 月31日)		当事業年度末 (2025年 3 月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
現預金・コールローン	1,192,730	2.0	2,000,343	3.4
買現先勘定	1,047,192	1.7	604,914	1.0
債券貸借取引支払保証金	—	—	—	—
買入金銭債権	25,392	0.0	23,215	0.0
商品有価証券	—	—	—	—
金銭の信託	6,271,415	10.3	6,460,029	10.8
有価証券	47,694,597	78.4	46,528,662	78.1
公社債	42,791,946	70.3	41,639,888	69.9
株式	558,536	0.9	594,608	1.0
外国証券	2,168,841	3.6	2,024,510	3.4
公社債	1,974,510	3.2	1,828,539	3.1
株式等	194,331	0.3	195,971	0.3
その他の証券	2,175,272	3.6	2,269,655	3.8
貸付金	3,281,313	5.4	2,530,051	4.2
保険約款貸付	149,707	0.2	159,074	0.3
一般貸付	849,174	1.4	754,604	1.3
機構貸付	2,282,432	3.8	1,616,372	2.7
不動産	121,642	0.2	120,066	0.2
うち投資用不動産	—	—	—	—
繰延税金資産	636,524	1.0	728,362	1.2
その他	586,628	1.0	560,635	0.9
貸倒引当金	△346	△0.0	△766	△0.0
合計	60,857,090	100.0	59,555,517	100.0
うち外貨建資産	4,084,392	6.7	4,131,183	6.9

(注) 1. 機構貸付とは、郵政管理・支援機構(簡易生命保険勘定)への貸付であります。

2. 不動産については、土地・建物・建設仮勘定を合計した金額を計上しております。

(2) 一般勘定資産の資産別運用利回り

(単位：％)

区分	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現預金・コールローン	0.00	0.02
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	0.96	1.17
商品有価証券	—	—
金銭の信託	5.17	5.26
有価証券	1.40	1.41
うち公社債	1.46	1.25
うち株式	6.53	8.75
うち外国証券	0.21	3.04
貸付金	1.78	1.74
うち一般貸付	1.06	1.02
不動産	—	—
一般勘定計	1.54	1.57
うち海外投融資	1.88	3.49

- (注) 1. 利回り計算式の分母は帳簿価額ベースの日々平均残高、分子は経常損益中、資産運用収益－資産運用費用として算出した利回りであります。
2. 一般勘定計には、有価証券信託に係る資産を含めております。
3. 海外投融資とは、外貨建資産と円建資産の合計であります。

(参考4) 健全性の状況

(1) 基礎利益

基礎利益は、保険料等収入、保険金等支払金、事業費等の保険関係の収支と、利息及び配当金等収入を中心とした運用関係の収支からなる、生命保険会社の基礎的な期間損益の状況を表す指標であります。

当社の当事業年度における基礎利益は、2,421億円となりました。

(経常利益等の明細(基礎利益))

(単位：百万円)

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
基礎利益 (A)	224,005	242,166
キャピタル収益	427,662	421,042
金銭の信託運用益	181,439	199,152
売買目的有価証券運用益	—	—
有価証券売却益	151,153	110,640
金融派生商品収益	—	—
為替差益	13,579	20,999
その他キャピタル収益	81,491	90,250
キャピタル費用	417,565	418,368
金銭の信託運用損	—	—
売買目的有価証券運用損	—	—
有価証券売却損	177,704	193,470
有価証券評価損	71	—
金融派生商品費用	95,835	68,329
為替差損	—	—
その他キャピタル費用	143,953	156,568
キャピタル損益 (B)	10,097	2,674
キャピタル損益含み基礎利益 (A) + (B)	234,103	244,840
臨時収益	—	524,367
再保険収入	—	—
危険準備金戻入額	—	506,171
個別貸倒引当金戻入額	—	—
その他臨時収益	—	18,196
臨時費用	71,521	598,226
再保険料	—	—
危険準備金繰入額	23,457	—
個別貸倒引当金繰入額	—	—
特定海外債権引当勘定繰入額	—	—
貸付金償却	—	—
その他臨時費用	48,063	598,226
臨時損益 (C)	△71,521	△73,859
経常利益 (A) + (B) + (C)	162,581	170,981

(参考) その他項目の内訳

(単位：百万円)

項目	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
基礎利益への影響額	110,526	48,122
投資信託の解約益	△34	△23,202
金銭の信託に係るインカム・ゲインに相当する額	143,953	156,568
為替に係るヘッジコスト	△81,456	△67,047
既契約の出再に伴う損益	48,063	△18,196
その他キャピタル収益	81,491	90,250
投資信託の解約益	34	23,202
金銭の信託に係るインカム・ゲインに相当する額	—	—
為替に係るヘッジコスト	81,456	67,047
その他キャピタル費用	143,953	156,568
金銭の信託に係るインカム・ゲインに相当する額	143,953	156,568
為替に係るヘッジコスト	—	—
その他臨時収益	—	18,196
既契約の出再に伴う損益	—	18,196
その他臨時費用	48,063	598,226
追加責任準備金繰入額	—	598,226
既契約の出再に伴う損益	48,063	—

(2) 連結ソルベンシー・マージン比率

生命保険会社は将来の保険金等の支払いに備えて責任準備金を積み立てており、通常予測できる範囲のリスクについては責任準備金の範囲内で対応できます。

ソルベンシー・マージン比率とは、大災害や株価の大暴落など、通常の予測を超えて発生するリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断するための行政監督上の指標の一つであります。

この比率が200%を下回った場合は、当局によって早期是正措置がとられます。逆にこの比率が200%以上であれば、健全性の一つの基準を満たしていることになります。

当連結会計年度末における連結ソルベンシー・マージン比率は903.2%と高い健全性を維持しております。

(単位：百万円)

項目	前連結会計年度末 (2024年3月31日)	当連結会計年度末 (2025年3月31日)
ソルベンシー・マージン総額 (A)	6,928,566	6,139,336
資本金等	1,604,045	1,654,671
価格変動準備金	873,799	829,930
危険準備金	1,725,335	1,219,164
異常危険準備金	—	—
一般貸倒引当金	31	367
(その他有価証券評価差額金(税効果控除前)・繰延ヘッジ損益(税効果控除前))×90%(マイナスの場合100%)	2,206,874	1,953,057
土地の含み損益×85%(マイナスの場合100%)	△21,656	△17,627
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の合計額	3,033	2,440
全期チルメル式責任準備金相当額超過額	214,749	184,861
負債性資本調達手段等	400,000	500,000
全期チルメル式責任準備金相当額超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
控除項目	△77,647	△187,528
その他	—	—
リスクの合計額 $\left[\left\{ \left(R_1^2 + R_5^2 \right)^{1/2} + R_8 + R_9 \right\}^2 + \left(R_2 + R_3 + R_7 \right)^2 \right]^{1/2} + R_4 + R_6$ (B)	1,354,164	1,359,345
保険リスク相当額 R_1	107,916	99,111
一般保険リスク相当額 R_5	—	—
巨大災害リスク相当額 R_6	—	—
第三分野保険の保険リスク相当額 R_8	37,822	35,161
少額短期保険業者の保険リスク相当額 R_9	—	—
予定利率リスク相当額 R_2	108,247	101,539
最低保証リスク相当額 R_7	—	—
資産運用リスク相当額 R_3	1,208,624	1,221,858
経営管理リスク相当額 R_4	29,252	29,153
ソルベンシー・マージン比率 $(A) \div \{ (1/2) \times (B) \} \times 100$	1,023.2%	903.2%

(注) 保険業法施行規則第86条の2、第88条及び平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出しております。

(3) 負債中の内部留保(危険準備金及び価格変動準備金)の積立状況

生命保険会社では、大災害の発生、金融資産の価格変動等、生命保険事業の経営環境の変化に伴うリスクに備え、将来にわたる健全で安定的な経営を確保するために、危険準備金と価格変動準備金を積み立てることとしております。

当連結会計年度末における残高は危険準備金 1 兆2, 191億円、価格変動準備金8, 299億円となり、合計で 2 兆490億円となりました。

(単位：億円)

	前連結会計年度末 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度末 (2025年 3 月31日)
危険準備金	17, 253	12, 191
価格変動準備金	8, 737	8, 299
合計	25, 991	20, 490

(4) 連結実質純資産額

実質純資産額とは、資産全体を時価評価して求めた資産の合計から、危険準備金や価格変動準備金等の資本性の高い負債を除いた負債の合計を引いたものであり、決算期末の保険会社の健全性の状況を示す行政監督上の指標の一つであります。この数値がマイナスになると業務停止命令等の対象となることがあります(ただし、満期保有目的の債券及び責任準備金対応債券の含み損を除いた額がプラスとなり、かつ、流動性資産が確保されている場合には、原則として業務停止命令等の措置は取られないこととなっております。)。当連結会計年度末における連結実質純資産額は 4 兆659億円となりました。

(単位：億円)

前連結会計年度末 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度末 (2025年 3 月31日)
77, 369	40, 659

(5) 追加責任準備金

追加責任準備金とは、加入時の計算基礎で計算した積立額では、逆ざや等により保険金等の支払いに不足する額として追加して積み立てている責任準備金であります。当連結会計年度末における追加責任準備金は 5 兆730億円を積み立てております。なお、責任準備金の積立方法は、「第 5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)に記載のとおりであります。

(単位：億円)

前連結会計年度末 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度末 (2025年 3 月31日)
49, 092	50, 730

(参考5) 当社のEV

(1) EVの概要

① EVについて

エンベディッド・バリュー(以下「EV」といいます。)は対象事業に割り当てられた、資産及び負債から生じる株主への分配可能な利益の価値の見積りであります。ただし、将来の新契約から生じる価値は含みません。この価値は、修正純資産及び保有契約価値で構成されるものであります。

修正純資産は株主に帰属すると考えられる純資産(時価)であり、必要資本とフリー・サープラスで構成されるものであります。

保有契約価値は、保有契約及び保有契約に係る資産から将来発生すると見込まれる株主への分配可能な利益の評価日時点の現在価値であり、必要資本を維持するための費用等を控除したものであります。

生命保険契約は、一般に販売時に多くのコストが発生するため、一時的には損失が発生するものの、契約が継続することで、将来にわたり生み出される利益によりそのコストを回収することが期待される収支構造となっております。現行の法定会計では、このような収支構造をそのまま各年度の損益として把握しておりますが、EVは、全保険期間を通じた損益を現在価値で評価することとなるため、現行の法定会計による財務情報では不足する情報を補うことができる指標の一つと考えております。

② EEVについて

EVの開示に関する一貫性と透明性の改善を図る目的で、2004年5月にヨーロッパの主要保険会社のCF0(最高財務責任者)の集まりである、CF0フォーラムが、ヨーロピアン・エンベディッド・バリュー(以下「EEV」といいます。)原則及び指針(ガイダンス)を制定いたしました。

2016年5月には、CF0フォーラムによってEEV原則の改正が公表され、EVに2016年1月から施行された欧州ソルベンシーII等の計算で用いた計算手法及び前提の使用が許容されるようになりました。

③ EEVの計算手法

今回のEEVの計算には、市場整合的手法を用いております。この手法は、資産又は負債から発生するキャッシュ・フローを市場で取引されている金融商品と整合的に評価するものであります。

(2) 簡易生命保険契約について

当社は、郵政民営化法に基づき、2007年10月1日に発足しました。また、2007年9月末までに契約された簡易生命保険契約は、郵政管理・支援機構に承継されるとともに、郵政管理・支援機構が負う保険責任のすべてについて、当社が受再しております。

当社は、郵政管理・支援機構との再保険契約において、簡易生命保険契約を他の保険契約と区分して管理すること(簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金も区分して管理すること)、簡易生命保険契約から生じた利益(危険準備金及び価格変動準備金の戻入による利益も含んでおります。)も区分して管理すること、及び郵政管理・支援機構が簡易生命保険契約に対して既に約款で約束している確定配当所要額と再保険損益(確定配当所要額及び法人税等を除いたこの区分における利益)の8割の合計額を、郵政管理・支援機構へ再保険配当として支払うことを定めております。EEVの計算においては、この郵政管理・支援機構への再保険配当を差し引いた後の利益を反映しております。

このように郵政管理・支援機構への再保険配当の原資に、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金の戻入による利益が含まれることから、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金は修正純資産には含めておらず、将来において戻入する前提で保有契約価値に含めて計算しております。

(3) EEVの計算結果

当社のEEVは以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度末 (2024年3月末)	当事業年度末 (2025年3月末)	増減
EEV	39,650	39,408	△241
修正純資産	19,809	20,063	254
保有契約価値	19,841	19,345	△496

	前事業年度 (2024年3月期)	当事業年度 (2025年3月期)	増減
新契約価値	208	679	470

① 修正純資産

修正純資産は、資産の市場価値のうち、契約者に対する負債及びその他の負債の価値を超過する部分であり、株主に帰属すると考えられる価値であります。純利益による増加を主な理由として、当事業年度末における修正純資産は前事業年度末から増加しております。修正純資産の内訳は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度末 (2024年3月末)	当事業年度末 (2025年3月末)	増減
修正純資産	19,809	20,063	254
純資産の部計 ^(注1)	16,229	16,754	524
価格変動準備金 ^(注2)	1,238	2,484	1,246
危険準備金 ^(注2)	4,416	3,036	△1,380
その他 ^(注3)	△683	△864	△181
上記項目に係る税効果	△1,392	△1,347	45

- (注) 1. 計算対象に子会社を含めているため、連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しております。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いております。また、自己株式に計上している株式給付信託(BBT)が保有する当社株式の帳簿価額を加え、当事業年度末については2025年3月31日に取得(約定)した自己株式330億円を控除しております。
2. 簡易生命保険契約に係る部分を除いております。
3. 保険契約に係らない有価証券、貸付金及び不動産の含み損益、一般貸倒引当金、退職給付の未積立債務(未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異)並びに劣後債の含み損益を計上しております。

当事業年度末の修正純資産を計算する際に除いた保険契約に係る部分は以下のとおりであります。

(単位：億円)

	会社合計 ①	保険契約に 係る部分 ②	修正純資産 ①－②
修正純資産	32, 293	12, 230	20, 063
純資産の部計 ^(注1)	16, 754	—	16, 754
価格変動準備金 ^(注2)	8, 299	5, 814	2, 484
危険準備金 ^(注2)	12, 191	9, 155	3, 036
その他 ^(注3)	1, 149	2, 014	△864
上記項目に係る税効果	△6, 101	△4, 753	△1, 347

- (注) 1. 連結貸借対照表の純資産の部合計を計上しております。ただし、その他の包括利益累計額合計を除いております。また、自己株式に計上している株式給付信託(BBT)が保有する当社株式の帳簿価額を加え、2025年3月31日に取得(約定)した自己株式330億円を控除しております。
2. 保険契約に係る部分(②)は、簡易生命保険契約に係る部分を計上しております。詳細は「(2) 簡易生命保険契約について」に記載のとおりであります。
3. 有価証券、貸付金及び不動産の含み損益、一般貸倒引当金、退職給付の未積立債務(未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異)並びに劣後債の含み損益を計上しております。

② 保有契約価値

保有契約価値は、保有契約の評価日時点における価値を表したもので、保有契約及び保有契約に係る資産から将来発生すると見込まれる株主への分配可能な利益を現在価値に割り引いております。「(4) 前事業年度末EEVからの変動要因」に記載のとおり、前提条件(経済前提)と実績の差異を主な理由として、当事業年度末における保有契約価値は前事業年度末から減少しております。保有契約価値の内訳は以下のとおりであります。

将来利益の計算において保険契約に係る資産は簿価評価しております。また、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金が将来において戻入する前提で、その戻入による利益を含めて計算しております。詳細は「(2) 簡易生命保険契約について」に記載のとおりであります。

(単位：億円)

	前事業年度末 (2024年3月末)	当事業年度末 (2025年3月末)	増減
保有契約価値	19, 841	19, 345	△496
確実性等価将来利益現価	23, 227	22, 419	△807
オプションと保証の時間価値	△2, 232	△2, 094	137
必要資本を維持するための費用	△0	△0	△0
ヘッジ不能リスクに係る費用	△1, 153	△979	173

③ 新契約価値

新契約価値は、当期間に獲得した新契約(更新特則による加入契約を含む。条件付解約による加入契約及び転換契約については正味増加分のみ)の契約獲得時点における価値を表したものであります。

当事業年度の新契約価値は前事業年度から増加しております。新契約価値の内訳は以下のとおりであります。

(単位：億円)			
	前事業年度 (2024年3月期)	当事業年度 (2025年3月期)	増減
新契約価値	208	679	470
確実性等価将来利益現価	307	737	429
オプションと保証の時間価値	△35	△24	11
必要資本を維持するための費用	△1	△0	1
ヘッジ不能リスクに係る費用	△61	△33	28

なお、新契約マージン(新契約価値の保険料収入現価に対する比率)は以下のとおりであります。

(単位：億円)			
	前事業年度 (2024年3月期)	当事業年度 (2025年3月期)	増減
新契約価値	208	679	470
保険料収入現価 ^(注)	13,164	19,707	6,543
新契約マージン	1.58%	3.45%	1.86ポイント

(注) 将来の収入保険料を、新契約価値の計算に用いたリスク・フリー・レートで割り引いております。

(4) 前事業年度末EEVからの変動要因

(単位：億円)			
	修正純資産	保有契約価値	EEV
前事業年度末EEV	19,809	19,841	39,650
① 前事業年度末EEVの調整	△709	—	△709
前事業年度末EEV(調整後)	19,099	19,841	38,940
② 当事業年度新契約価値	—	679	679
③ 期待収益(リスク・フリー・レート分)	8	163	171
④ 期待収益(超過収益分)	92	1,923	2,015
⑤ 保有契約価値からの移管	846	△846	—
うち前事業年度末保有契約	1,339	△1,339	—
うち当事業年度新契約	△492	492	—
⑥ 前提条件(非経済前提)と実績の差異	170	△65	105
⑦ 前提条件(非経済前提)の変更	13	778	791
⑧ 前提条件(経済前提)と実績の差異	△166	△3,128	△3,295
当事業年度末EEV	20,063	19,345	39,408

① 前事業年度末EEVの調整

当社は当事業年度において379億円の株主配当金を支払っており、修正純資産がその分減少しております。また、2025年3月31日に330億円の自己株式の取得(約定)を行っており、修正純資産がその分減少しております。

② 当事業年度新契約価値

新契約価値は、当事業年度に新契約を獲得したことによる契約獲得時点における価値を表したものであり、契約獲得に係る費用を控除した後の金額が反映されております。

③ 期待収益(リスク・フリー・レート分)

保有契約価値の計算にあたっては、将来の期待収益をリスク・フリー・レートで割り引いておりますので、時間の経過とともに割引の影響が解放されます。これには、オプションと保証の時間価値、必要資本を維持するための費用及びヘッジ不能リスクに係る費用のうち当事業年度分の解放を含んでおります。修正純資産からは、対応する資産からリスク・フリー・レート(0.054%)分に相当する収益が発生しております。

④ 期待収益(超過収益分)

EEVの計算にあたっては、将来の期待収益としてリスク・フリー・レートを用いておりますが、実際の会社はリスク・フリー・レートを超過する利回りを期待しております。この項目は、その期待される超過収益を表しております。当事業年度の超過収益を計算するために使用した期待収益率は、「付録B EEV計算における主な前提条件 (1) 経済前提」に記載のとおりであります。

⑤ 保有契約価値からの移管

当事業年度に実現が期待されていた利益が、保有契約価値から修正純資産に移管されます。これには、前事業年度末の保有契約から期待される当事業年度の利益と、当事業年度に獲得した新契約からの、契約獲得に係る費用を含めた当事業年度の損益が含まれております。

これらは保有契約価値から修正純資産への振替えであり、EEVの金額には影響しません。

⑥ 前提条件(非経済前提)と実績の差異

前事業年度末の保有契約価値の計算に用いた前提条件(非経済前提)と、当事業年度の実績の差額であります。

⑦ 前提条件(非経済前提)の変更

前提条件(非経済前提)を更新したことにより、翌事業年度以降の収支等が変化することによる影響であります。

⑧ 前提条件(経済前提)と実績の差異

市場金利やインプライド・ボラティリティ等の経済前提が、前事業年度末EEV計算に用いたものと異なることによる影響であります。当該影響は、当事業年度の実績及び翌事業年度以降の見積りの変更を含んでおります。

国内株価下落による保有国内株式の含み益の減少等により、EEVは3,295億円減少しました。

(5) 感応度(センシティブティ)

前提条件を変更した場合のEEVの感応度は以下のとおりであります。感応度は、一度に一つの前提のみを変化させることとしており、同時に2つの前提を変化させた場合の感応度は、それぞれの感応度の合計とはならないことにご注意ください。

(単位：億円)

前提条件	EEV	増減額
当事業年度末EEV	39,408	—
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	38,371	△1,036
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	40,246	837
感応度3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)	40,246	837
感応度4：株式・不動産価値10%下落	37,556	△1,852
感応度5：事業費率(維持費)10%減少	41,159	1,750
感応度6：解約失効率10%減少	39,858	449
感応度7：保険事故発生率(死亡保険)5%低下	40,172	763
感応度8：保険事故発生率(年金保険)5%低下	39,093	△315
感応度9：必要資本を法定最低水準に変更	39,408	0
感応度10：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	39,094	△314
感応度11：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	38,936	△472

感応度1から4について、修正純資産の増減額は以下のとおりであります。また、感応度5から11については、保有契約価値のみの増減額となります。

(単位：億円)

前提条件	増減額	(参考)会社合計の増減額 ^(注)
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	△205	△14,368
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	218	15,530
感応度3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)	218	15,530
感応度4：株式・不動産価値10%下落	△89	△4,235

(注) 参考値として、保有契約に係る資産の含み損益も加えた増減額(税引後に換算)を示しております。なお、EEVの計算にあたって、保険契約に係る部分の資産の含み損益については、修正純資産ではなく、保有契約価値の計算に含めて評価しております。

新契約価値の感応度

(単位：億円)

前提条件	新契約価値	増減額
当事業年度新契約価値	679	—
感応度1：リスク・フリー・レート50bp上昇	1,179	500
感応度2：リスク・フリー・レート50bp低下	120	△558
感応度3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)	99	△579
感応度4：株式・不動産価値10%下落	679	—
感応度5：事業費率(維持費)10%減少	791	112
感応度6：解約失効率10%減少	726	47
感応度7：保険事故発生率(死亡保険)5%低下	717	38
感応度8：保険事故発生率(年金保険)5%低下	679	△0
感応度9：必要資本を法定最低水準に変更	679	0
感応度10：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇	676	△2
感応度11：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇	659	△20

- ① 感応度 1：リスク・フリー・レート50bp上昇
- a. リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が各年限とも50bp上昇した場合の影響を表しております。
金利の変動により時価が変動する債券・貸付金等を再評価するとともに、将来の運用利回りや割引率を変動させて保有契約価値を再計算しております。
- b. リスク・フリー・レートについて、補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しております。
- ② 感応度 2：リスク・フリー・レート50bp低下
- a. リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が各年限とも50bp低下した場合の影響を表しております。
なお、50bp低下によりリスク・フリー・レートが0%を下回る場合は0%としております。ただし、50bp低下前のリスク・フリー・レートが0%を下回る場合はその値をそのまま使用しております。
- b. リスク・フリー・レートについて、補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しております。
- ③ 感応度 3：リスク・フリー・レート50bp低下(低下後の下限なし)
- a. リスク・フリー・レート(フォワード・レート)が各年限とも50bp低下した場合の影響を表しております。
なお、感応度 2 と異なり、リスク・フリー・レートの正負を判定せず、下限を設けずに50bp低下させております。
- b. リスク・フリー・レートについて、補外開始年度以降は終局金利を変えずに補外しております。
- ④ 感応度 4：株式・不動産価値10%下落
- 株式及び不動産の評価日時点の価格が10%下落した場合の影響を表しております。
- ⑤ 感応度 5：事業費率(維持費)10%減少
- 事業費率(契約維持に係るもの)が10%減少した場合の影響を表しております。
- ⑥ 感応度 6：解約失効率10%減少
- 解約失効率が10%減少(基本となる解約失効率に90%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。
- ⑦ 感応度 7：保険事故発生率(死亡保険) 5%低下
- 死亡保険について、保険事故発生率(死亡率・罹患率)が5%低下(基本となる保険事故発生率に95%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。
- ⑧ 感応度 8：保険事故発生率(年金保険) 5%低下
- 年金保険について、保険事故発生率が5%低下(基本となる保険事故発生率に95%を乗じた水準)した場合の影響を表しております。
- ⑨ 感応度 9：必要資本を法定最低水準に変更
- 必要資本を法定最低水準(ソルベンシー・マージン比率200%水準)に変更した場合の影響を表しております。
- ⑩ 感応度10：株式・不動産のインプライド・ボラティリティ25%上昇
- オプションと保証の時間価値の計算に使用する、株式オプションのインプライド・ボラティリティが25%上昇した場合の影響を表しております。
- ⑪ 感応度11：金利スワップションのインプライド・ボラティリティ25%上昇
- オプションと保証の時間価値の計算に使用する、金利スワップションのインプライド・ボラティリティが25%上昇した場合の影響を表しております。

(6) 注意事項

EEVの計算においては、リスクと不確実性を伴う将来の見通しを含んだ多くの前提条件を使用し、それらの多くは個別会社の管理能力を超えた領域に属するものであります。また、将来の実績がEEVの計算に使用した前提条件と大きく異なる場合もあり得ます。

これらの理由により、本EEV開示は、EEV計算に用いられた将来の税引後利益が達成されることを表明するものではなく、使用にあたっては、十分な注意を払っていただく必要があります。

当社が当事業年度末のEEVを計算するために使用した方法及び前提は市場整合的手法であり、EEV原則とその指針(ガイダンス)に準拠しております。

(1) 対象事業

計算の対象範囲は、当社及びその子会社の取り扱う生命保険事業であります。

なお、当社は生命保険事業のみを取り扱っております。

また、当社は日本郵政グループの一員ですが、本計算は当社単独の計算となっております。

(2) 修正純資産の計算方法

修正純資産は、貸借対照表の純資産の部の金額に対して、以下の調整を加えて計算しております。

なお、修正純資産から必要資本を控除したものがフリー・サープラスと呼ばれております。

- ① 修正純資産は、原則として時価評価するため、貸借対照表において時価評価されていない満期保有目的の債券等の有価証券、不動産及び劣後債等についても時価評価を行い、これらの含み損益を税引後に換算した上で修正純資産に加えております。

なお、保険契約に係る資産の含み損益については、修正純資産ではなく、保有契約価値の計算に含めて評価しております。

- ② 負債のうち、純資産に加算することが妥当と考えられるものについては、税引後に換算した上で修正純資産に加えております。具体的には、危険準備金、価格変動準備金及び一般貸倒引当金であります(ただし、危険準備金及び価格変動準備金については簡易生命保険契約に係るものを除いております。詳細は「(参考5) 当社のEV (2) 簡易生命保険契約について」に記載のとおりであります。)

- ③ 退職給付の未積立債務については、未認識過去勤務費用及び未認識数理計算上の差異の合計額を税引後に換算した上で修正純資産に反映しております。

- ④ 自己株式に計上している株式給付信託(BBT)が保有する当社株式の帳簿価額を修正純資産に加えております。これは、当該信託が保有する当社株式が、将来当社の退職者へ給付され、自己株式として扱われなくなる予定であるものの、その帳簿価額が自己株式として純資産の部合計から控除されていることから、これを調整するものであります。

- ⑤ 2025年3月31日に取得(約定)した自己株式330億円を修正純資産から控除しております。

(3) 保有契約価値の計算方法

保有契約価値は、確実性等価将来利益現価から、オプションと保証の時間価値、必要資本を維持するための費用及びヘッジ不能リスクに係る費用を控除することにより算出しております。

(4) 確実性等価将来利益現価

確実性等価将来利益現価は、最良推計(ベスト・エスティメイト)による前提に基づき、将来キャッシュ・フローを決定論的手法により計算したもので、将来利益をリスク・フリー・レートで割り引いた現在価値であります。

将来利益の計算において、保険契約に係る資産の運用収益を簿価評価しておりますが、リスク・フリー・レートによる割引現在価値は資産時価と一致しております(この取扱いは「EEV原則の指針(ガイダンス)G10.11」のとおりであります。)。なお、EEV及び新契約価値における確実性等価将来利益現価の計算では、将来の資産運用リスクのプレミアム(例えば、株式や債券等に期待されるリスク・フリー・レートを超過する利回り)は反映されておられません。また、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金が将来において戻入する前提で、その戻入による利益を含めて計算しております。詳細は「(参考5) 当社のEV (2) 簡易生命保険契約について」に

記載のとおりであります。

この価値には、契約者配当等のオプションと保証の本源的価値も反映しておりますが、オプションと保証の時間価値は反映されず、別途、計算しております。

(5) オプションと保証の時間価値

オプションと保証の時間価値は、最良推計(ベスト・エスティメイト)による前提に基づいた値(確実性等価将来利益現価)と、市場で取引されているオプション価格と整合的な前提により確率論的に計算された将来の税引後利益現価の平均との差として計算しております。

オプションと保証の時間価値は、以下のような要素を勘案しております。

① 有配当保険に係る配当オプション

有配当保険においては、発生した損益に対して、株主への分配可能な利益には、非対称性が存在しております。例えば、利益が発生した場合には、契約者配当を支払うことから、利益のすべてが株主には帰属していません。一方、損失が発生した場合には、契約者に追加の負担が生じないため、損失のすべてが株主負担となります。契約者配当は、収益状況に応じた一定割合を還元するように設定しているため、シナリオによって異なった金額となります。

② 動的解約

経済の状況等に応じて、契約者はさまざまな行動を取るオプションを有しております。ここでは、金利水準により契約者の解約行動が変化することを反映しております。

(6) 必要資本を維持するための費用

保険会社は健全性維持のために負債の額を超えて必要資本を保有する必要があります。この必要資本に係る運用収益に対する税金と資産運用管理のための費用を認識しております。

EEV原則において、この必要資本は、法定最低水準以上であることが求められ、さらに、内部の目的を達成するために必要となる金額とすることが認められております。日本における法定最低水準の資本要件はソルベンシー・マージン比率200%であることを踏まえ、当社では、必要資本を維持するための費用の計算にあたり、ソルベンシー・マージン比率600%に相当する金額を必要資本としております。

なお、日本におけるソルベンシー・マージン基準では、一定の範囲内で、全期チルメル式責任準備金相当額超過額をマージンに反映することが規定されており、本計算においてもこれを反映しております。また、保有契約価値の計算において、簡易生命保険契約に係る危険準備金及び価格変動準備金に加え、保険契約に係るその他有価証券評価差額金、一般貸倒引当金を含めて評価しており、これらの準備金等をマージンに含めております。

当社の前事業年度末及び当事業年度末における必要資本はゼロとなりました。ただし、これらの準備金等は将来において戻入されることを想定しているため、将来における必要資本は必ずしもゼロではありません。

(7) ヘッジ不能リスクに係る費用

EEV原則では、「EVは対象事業のリスク全体を考慮した上で、対象事業に割り当てられた資産から発生する分配可能利益の中の株主分の現在価値」と定義されており、すべてのリスクを勘案してEEVを計算することが求められております。

一部のリスクについては、最良推計(ベスト・エスティメイト)による前提だけではEEVに与えるさまざまな影響を十分に反映できない場合があります。EEVの計算において、ヘッジ不能リスクに係る費用として認識するという補正が必要となります。このような例として、オペレーショナル・リスク及び巨大災害リスクの他、以下のリスクが挙げられます。

- ① 当社は簡易生命保険契約において終身年金等の生存保障系商品の占率が高く、将来に死亡率の改善が進んだ場合、将来の年金支払額等が増加し、価値が悪化します。死亡率前提設定において将来の死亡率の改善を反映しておりますが、最良推計以上に死亡率が改善することにより、価値の不確実性が存在しております。
- ② 将来、剰余が発生した場合には税金を支払いますが、損失が発生した場合には税金はゼロとなります。この場合でも、税務上の欠損金の多くは翌年度以降に繰り越すことにより回収可能と考えられますが、繰越期間内に回収できないリスクが存在しております。
- ③ 計算に用いるリスク・フリー・レートのうち、超長期の金利には十分な取引のある市場が存在しないことにより、価値の不確実性が存在しております。

当社では、簡易モデルによってヘッジ不能リスクに係る費用を推定しております。

(8) 新契約価値の計算方法

当事業年度の新契約価値は、当期間に獲得した新契約の獲得時点における価値であります。

計算対象は、新契約、特約の中途付加及び更新特則による加入契約を対象としております。なお、将来時点における更新特則による加入契約については、保有契約価値及び新契約価値には反映しておりません。また、条件付解約による加入契約及び転換契約の新契約価値としては、旧契約の価値からの正味増加分を反映しております。また、経済前提は2024年6月末時点のもの、その他の前提は保有契約価値と同一の期末時点のものを用いております。

新契約価値の評価について、当社では、実際の契約者配当の水準を、保有契約全体の損益に基づいて決定していることを踏まえ、新契約を獲得した場合の保有契約全体の損益に基づいて計算したEVと、新契約を獲得しなかった場合の保有契約全体の損益に基づいて計算したEVの差とするマージナル方式としております。マージナル方式では、新契約獲得に伴う分散効果によるリスクの軽減の影響等も新契約価値として評価されております。

付録B EEV計算における主な前提条件

(1) 経済前提

① リスク・フリー・レート

a. 参照金利

確実性等価将来利益現価の計算においては、当社の保有資産等を考慮し、リスク・フリー・レートとして、評価日時点の国債を使用しております。

b. 超長期の金利の補外方法

参照金利のない超長期の金利は、終局金利を用いて補外しております。

具体的には終局金利として3.8%を仮定し、日本国債の流動性等を踏まえ補外開始年度を30年目と設定しております。31年目以降のフォワード・レートは補外開始年度以降30年間で終局金利の水準に収束するようにSmith-Wilson法により補外しております。

計算に使用したリスク・フリー・レート(スポット・レート換算)の年限別数値は以下のとおりであります。

保有契約価値の計算に用いるリスク・フリー・レート

期間	2024年3月31日	2025年3月31日
1年	0.054%	0.641%
2年	0.189%	0.857%
3年	0.202%	0.893%
4年	0.277%	1.023%
5年	0.358%	1.114%
10年	0.758%	1.521%
15年	1.167%	1.957%
20年	1.561%	2.323%
25年	1.695%	2.412%
30年	1.930%	2.685%
40年	2.337%	3.043%
50年	2.615%	3.210%
60年	2.808%	3.312%

(データ：財務省 補正後)

新契約価値の計算に用いるリスク・フリー・レート

期間	前事業年度の新契約価値 (2023年12月31日)	当事業年度の新契約価値 (2024年6月30日)
1年	△0.026%	0.172%
2年	0.048%	0.354%
3年	0.056%	0.384%
4年	0.134%	0.484%
5年	0.219%	0.587%
10年	0.660%	1.077%
15年	1.104%	1.542%
20年	1.492%	1.954%
25年	1.627%	2.082%
30年	1.800%	2.326%
40年	2.180%	2.700%
50年	2.482%	2.921%
60年	2.697%	3.068%

(データ：財務省 補正後)

② 経済シナリオ(リスク中立シナリオ)

a. 金利モデル

金利モデルとして、日本円、米ドル、ユーロ、豪ドルを通貨とする確率論的 $\alpha\beta\rho$ -LIBOR マーケットモデルを構築しました。各金利変動の相関を考慮するとともに、日本円を基準通貨とするリスク中立アプローチに基づきモデルを調整しております。金利モデルは、評価日時点の市場にキャリブレートされており、パラメータはイールド・カーブと期間の異なる複数の金利スワップションのインプライド・ボラティリティから推計しております。オプションと保証の時間価値を算出するための確率論的手法では5,000シナリオを使用しております。これらのシナリオは保険数理に関する専門知識を有する第三者機関により生成されたものを使用しております。

シナリオのキャリブレーションに使用した金利スワップションのインプライド・ボラティリティ(抜粋)は以下のとおりであります。

金利スワップション

保有契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

		2024年3月31日				2025年3月31日			
オプション 期間	スワップ 期間	日本円	米ドル	ユーロ	豪ドル	日本円	米ドル	ユーロ	豪ドル
5年	5年	43.0bp	96.4bp	84.0bp	84.7bp	46.1bp	96.7bp	79.4bp	83.5bp
5年	7年	41.9bp	93.8bp	82.9bp	82.9bp	45.7bp	94.8bp	78.0bp	82.5bp
5年	10年	41.9bp	90.5bp	81.7bp	81.2bp	45.7bp	92.8bp	76.4bp	80.3bp
7年	5年	42.5bp	91.0bp	80.9bp	78.5bp	45.7bp	93.7bp	77.8bp	78.9bp
7年	7年	41.4bp	88.8bp	79.5bp	76.6bp	45.2bp	91.8bp	76.1bp	78.1bp
7年	10年	41.3bp	85.8bp	77.9bp	75.0bp	45.2bp	89.8bp	74.3bp	76.4bp
10年	5年	42.2bp	83.3bp	76.5bp	69.8bp	44.9bp	88.5bp	75.3bp	75.0bp
10年	7年	41.3bp	81.3bp	74.6bp	68.6bp	44.7bp	86.8bp	73.5bp	74.1bp
10年	10年	41.2bp	78.5bp	72.2bp	68.3bp	44.6bp	84.5bp	71.9bp	72.8bp

(データ：Bloomberg)

新契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

		前事業年度の新契約価値 (2023年12月31日)				当事業年度の新契約価値 (2024年6月30日)			
オプション 期間	スワップ 期間	日本円	米ドル	ユーロ	豪ドル	日本円	米ドル	ユーロ	豪ドル
5年	5年	51.9bp	99.0bp	88.9bp	86.6bp	48.5bp	101.7bp	85.2bp	88.3bp
5年	7年	49.7bp	95.8bp	87.6bp	—	47.0bp	99.2bp	83.9bp	87.1bp
5年	10年	48.9bp	91.7bp	86.3bp	79.6bp	46.9bp	96.2bp	82.7bp	85.1bp
7年	5年	49.9bp	90.9bp	84.7bp	78.5bp	47.3bp	96.0bp	82.4bp	81.7bp
7年	7年	47.8bp	88.3bp	82.9bp	76.3bp	46.1bp	93.9bp	80.9bp	80.8bp
7年	10年	47.0bp	84.7bp	80.8bp	73.2bp	46.0bp	91.0bp	79.4bp	78.9bp
10年	5年	47.9bp	81.2bp	79.6bp	73.6bp	46.6bp	88.2bp	78.3bp	74.6bp
10年	7年	45.8bp	79.0bp	77.4bp	71.2bp	45.8bp	86.1bp	76.5bp	73.8bp
10年	10年	45.0bp	75.9bp	74.0bp	68.4bp	45.7bp	83.3bp	74.5bp	72.3bp

(データ：Bloomberg)

ｂ．株式・通貨のインプライド・ボラティリティ

主要な株式のインデックス及び通貨のボラティリティについては、市場で取引されているオプションのインプライド・ボラティリティのデータに基づいてキャリブレーションを行っております。シナリオのキャリブレーションに使用したインプライド・ボラティリティ(抜粋)は以下のとおりであります。なお、当社が実際に使用する国内株式インデックスは、主にTOPIXをベンチマークとした運用がなされていることを踏まえ、TOPIXの日経225に対するヒストリカル・ボラティリティ比(2024年6月30日：89.2%、2025年3月31日：88.1%)を下記の日経225のインプライド・ボラティリティに乗じて算出しております。

株式オプション

保有契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

通貨	原資産	オプション期間	2024年3月31日	2025年3月31日
日本円	日経225	3年	19.4%	20.1%
		4年	19.5%	20.0%
		5年	19.6%	20.0%
米ドル	S&P 500	3年	18.3%	18.9%
		4年	19.1%	19.6%
		5年	19.9%	20.2%
ユーロ	Euro Stoxx 50	3年	16.2%	16.9%
		4年	16.3%	17.0%
		5年	16.5%	17.1%

(データ：Markit 補正後)

新契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

通貨	原資産	オプション期間	前事業年度の新契約価値 (2023年12月31日)	当事業年度の新契約価値 (2024年6月30日)
日本円	日経225	3年	18.7%	18.6%
		4年	18.7%	18.8%
		5年	18.8%	18.9%
米ドル	S&P 500	3年	18.8%	17.8%
		4年	19.5%	18.8%
		5年	20.4%	19.6%
ユーロ	Euro Stoxx 50	3年	16.6%	16.6%
		4年	16.6%	16.8%
		5年	16.9%	17.0%

(データ：Markit 補正後)

通貨オプション

保有契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

通貨	オプション期間	2024年3月31日	2025年3月31日
米ドル	10年	8.6%	8.9%
ユーロ	10年	9.7%	10.9%
豪ドル	10年	12.8%	11.5%

(データ：Bloomberg)

新契約価値の計算に用いるインプライド・ボラティリティ

通貨	オプション期間	前事業年度の新契約価値 (2023年12月31日)	当事業年度の新契約価値 (2024年6月30日)
米ドル	10年	9.0%	9.4%
ユーロ	10年	10.1%	10.5%
豪ドル	10年	12.8%	11.9%

(データ：Bloomberg)

c. 相関係数

前述のインプライド・ボラティリティに加え、相関係数を元に当社の資産構成を反映させたインプライド・ボラティリティを計算しております。

相関係数については、十分な流動性を有するエキゾチック・オプションに基づく市場整合的なデータが存在しておりません。このため、評価日時点の直近10年間の市場データから計算した値を使用しております。

主要な変数間の相関係数は以下のとおりであります。

保有契約価値の計算で使用

	金利 10年／ 日本円	金利 10年／ 米ドル	金利 10年／ ユーロ	金利 10年／ 豪ドル	米ドル ／日本円	ユーロ ／日本円	豪ドル ／日本円	国内株式 インデッ クス ／日本円	外国株式 インデッ クス ／日本円
金利10年 ／日本円	1.00	0.45	0.53	0.51	0.25	0.23	0.15	0.17	0.02
金利10年 ／米ドル	0.45	1.00	0.78	0.79	0.65	0.49	0.42	0.27	0.23
金利10年 ／ユーロ	0.53	0.78	1.00	0.79	0.43	0.52	0.32	0.15	0.00
金利10年 ／豪ドル	0.51	0.79	0.79	1.00	0.49	0.48	0.51	0.18	0.13
米ドル ／日本円	0.25	0.65	0.43	0.49	1.00	0.69	0.52	0.41	0.43
ユーロ ／日本円	0.23	0.49	0.52	0.48	0.69	1.00	0.69	0.50	0.54
豪ドル ／日本円	0.15	0.42	0.32	0.51	0.52	0.69	1.00	0.63	0.75
国内株式 インデッ クス ／日本円	0.17	0.27	0.15	0.18	0.41	0.50	0.63	1.00	0.83
外国株式 インデッ クス ／日本円	0.02	0.23	0.00	0.13	0.43	0.54	0.75	0.83	1.00

(データ：日本円金利は財務省、その他はBloomberg)

新契約価値の計算で使用

	金利 10年／ 日本円	金利 10年／ 米ドル	金利 10年／ ユーロ	金利 10年／ 豪ドル	米ドル ／日本円	ユーロ ／日本円	豪ドル ／日本円	国内株式 インデッ クス ／日本円	外国株式 インデッ クス ／日本円
金利10年 ／日本円	1.00	0.51	0.58	0.55	0.26	0.26	0.21	0.19	0.04
金利10年 ／米ドル	0.51	1.00	0.79	0.79	0.57	0.46	0.41	0.25	0.21
金利10年 ／ユーロ	0.58	0.79	1.00	0.81	0.36	0.47	0.31	0.12	0.00
金利10年 ／豪ドル	0.55	0.79	0.81	1.00	0.43	0.45	0.50	0.16	0.11
米ドル ／日本円	0.26	0.57	0.36	0.43	1.00	0.65	0.49	0.41	0.43
ユーロ ／日本円	0.26	0.46	0.47	0.45	0.65	1.00	0.69	0.47	0.57
豪ドル ／日本円	0.21	0.41	0.31	0.50	0.49	0.69	1.00	0.63	0.77
国内株式 インデッ クス ／日本円	0.19	0.25	0.12	0.16	0.41	0.47	0.63	1.00	0.83
外国株式 インデッ クス ／日本円	0.04	0.21	0.00	0.11	0.43	0.57	0.77	0.83	1.00

(データ：日本円金利は財務省、その他はBloomberg)

③ 将来の資産構成

当社の評価日時点の資産構成の実態を考慮するとともに、将来の新規購入資産は、負債特性を踏まえた年限での運用を想定しております。

また、当社の外貨建資産の通貨別構成を踏まえ、すべての外貨建資産は米ドル建、ユーロ建及び豪ドル建から構成されるとみなしております。

④ 期待収益計算上の期待収益率

「前事業年度末EEVからの変動要因」の期待収益(超過収益分)の計算に用いた主な資産の期待収益率(リスク・フリー・レート分と超過収益分の合計)は以下のとおりであります。

国債	0.054%：1年国債金利
短資	0.054%：1年国債金利
地方債	0.204%：1年国債金利＋信用スプレッド（0.150%）
政府保証債	0.174%：1年国債金利＋信用スプレッド（0.120%）
普通社債等	0.554%：1年国債金利＋信用スプレッド（0.500%）
外国国債(ヘッジ)	1.554%：1年国債金利＋リスク・プレミアム（1.500%）
外国国債(オープン)	3.054%：1年国債金利＋リスク・プレミアム（3.000%）
国内株式	5.054%：1年国債金利＋リスク・プレミアム（5.000%）

期待収益(超過収益分)の計算に用いる期待収益率は、前事業年度末における資産占率に上記の期待収益率を乗じることにより算出しております。会社全体における資産占率考慮後の期待収益率は、0.930%であります。

(2) その他の前提

保険料、事業費、保険金・給付金、解約返戻金、税金等のキャッシュ・フローは、契約消滅までの期間にわたり、保険種類別に、直近までの経験値及び期待される将来の実績を勘案して(最良推計(ベスト・エスティメイト)による前提)予測しております。

① 事業費

- a. 事業費の前提は、事業費実績を基に算出し、子会社に係るルック・スルー調整を行っております。また、将来、経常的に発生しないと考えられる一時費用(将来の業務効率化に資する施策の経費)を控除する一方、追加的に発生すると考えられる費用を加算する調整を行っております。
- b. 消費税については、10%としております。
- c. 将来のインフレ率は、リスク・フリー・レート(補外開始年度(経過30年)までは、物価連動国債に織り込まれたブレイク・イーブン・インフレ率を参考に1.15%としております。なお、インフレ率の適用にあたっては、当社の事業費構造を考慮して調整を行っております。リスク・フリー・レート(補外開始年度を超える期間についてはフォワード・レートの上昇に応じてインフレ率が上昇し、終局水準を2%としております。

② 契約者配当

現行の配当実務に基づき、配当率の前提を設定しております。

なお、郵政管理・支援機構への再保険配当については、郵政管理・支援機構との再保険契約に基づく額を支払うこととしております。

③ 実効税率

直近の実効税率に基づき、以下の実効税率を用いております。

2024年度～2025年度：28.00%

2026年度以降：28.93%

(参考6) 主要な財務数値等の新旧区分別実績

当社は、郵政管理・支援機構との間で再保険契約を締結し、郵政民営化法により公社から郵政管理・支援機構に承継された、簡易生命保険契約に基づく郵政管理・支援機構の保険責任のすべてを受再しております。また、当該再保険契約に基づき、簡易生命保険契約及びそこから生じた利益を他の保険契約と区分して管理しており、過年度の実績の推移は下表のとおりであります。

下表における旧区分の数値は、上記に基づき算出した簡易生命保険契約に係るものであり、新区分の数値は、全体から旧区分の数値を差し引いたものであります。よって、下表は当社の内部管理上の数値であり、企業会計原則に則って作成される数値ではありません。

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2021年 3 月	2022年 3 月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
総資産 (億円)	701,738	671,748	626,852	608,570	595,555
旧区分	378,152	359,291	336,921	324,049	305,971
新区分	323,585	312,457	289,930	284,521	289,583
保有契約件数 (千件)	24,837	22,802	20,987	19,701	18,810
旧区分(保険)	8,944	8,061	7,265	6,605	6,023
新区分(個人保険)	15,893	14,740	13,722	13,095	12,786
保険料等収入 (億円)	26,979	24,189	22,009	24,840	31,548
旧区分	3,641	2,868	2,226	1,717	1,559
新区分	23,337	21,321	19,783	23,122	29,989
経常利益 (億円)	3,450	3,557	1,176	1,625	1,709
旧区分	824	1,089	704	1,018	△875
新区分	2,625	2,467	471	607	2,585
当期純利益 (億円)	1,655	1,578	977	885	1,240
旧区分	65	91	69	109	310
新区分	1,590	1,487	908	776	930
危険準備金繰入額 (億円)	△1,860	796	108	234	△5,061
旧区分	△1,910	735	569	234	△3,681
新区分	49	60	△460	△0	△1,380
価格変動準備金繰入額 (億円)	464	677	△826	△161	△438
旧区分	231	400	161	386	△1,685
新区分	233	277	△987	△548	1,246
追加責任準備金繰入額 (億円)	276	△2,393	△2,456	△4,637	1,638
旧区分	305	△2,369	△2,438	△4,624	1,646
新区分	△29	△23	△18	△12	△8

5 【重要な契約等】

重要な契約等は、次のとおりであります。

(1) 日本郵政グループ内の契約

当社は、親会社である日本郵政株式会社を含む、日本郵政グループ内各社と契約を締結しており、また、これらの契約に基づく取引が発生しております。なお、当社には保険業法が適用されることから、日本郵政グループ内各社との取引にあたっては、アームズ・レングス・ルール(保険会社は、親会社及びその子会社等の一定の関係者との間で、通常と著しく異なる条件での取引等を行ってはならないこととされており、この定めを「アームズ・レングス・ルール」といいます。)に基づき、日本郵政グループ内取引の必要性、取引条件の適正性等の観点からのチェックを実施しております。

① 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行との契約

a. 日本郵政グループ協定(2015年3月締結)

日本郵政グループ共通の理念及び方針その他のグループ運営に係る基本的事項について定め、円滑な日本郵政グループの運営の実施に資することを目的とした協定であり、グループ商標等に係る商標権の取得・管理等を含む、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、株式会社ゆうちょ銀行及び当社の責務が定められております。

本協定の存続期間は、2015年4月1日から、株式会社ゆうちょ銀行又は当社のいずれかが、それぞれ日本郵便株式会社法第2条第2項に定める銀行窓口業務契約又は同条第3項に定める保険窓口業務契約を解除する日までとされております。また、株式会社ゆうちょ銀行又は当社が日本郵政株式会社の連結子会社でなくなった場合には、本協定について必要な見直しを行うものとされております。

② 日本郵政株式会社との契約

a. 日本郵政グループ運営に関する契約(2015年3月締結)

日本郵政グループを統轄する日本郵政株式会社が行うグループ運営に関する基本的事項(当社から日本郵政株式会社に対して事前協議又は報告を行うこと等)について定めた契約であり、上記①a. 日本郵政グループ協定に基づき締結されたものであります。本契約に基づいて締結したグループ運営のルールに関する覚書における主な事前協議事項は下記のとおりであります。当該事前協議は当社の意思決定を妨げる又は拘束するものではない旨が本契約で定められております。

(主な事前協議事項)

- ・ 株主総会の決議事項
- ・ 代表執行役及び役付執行役の選定又は解職
- ・ 執行役の選任又は解任
- ・ 経営理念及び経営方針等の策定又は変更
- ・ 中期経営計画の策定又は変更
- ・ 年度事業計画(資金調達及び運用計画を含む。)の策定又は変更
- ・ 子会社の新設
- ・ 重要な株式の取得及び処分(運用目的の場合を除く。)の決定
- ・ 重要な業務提携等の決定
- ・ 重要な資産(不動産、株式、運用目的の債権等の資産を除く。)の取得、処分の決定
- ・ 重要な投資又は融資の決定
- ・ 資本戦略の決定

なお、「3 事業等のリスク (3) 各リスク項目 I 経営戦略 (1) 事業戦略・経営計画に関するリスク」に記載の募集品質問題の発生を受け、グループ会社間の連携及びガバナンス態勢の強化等を図る観点から、上記覚書において、営業(業務)に関する目標・指標の制定又は改廃、年度営業(業務)方針・計画の策定又は改廃に関する報告事項(事前報告)を規定するとともに、内部監査、コンプライアンス、オペレーショナルリスクの各領域において、当社と日本郵政株式会社との間で協議・調整を行う会議体を設置すること等を明文化しております。

本契約の存続期間は、2015年4月1日から、株式会社ゆうちょ銀行又は当社のいずれかが、それぞれ日本郵便株式会社法第2条第2項に定める銀行窓口業務契約又は同条第3項に定める保険窓口業務契約を解除する日までとされております。また、株式会社ゆうちょ銀行又は当社が日本郵政株式会社の連結子会社でなくなった場合には、本契約について必要な見直しを行うものとされております。

また、本契約に基づき、当社は日本郵政株式会社に対して、「かんぽ」等を含むグループ商標の使用許諾の対価等として、ブランド価値使用料を支払うものとされております。ブランド価値使用料の算定方法は、重大な経済情勢の変化等、特段の事情が生じない限り、変更しないものとしており、日本郵政株式会社の当社株式の保有割合に直接影響されるものではありません。なお、2025年3月期の当社から日本郵政株式会社に支払ったブランド価値使用料は、19億円であります。

③ 日本郵便株式会社との契約

a. 保険窓口業務契約(2012年10月締結)

2012年の郵政民営化法の改正に伴い、日本郵便株式会社に保険のユニバーサルサービス義務が課されました。本契約は、日本郵便株式会社が果たすべきユニバーサルサービス義務のうち、「簡易に利用できる生命保険の役務を利用者本位の簡便な方法により、あまねく全国において公平に利用できるようにする」との責務を果たすため締結した契約であります。本契約においては、日本郵便株式会社にユニバーサルサービス義務が課される終身保険及び養老保険について、保険募集、満期保険金及び生存保険金の支払請求の受理について、日本郵便株式会社が保険窓口業務を提供することが定められております。

本契約は、期間の定めのない契約であり、本契約に定める特段の事情がない限り、日本郵便株式会社又は当社から一方的に解除することはできないものとされております。また、当社の定款上、本契約を日本郵便株式会社との間で締結することが定められております(本契約に関し、当社グループに生じうるリスクについては、「3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。)

なお、当社は日本郵便株式会社に対して各種の委託手数料を支払っていますが、ユニバーサルサービス義務が課された業務に対し、同義務が課されていることによる追加的な手数料は支払っておりません。当該手数料の詳細については、下記の「(参考) 日本郵便株式会社に支払う委託手数料」に記載のとおりであります。

b. 生命保険募集・契約維持管理業務委託契約(2007年9月締結)

上記a.の保険窓口業務契約で定めたユニバーサルサービス義務が課された業務を含め、当社を保険者とする生命保険契約の募集及び維持・管理等に関する業務、具体的には保険契約の締結の媒介、保険料等の受領、保険金等の支払等に関する業務を、日本郵便株式会社に委託する契約であります。

なお、本契約に基づき募集を委託する保険商品は当社の全商品としておりますが、当社は通知により、委託する商品を追加、変更又は削除することが可能であります。本書提出日現在においては、当社はかかる通知を行っておりません。

本契約において当社は、日本郵便株式会社が行う業務の対価として、当社が別途定める代理店手数料規程に基づき手数料を支払う旨が定められております。本契約は期限の定めのない契約であり、6カ月前の書面による通知により解除について協議を申し入れた上で、解除することが可能であります。また、本契約に定める特段の事由が存在する場合、当社は事前協議及び書面による通知なしに本契約を解除することが可能であります。なお、保険窓口業務に該当する業務については、保険窓口業務契約に定めがある場合を除くほか、生命保険募集・契約維持管理業務委託契約の定めるところによるものとしております。

c. 簡易生命保険管理業務再委託契約(2007年9月締結)

当社が郵政管理・支援機構から受託した簡易生命保険管理業務の一部(簡易生命保険契約に係る保険料等の受領、保険金等の支払等)について、日本郵便株式会社に再委託する契約であります。本契約において当社は、日本郵便株式会社が行う業務の対価として、当社が別途定める代理店手数料規程に基づき手数料を支払う旨が定められております。本契約は期限の定めのない契約であり、日本郵便株式会社又は当社のいずれか一方から、6カ月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨の意思表示が書面によりなされた場合には、解約することが可能であります。また、郵政管理・支援機構と当社との間の簡易生命保険管理業務委託契約が解除された場合等、本契約に定める特段の事由が存在する場合、当社は予告なしに本契約を解除することが可能であります。

d. 総括代理店委託契約(2007年9月締結)

当社を保険者とする生命保険契約の募集を行う簡易郵便局に対する指導・教育等について、日本郵便株式会社に委託する契約であります。本契約において当社は、日本郵便株式会社が行う業務の対価として、当社が別に定める総括代理店手数料規程に基づき総括代理店手数料を支払う旨が定められております。

本契約の有効期間は契約締結日から1年間(1年ごとの自動更新条項付)とされており、日本郵便株式会社又は当社のいずれか一方から、6カ月前までに、事業運営上の合理的な理由により本契約を解約する旨の書面での意思表示がなされた場合には、解約することが可能であります。また、生命保険募集・契約維持管理業務委託契約が解除された場合には、当社は文書による予告なしに本契約を解除することが可能であります。

(参考) 日本郵便株式会社に支払う委託手数料

当社は、上記「③ 日本郵便株式会社との契約」に基づき、代理店手数料規程等を定め、委託手数料を支払っております。代理店手数料規程等は、原則として当社が決定し、日本郵便株式会社に通知いたします。実際の決定過程においては、事前に当社と日本郵便株式会社との間で事務的な調整を実施し、各社における経営会議協議・代表執行役決裁等を通じて、合意形成の機会を担保しております。以下に記載した品質評価の仕組みなどは、各年度における当社の事業戦略と整合させながら、内容や手数料率を設定しており、日本郵便株式会社との調整を踏まえて、毎年度改定を行っているものであります。

おって、日本郵便株式会社との本取引は、保険業法のアームズ・レングス・ルールを遵守するほか、金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」に定められている特定の保険代理店等に対する過度の便宜供与の防止の観点を踏まえて実施しております。

(募集手数料)

・募集手数料

日本郵便株式会社が募集した新契約に対して、各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて計算した募集手数料を支払っております。生命保険会社がお客さまから受領する保険料には、会社の事業運営を行うための予定事業費が含まれ、これには新契約を獲得するための予定新契約費が含まれております。本手数料は、予定新契約費を財源として、原則複数年で分割して支払うように設定しており、最初の1年間の支払金額を高く、残りの期間を均等に低く支払うこととしております。

なお、2021年3月期から、契約の継続をより重視するため、最初の1年間の支払金額と残りの期間に支払う金額の比率を変更し、最初の1年間の支払金額を減額し、残りの期間の支払金額を増額しております。

当社では、新たに契約を獲得した際の、本手数料を含む実際の費用を管理しており、これらの費用が予定新契約費内に収まっていることをもって、本手数料の支払額が適切な水準にあると考えております。

・品質評価手数料

当社の事業戦略と整合させながら、日本郵便株式会社において募集品質の確保のため適切な品質評価の仕組みを併せて実施しております。2026年3月期においては、お客さま本位の営業活動の実践状況をより反映するため、評価対象を拡大するとともに、評価結果に応じて通常の募集手数料を加算する体系に見直しております。

(維持・集金手数料)

保険料の収納や保険金の支払事務などの委託業務ごとに、単価を設定し、これに保有契約件数や新契約件数を乗じて支払額を算定する維持・集金手数料を支払っております。上記の予定事業費には、契約を維持管理するための予定維持費、保険料を収納するための予定集金費が含まれております。本手数料は、予定維持費及び予定集金費を財源として支払っております。

・新契約件数比例手数料

当社は、日本郵便株式会社に新契約のお申込みに関する事務を委託しております。

本手数料の単価は、実地調査に基づく所要時間や、これに係る人件費等を基に算出しており、単価に新契約件数を乗じて手数料額を算定しております。

・保有契約件数比例手数料

当社は、日本郵便株式会社に契約後の保全手続きや各種支払手続きなどのアフターサービスを委託しており、保険金や貸付金の請求やお支払、契約内容の変更、契約者等の異動(変更や改姓)、保険料の収納及び住所の変更などを郵便局にお申し出いただくことで手続きができます。

本手数料の単価は、保有契約件数に対する各業務の発生率や実地調査に基づく所要時間、これに係る人件費等を基に算出しており、単価に保有契約件数を乗じて手数料額を算定しております。

・郵便局数比例手数料

本手数料は、業務量にかかわらず、当社と日本郵便株式会社が受委託関係にあることから発生する業務に対する手数料であり、郵便局における教育や指導、必要書類の管理及び日々の会計業務などを対象としております。

本手数料の単価は、業務ごとの回数や実地調査に基づく所要時間、人件費等を基に算出しており、単価に郵便局数を乗じて手数料額を算定しております。

・品質評価手数料

当社の戦略において保険契約の維持管理のための活動等を促進する目的で、その活動を代理店である日本郵便株式会社が実施する場合に、その活動内容に応じた手数料を支払っており、2026年3月期においては、2025年3月期に引き続き、保有契約の維持に対する評価を実施するとともに、アフターフォロー体制の更なる強化のため、連絡先の取得に対する評価及びお客さまに寄り添った手続き体験提供の実現のため、新規契約におけるペーパーレスの取り扱いの利用に対する評価を実施しております。

なお、「3 事業等のリスク (3) 各リスク項目 III 事業固有 (2) 日本郵便株式会社との関係に関するリスク ① ユニバーサルサービスの提供に関するリスク」に記載のとおり、2020年3月期から、郵便局ネットワーク維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用は、日本郵便株式会社が負担すべき額を除き、当社及び株式会社ゆうちょ銀行からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われることとなったため、委託手数料についても見直しを行いました。具体的には、維持・集金手数料のうち、郵便局数等に応じて支払われる手数料を対象に減額するなどの見直しを行っております。

(総括代理店手数料)

本手数料は簡易郵便局数に単価を乗じた手数料と、簡易郵便局の新契約の実績に応じた手数料から構成されております。

(過年度の支払実績)

上記手数料の支払実績は、以下のとおりであります。

(単位：億円)

	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
募集手数料	422	307	344	271	261
募集手数料	516	420	345	282	250
品質評価手数料	△93	△113	△0	△11	11
維持・集金手数料	1,558	1,478	1,003	966	852
基本手数料	1,362	1,316	912	909	825
新契約件数比例	3	4	6	15	19
保有契約件数比例	874	806	498	520	469
郵便局数比例	484	484	399	370	335
その他	—	21	8	2	—
品質評価手数料	195	161	90	56	27
総括代理店手数料	0	0	0	0	0
委託手数料合計	1,981	1,786	1,348	1,237	1,114
(参考) 交付金・拠出金	560	540	501	564	563

④ 株式会社ゆうちょ銀行及び日本郵便株式会社との契約

a. 窓口端末機等及び紙幣硬貨入出金機4型使用等許諾契約(2017年6月締結)

株式会社ゆうちょ銀行が所有し、郵便局の窓口を設置している窓口端末機等を、当社並びに当社の業務を委託している日本郵便株式会社、当社の連結子会社であるかんぽシステムソリューションズ株式会社が当社業務の実施を目的として使用することについて、株式会社ゆうちょ銀行が当社に許諾すること等を定めた契約であります。本契約において当社は、株式会社ゆうちょ銀行に対して、株式会社ゆうちょ銀行が毎年度通知する機器使用料を支払うものとされており、本契約の有効期間は契約締結日から1年間(1年ごとの自動更新条項付)とされており、

なお、本契約は、株式会社ゆうちょ銀行が所有し、郵便局の窓口を設置している紙幣硬貨入出金機を、日本郵便株式会社が郵便及び物販窓口業務の実施を目的として使用することについて、株式会社ゆうちょ銀行が日本郵便株式会社に許諾することについても定めた契約となっているため、3社での契約となっております。

(2) 郵政管理・支援機構との契約

① 簡易生命保険管理業務委託契約(2007年9月締結)

郵政管理・支援機構が公社から承継した簡易生命保険管理業務のうち、簡易生命保険契約の維持・管理、保険料の収納、保険金の支払い、資産運用等の業務を当社が郵政管理・支援機構から受託する契約であります。本契約において郵政管理・支援機構は、下記②の再保険契約が有効である間については、委託業務に関する手数料は支払わないものとされており、本契約は期限の定めのない契約であり、再保険契約の終了に伴い終了する旨が定められております。また、当社が破産の申立てを行った場合等、本契約に定める特段の事由が発生した場合には、郵政管理・支援機構は、予告なく本契約を解除することが可能であります。なお、本契約の変更・解除は、郵政管理・支援機構が総務大臣の認可を受けなければ効力を生じないとされており、

② 旧簡易生命保険契約に基づく保険責任に係る再保険契約(2007年9月締結)

郵政管理・支援機構が公社から承継した簡易生命保険契約について、郵政管理・支援機構が負う保険責任のすべてを当社が受再する契約であります。郵政管理・支援機構は、簡易生命保険契約の保険料のすべてを再保険料として当社に払い込むこととされており、また、本契約において当社は、毎事業年度末において、再保険損益の8割と公社解散時において確定している簡易生命保険契約の契約者配当の分配のために必要な額の合計額を、再保険配当として契約者配当準備金に繰り入れることとしております。再保険配当の計算方法の変更の必要性については、毎事業年度、郵政管理・支援機構と当社間で協議することとされており、本契約締結以降、当該計算方法が変更されたことはなく、本書提出日時点において変更の予定もありません。

本契約は期限の定めのない契約であり、郵政管理・支援機構は、6カ月前の書面による通知により解除について協議を申し入れた上で、解除することが可能であります。また、本契約に定める特段の事由が存在する場合、郵政管理・支援機構は直ちに本契約を解除することが可能であります。なお、本契約の変更・解除は、郵政管理・支援機構が総務大臣の認可を受けなければ効力を生じないとされており、

③ 借入金に関する契約(2007年9月締結)

郵政管理・支援機構が公社から承継した簡易生命保険契約の契約者に対する貸付金及び地方公共団体等に対する貸付金の総額に相当する額について、公社が相手方と約定した貸付条件と同一の条件で、当社が郵政管理・支援機構に対し貸付けをする契約であります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度においては、当社が保有するシステムのソフトウェア開発・基盤整備等のために総額57,986百万円の設備投資を行っております。

なお、当連結会計年度中における重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (東京都ほか)	—	本社 機能	38,945	76,568 (70,980.61) [1,292.89]	141,208	256,723	4,486 [1,187]
北海道エリア本部 (北海道札幌市) 他北海道エリア 4支店	—	営業用	292	—	24	317	710 [88]
東北エリア本部 (宮城県仙台市) 他東北エリア 6支店	—	営業用	267	—	46	314	1,341 [144]
関東エリア本部 (埼玉県さいたま市) 他関東エリア 10支店	—	営業用	300	—	40	340	1,761 [119]
東京エリア本部 (東京都港区) 他東京エリア 9支店	—	営業用	299	—	26	326	1,272 [119]
南関東エリア本部 (神奈川県川崎市) 他南関東エリア 5支店	—	営業用	307	—	31	339	1,004 [73]
信越エリア本部 (長野県長野市) 他信越エリア 4支店	—	営業用	143	—	17	160	615 [66]
北陸エリア本部 (石川県金沢市) 他北陸エリア 4支店	—	営業用	191	—	14	206	433 [55]
東海エリア本部 (愛知県名古屋市) 他東海エリア 9支店	—	営業用	395	—	36	432	1,310 [131]
近畿エリア本部 (大阪府大阪市) 他近畿エリア 10支店	—	営業用	634	—	45	680	1,964 [212]
中国エリア本部 (広島県広島市) 他中国エリア 6支店	—	営業用	392	63 (1,343.16)	35	491	806 [87]
四国エリア本部 (愛媛県松山市) 他四国エリア 4支店	—	営業用	186	—	23	210	546 [52]

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
九州エリア本部 (熊本県熊本市) 他九州エリア 10支店	—	営業用	474	—	49	523	1,587 [129]
沖縄エリア本部 (沖縄県那覇市) 他沖縄エリア 1支店	—	営業用	89	—	9	98	117 [13]

- (注) 1. 現在、休止中の主要な設備はありません。
2. 当社は単一セグメントであるため、セグメントの名称については記載を省略しております。
3. 従業員数は就業人員数(他社から当社への出向者を含み、当社から他社への出向者を除く。)であり、臨時従業員数(無期転換制度に基づく無期雇用転換者(アソシエイト社員)を含み、派遣社員を除く。)は、年間の平均雇用実績(1日8時間換算)を[]内に外書きで記載しております。
4. 建物及び土地の一部を賃借しており、年間賃借料の合計は、12,352百万円であります。なお、賃借している土地の面積を[]内に外書きで記載しております。
5. 帳簿価額のうち、「その他」の主なものとしては、ソフトウェア120,887百万円、器具備品15,783百万円、リース資産4,363百万円、建設仮勘定513百万円であります。なお、各事業所で使用するリース資産は少額であるため、一括して本社に計上しております。
6. 2022年4月からの新しいかんば営業体制への移行に伴い、支店の分室(かんばサービス部)を全国623箇所に設置しております。

(2) 国内子会社

連結財務諸表における子会社の設備の割合が僅少であるため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

該当事項はありません。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

2025年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金 調達方法	着手年月	完了予定 年月
				投資総額 (百万円)	既支払額 (百万円)			
提出会社	—	—	次世代システム の構築	50,970 (注2)	30,195	自己資金	2021年 4月	2026年 3月

- (注) 1. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント名称については記載を省略しております。
2. 当該金額は概算で算出しており、今後の施策の具体化により大幅に変更される可能性があります。

(2) 重要な設備の除却等

経常的な設備の更新のための除却等を除き、重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000,000
計	2,400,000,000

② 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年6月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	383,192,300	371,822,700	東京証券取引所 プライム市場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	383,192,300	371,822,700	—	—

(注) 2025年5月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月6日付けで自己株式11,369,600株を消却したことにより、発行済株式総数が本書提出日現在において371,822,700株となっております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③ 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数(株)	発行済株式 総数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年8月20日 (注1)	△162,906,300	399,693,700	—	500,000	—	405,044
2023年5月8日 (注1)	△16,501,400	383,192,300	—	500,000	—	405,044

(注) 1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 2025年5月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年6月6日付けで自己株式11,369,600株を消却したことにより、発行済株式総数が11,369,600株減少しております。

(5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

2025年5月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の 状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	59	32	1,328	604	184	134,205	136,412	—
所有株式数 （単元）	—	511,946	119,437	1,959,965	767,970	784	471,111	3,831,213	71,000
所有株式数 の割合（%）	—	13.36	3.12	51.16	20.05	0.02	12.30	100.00	—

(注) 1. 自己株式11,246株は、「個人その他」に112単元、「単元未満株式の状況」に46株含まれております。

2. 「金融機関」の欄には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式3,945単元が含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本郵政株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	190,963	49.84
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号 赤坂インターシティAIR	33,737	8.80
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	12,545	3.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	7,287	1.90
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	CITIGROUP CENTRE, CANADA SQUARE, CANARY WHARF, LONDON E14 5LB (東京都新宿区新宿六丁目27番30号)	4,590	1.20
JPモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング	3,956	1.03
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	3,753	0.98
かんば生命保険社員持株会	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	3,467	0.90
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	3,222	0.84
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	2,678	0.70
計	—	266,203	69.47

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,200	—	権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 383,110,100	3,831,101	同上
単元未満株式	普通株式 71,000	—	—
発行済株式総数	383,192,300	—	—
総株主の議決権	—	3,831,101	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式394,500株(議決権3,945個)が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式46株が含まれております。

② 【自己株式等】

2025年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社かんぽ 生命保険	東京都千代田区 大手町二丁目 3番1号	11,200	—	11,200	0.00
計	—	11,200	—	11,200	0.00

(注) 株式給付信託(BBT)が保有する当社株式394,500株は、上記の自己株式等には含めておりません。

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

株式報酬制度の概要

当社は、2015年12月22日開催の当社報酬委員会において、当社の執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入することを決定し、2016年4月27日開催の同委員会において詳細を決定いたしました。

その後、2024年6月17日開催の同委員会において、当該株式報酬について業績連動型株式報酬及び業績非連動型株式報酬の2構成とすることを決定いたしました。

① 業績連動型株式報酬制度及び業績非連動型株式報酬制度の概要

業績連動型株式報酬制度及び業績非連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）は、当社の執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、執行役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高めることを目的とするものであります。

本制度は、株式給付信託(BBT)と称される仕組みを採用します。株式給付信託(BBT)とは、当社が拠出する金銭を原資として、当社株式が信託を通じて株式市場から取得され、執行役に対して、予め定める株式給付規程に従って、当社株式及び一定割合の当社株式を換価して得られる金額相当の金銭(ただし、自己都合による退任の場合には、株式の金銭への換価は行われず、当社株式のみが給付されます。以下「当社株式等」といいます。)が信託を通じて給付される株式報酬制度であり、業績連動型及び業績非連動型で構成されております。

執行役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として当該執行役が当社を退任した後、株式給付規程に定める所定の手続の終了後となります。

ただし、取締役会決議において解任の決議がなされた場合又は当該執行役に執行役としての義務違反などがあったことに起因して退任した場合には、報酬委員会の決議により当社株式等の全部又は一部を給付しないことができます。

なお、当該信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権は、行使しないものとします。

② 執行役に給付される予定の当社株式の総数

276,100株(2025年3月31日現在)

なお、本制度の概要に記載のとおり、本制度は、当社株式及び一定割合の当社株式を換価して得られる金額相当の金銭を給付するものであり(ただし、自己都合による退任の場合には、株式の金銭への換価は行われず、当社株式のみが給付されます。)、上記株数は、対象となる執行役全員が任期満了により退任したと仮定した場合に当該執行役に給付される当社株式の総数(2025年3月31日現在)であり、金銭により給付される部分を含んでおりません。

③ 本制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

執行役を退任した者のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会（2024年11月14日及び2025年3月28日）での決議状況 （取得期間 2024年11月15日～2025年11月14日）	30,000,000	35,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価値の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	11,369,600	34,999
提出日現在の未行使割合(%)	62.1	0.0

(注) 1. 東京証券取引所における自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及び立会市場における取引による買付けであります。

2. 取得自己株式は、受渡日基準で記載しております。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	95	0
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 1. 当期間における取得自己株式数には、2025年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数は含めておりません。

2. 取得自己株式は、受渡日基準で記載しております。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	11,369,600	34,989
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	—	—	—	—
その他(一)	—	—	—	—
保有自己株式数	11,246	—	11,246	—

(注) 1. 当期間における処理自己株式数には、2025年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取請求による売渡株式数は含めておりません。

2. 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から本書提出日までの単元未満株式の買取請求による株式数及び買取請求による売渡株式数は含めておりません。

3. 当事業年度及び当期間における保有自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式数は含めておりません。
4. 保有自己株式数は、受渡日基準で記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置づけるとともに、経営の健全性を確保しつつ、安定的な株主への利益還元を行っております。

具体的には、今後の利益見通し、財務の健全性を考慮しつつ、株主配当については、1株当たり配当額について、2025年度までの中計期間においては原則として減配を行わず、各事業年度についてその前事業年度の1株当たり配当額を最低限維持し、それ以上に、増配することを目指してまいります。

さらに、株主に対する柔軟な利益還元を図ること等を目的として、機動的な自己株式取得等を行うことで、総還元性向について中期平均40～50%を目指してまいります。

なお、2024年5月の中計の見直しに伴い、財務目標として、新契約の初年度に係る標準責任準備金負担による影響及びのれん償却による影響を調整した指標である「修正利益」を設定しており、「修正利益」を原資とした安定的な株主還元を実施しております。

また、内部留保資金につきましては、経営環境の変化に対応し、将来に向けた安定的な企業成長を実現するために活用してまいります。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行う旨を定款に定めております。

2025年3月期の配当につきましては、1株当たり配当額は104円(うち中間配当52円)となりました。

また、2021年6月に日本郵政株式会社による当社株式の議決権比率は49.9%程度となり、日本郵政株式会社から総務大臣に対し、当社株式の2分の1以上を処分した旨の届出が行われたことから、郵政民営化法上の新規業務に係る上乗せ規制が認可制から届出制へと緩和されております。自己株式取得を行う場合は、引き続き、日本郵政株式会社による当社株式の議決権比率が2分の1以下に維持できるように検討してまいります。このため、自己株式取得を行う場合であっても、日本郵政株式会社による当社株式の議決権比率の状況次第では、自己株式取得額が当初想定している金額を大幅に下回る可能性があるほか、当社株式の市場価格、経営環境、業績見通し、財務の健全性等を踏まえて自己株式取得を実施しない可能性や当初想定している金額を大幅に下回る可能性があります。

なお、当社は毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、2026年3月期については、株主の皆さまへの利益還元の機会を充実させることを目的として、中間配当、期末配当の年2回の剰余金の配当を予定しております。

基準日が2025年3月期に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年11月14日 取締役会決議	19,925	52.00
2025年5月15日 取締役会決議	19,925	52.00

(参考) 株主配当の推移

回次	第15期	第16期	第17期	第18期	第19期
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
配当金の総額(百万円)	42,756	35,971	35,536	36,019	39,850
(連結)配当性向(%)	25.7	24.0	36.9	41.3	32.2

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の創出のため、次の考え方を基本として当社グループのコーポレートガバナンス体制を構築してまいります。

- a. 郵便局ネットワークを通じて生命保険サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- b. 株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が実質的に確保されるよう配慮してまいります。
- c. お客さま、株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- d. 経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督の下、迅速・果断に意思決定・業務執行を行ってまいります。

また、当社は、上記を含む、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方とその枠組み、運営に関する「コーポレートガバナンスに関する基本方針」を定めております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、意思決定の迅速化と経営の透明性の向上を図るため指名委員会等設置会社としており、経営を監督する取締役会と業務を執行する執行役とでその役割を分離し、会社経営に関する責任を明確にしております。

a. 取締役会

提出日現在、当社の取締役会は、取締役11名（うち社外取締役7名）で構成され、当社の経営の基本方針、執行役の職務分掌及び内部統制システムの構築に係る基本方針等を決定し、執行役の職務の遂行を監督する権限を有しております。社外取締役として弁護士及び企業経営者等を招聘し、より広い視野に基づいた社外からの経営監視を可能とする体制作りを推進しております。

<本書提出日現在>

〔議長〕谷垣 邦夫(取締役兼代表執行役社長)

〔構成員〕大西 徹(取締役兼代表執行役副社長)、奈良 知明(取締役)、増田 寛也(取締役)、鈴木 雅子(社外取締役)、原田 一之(社外取締役)、鶴巢 香穂利(社外取締役)、富井 聡(社外取締役)、神宮 由紀(戸籍上の氏名：村松 由紀)(社外取締役)、大間知 麗子(社外取締役)、山名 昌衛(社外取締役)

なお、2025年6月18日開催予定の第19回定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役11名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決された場合、当社の取締役の状況は、取締役11名（うち社外取締役7名）となる予定です。

<2025年6月18日開催予定の定時株主総会終了後（予定）>

〔議長〕谷垣 邦夫(取締役兼代表執行役社長)

〔構成員〕大西 徹(取締役兼代表執行役副社長)、奈良 知明(取締役)、根岸 一行(取締役)、鶴巢 香穂利(社外取締役)、富井 聡(社外取締役)、神宮 由紀(社外取締役)、大間知 麗子(社外取締役)、山名 昌衛(社外取締役)、細谷 和男(社外取締役)、宇野 晶子(社外取締役)

また、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の3つの委員会を設置し、社外の視点を経営に十分に活用するとともに、経営の意思決定の透明性及び公正性を確保しております。具体的には、各委員会は以下の役割を担っております。

(a) 指名委員会

提出日現在、取締役5名(うち社外取締役3名)で構成し、取締役の選任・解任に関する株主総会議案の決定を行っております。

＜本書提出日現在＞

〔委員長〕 原田 一之(社外取締役)

〔委員〕 谷垣 邦夫(取締役兼代表執行役社長)、増田 寛也(取締役)、鈴木 雅子(社外取締役)、山名 昌衛(社外取締役)

＜2025年6月18日開催予定の定時株主総会終了後の取締役会決議後(予定)＞

〔委員長〕 山名 昌衛(社外取締役)

〔委員〕 谷垣 邦夫(取締役兼代表執行役社長)、根岸 一行(取締役)、富井 聡(社外取締役)、細谷 和男(社外取締役)

(b) 監査委員会

提出日現在、取締役5名(うち社外取締役4名)で構成し、取締役及び執行役の職務執行の監査、監査報告の作成、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任等に関する株主総会議案の決定並びに会計監査人への監査報酬を決定する際の同意を行っております。

なお、委員のうち2名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

＜本書提出日現在＞

〔委員長〕 鈴木 雅子(社外取締役)

〔委員〕 奈良 知明(取締役、常勤)、鶴巢 香穂利(社外取締役)、富井 聡(社外取締役)、大間知 麗子(社外取締役)

＜2025年6月18日開催予定の定時株主総会終了後の取締役会決議後(予定)＞

〔委員長〕 富井 聡(社外取締役)

〔委員〕 奈良 知明(取締役、常勤)、鶴巢 香穂利(社外取締役)、大間知 麗子(社外取締役)、宇野 晶子(社外取締役)

(c) 報酬委員会

提出日現在、取締役4名(うち社外取締役3名)で構成し、取締役及び執行役の報酬に関する方針の策定並びに個人別の報酬内容の決定を行っております。

＜本書提出日現在＞

〔委員長〕 富井 聡(社外取締役)

〔委員〕 増田 寛也(取締役)、原田 一之(社外取締役)、神宮 由紀(社外取締役)

＜2025年6月18日開催予定の定時株主総会終了後の取締役会決議後(予定)＞

〔委員長〕 神宮 由紀(社外取締役)

〔委員〕 根岸 一行(取締役)、山名 昌衛(社外取締役)

b. 業務執行

当社は、企業統治に関して設置した上記各機関とは別に、取締役会から業務執行の執行権限を委譲された執行役が、迅速な意思決定を行う体制を設けております。取締役会の決議により執行役に委任された事項のうち、経営上の重要事項は、代表執行役社長と各業務を担当する執行役で構成する経営会議で協議した上で、代表執行役社長が決定しております。なお、当社は日本郵政株式会社との間で役員の兼任関係があります。また、当社の経営会議には、当社の常務以上の執行役を兼任している者を除き、原則、日本郵政株式会社の役員は出席していませんが、議題又は報告事項に応じて、出席が必要と当社が考える日本郵政株式会社の代表執行役に出席を要請することとしております。

このほか、高度な専門的知識を用いて業務を執行する社員として、執行役員制度を設けております。

また、日本郵政グループ運営に関する契約に基づき、日本郵政株式会社に対して一定の事項についての事前協議を行っておりますが(かかる契約の詳細については「第2 事業の状況 5 重要な契約等」に記載のとおりであります。)、当該事前協議は当社の意思決定を妨げる又は拘束するものではない旨が本契約で定められております。

当社は、経営会議の諮問委員会として、関係執行役で構成される以下の10の専門委員会を設置しております。各担当執行役の専決事項のうち部門横断的な課題等については各専門委員会で協議を行っております。

(a) 収益管理委員会

原則、毎月1回開催し、運用方針・販売方針等について協議を行うとともに、資産と負債の総合的な管理、各種収益の状況等について把握、分析することにより、適切な収益管理を行っております。

(b) リスク管理委員会

原則、毎月1回開催し、リスク管理に関する方針、リスク管理体制の整備及び運営に関する事項並びにリスク管理の実施に関する事項の協議を行うとともに、各種リスクの状況等について把握及び分析することにより適切なリスク管理を行っております。

(c) コンプライアンス委員会

原則、毎月1回開催し、コンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について協議を行うとともに、コンプライアンスの推進状況等について把握、分析することにより、法令等の遵守、不祥事故の未然防止等を図っております。

(d) CX向上委員会

原則、毎月1回開催し、「お客さまの声」を基にした改善策や、お客さま満足度の向上策の協議を行うことにより、お客さまの利便性及びお客さまサービスの向上を推進するとともに、各所管部が実施するお客さま体験価値向上に向けた施策について、評価、議論を行うことにより、CXの向上を推進しております。

(e) 商品開発委員会

原則、毎月1回開催し、保険商品開発に関する方針の協議及び重要事項についての多面的な検討を行うことにより、お客さまのニーズを踏まえた商品の開発を推進しております。

(f) 事務・システム改革委員会

原則、毎月1回開催し、事務の改善及びシステム開発の基本方針等について協議を行うとともに、大規模プロジェクトの進捗状況等について把握、分析することにより、事務・システムの改革を推進しております。

(g) 働き方改革委員会

原則、四半期に1回開催し、人事制度、人材育成、人権保護等に関する方針並びにワークライフバランス及びダイバーシティの実現等に向けた対応についての協議を行うことにより、経営の有用な資源である人的資源の有効な活用、円滑な業務運営を推進するとともに、一人ひとりの社員の自己実現と会社の成長・発展を図っております。

(h) 情報セキュリティ委員会

原則、四半期に1回開催し、情報セキュリティ管理(個人情報保護に関する事項を含む。)に関する方針、情報セキュリティ管理態勢の整備及び運営に関する事項の協議を行うとともに、情報セキュリティ管理の状況等について把握、分析することにより、適切な情報セキュリティ管理を行っております。

(i) 情報開示委員会

原則、四半期に1回開催し、情報開示に関する体制の整備及び情報開示の正確性、十分性、明瞭性、積極

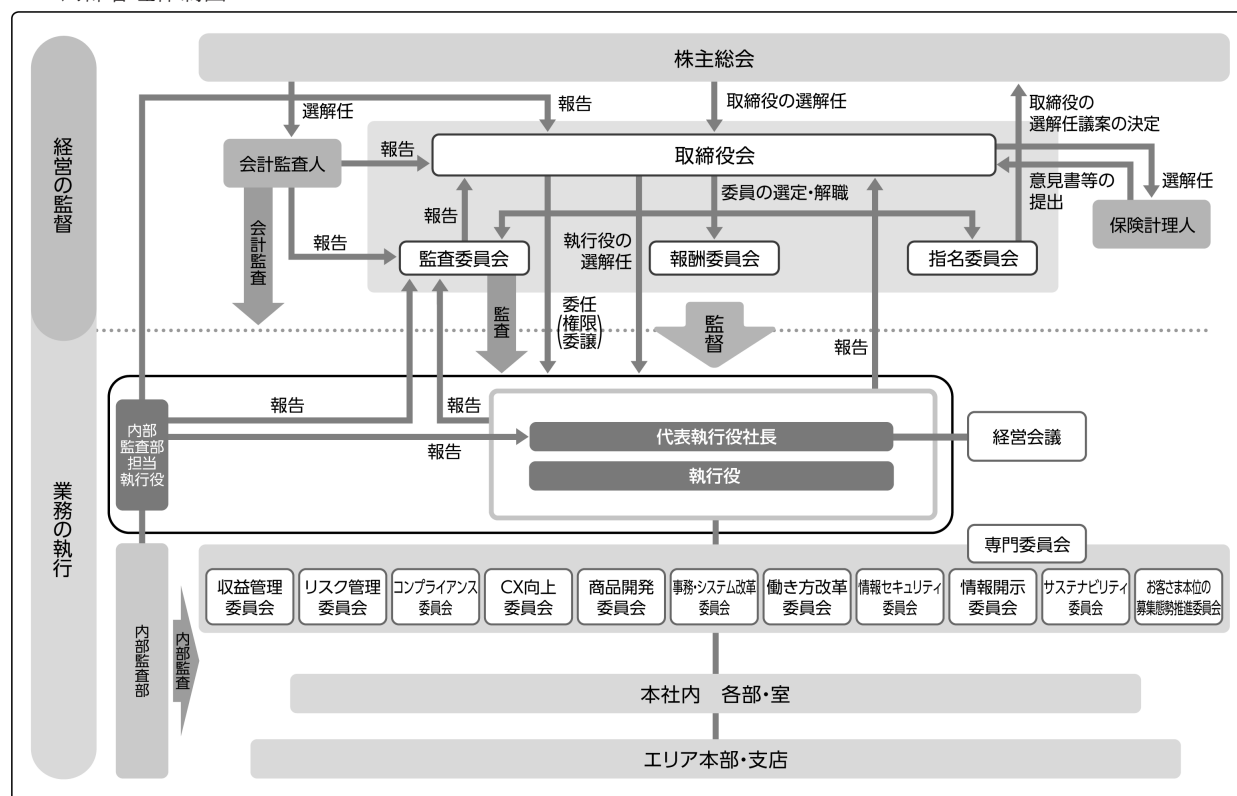
性、公表の公平性等の協議等を行っております。

(j) サステナビリティ委員会

原則、四半期に1回開催し、サステナビリティ戦略に関する方針等について協議を行うとともに、各種取組方針の進捗状況等について把握、分析することにより、部門横断的にサステナビリティ戦略を推進しております。

上記に加えて、経営陣が主導して対策を迅速・確実に実行し、募集品質を改善するため、お客さま本位の募集態勢推進委員会を設置し議論を行っています。

<内部管理体制図>



③ 企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の構築に係る基本方針として、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を決議しております。(2020年3月25日改正)

「内部統制システムの構築に係る基本方針」

1 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 経営理念、経営方針等を定めるとともに、日本郵政株式会社が定めるグループの行動憲章に従い、執行役及び使用人が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。
- (2) コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンス委員会を設置し、経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- (3) 企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを作成するとともに、執行役及び使用人が遵守すべき法令及び社内規則等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。
- (4) コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当社の保険募集人である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の内部管理態勢の充実・強化に関する事項を協議するとともに、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。
- (5) 反社会的勢力対応規程等において組織としての対応を定めるとともに、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら不当要求等には毅然と対応するなど、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断し排除する。
- (6) 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告の信頼性の確保に努めるとともに、重要な事項を必要に応じて経営会議、監査委員会及び会計監査人に報告する。
- (7) コンプライアンス違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき執行役及び使用人に周知する。
- (8) 内部監査規程等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門により、法令等遵守状況を含め実効性ある内部監査を実施するとともに、内部監査の実施状況等について、経営会議及び監査委員会に報告する。

2 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営会議規程及び文書管理規程等において、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

3 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理基本方針及び各種リスク管理規程等を定め、執行役及び使用人に対しリスク管理についての基本原則、管理態勢、管理方法等の基本的事項を提示し、当該基本方針等に基づきリスク管理を実施する。
- (2) リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する方針、リスク管理体制の整備及び運営に関する事項並びにリスク管理の実施に関する事項を協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- (3) 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理規程を定め、危機管理態勢を整備する。

4 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 執行役で構成する経営会議を原則として毎週開催し、取締役会から委任を受けた事項及び取締役会付議事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
- (2) 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任並びに稟議手続等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

5 当社並びに日本郵政株式会社及び当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社ゆうちょ銀行との間で日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について、事前協議又は報告を行う。
- (2) 子会社の管理に関する規程を定め、以下のとおり、子会社の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。
 - ① 子会社に対し、グループ経営の根幹となる日本郵政グループ協定等による措置を講じさせる。
 - ② 子会社に対し、経営分析、業務に関する指導、リスク管理、コンプライアンスに関する指導、監査等を行う。
 - ③ 子会社による経営方針、経営計画等の重要事項の策定等を当社への事前承認事項とする。
 - ④ 子会社による当局への申請事項、月次の業績、外部監査の結果等を当社への報告事項とする。
- (3) グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ会社との取引については、アームズ・レングス・ルールに則った適正な取引を確保する。

6 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の使用人を配置する。

7 当社の監査委員会の職務を補助すべき使用人の当社の執行役からの独立性に関する事項及び当社の監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会事務局の使用人は、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従うものとする。また、監査委員会事務局の使用人に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。

8 当社の執行役及び使用人が監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制

- (1) 内部統制を所管する執行役は、監査委員会に定期的に当社及び子会社の内部統制に係る業務の執行状況を報告する。
- (2) 執行役及び使用人は、当社及び子会社の経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
- (3) 内部監査を所管する執行役は、当社及び子会社の内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について速やかに監査委員に報告する。
- (4) 執行役及び使用人は、監査委員会の求めに応じて、当社及び子会社の業務執行に関する事項を報告する。この場合において、監査委員会が必要と認めたときは、内部監査を所管する執行役に対して調査を求め、又はその職務の執行について具体的に指示を行うものとする。
- (5) 執行役及び使用人は、内部通報等により発覚した当社及び子会社の重大なコンプライアンス違反(そのおそれのある事案を含む。)行為について、速やかに監査委員に報告する。
- (6) 監査委員会への報告又は内部通報を行った者に対し、当該報告又は内部通報を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

9 当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

執行役及び使用人は、監査委員が監査委員会の職務の執行として監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を会社に対して請求したときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要でないことを会社が証明した場合を除き、これを拒むことができないものとする。

10 その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表執行役社長は、経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。
- (2) 内部監査を所管する執行役は、監査計画の策定及び変更を行う際は、事前に監査委員会に監査計画の説明を行い、監査委員会の同意を得た上で行う。
- (3) 監査委員会は、監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて内部監査を所管する執行役と意見交換を行うなどの連携を図る。
- (4) 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。
- (5) 監査委員会は、その職務の執行に当たり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなど連携を図る。
- (6) 内部監査を所管する執行役及び内部監査部長の重要な人事は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。

b. リスク管理体制の整備の状況

(ERM・資本政策)

当社はリスク選好ステートメントの下で、ERMに基づき、事業運営における健全性を確保しつつ、持続的な成長や中長期的な企業価値の向上を実現することとしており、財務健全性を確保しつつ、対資本・リスクでの効率性に配慮した収益確保を目指します。

その上で株主に対する利益の還元を経営上重要な施策のひとつとして位置づけて、ERMに基づき、財務の健全性を維持しつつ収益を確保し、安定的に株主への還元を目指します。

(リスク管理体制の概要)

当社では、「リスク管理基本方針」に基づき、リスク管理に関する規程を整備するとともに、リスク管理統括部担当執行役を委員長とするリスク管理委員会を設置し、定期的を開催しております。

リスク管理委員会では、リスク管理に関する方針、リスク管理体制の整備及び運営に関する事項並びにリスク管理の実施に関する事項の協議を行うとともに、各種リスクの状況等について把握及び分析することにより適切なリスク管理を行い、リスク管理統括部担当執行役は、重要な事項を経営会議、監査委員会及び取締役会に付議又は報告しております。

さらに、リスク管理統括部担当執行役は、当社のリスク管理を統括し、経営を取り巻く環境、リスク管理の状況の変化に応じ、リスク管理態勢の構築、検証及び整備をしております。リスク管理統括部は、リスク管理総括担当として、リスク管理統括部担当執行役の指示の下、リスク管理態勢の構築、検証及び整備に係る業務を遂行するとともに、リスク区分ごとのリスク管理を行う部署(以下「リスク管理担当」といいます。)における管理状況を把握し、分析・管理を行うことにより、定期的にリスク管理の状況を検証しております。

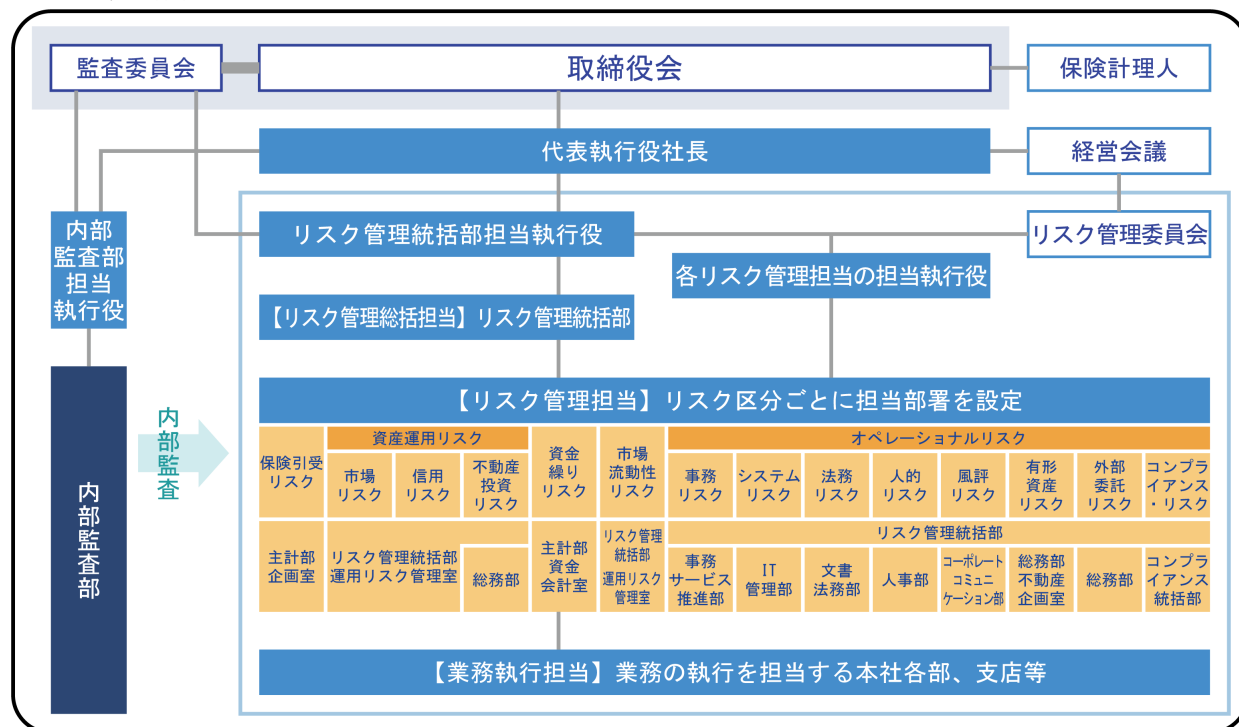
また、各リスク管理担当の担当執行役は、リスクの所在、種類及び特性並びにリスク管理基本方針に定めるリスク管理の方法及び態勢を把握した上で、それぞれの担当するリスクの管理体制を整備・運営しており、各リスク管理担当は、業務執行担当である業務を執行する本社各部、支店等との相互牽制の下、リスク管理基準に従い、適切にモニタリング機能を発揮し、担当するリスクを管理することとしております。なお、資産運用リスクとオペレーショナルリスクのリスク区分については、細目を構成するリスク区分が複数にわたるため、細目のリスク区分のリスク管理担当と併せて、総合的な管理を行う部署を設置しております。

内部監査部はリスク管理体制について内部監査を実施し、その整備状況・運用状況を検証しております。

当社は、これらを通じてリスク管理体制の強化を図っております。

なお、当社がリスク管理を行うにあたっては、日本郵政株式会社及び当社の子会社であるかんぽシステムソリューションズ株式会社のリスク管理部門と連携して取り組んでおります。

<リスク管理体制図>



c. コンプライアンス体制の整備の状況

当社は、すべての役員及び社員が企業活動のあらゆる局面において法令等(法令、諸規則、社内諸規程、社会規範及び企業倫理)を遵守し、コンプライアンスを徹底することにより、業務の健全性及び適切性を確保し、社会の信頼に応える態勢を確保しております。

当社は、「お客さまから選ばれる真に日本一の保険会社」を目指し、コンプライアンスの徹底にも、全社一丸となって取り組んでおります。

(コンプライアンスに関する方針等)

当社では、取締役会が定める「内部統制システムの構築に係る基本方針」に基づき、コンプライアンス態勢に関する基本的事項を定めた「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス態勢を構築・整備しております。

また、当社の企業活動に関連する法令等の解説を記載した「コンプライアンス・マニュアル」及び同マニュアルの要点を解説した「コンプライアンス・ハンドブック」を作成し、すべての役員及び社員に対し、その内容の周知・浸透を図っております。さらに、「経営理念」などをいつでも確認できるようにコンパクトにまとめたコンプライアンス携行カードをすべての役員及び社員に配布しております。

このほか、毎年度、コンプライアンスに関する具体的な実践計画として「コンプライアンス・プログラム」を策定し、コンプライアンスの徹底に取り組んでおります。

(コンプライアンス推進態勢)

当社では、コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス統括部担当執行役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、定期的に開催しております。

コンプライアンス委員会では、経営上のコンプライアンスに係る方針、具体的な運用、諸問題への対応等について協議を行うとともに、コンプライアンスの推進状況等について把握、分析することにより、法令等の遵守、不祥事の未然防止等を図るとともに、同委員会に付議された事項のうち、重要なものについて、コンプライアンス統括部担当執行役から、経営会議、監査委員会及び取締役会に報告しております。さらに、コンプライアンス統括部担当執行役は、自らの責任の下、コンプライアンス態勢の整備・運営を行っております。

コンプライアンスを統括する部署としてコンプライアンス統括部を設置し、コンプライアンスに関する事項の総合的な企画・調整及び推進を行っているほか、同部内に、マネー・ローndリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の総合的な企画・実施を行うマネー・ローndリング対策室、不適正募集等に対する調査業務の統括を行うコンプライアンス調査室、並びに情報管理及び情報セキュリティマネジメントに関する総合的な企画・調整を行う情報セキュリティ統括室の3つの室を置き、コンプライアンス推進態勢の強化を図っております。

コンプライアンスを担当する管理者として、本社のコンプライアンス統括部長、マネー・ローndリング対策室長、コンプライアンス調査室長及び情報セキュリティ統括室長を配置しており、加えて、全国13カ所に所在するエリア本部のコンプライアンス部長をコンプライアンス・オフィサーとする態勢としているほか、コンプライアンスの推進に責任を持つ者として、本社(サービスセンター等を含む。)、エリア本部、支店及び支店のかんぽサービス部にコンプライアンス責任者を配置し、全社的にコンプライアンスを推進する態勢を構築しております。

当社の保険募集人である日本郵便株式会社との間では、コンプライアンス統括部担当執行役等で構成する連絡会議を設置し、コンプライアンス態勢の充実、強化に関する事項を協議するとともに、郵便局に対する指導・管理を行っております。

内部監査部は法令等遵守態勢について内部監査を実施し、その整備状況・運用状況を検証しております。

当社は、これらを通じて当社のコンプライアンス推進態勢の強化を図っております。

[illegible]

当社は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で責任限定契約を締結しております。当該契約では、会社法第423条第1項に定める責任について、当該取締役がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

当社は、すべての取締役及び執行役との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法会の定める範囲内において当社が補填することとしております。

当社は、被保険者が負担することとなる損害を補填するため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料は当社が全額負担しております。当社は、役員等が職務の執行に関し責任を負うことにより生ずることのある損害及び当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当社は、20名以内の取締役を置く旨を定款に定めております。

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び執行役(執行役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び執行役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

i. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨及び補欠取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする旨を定款に定めております。

j. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、経営環境の変化に機動的に対応した株主への利益還元や資本政策を遂行できるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

k. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定めております。

l. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に規定する特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

m. 支配株主との取引を行う際における少数株主保護の方策

当社が、親会社である日本郵政株式会社その他の日本郵政グループに属する会社との間で行う取引については、保険業法に基づき、アームズ・レングス・ルールに則って公正に行っております。

グループ内取引の適正性を確保するため、当社で行うすべての取引に対し、取引前に取引部署においてグループ内取引に該当するか否かの確認を行い、日本郵政グループに属する会社と取引を行う場合には、当該取引の適正性が確保されているかを、グループ内取引の必要性、取引条件の適正性等の観点で既定のチェックリストに基づき事前に点検するとともに、専門部署(文書法務部)において点検内容の適正性を確認しております。また、取引実施後においても、総括部署(経営企画部)が事後点検を実施しております。

なお、グループ内取引に係る取引条件の適切性を確保するため、新たに重要な取引を実施する場合及び既存の取引条件を変更する場合に、社外取締役を含む取締役会で決議する態勢を整備しております。

④ 取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回開催しており、直近の事業年度(2024年4月～2025年3月)においては13回開催しました。

個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
谷垣 邦夫	13	13	100%
大西 徹	13	13	100%
奈良 知明	13	13	100%
増田 寛也	13	12	92%
鈴木 雅子	13	13	100%
原田 一之	13	13	100%
山崎 恒	3	3	100%
鶴巢 香穂利	13	13	100%
富井 聡	13	13	100%
神宮 由紀	13	13	100%
大間知 麗子	13	13	100%
山名 昌衛	10	10	100%

(注) 山崎 恒氏は2024年6月までの在任中の全3回すべてに出席。山名 昌衛氏は2024年6月の取締役就任以降の全10回すべてに出席。

取締役会における具体的な検討内容として、「大和証券グループとの資産運用事業における資本・業務提携の締結」、「2024年度経営計画の変更および中期経営計画(2021年度～2025年度)の見直し」、「自己株式の取得」等について、協議し、内容を決定しました。

⑤ 指名委員会の活動状況

当事業年度において当社は指名委員会を1年に1回以上開催することとしており、直近の事業年度(2024年4月～2025年3月)においては7回開催しました。

個々の指名委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
原田 一之	7	7	100%
谷垣 邦夫	7	7	100%
増田 寛也	7	7	100%
鈴木 雅子	7	7	100%
山崎 恒	2	2	100%
山名 昌衛	5	5	100%

(注) 山崎 恒氏は2024年6月までの在任中全2回すべてに出席。山名 昌衛氏は2024年6月の指名委員就任以降の全5回すべてに出席。

指名委員会における具体的な検討内容として、代表執行役社長の後継者計画について議論を行ったほか、定時株主総会へ付議する取締役選任議案等について、協議し、内容を決定等しました。

⑥ 報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は報酬委員会を1年に1回以上開催することとしており、直近の事業年度(2024年4月～2025年3月)においては6回開催しました。

個々の報酬委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数	出席率
富井 聡	6	6	100%
増田 寛也	6	6	100%
原田 一之	6	6	100%
神宮 由紀	6	6	100%

報酬委員会における具体的な検討内容として、役員賞与規程の新設等の報酬制度の見直し、執行役の個人別役員報酬等について協議し、内容を決定しました。

(2) 【役員の状況】

① 2025年6月13日（本書提出日）現在の当社の役員の状況は、以下のとおりであります。

男性 24名 女性 9名（役員のうち女性の比率 27.3%）

a. 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表執行役社長)	谷 垣 邦 夫	1959年8月26日	1984年4月 2006年1月 2007年10月 2008年6月 2009年6月 2013年1月 2016年6月 2017年1月 2019年4月 2021年11月 2023年6月 2023年6月	郵政省入省 日本郵政株式会社部長 同社総務・人事部長 同社執行役経営企画部長 同社常務執行役経営企画部長 同社専務執行役 当社執行役副社長 日本郵便株式会社執行役員副社長 日本郵政株式会社専務執行役 株式会社ゆうちょ銀行執行役副社長 当社取締役兼代表執行役社長（現任） 日本郵政株式会社取締役（現任）	(注) 2	1,500
取締役 (代表執行役副社長)	大 西 徹	1966年6月17日	1990年4月 2008年4月 2009年4月 2009年7月 2010年1月 2012年6月 2013年7月 2015年6月 2018年4月 2019年7月 2020年4月 2020年6月 2023年6月 2023年6月	郵政省入省 当社経営企画部調査広報室長 当社経営企画部担当部長 当社法務部長 当社人事部企画役 当社経営企画部企画役 当社経営企画部長 当社執行役経営企画部長兼関連事業室長 当社執行役近畿エリア本部長 当社執行役 かんぽシステムソリューションズ株式会社取締役 当社常務執行役 当社取締役兼代表執行役副社長（現任） 日本郵政株式会社常務執行役（現任）	(注) 2	2,000
取締役	奈 良 知 明	1961年2月5日	1984年4月 2007年10月 2007年12月 2010年6月 2010年10月 2012年1月 2013年2月 2013年7月 2017年6月 2020年6月 2021年6月	郵政省入省 当社企画役 当社支払サービス改革推進本部事務局長 当社執行役支払管理部長兼支払サービス改革推進本部事務局長 当社執行役支払管理部長兼支払サービス室長 当社執行役支払管理部長兼支払サービス室長兼次期支払事務導入準備室長 当社執行役 当社執行役運用企画部長 当社常務執行役 当社専務執行役 当社取締役（現任）	(注) 2	5,300

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	増 田 寛 也	1951年12月20日	1977年4月 1995年4月 2007年8月 2007年8月 2009年4月 2009年4月 2020年1月 2020年6月 2020年6月 2020年6月 2020年6月	建設省入省 岩手県知事 総務大臣 内閣府特命担当大臣 株式会社野村総合研究所顧問 東京大学公共政策大学院客員教授 日本郵政株式会社代表執行役社長 当社取締役(現任) 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長(現任) 日本郵便株式会社取締役(現任) 株式会社ゆうちょ銀行取締役(現任)	(注) 2	—
取締役	鈴 木 雅 子	1954年2月4日	1983年7月 1999年4月 2004年9月 2007年12月 2010年6月 2010年8月 2012年5月 2016年1月 2016年6月 2018年6月 2019年7月 2019年12月 2023年3月 2023年6月	株式会社テンポラリーセンター (現株式会社パソナ) 入社 株式会社パソナ執行役員 同社取締役専務執行役員 株式会社パソナグループ取締役 専務執行役員 株式会社ベネフィット・ワン取 締役副社長 株式会社パソナグループ取締役 株式会社ベネフィットワン・ヘル スケア(現株式会社ベネフィ ット・ワン) 監査役 同社代表取締役社長 当社取締役(現任) 株式会社ベネフィット・ワン取 締役副社長執行役員 株式会社パソナグループエグゼ クティブアドバイザー 株式会社パソナフォース代表取 締役社長 ユナイテッドアンドグロウ株式会 社外監査役(現任) 日本信号株式会社社外取締役(現 任)	(注) 2	4,600
取締役	原 田 一 之	1954年1月22日	1976年4月 2007年6月 2010年6月 2011年6月 2013年6月 2015年6月 2018年6月 2019年6月 2022年4月 2022年6月	京浜急行電鉄株式会社入社 同社取締役 同社常務取締役 同社専務取締役 同社代表取締役社長 日本空港ビルディング株式会社 社外取締役 当社取締役(現任) 京浜急行電鉄株式会社取締役社 長 社長執行役員 同社代表取締役会長(現任) 横浜新都市センター株式会社代 表取締役社長(現任)	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	嶋 巢 香徳利	1961年12月24日	1985年4月 2001年6月 2006年6月 2009年7月 2015年11月 2018年6月 2022年6月 2022年6月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 同法人パートナー 有限責任監査法人トーマツパートナー デロイトトーマツ合同会社ボードメンバー 有限責任監査法人トーマツボードメンバー 当社取締役（現任） 株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役（現任）	(注) 2	500
取締役	富 井 聡	1962年11月7日	1985年4月 2010年5月 2011年6月 2012年4月 2012年6月 2014年3月 2014年10月 2015年6月 2016年6月 2019年4月 2020年6月 2022年6月 2023年6月	日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 株式会社日本政策投資銀行執行役員企業ファイナンスグループ長 同行常務執行役員企業ファイナンスグループ長 同行常務執行役員企業投資グループ長 同行常務執行役員投資部門長兼企業投資グループ長 同行常務執行役員投資部門長兼企業投資部長 同行常務執行役員投資部門長 同行取締役常務執行役員投資本部長 株式会社ワールド社外取締役 一般社団法人事業再生実務家協会理事（現任） D B J 投資アドバイザリー株式会社代表取締役会長（現任） 当社取締役（現任） 富士石油株式会社社外監査役（現任）	(注) 2	1,600
取締役	神 宮 由 紀	1971年6月2日	1994年4月 1998年2月 2014年10月 2017年4月 2017年4月 2019年3月 2019年3月 2023年6月	株式会社シティアスコム入社 フューチャーシステムコンサルティング株式会社（現フューチャー株式会社）入社 日本マイクロソフト株式会社入社 フューチャー株式会社入社 フューチャーアーキテクト株式会社執行役員 フューチャー株式会社取締役（現任） フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役社長 当社取締役（現任）	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	大間知 麗 子	1973年12月17日	2000年4月 2000年4月 2003年6月 2006年7月 2014年5月 2023年6月	弁護士登録(現任) 三井安田法律事務所(現リンクレーターズ外国法共同事業法律事務所)入所 法務省民事局参事官室勤務(任期付公務員) リンクレーターズ外国法共同事業法律事務所復帰 伊藤見富法律事務所(現モリソン・フォースター法律事務所)入所、オブ・カウンセル(現任) 当社取締役(現任)	(注) 2	100
取締役	山 名 昌 衛	1954年11月18日	1977年4月 2001年1月 2002年7月 2003年8月 2003年10月 2006年6月 2011年4月 2013年4月 2014年4月 2022年4月 2022年6月 2023年6月 2024年6月 2024年6月	ミノルタカメラ株式会社*入社 Minolta QMS Inc. CEO ミノルタ株式会社*執行役員経営企画部長、情報機器カンパニー情報機器事業統括本部副本部長 コニカミノルタホールディングス株式会社*常務執行役 同社常務執行役兼コニカミノルタビジネステクノロジー株式会社*常務取締役 コニカミノルタホールディングス株式会社*取締役常務執行役 同社取締役常務執行役兼コニカミノルタビジネステクノロジー株式会社*代表取締役社長 コニカミノルタ株式会社取締役専務執行役 同社取締役代表執行役社長兼CEO 同社取締役執行役会長 TDK株式会社社外取締役(現任) 株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役(現任) 当社取締役(現任) S C S K 株式会社社外取締役(現任) ※現コニカミノルタ株式会社	(注) 2	200
計						15,800

- (注) 1. 取締役鈴木 雅子、原田 一之、鶴巢 香穂利、富井 聡、神宮 由紀、大間知 麗子及び山名 昌衛は社外取締役であります。
2. 2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時から、2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 当社は指名委員会等設置会社であります。当社の委員会体制については次のとおりであります。
指名委員会：原田 一之(委員長)、谷垣 邦夫、増田 寛也、鈴木 雅子、山名 昌衛
監査委員会：鈴木 雅子(委員長)、奈良 知明、鶴巢 香穂利、富井 聡、大間知 麗子
報酬委員会：富井 聡(委員長)、増田 寛也、原田 一之、神宮 由紀
4. 所有株式数は、2025年3月31日現在の株式数を記載しております。なお、所有株式数には当社役員持株会における各自の持分を含めておりません。

b. 取締役を兼務しない執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表執行役副社長	志 摩 俊 臣	1961年4月30日	1986年4月 2008年7月 2011年4月 2013年8月 2014年4月 2017年6月 2020年1月 2020年2月 2021年4月 2022年6月 2023年6月	郵政省入省 日本郵政株式会社総務・人事部次長 同社総務・人事部付部長 同社総務・人事部長 同社人事部長 同社執行役人事部長 同社常務執行役人事部長 同社常務執行役 日本郵便株式会社常務執行役員 当社執行役副社長 当社代表執行役副社長(現任)	(注) 1	1,100
専務執行役	廣 中 恭 明	1963年10月20日	1987年4月 2010年4月 2013年4月 2013年11月 2016年6月 2017年6月 2020年6月	第一生命保険相互会社入社 第一生命保険株式会社保険金部部長 当社経営企画部企画役兼支払管理部企画役 当社執行役 当社常務執行役 かんぽシステムソリューションズ株式会社取締役(現任) 当社専務執行役(現任)	(注) 1	2,900
専務執行役	立 花 淳	1964年11月6日	1987年4月 2008年4月 2009年4月 2010年4月 2013年4月 2014年4月 2016年4月 2016年5月 2021年4月	第一生命保険相互会社入社 DIAMアセットマネジメント株式会社部長待遇 第一生命保険相互会社商品事業部部長 第一生命保険株式会社商品事業部部長 同社団体年金事業部部長 同社特別勘定運用部長 当社経営企画部企画役 当社常務執行役 当社専務執行役(現任)	(注) 1	2,300
専務執行役	阪 本 秀 一	1963年1月18日	1981年7月 2007年10月 2009年4月 2010年4月 2013年7月 2016年6月 2017年6月 2019年4月 2020年4月 2021年1月 2021年4月 2021年5月 2022年6月 2023年6月 2023年7月 2024年4月 2024年6月	郵政省入省 当社営業企画部企画役 当社営業企画部担当部長 当社営業推進部担当部長 当社広報部長 当社執行役広報部長 当社執行役営業推進部長 当社執行役東海エリア本部長 当社執行役 当社執行役人事部長 当社常務執行役人事部長 当社常務執行役 当社常務執行役北海道エリア本部長 当社常務執行役東海エリア本部長 当社常務執行役中部リテール営業推進部長兼東海エリア本部長 当社常務執行役中部リテール営業推進部長 当社専務執行役(現任)	(注) 1	4,100

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
専務執行役	春 名 貴 之	1968年 7 月15日	1991年 4 月 2005年 6 月 2007年 2 月 2007年 9 月 2009年 2 月 2016年 7 月 2016年10月 2018年 4 月 2019年 4 月 2020年 4 月 2021年 4 月 2024年 6 月 2024年10月	農林中央金庫入庫 ジャパンオルタナティブ証券株 式会社戦略開発部長 同社投資助言部長 同社取締役投資助言部長 同社取締役執行役員 当社執行役員 当社執行役員運用開発部長 当社常務執行役員運用開発部長 当社執行役運用開発部長 当社執行役運用企画部長 当社常務執行役 当社専務執行役(現任) 大和アセットマネジメント株式 会社取締役 (現任)	(注) 1	2, 000
常務執行役	古 家 潤 子	1966年 2 月 7 日	1990年 4 月 2006年 4 月 2007年 1 月 2007年10月 2008年10月 2012年 7 月 2015年 4 月 2015年 6 月 2016年 6 月 2019年 4 月 2022年 4 月 2022年 7 月	郵政省入省 日本郵政公社金融総本部簡易保 険事業本部財務部担当部長 同社簡易保険事業総本部財務部 担当部長 当社財務部担当部長 当社主計部担当部長 当社商品サービス部長 当社商品開発部長 当社保険計理人 当社執行役保険計理人 当社常務執行役 当社常務執行役運用審査部長 当社常務執行役(現任)	(注) 1	2, 800
常務執行役	宮 澤 仁 司	1964年11月22日	1987年 4 月 2008年 4 月 2008年10月 2011年 8 月 2016年 4 月 2016年10月 2018年 4 月 2021年 4 月 2022年 4 月	第一生命保険相互会社入社 同社調査部部長 同社企画第一部部長 第一フロンティア生命保険株式 会社部長待遇 第一生命保険株式会社監査役室 部長 第一生命ホールディングス株式 会社監査等委員会室部長待遇 第一フロンティア生命保険株式 会社取締役常務執行役員 当社執行役 当社常務執行役(現任)	(注) 1	900
常務執行役	今 泉 道 紀	1965年 9 月25日	1990年 4 月 2007年10月 2008年10月 2009年 7 月 2010年 1 月 2010年 4 月 2012年 7 月 2015年 6 月 2016年12月 2018年 4 月 2020年 4 月 2024年 6 月	郵政省入省 当社監査委員会事務局長 当社法務部長 当社支払管理部企画役 当社法務部長 当社支払管理部企画役 当社支払管理部査定品質改善室 長 当社内部監査部長 当社保険金部長 当社デジタルサービス推進部長 当社執行役 当社常務執行役 (現任)	(注) 1	4, 500

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役	室 隆 志	1966年 8 月10日	1990年 4 月 2009年 7 月 2013年 7 月 2014年 4 月 2015年 4 月 2015年 9 月 2017年 4 月 2019年 4 月 2019年 7 月	郵政省入省 当社経営企画部担当部長 当社経営企画部企画役 当社事務企画部企画役 当社契約部長 当社新契約部長 当社募集管理統括部長 当社執行役営業推進部長 当社執行役(現任)	(注) 1	4,100
執行役 中部リテール営業推進部長	田 口 慶 博	1965年 9 月28日	1988年 4 月 2010年 3 月 2012年 3 月 2016年 3 月 2019年 4 月 2020年 4 月 2022年 1 月 2022年 6 月 2023年 5 月 2024年 6 月	日本生命保険相互会社入社 同社総合法人第二部長 同社福井支社長 同社統合戦略室長 当社常務執行役員 当社執行役営業企画部長 当社執行役リテールサービス部長 当社執行役 当社執行役マーケティング部長 当社執行役中部リテール営業推進部長(現任)	(注) 1	1,200
執行役	木 村 善 久	1963年 7 月17日	1987年 5 月 2014年 7 月 2014年11月 2015年 4 月 2016年 4 月 2018年 4 月 2019年 7 月 2020年 7 月 2021年 4 月	郵政省入省 当社支払管理部担当部長 当社東京サービスセンター副所長 当社支払管理部担当部長 当社保険金部企画役 当社契約サービス部長 当社経営企画部企画役 当社執行役員 当社執行役(現任)	(注) 1	2,000
執行役 事務サービス推進部長	濱 崎 利 香	1971年 2 月20日	1991年 7 月 2019年 4 月 2020年11月 2021年 2 月 2021年 4 月 2021年 8 月 2024年 6 月 2024年 6 月	郵政省入省 当社仙台保険金サービスセンター長 当社事務企画部企画役 当社人事部企画役 当社人事部企画役兼人事戦略室長 当社執行役人事戦略部長 当社執行役事務サービス推進部長(現任) 不二サッシ株式会社社外取締役(現任)	(注) 1	600

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役 人事調整室長	半 田 修 治	1967年1月7日	1985年4月 2011年4月 2012年7月 2013年7月 2014年7月 2016年4月 2017年2月 2018年4月 2020年4月 2021年4月 2021年8月 2022年1月 2022年6月 2022年7月 2023年5月 2024年4月	郵政省入省 当社営業推進部担当部長 当社営業推進部営業システム企画室長 当社営業企画部営業システム企画室長 当社営業企画部担当部長兼営業システム企画室長 当社商品開発部商品サービス企画室長 当社経営企画部企画役兼事業開発室長 当社営業企画部長 当社東北エリア本部長 当社執行役員東京エリア本部長 当社執行役員 当社執行役員リテールサービス教育室長 当社執行役員リテールサービス部長兼リテールサービス教育室長 当社執行役員リテールサービス部長 当社執行役販売促進部長 当社執行役人事調整室長(現任)	(注) 1	800
執行役	泉 真 美 子	1958年11月30日	1979年4月 2013年4月 2014年4月 2014年6月 2021年4月 2022年6月 2023年4月	郵政省入省 日本郵政株式会社総務・人事部担当部長 同社総務部長 同社執行役総務部長 日本郵便株式会社執行役員 日本郵政コーポレートサービス株式会社常務執行役員 当社執行役(現任)	(注) 1	900
執行役 販売促進部長	安 達 多摩美	1967年8月21日	1986年4月 2017年4月 2019年4月 2021年4月 2022年7月 2023年6月 2024年4月	郵政省入省 当社契約サービス部担当部長 当社事務企画部企画役兼事務サービス推進室長 当社事務企画部事務サービス推進室企画役兼事務サービス推進室長 当社経営企画部企画役兼秘書部企画役 当社執行役 当社執行役販売促進部長(現任)	(注) 1	900
執行役 経営企画部長	岩 田 和 彦	1969年9月8日	1988年10月 2014年4月 2017年4月 2020年10月 2022年7月 2023年6月 2024年4月 2024年6月 2024年6月	郵政省入省 当社経営企画部担当部長 当社経営企画部企画役 当社執行役員経営企画部企画役 当社執行役員サービス企画部長 当社執行役サービス企画部長 当社執行役サービス企画室長 当社執行役経営企画部長(現任) かんぽシステムソリューションズ株式会社取締役(現任)	(注) 1	1,500

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役 人事戦略部長	宍戸 剛	1972年5月14日	1997年4月 2011年4月 2011年7月 2018年4月 2021年1月 2023年6月 2024年6月	郵政省入省 当社経営企画部調査室担当部長 当社経営企画部調査室長 当社商品開発部長 当社執行役員経営企画部長 かんぼシステムソリューションズ株式会社取締役 当社執行役人事戦略部長(現任)	(注) 1	500
執行役	能登 一 美	1966年5月24日	1985年4月 2014年4月 2014年7月 2016年12月 2018年4月 2020年4月 2022年7月 2024年6月	郵政省入省 当社経営企画部調査室担当部長 当社内部監査部担当部長 当社内部監査部長 当社経営企画部企画役兼調査室長 当社執行役員経営企画部調査室長 当社執行役員 当社執行役(現任)	(注) 1	6,300
執行役	田 辺 三基男	1966年8月22日	1989年4月 2016年10月 2017年7月 2021年4月 2021年6月 2022年4月 2024年6月 2025年4月	安田火災海上保険株式会社入社 S O M P O システムズ株式会社 執行役員システム統括本部長 同社取締役 当社執行役員 I T 管理部システムリスク管理室長 かんぼシステムソリューションズ株式会社取締役(現任) 当社執行役員 I T 管理部長 当社執行役 I T 管理部長 当社執行役 (現任)	(注) 1	500
執行役 リテール本部長 兼職域開発室長	柳 沢 憲 一	1969年3月6日	1987年8月 2016年4月 2019年4月 2020年4月 2021年2月 2021年4月 2022年6月 2023年4月 2023年5月 2024年6月 2024年7月 2025年4月	郵政省入省 当社営業企画部担当部長 当社営業企画部企画役 当社営業企画部企画役兼募集品質向上室長 当社経営企画部企画役 当社経営企画部企画役兼再編準備室長 当社執行役員営業企画部長 当社執行役員営業企画部長兼プラチナライフサービス推進室長 当社執行役員リテール営業本部長 当社執行役リテール営業本部長兼マーケティング部長 当社執行役リテール営業本部長 当社執行役リテール本部長兼職域開発室長(現任)	(注) 1	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役 文書法務部長	井 上 祐 子	1972年12月23日	1995年4月 2002年10月 2002年10月 2007年5月 2016年1月 2024年10月 2025年4月	日本電信電話株式会社入社 弁護士登録（現任） あさひ・狛法律事務所入所 T M I 総合法律事務所入所 同事務所カウンセル 当社執行役員 当社執行役文書法務部長（現任）	（注）2	—
執行役 内部監査部長	米 澤 保 信	1963年1月20日	1985年4月 2017年1月 2018年1月 2020年7月 2023年4月 2025年4月	日本興業銀行入行 当社内部監査部担当部長（出 向） 当社内部監査部担当部長 当社内部監査部企画役 当社内部監査部長 当社執行役内部監査部長（現任）	（注）3	—
計						39,900

- （注） 1． 2024年3月期に係る定時株主総会後最初に開催された取締役会の終結の時から、2025年3月期に係る定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。
- 2． 2025年4月1日から2025年3月期に係る定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。
- 3． 2025年4月24日から2025年3月期に係る定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。
- 4． 所有株式数は、2025年3月31日現在の株式数を記載しております。なお、所有株式数には当社役員持株会における各自の持分を含めておりません。

- ② 2025年6月18日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役11名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の役員の状況は以下のとおりとなる予定です。なお、役員の役職等につきましては、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しております。

男性 26名 女性 7名（役員のうち女性の比率 21.2%）

a. 取締役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (代表執行役社長)	谷 垣 邦 夫	1959年8月26日	1984年4月 2006年1月 2007年10月 2008年6月 2009年6月 2013年1月 2016年6月 2017年1月 2019年4月 2021年11月 2023年6月 2023年6月	郵政省入省 日本郵政株式会社部長 同社総務・人事部長 同社執行役経営企画部長 同社常務執行役経営企画部長 同社専務執行役 当社執行役副社長 日本郵便株式会社執行役員副社長 日本郵政株式会社専務執行役 株式会社ゆうちょ銀行執行役員副社長 当社取締役兼代表執行役社長（現任） 日本郵政株式会社取締役（現任）	(注) 2	1,500
取締役 (代表執行役副社長)	大 西 徹	1966年6月17日	1990年4月 2008年4月 2009年4月 2009年7月 2010年1月 2012年6月 2013年7月 2015年6月 2018年4月 2019年7月 2020年4月 2020年6月 2023年6月 2023年6月	郵政省入省 当社経営企画部調査広報室長 当社経営企画部担当部長 当社法務部長 当社人事部企画役 当社経営企画部企画役 当社経営企画部長 当社執行役経営企画部長兼関連事業室長 当社執行役近畿エリア本部長 当社執行役 かんぽシステムソリューションズ株式会社取締役 当社常務執行役 当社取締役兼代表執行役副社長（現任） 日本郵政株式会社常務執行役（現任）	(注) 2	2,000
取締役	奈 良 知 明	1961年2月5日	1984年4月 2007年10月 2007年12月 2010年6月 2010年10月 2012年1月 2013年2月 2013年7月 2017年6月 2020年6月 2021年6月	郵政省入省 当社企画役 当社支払サービス改革推進本部事務局長 当社執行役支払管理部長兼支払サービス改革推進本部事務局長 当社執行役支払管理部長兼支払サービス室長 当社執行役支払管理部長兼支払サービス室長兼次期支払事務導入準備室長 当社執行役 当社執行役運用企画部長 当社常務執行役 当社専務執行役 当社取締役（現任）	(注) 2	5,300

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	根 岸 一 行	1971年3月17日	1994年4月 2010年4月 2011年4月 2012年4月 2012年10月 2014年1月 2015年12月 2017年4月 2019年4月 2019年4月 2023年4月 2025年4月 2025年6月 2025年6月 2025年6月 2025年6月	郵政省入省 当社営業推進部担当部長 当社運用企画部担当部長 郵便局株式会社（現日本郵便株式会社）経営企画部担当部長 日本郵便株式会社経営企画部担当部長 同社経営企画部企画役 同社経営企画部長 同社執行役員 日本郵政株式会社常務執行役員 日本郵便株式会社常務執行役員 同社常務執行役員東海支社長 日本郵政株式会社常務執行役員（現任） 当社取締役（現任） 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長（2025年6月就任予定） 日本郵便株式会社取締役（2025年6月就任予定） 株式会社ゆうちょ銀行取締役（2025年6月就任予定）	(注) 2	—
取締役	嶋 巢 香穂利	1961年12月24日	1985年4月 2001年6月 2006年6月 2009年7月 2015年11月 2018年6月 2022年6月 2022年6月	株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 同法人パートナー 有限責任監査法人トーマツパートナー デロイトトーマツ合同会社ボードメンバー 有限責任監査法人トーマツボードメンバー 当社取締役（現任） 株式会社インターネットイニシアティブ社外取締役（現任）	(注) 2	500

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	富 井 聡	1962年11月 7 日	1985年 4 月 2010年 5 月 2011年 6 月 2012年 4 月 2012年 6 月 2014年 3 月 2014年10月 2015年 6 月 2016年 6 月 2019年 4 月 2020年 6 月 2022年 6 月 2023年 6 月	日本開発銀行（現株式会社日本政策投資銀行）入行 株式会社日本政策投資銀行執行役員企業ファイナンスグループ長 同行常務執行役員企業ファイナンスグループ長 同行常務執行役員企業投資グループ長 同行常務執行役員投資部門長兼企業投資グループ長 同行常務執行役員投資部門長兼企業投資部長 同行常務執行役員投資部門長 同行取締役常務執行役員投資本部長 株式会社ワールド社外取締役 一般社団法人事業再生実務家協会理事(現任) D B J 投資アドバイザー株式会社代表取締役会長(現任) 当社取締役(現任) 富士石油株式会社社外監査役(現任)	(注) 2	1,600
取締役	神 宮 由 紀	1971年 6 月 2 日	1994年 4 月 1998年 2 月 2014年10月 2017年 4 月 2017年 4 月 2019年 3 月 2019年 3 月 2023年 6 月	株式会社シティアスコム入社 フューチャーシステムコンサルティング株式会社（現フューチャー株式会社）入社 日本マイクロソフト株式会社入社 フューチャー株式会社入社 フューチャーアーキテクト株式会社執行役員 フューチャー株式会社取締役(現任) フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役社長 当社取締役(現任)	(注) 2	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	大間知 麗 子	1973年12月17日	2000年4月 2000年4月 2003年6月 2006年7月 2014年5月 2023年6月	弁護士登録(現任) 三井安田法律事務所(現リンクレーターズ外国法共同事業法律事務所)入所 法務省民事局参事官室勤務(任期付公務員) リンクレーターズ外国法共同事業法律事務所復帰 伊藤見富法律事務所(現モリソン・フォースター法律事務所)入所、オブ・カウンセル(現任) 当社取締役(現任)	(注) 2	100
取締役	山 名 昌 衛	1954年11月18日	1977年4月 2001年1月 2002年7月 2003年8月 2003年10月 2006年6月 2011年4月 2013年4月 2014年4月 2022年4月 2022年6月 2023年6月 2024年6月 2024年6月	ミノルタカメラ株式会社*入社 MinoltaQMS Inc. CEO ミノルタ株式会社*執行役員経営企画部長、情報機器カンパニー情報機器事業統括本部副本部長 コニカミノルタホールディングス株式会社*常務執行役 同社常務執行役兼コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社*常務取締役 コニカミノルタホールディングス株式会社*取締役常務執行役 同社取締役常務執行役兼コニカミノルタビジネステクノロジーズ株式会社*代表取締役社長 コニカミノルタ株式会社取締役専務執行役 同社取締役代表執行役社長兼CEO 同社取締役執行役会長 TDK株式会社社外取締役(現任) 株式会社ゼンショーホールディングス社外取締役(現任) 当社取締役(現任) SCSK株式会社社外取締役(現任) ※現コニカミノルタ株式会社	(注) 2	200

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役	細 谷 和 男	1957年 7 月29日	1982年 4 月 2010年 6 月 2012年 4 月 2014年 4 月 2015年 4 月 2016年 4 月 2018年 4 月 2019年 1 月 2019年 6 月 2020年 4 月 2021年 4 月 2021年 6 月 2023年 6 月 2024年 6 月 2025年 6 月 2025年 6 月	富士重工業株式会社*入社 東京スバル株式会社代表取締役社長 富士重工業株式会社*執行役員人事部長 同社常務執行役員人事部長兼人財支援室長兼スバルブルーム株式会社代表取締役社長 富士重工業株式会社*常務執行役員スバル国内営業本部長 同社専務執行役員スバル国内営業本部長 東京スバル株式会社代表取締役社長 株式会社SUBARU副社長製造本部長兼群馬製作所長 同社代表取締役副社長製造本部長兼群馬製作所長 同社代表取締役副社長製造本部長 同社代表取締役会長 同社取締役会長 同社特別顧問 同社顧問（現任） 当社取締役（現任） デクセリアルズ株式会社社外取締役（2025年6月就任予定） ※現株式会社SUBARU	(注) 2	—
取締役	宇 野 晶 子	1960年10月14日	1983年 4 月 2016年 1 月 2019年 1 月 2019年 3 月 2021年 7 月 2022年 6 月 2024年 6 月 2024年 8 月 2025年 6 月	株式会社資生堂入社 資生堂ジャパン株式会社お客さまセンター長 株式会社資生堂秘書・渉外部部付部長 同社常勤監査役 株式会社ファイントゥデイ資生堂（現株式会社ファイントゥデイ）監査役 北陸電力株式会社社外取締役（2025年6月退任予定） 東急不動産ホールディングス株式会社社外取締役（現任） 株式会社オオバ社外取締役（現任） 当社取締役（現任）	(注) 2	—
計						11,500

- (注) 1. 取締役嶋巢 香穂利、富井 聡、神宮 由紀、大間知 麗子、山名 昌衛、細谷 和男及び宇野 晶子は社外取締役であります。
2. 2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
3. 当社は指名委員会等設置会社であります。当社の委員会体制については次のとおりとなる予定です。
- 指名委員会：山名 昌衛(委員長)、谷垣 邦夫、根岸 一行、富井 聡、細谷 和男
監査委員会：富井 聡(委員長)、奈良 知明、嶋巢 香穂利、大間知 麗子、宇野 晶子
報酬委員会：神宮 由紀(委員長)、根岸 一行、山名 昌衛
4. 所有株式数は、2025年3月31日現在の株式数を記載しております。なお、所有株式数には当社役員持株会における各自の持分を含めておりません。

ｂ． 取締役を兼務しない執行役の状況

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表執行役副社長	廣 中 恭 明	1963年10月20日	1987年4月 2010年4月 2013年4月 2013年11月 2016年6月 2017年6月 2020年6月 2025年6月	第一生命保険相互会社入社 第一生命保険株式会社保険金部 部長 当社経営企画部企画役兼支払管 理部企画役 当社執行役 当社常務執行役 かんぽシステムソリューション ズ株式会社取締役(現任) 当社専務執行役 当社代表執行役副社長(現任)	(注) 1	2,900
専務執行役	立 花 淳	1964年11月6日	1987年4月 2008年4月 2009年4月 2010年4月 2013年4月 2014年4月 2016年4月 2016年5月 2021年4月	第一生命保険相互会社入社 DIAMアセットマネジメント株式 会社部長待遇 第一生命保険相互会社商品事業 部部長 第一生命保険株式会社商品事業 部部長 同社団体年金事業部部長 同社特別勘定運用部長 当社経営企画部企画役 当社常務執行役 当社専務執行役(現任)	(注) 1	2,300
専務執行役	阪 本 秀 一	1963年1月18日	1981年7月 2007年10月 2009年4月 2010年4月 2013年7月 2016年6月 2017年6月 2019年4月 2020年4月 2021年1月 2021年4月 2021年5月 2022年6月 2023年6月 2023年7月 2024年4月 2024年6月	郵政省入省 当社営業企画部企画役 当社営業企画部担当部長 当社営業推進部担当部長 当社広報部長 当社執行役広報部長 当社執行役営業推進部長 当社執行役東海エリア本部長 当社執行役 当社執行役人事部長 当社常務執行役人事部長 当社常務執行役 当社常務執行役北海道エリア本 部長 当社常務執行役東海エリア本部 長 当社常務執行役中部リテール営 業推進部長兼東海エリア本部長 当社常務執行役中部リテール営 業推進部長 当社専務執行役(現任)	(注) 1	4,100

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
専務執行役	春 名 貴 之	1968年 7 月15日	1991年 4 月 2005年 6 月 2007年 2 月 2007年 9 月 2009年 2 月 2016年 7 月 2016年10月 2018年 4 月 2019年 4 月 2020年 4 月 2021年 4 月 2024年 6 月 2024年10月	農林中央金庫入庫 ジャパンオルタナティブ証券株 式会社戦略開発部長 同社投資助言部長 同社取締役投資助言部長 同社取締役執行役員 当社執行役員 当社執行役員運用開発部長 当社常務執行役員運用開発部長 当社執行役運用開発部長 当社執行役運用企画部長 当社常務執行役 当社専務執行役(現任) 大和アセットマネジメント株式 会社取締役(現任)	(注) 1	2,000
専務執行役	宮 澤 仁 司	1964年11月22日	1987年 4 月 2008年 4 月 2008年10月 2011年 8 月 2016年 4 月 2016年10月 2018年 4 月 2021年 4 月 2022年 4 月 2025年 6 月	第一生命保険相互会社入社 同社調査部部長 同社企画第一部部長 第一フロンティア生命保険株式 会社部長待遇 第一生命保険株式会社監査役室 部長 第一生命ホールディングス株式 会社監査等委員会室部長待遇 第一フロンティア生命保険株式 会社取締役常務執行役員 当社執行役 当社常務執行役 当社専務執行役(現任)	(注) 1	900
常務執行役	今 泉 道 紀	1965年 9 月25日	1990年 4 月 2007年10月 2008年10月 2009年 7 月 2010年 1 月 2010年 4 月 2012年 7 月 2015年 6 月 2016年12月 2018年 4 月 2020年 4 月 2024年 6 月	郵政省入省 当社監査委員会事務局長 当社法務部長 当社支払管理部企画役 当社法務部長 当社支払管理部企画役 当社支払管理部査定品質改善室 長 当社内部監査部長 当社保険金部長 当社デジタルサービス推進部長 当社執行役 当社常務執行役(現任)	(注) 1	4,500
常務執行役	室 隆 志	1966年 8 月10日	1990年 4 月 2009年 7 月 2013年 7 月 2014年 4 月 2015年 4 月 2015年 9 月 2017年 4 月 2019年 4 月 2019年 7 月 2025年 6 月	郵政省入省 当社経営企画部担当部長 当社経営企画部企画役 当社事務企画部企画役 当社契約部長 当社新契約部長 当社募集管理統括部長 当社執行役営業推進部長 当社執行役 当社常務執行役(現任)	(注) 1	4,100

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役 中部リテール営業推進部長	田 口 慶 博	1965年 9 月 28 日	1988年 4 月 2010年 3 月 2012年 3 月 2016年 3 月 2019年 4 月 2020年 4 月 2022年 1 月 2022年 6 月 2023年 5 月 2024年 6 月	日本生命保険相互会社入社 同社総合法人第二部長 同社福井支社長 同社統合戦略室長 当社常務執行役員 当社執行役営業企画部長 当社執行役リテールサービス部長 当社執行役 当社執行役マーケティング部長 当社執行役中部リテール営業推進部長(現任)	(注) 1	1,200
執行役 事務サービス推進部長	濱 崎 利 香	1971年 2 月 20 日	1991年 7 月 2019年 4 月 2020年11月 2021年 2 月 2021年 4 月 2021年 8 月 2024年 6 月 2024年 6 月	郵政省入省 当社仙台保険金サービスセンター長 当社事務企画部企画役 当社人事部企画役 当社人事部企画役兼人事戦略室長 当社執行役人事戦略部長 当社執行役事務サービス推進部長(現任) 不二サッシ株式会社社外取締役(現任)	(注) 1	600
執行役 人事調整室長	半 田 修 治	1967年 1 月 7 日	1985年 4 月 2011年 4 月 2012年 7 月 2013年 7 月 2014年 7 月 2016年 4 月 2017年 2 月 2018年 4 月 2020年 4 月 2021年 4 月 2021年 8 月 2022年 1 月 2022年 6 月 2022年 7 月 2023年 5 月 2024年 4 月	郵政省入省 当社営業推進部担当部長 当社営業推進部営業システム企画室長 当社営業企画部営業システム企画室長 当社営業企画部担当部長兼営業システム企画室長 当社商品開発部商品サービス企画室長 当社経営企画部企画役兼事業開発室長 当社営業企画部長 当社東北エリア本部長 当社執行役員東京エリア本部長 当社執行役員 当社執行役員リテールサービス教育室長 当社執行役リテールサービス部長兼リテールサービス教育室長 当社執行役リテールサービス部長 当社執行役販売促進部長 当社執行役人事調整室長(現任)	(注) 1	800

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役 販売促進部長	安 達 多摩美	1967年 8 月 21 日	1986年 4 月 2017年 4 月 2019年 4 月 2021年 4 月 2022年 7 月 2023年 6 月 2024年 4 月	郵政省入省 当社契約サービス部担当部長 当社事務企画部企画役兼事務サ ービス推進室長 当社事務企画部事務サービス推 進室企画役兼事務サービス推進 室長 当社経営企画部企画役兼秘書部 企画役 当社執行役 当社執行役販売促進部長(現任)	(注) 1	900
執行役 経営企画部長	岩 田 和 彦	1969年 9 月 8 日	1988年10月 2014年 4 月 2017年 4 月 2020年10月 2022年 7 月 2023年 6 月 2024年 4 月 2024年 6 月 2024年 6 月	郵政省入省 当社経営企画部担当部長 当社経営企画部企画役 当社執行役員経営企画部企画役 当社執行役員サービス企画部長 当社執行役サービス企画部長 当社執行役サービス企画室長 当社執行役経営企画部長(現任) かんぼシステムソリューション ズ株式会社取締役(現任)	(注) 1	1,500
執行役 人事戦略部長	宍 戸 剛	1972年 5 月 14 日	1997年 4 月 2011年 4 月 2011年 7 月 2018年 4 月 2021年 1 月 2023年 6 月 2024年 6 月	郵政省入省 当社経営企画部調査室担当部長 当社経営企画部調査室長 当社商品開発部長 当社執行役員経営企画部長 かんぼシステムソリューション ズ株式会社取締役 当社執行役人事戦略部長(現任)	(注) 1	500
執行役	能 登 一 美	1966年 5 月 24 日	1985年 4 月 2014年 4 月 2014年 7 月 2016年12月 2018年 4 月 2020年 4 月 2022年 7 月 2024年 6 月	郵政省入省 当社経営企画部調査室担当部長 当社内部監査部担当部長 当社内部監査部長 当社経営企画部企画役兼調査室 長 当社執行役員経営企画部調査室 長 当社執行役員 当社執行役(現任)	(注) 1	6,300

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役	田 辺 三基男	1966年8月22日	1989年4月 2016年10月 2017年7月 2021年4月 2021年6月 2022年4月 2024年6月 2025年4月	安田火災海上保険株式会社入社 S O M P O システムズ株式会社 執行役員システム統括本部長 同社取締役 当社執行役員 I T 管理部システムリスク管理室長 かんぽシステムソリューションズ株式会社取締役(現任) 当社執行役員 I T 管理部長 当社執行役 I T 管理部長 当社執行役(現任)	(注) 1	500
執行役 リテール本部長 兼職域開発室長	柳 沢 憲 一	1969年3月6日	1987年8月 2016年4月 2019年4月 2020年4月 2021年2月 2021年4月 2022年6月 2023年4月 2023年5月 2024年6月 2024年7月 2025年4月	郵政省入省 当社営業企画部担当部長 当社営業企画部企画役 当社営業企画部企画役兼募集品質向上室長 当社経営企画部企画役 当社経営企画部企画役兼再編準備室長 当社執行役員営業企画部長 当社執行役員営業企画部長兼プラチナライフサービス推進室長 当社執行役員リテール営業本部長 当社執行役リテール営業本部長兼マーケティング部長(現任) 当社執行役リテール営業本部長 当社執行役リテール本部長兼職域開発室長(現任)	(注) 1	—
執行役 文書法務部長	井 上 祐 子	1972年12月23日	1995年4月 2002年10月 2002年10月 2007年5月 2016年1月 2024年10月 2025年4月	日本電信電話株式会社入社 弁護士登録(現任) あさひ・狛法律事務所入所 T M I 総合法律事務所入所 同事務所カウンセラー 当社執行役員 当社執行役文書法務部長(現任)	(注) 1	—
執行役 内部監査部長	米 澤 保 信	1963年1月20日	1985年4月 2017年1月 2018年1月 2020年7月 2023年4月 2025年4月	日本興業銀行入行 当社内部監査部担当部長(出向) 当社内部監査部担当部長 当社内部監査部企画役 当社内部監査部長 当社執行役内部監査部長(現任)	(注) 1	—

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
執行役 保険計理人	染 谷 多佳夫	1963年 5 月19日	1986年 4 月 1997年12月 2006年 4 月 2009年 4 月 2013年 4 月 2016年10月 2019年 4 月 2021年 4 月 2025年 6 月	日動火災海上保険入社 アリコジャパン入社 同社プロフィットセンター本部 企画部長 同社商品開発本部長 同社保険計理人 当社商品開発部企画役 当社保険計理人 当社執行役員保険計理人 当社執行役保険計理人(現任)	(注) 1	—
執行役	柚 信 博	1970年 6 月 3 日	1993年 4 月 2008年 7 月 2009年 4 月 2011年 7 月 2012年12月 2013年 7 月 2014年 4 月 2018年 4 月 2020年10月 2021年 1 月 2021年 4 月 2023年 4 月 2023年 7 月 2024年 4 月 2025年 6 月	郵政省入省 当社経営企画部企画役 当社経営企画部調査室長 当社営業推進部営業人材開発室 長 当社支払管理部担当部長 当社支払管理部企画役 当社事務企画部長 当社人事部長 当社執行役員人事部長 当社執行役員品質改善推進部長 当社執行役員お客さまサポート 部長 当社執行役員関東エリア本部長 当社執行役員首都圏リテール営 業推進部直営店統括部長 当社執行役員コーポレートコミ ュニケーション部長 当社執行役(現任)	(注) 1	—
執行役	花 田 一 成	1965年 8 月30日	1990年 4 月 2014年 1 月 2019年 1 月 2024年 9 月 2025年 6 月	キヤノン株式会社入社 同社渉外本部コーポレートブラ ンド推進部長 同社調達本部事業調達統括部門 長 当社執行役員 当社執行役(現任)	(注) 1	—
執行役 運用企画部長 兼責任投資推進室長	野 村 裕 之	1965年 7 月25日	1989年 4 月 2013年 4 月 2017年 4 月 2018年 2 月 2021年 4 月 2023年 4 月 2024年 4 月 2025年 6 月	第一生命保険相互会社入社 第一生命保険株式会社債券部長 当社市場運用部企画役 当社市場運用部部長 当社運用企画部部長 当社執行役員運用企画部長 当社執行役員運用企画部長兼責 任投資推進室長 当社執行役運用企画部長兼責任 投資推進室長(現任)	(注) 1	—
計						32, 200

(注) 1. 2025年3月期に係る定時株主総会後最初に開催された取締役会の終結の時から、2026年3月期に係る定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までであります。

2. 所有株式数は、2025年3月31日現在の株式数を記載しております。なお、所有株式数には当社役員持株会における各自の持分を含めておりません。

③ 社外取締役の状況

a. 員数並びに当社との人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係

本書提出日現在、当社の社外取締役は7名であります（2025年6月18日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役11名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されますと、当社の社外取締役は7名となる予定です）。

鶴巢 香穂利氏は2021年5月から2022年3月まで、神宮 由紀氏は2022年5月から2023年3月まで当社の業務執行の適正性・効率性の向上と内部統制の充実・強化を図ることを目的に設置した経営アドバイザリー会議の委員であり、両氏と当社の間には、同委員としての報酬支払いの実績がありました。なお、その他の社外取締役と当社の間には特記すべき人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係はありません。

b. 当社の企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役は、弁護士や会社経営者等、多様な職務経験を通じて培われた幅広い見識、高度な専門知識に基づき、客観的・中立的な観点から経営の監督及びチェック機能としての役割を果たしているものと考えております。

c. 社外取締役による監督と内部監査、監査委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、主として取締役会への出席を通じて執行役の業務執行の監督を行っており、監査委員会が定期的にその状況を取締役に報告することで、社外取締役による監督の実効性確保に努めております。

さらに、監査委員である社外取締役と、内部監査、監査委員会監査、会計監査及び内部統制部門との相互連携については、下記「(3) 監査の状況 ① 内部監査及び監査委員会監査の状況」に記載のとおりであります。

なお、社外取締役7名は全員、当社が定める「株式会社かんぽ生命保険独立役員指定基準」を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。また、2025年6月18日開催予定の定時株主総会における社外取締役候補者全員についても、当社が定める「株式会社かんぽ生命保険独立役員指定基準」を充足しており、東京証券取引所の規定する、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役であると判断し、独立役員として指定しております。

「株式会社かんぽ生命保険独立役員指定基準」

当社は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1. 過去に日本郵政グループの業務執行者であった者
2. 過去に当社の親会社の業務執行者でない取締役であった者
3. 当社を主要な取引先とする者又はその業務執行者等
4. 当社の主要な取引先である者又はその業務執行者等
5. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者)
6. 当社の主要株主(法人である場合には、当該法人の業務執行者等)
7. 次に掲げる者(重要でない者を除く)の配偶者又は二親等内の親族
 - (1) 前記1から6までに掲げる者
 - (2) 日本郵政グループ(当社を除く)の業務執行者
 - (3) 当社の親会社の業務執行者でない取締役
8. 当社の業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
9. 当社から多額の寄付を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者)

(別記)

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

日本郵政グループ	当社、当社の親会社、当社の子会社及び当社の兄弟会社
業務執行者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業務執行者等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当社を主要な取引先とする者	過去3事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当社の主要な取引先である者	過去3事業年度におけるその者から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多額の金銭	個人：過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭 団体：過去3事業年度における当社からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である場合の金銭
主要株主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
多額の寄付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

- ① 過去3事業年度における当社から当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満
- ② 過去3事業年度における当該取引先から当社への支払の年間平均額が、当社の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当社からの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

また、2025年6月18日開催予定の定時株主総会における社外取締役候補者の重要な兼職の状況及び選任の理由は以下のとおりであります。

氏名	重要な兼職の状況	選任の理由
鶴巢 香穂利	株式会社インターネットイニシアティブ 社外取締役	監査法人においてシステムリスク全般に係る評価、アドバイザリー業務に多数従事された経歴を通じて培ったITガバナンス・リスク管理の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることに加え、当社におきましては、2022年6月取締役就任以降、取締役会及び監査委員会において尽力されており、特にITガバナンス・リスク管理の観点から積極的な意見・提言等をいただいております。引き続き取締役会・委員会等を通して当社のガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、2021年5月から2022年3月まで当社の経営アドバイザリー会議の委員であり、同委員としての報酬支払いの実績がありましたが、その額は年額500万円未満であり、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役候補者と判断し、独立役員として指定しております。
富井 聡	DBJ投資アドバイザリー株式会社 代表取締役会長 富士石油株式会社 社外監査役	株式会社日本政策投資銀行において公共性の高い投融資を行う企業の経営に携わってこられ、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることに加え、当社におきましては、2022年6月取締役就任以降、取締役会、監査委員会及び報酬委員会において尽力されており、特に企業経営の観点から積極的な意見・提言等をいただいております。引き続き取締役会・委員会等を通して当社のガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。なお、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役候補者と判断し、独立役員として指定しております。

氏名	重要な兼職の状況	選任の理由
神宮 由紀	フューチャー株式会社 取締役	フューチャーアーキテクト株式会社においてIT戦略を強みとするコンサルティング企業の経営に携わってこられ、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることに加え、当社におきましては、2023年6月取締役就任以降、取締役会及び報酬委員会において尽力されており、特に企業経営の観点から積極的な意見・提言等をいただいております。引き続き取締役会・委員会等を通して当社のガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。なお、2022年5月から2023年3月まで当社の経営アドバイザリー会議の委員であり、同委員としての報酬支払いの実績がありましたが、その額は年額500万円未満であり、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役候補者と判断し、独立役員として指定しております。
大間知 麗子	弁護士	長年にわたり弁護士の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることに加え、当社におきましては、2023年6月取締役就任以降、取締役会及び監査委員会において尽力されており、特に法務及びコンプライアンスの観点から積極的な意見・提言等をいただいております。引き続き取締役会・委員会等を通して当社のガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は、直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役候補者と判断し、独立役員として指定しております。
山名 昌衛	S C S K株式会社 社外 取締役 T D K株式会社 社外取 締役 株式会社ゼンショーホー ルディングス 社外取締 役	コニカミノルタ株式会社において複合機事業等の4つの事業領域を国際的に展開する企業の経営に携わってこられ、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることに加え、当社におきましては、2024年6月取締役就任以降、取締役会及び指名委員会において尽力されており、特に企業経営の観点から積極的な意見・提言等をいただいております。引き続き取締役会・委員会等を通して当社のガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。なお、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役候補者と判断し、独立役員として指定しております。

氏名	重要な兼職の状況	選任の理由
細谷 和男	株式会社SUBARU 顧問 デクセリアルズ株式会社 社外取締役 (2025年6月就任予定)	株式会社SUBARUにおいて国内外で自動車を製造・販売する企業の経営に携わってこられ、その経歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることに加え、その豊富な経験と実績に基づく意見・提言等を通じて当社のガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。なお、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役候補者と判断し、独立役員として指定しております。
宇野 晶子	株式会社オオバ 社外取締役 東急不動産ホールディングス株式会社 社外取締役 北陸電力株式会社 社外取締役 (2025年6月退任予定)	株式会社資生堂において化粧品の開発・販売等の幅広い事業を展開するBtoC企業の常勤監査役の経験を通じて培った専門的な経験・見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待できることに加え、その豊富な経験と実績に基づく意見・提言等を通じて当社のガバナンスの維持・強化に貢献していただけるものと考え、社外取締役候補者といたしました。なお、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、当社が定める独立性判断基準を充足していることから、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役候補者と判断し、独立役員として指定しております。

(3) 【監査の状況】

① 内部監査及び監査委員会監査の状況

a. 内部監査

当社は、健全かつ適正な業務の運営に役立てるため、他の執行部門から独立した内部監査部(2025年3月末現在55名)を設置し、内部監査人協会(IIA)の「内部監査の専門職的实施の国際基準」などに則り、本社各部、エリア本部、支店及び子会社並びに代理店に対し内部監査を実施し、経営活動の遂行状況、コンプライアンスとリスク管理を含む内部管理態勢の整備状況及び運用状況を検証しています。当社は、内部監査結果や内部監査の状況などについて、代表執行役社長、監査委員会、取締役会に対して直接報告を行う仕組みとしており、内部監査の実効性を確保しております。

さらに、内部監査態勢の強化に向けて、監査手法・態勢の高度化、人材の確保・育成、監査委員会・経営・執行部門との連携強化などに取り組んでおります。

b. 監査委員会監査

〔組織・人員等〕

本書提出日時点において、監査委員会は取締役5名(うち社外取締役4名)で構成されており、委員のうち2名は財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

〔監査委員会の活動状況〕

当社では、原則として月1回監査委員会を開催しております。当事業年度の個々の委員の出席状況は次のとおりです。

当事業年度の出席状況

氏名	開催回数	出席回数	出席率
鈴木 雅子	16	16	100%
奈良 知明	16	16	100%
鶴巢 香穂利	16	16	100%
富井 聡	16	16	100%
大間知 麗子	16	16	100%

また、監査委員会の職務を補助する専属の使用人6名(2025年3月末現在)を配置して、組織として執行役から独立した監査委員会事務局を設置し、監査委員会の監査活動を補助しております。

当事業年度は合計16回開催し、1回あたりの所要時間は約2時間でした。

監査委員会では、年間を通じ次のような決議、報告がなされました。

決議 11件	監査計画、監査報告
	内部監査計画の同意
	会計監査人の選任等に関する議案、会計監査人の報酬の決定に関する同意
	内部監査機能の整備・運用状況に対する監査委員会のレビュー・評価等
報告 78件	会計監査人による監査及びレビュー報告
	内部統制システムの構築・運用（募集管理態勢、コンプライアンス・プログラム、反社会的勢力への対応、サイバーセキュリティ管理態勢・情報セキュリティ管理態勢、内部監査の実施状況、結果等）、2024年度経営計画の主要な取組（中期経営計画の遂行、年度経営計画の推進、営業推進に係る各種取組の浸透及び改善対応、CX向上のためのDX施策の推進、カスタマーセンター機能）、ガバナンス、コンプライアンス態勢の強化の取組（ERM、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策）等

監査委員会は、取締役会の監督機能の一翼を担い、取締役・執行役の職務執行の監査、計算書類等に係る会計監査人の監査の方法・結果の相当性の監査などを主な職務としており、会計監査人・内部監査部門等と連携の上、監査委員会が定めた監査委員会監査基準及び監査計画等に従い監査を実施しております。

当事業年度の重点監査項目と各項目で議論された内容

重点監査項目	監査の主なポイント
内部統制システムの構築・運用	内部統制システムの構築・運用については、主に次の観点から確認しました。 ① 保険募集管理態勢 募集管理態勢について確認しました。特に、一連の非公開金融情報の不適切利用事案及び認可前勧誘事案への対応状況について確認しました。 ② コンプライアンス態勢 コンプライアンス・プログラム及び反社会的勢力への対応について確認しました。 ③ 情報セキュリティ管理態勢 サイバーセキュリティ管理態勢・情報セキュリティ管理態勢について確認しました。 ④ 内部監査態勢 内部監査の実施状況、結果等について確認しました。
2024年度経営計画の主要な取組	2024年度経営計画の主要な取組については、主に次の観点から確認しました。 ① 中期経営計画の遂行、年度経営計画の推進状況について確認しました。 ② 営業推進に係る各種取組の浸透及び改善対応について確認しました。 ③ CX向上のためのDX施策の推進状況について確認しました。 ④ カスタマーセンター機能について確認しました。
ガバナンス、コンプライアンス態勢の強化の取組	ガバナンス、コンプライアンス態勢の強化については、主に次の観点から確認しました。 ① ERMについて確認しました。 ② マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策について確認しました。

監査委員会の運営においては、予め事前説明により執行部門から詳細な資料に基づき説明を受け、各監査委員において、必要に応じて補足の説明及び資料等を求めた上で、監査委員会での議論に臨んでおります。各監査委員は、執行役からの報告のほか、監査委員会事務局からの情報、往査の結果等に基づき、それぞれが有する多様かつ豊富な知見の観点から、監査委員会において活発な質疑及び議論を行っております。

また、代表執行役との意見交換や、日本郵政グループの監査委員会との意見交換を実施しております。

監査委員会は、内部監査の実施状況等について内部監査部担当執行役から定期的に直接報告を受ける等に加えて、内部監査計画の決定・変更及び内部監査部門の重要人事(担当執行役・部長)について事前同意を行っております。

子会社については、子会社の代表取締役及び監査役等と情報の交換等を図り、事業の報告を受けております。

監査委員会は、会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視・検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況の報告、会社計算規則第131条に基づく通知等を受けるなどして、計算書類等について監査しております。

常勤監査委員は、上記の活動のほか、経営会議、各種専門委員会など、社内の重要な会議等への出席や社員へのヒアリング等により継続的に監査を実施するとともに、その職務の遂行上知り得た情報を、他の監査委員と共有するよう努めております。

フロントラインの状況を把握するための往査も実施しており、監査委員会は、全て対面で、また、常勤監査委員は、対面のほかオンライン会議システムを活用してヒアリングを行っております。

	往査先等	出席率
監査委員会往査	支店 1カ所、郵便局かんぽサービス部 1カ所、郵便局長 2名、サービスセンター 1拠点 ※ 支店長等の管理者だけでなく、コンサルタント等の管理者でない社員に対してもヒアリングしております。	100% すべての往査先において、5名中5名出席 (注)
常勤監査委員往査	本社(営業部門) 1カ所、支店 3カ所、郵便局かんぽサービス部 1カ所、郵便局長 3名 ※ 支店長等の管理者だけでなく、コンサルタント等の管理者でない社員に対してもヒアリングしております。 ※ 上記の拠点に2回実施しております(対面により1回、オンライン会議システムにより1回)。	100% (注)

(注) すべての往査について、監査委員会事務局も同席しております。

c. 相互連携

監査委員会では、内部監査部担当執行役から事前に監査計画の説明を受け、定期的(原則として月次)に内部監査の実施状況及び結果の報告を受けるなどの連携を図っております。

また、監査委員会に内部監査部担当執行役が出席し、監査上の問題意識の共有を図っているほか、監査委員会は、内部監査部担当執行役から職務の遂行状況や内部監査の持続的な高度化・強化策の実施状況について報告を受けるとともに、年次で内部監査機能の整備・運用状況をレビュー及び評価しております。

監査委員会と内部監査部担当執行役との連携

種別	時期	概要
監査委員会での事前同意等	2月	2024年度内部監査計画の素案について意見交換
	3月	2024年度内部監査計画について事前同意(決議)
	原則毎月	内部監査の実施状況、結果の報告
常勤監査委員と内部監査部担当執行役との意見交換	毎月	・監査委員会議案の論点について、事前に意見交換 ・内部監査の実施計画、状況等について意見交換

また、監査委員会では、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的(年度末監査時、中間監査時、期中レビュー時)に会計監査の実施状況の報告を受けるほか、会計監査上の重点項目等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図っております。なお、KAM(監査上の主要な検討事項)についても協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、意見交換を行っております。

監査委員会と会計監査人との連携

種別	時期	概要
会計監査人監査計画	7月	会計監査人の監査及び期中レビュー計画の説明を受け、意見交換を実施
期中レビュー報告	8月、2月	期中レビュー結果について報告を受け、意見交換を実施
中間監査報告	11月	中間監査結果について報告を受け、意見交換を実施
年度末監査報告	5月、6月	・会社法監査結果(内部統制監査の経過報告含む)、会計監査人の職務の遂行に関する事項について報告を受け、意見交換を実施(5月) ・金融商品取引法監査結果について報告を受け、意見交換を実施(6月)
KAM(監査上の主要な検討事項)(注)	5月、6月、7月、11月、3月	KAMに関し意見交換を実施

(注) KAMに関連する情報開示の適切性・整合性についても確認しております。

その他、常勤監査委員と会計監査人との意見交換を12回実施しております。

内部監査部では、内部監査結果や被監査部門の是正又は改善措置状況、内部監査活動状況について、会計監査人と連携を図っております。

常勤監査委員、内部監査部担当執行役及び会計監査人が参加する三様監査も行っており、緊密に連携しております。

会議名	時期	概要
三様監査	7月、3月	常勤監査委員、内部監査部担当執行役及び会計監査人それぞれの監査状況等について情報交換、意見交換を行う。

② 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

当社は、有限責任 あずさ監査法人との間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。

b. 継続監査期間

19年間

c. 業務を執行した公認会計士及び監査業務に係る補助者の構成

当連結会計年度において業務を執行した公認会計士は、菅野 雅子氏(継続監査年数6年)、佐藤 栄裕氏(同6年)及び須田 峻輔氏(同4年)であります。

また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士5名、その他35名であります。

d. 監査法人の選定方針と理由

監査委員会は、監査委員会で決議した「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に基づき、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当し、かつ、当社の会計監査に支障があると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、監査委員会は、会計監査人の職務の遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。この方針に基づき、有限責任 あずさ監査法人の職務の遂行状況、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるか総合的に勘案し、同監査法人を会計監査人として選定しております。

e. 監査委員会による監査法人の評価

監査委員会は、有限責任 あずさ監査法人の職務執行状況、監査体制等について、監査委員会で決議した「会計監査人の選任等に関する評価基準」により確認・評価し、「会計監査人の解任又は不再任の決定の方針」に基づき検討した結果、会計監査人の品質管理体制、独立性・適切性、監査報酬の水準等は適切であると評価しております。

③ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	192	16	197	20
連結子会社	6	—	6	—
計	198	16	203	20

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (KPMG) に対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査公認会計士等の非監査業務の内容

(a) 前連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、税務関連の助言業務及び経済価値ベースのソルベンシー規制への対応に関する支援業務等であります。

(b) 当連結会計年度

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容は、税務関連の助言業務及び経済価値ベースのソルベンシー規制への対応に関する支援業務等であります。

e. 監査報酬の決定方針

監査報酬については、当社の規模及び特性、監査日数等の諸要素を勘案し、監査委員会の同意の下決定しております。

f. 監査委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬見積額の妥当性等を検討した結果、これらについて適切と判断したため、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項及び第4項の規定に基づき同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」

1 報酬体系

- (1) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- (2) 当社の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- (3) 当社の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬（確定金額報酬）、短期インセンティブである賞与並びに中長期インセンティブである株式報酬（業績連動型及び業績非連動型）を支給するものとし、業績目標の達成及び持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

2 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当社の現況を考慮して相応な程度とする。

3 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬（確定金額報酬）、経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の賞与及び株式報酬並びに業績非連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当社の現況を考慮して相応な程度とする。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基本報酬とすることができる。

賞与については、単年度の業績目標の着実な達成を促すインセンティブとして機能するよう、個人業績に係る役位ごとの基準額に個人別評価に基づく支給率を乗じた額に、会社業績に係る役位ごとの基準額に経営計画の達成状況等に応じて変動する支給率を乗じた額を加算して算出される金銭を毎年付与する。

株式報酬については、中長期的な企業価値の向上及び持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、職責に応じた基本ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する支給率を乗じて算出されるポイントを中期経営計画の最終年度終了後に付与するとともに、職責に応じた定額の基本ポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式及び一定割合の株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

4 その他

当社の取締役又は執行役であってグループ会社の取締役、監査役、執行役又は執行役員を兼職する場合は、当該取締役又は執行役が主たる業務執行を行う会社においてその報酬を支給する。

② 業績連動型報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法

a. 業績連動型金銭報酬(賞与)

執行役に対して支給する業績連動型の金銭報酬(賞与)については、個人業績に係る役位ごとの基準額に個人別評価に基づく支給率を乗じた額に、会社業績に係る役位ごとの基準額に経営計画の達成状況等に応じて変動する支給率を乗じた額を加算して算定します。

執行役の個人評価については、当該執行役が担当する業務における成果、取組状況等を個別に評価して決定します。

会社業績に係る指標については、経営の達成度について総合的な判断を可能とするため、複数の異なるカテゴリーから指標を設定することとし、当社の事業形態・内容に適したものとして、財務指標である「修正利益」、「保有契約件数(個人保険)」、「EV成長率(RoEV)」、非財務指標である「中期経営計画の進捗状況」、「不祥事故・不祥事件の発生状況、コンプライアンス体制の運用状況」をその指標としております。

また、支給対象の執行役に重大な不正・違反行為等が発生した場合には、当該執行役に支給した賞与額の全部又は一部を返還させること(クローバック)ができる制度を設けております。

b. 業績連動型株式報酬

執行役に対して支給する業績連動型の株式報酬については、中期経営計画期間の最終年度終了後、職責に応じた基本ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する支給率を乗じて算定したポイントを付与します。

支給率決定の基となる業績目標は、中長期的な企業価値の向上及び持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう経営計画に定める中長期の目標・指標を採用することとし、現在の中期経営計画において重要な財務指標のひとつである「修正ROE」、非財務指標である「ESG指標(GHG削減施策の実施状況、本社女性管理職比率、ESG評価機関の評価の改善状況)」をその指標としております。

また、支給対象の執行役に重大な不正・違反行為等が発生した場合には、当該執行役への支給株式数の算定の基礎となるポイントの減額・没収(マルス)ができる制度を設けております。

c. 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支払割合の決定について

当社は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支払割合の決定に関する方針は定めておりません。

③ 業績非連動型株式報酬の額の決定方法

執行役に対して支給する業績非連動型株式報酬については、毎事業年度の終了後に、執行役の職責に応じた基本ポイントを付与します。

また、支給対象の執行役に重大な不正・違反行為等が発生した場合には、当該執行役への支給株式数の算定の基礎となるポイントの減額・没収(マルス)ができる制度を設けております。

④ 当事業年度に係る役員の個人別の報酬等の内容が方針に沿うと報酬委員会が判断した理由

当社では、報酬委員会において、「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」のほかに役位ごとの基本報酬を定める「役員報酬基準」、賞与について定める「役員賞与規程」及び株式報酬について定める「役員株式給付規程」を設けております。

取締役及び執行役の役位に応じた個人別の報酬額、執行役の個人別評価並びに業績等に応じた賞与額や株式報酬に係る付与ポイント等の決定に当たっては、報酬委員会が原案について上記方針等との整合性を含め、多角的な検討を行い、個人別の報酬等の内容が上記方針等に沿うものであると判断しております。

⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等		業績非連動型株 式報酬等	
			賞与	株式報酬		
取締役 (社外取締役を除く。)	30	30	—	—	—	1
社外取締役	93	93	—	—	—	8
執行役	868	549	227	51	39	27

- (注) 1. 当社は、当社又は当社の親会社等の執行役を兼任する取締役に対して取締役としての報酬等を支給していないため、上表における取締役の「対象となる役員の員数」に当社又は当社の親会社等の執行役を兼任する取締役3名を含んでおりません。
2. 業績連動報酬等及び業績非連動型株式報酬等には、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。なお、当社では原則として、毎事業年度末において、業績連動報酬等及び業績非連動型株式報酬等について、当該事業年度に発生したと見込まれる金額をそれぞれ引当金として費用計上し、給付時等に当該引当金を取り崩す処理を行っております。引当金の計上額と確定した金額とは差異が発生する場合があります。

⑥ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑦ 最近事業年度における賞与に係る指標の目標、実績

指標	目標	実績
修正利益	910億円	1,457億円
保有契約件数（個人保険）	1,899万件以上	1,881万件
EV成長率（RoEV）	6.2%	9.8%
中期経営計画の進捗状況	「社員の積極的な採用・育成による営業体制の強化」、「多様なお客さまニーズに応えられる商品ラインアップの拡充」、「CX向上につながる質と量を伴ったアフターフォローの充実」、「資産運用の深化・進化」、「収益源の多様化/新たな成長機会の創出」「事業運営の効率化」、「人的資本経営・企業風土改革の推進」、「資本効率を意識した経営の更なる推進」に関する施策の当年度の進捗状況	各施策は概ね計画どおり進捗
不祥事故・不祥事件の発生状況、コンプライアンス体制の運用状況	事務事故等の状況、コンプライアンス体制の運用状況	郵便局における非公開金融情報の不適切な取扱い及び保険業法上の認可取得前のお客さまへの勧誘行為等の事案が発覚・発生

（注）記載数値は、単位未満を切り捨てて表示しております。

⑧ 非金銭報酬等の内容

当社は、非金銭報酬として執行役に対して業績連動型株式報酬及び業績非連動型株式報酬を交付しております。業績連動型株式報酬については上記「⑤ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数」に記載のとおり業績連動報酬等を含めて開示しております。業績連動型株式報酬及び業績非連動型株式報酬の内容及び交付状況は「1 株式等の状況（8）役員・従業員株式所有制度の内容」に記載のとおりです。

⑨ 方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲並びに報酬額等の決定に関する手続の概要等

当社では、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」及び役位ごとの基本報酬を定める「役員報酬基準」、賞与について定める「役員賞与規程」並びに株式報酬について定める「役員株式給付規程」を定めております。

報酬委員会は、当該方針及び当該規程等に基づき、取締役及び執行役の役位に応じた個人別の報酬額並びに執行役の個人別評価及び業績等に応じた賞与額や株式報酬に係る付与ポイント等を決定しております。

当事業年度においては、報酬委員会を6回開催しております。いずれの回も報酬委員全員が出席しており、取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役及び執行役の個人別の報酬額並びに執行役に対する賞与額や株式報酬に係る付与ポイント等の決定などを行っております。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社では、投資株式について、保有目的が純投資目的である投資株式と、保有目的が業務提携の強化等純投資以外の観点である投資株式の区分を設けております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、業務提携の強化等純投資以外の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される上場企業の株式等(以下「政策保有株式」といいます。)を取得し保有することができるものとしております。

当社が保有することができる政策保有株式については、取締役会においてその保有目的の適切性及び保有することの合理性等について精査し、保有の適否を毎年度検証するとともに、検証の内容を開示することとしております。

なお、当社は、現在政策保有株式を保有しておりません。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額 の合計額(百万円)
非上場株式	2	4,259
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

前事業年度及び当事業年度において、該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額 の合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額 の合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	130	529,602	123	546,030

区分	当事業年度			
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の合計額 (百万円)	
			含み損益 の合計額	減損処理 の合計額
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	14,337	20,898	148,522	—

第5 【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)第46条及び第68条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)により作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「保険業法施行規則」(平成8年大蔵省令第5号)により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査証明を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し情報を入手するとともに、外部団体による研修に参加することにより会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応できる体制の整備を行っております。

また、適正な連結財務諸表等を作成するための基本方針、マニュアル等の整備を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
現金及び預貯金	1,157,322	1,976,083
コールローン	40,000	30,000
買現先勘定	1,047,192	604,914
買入金銭債権	25,392	23,215
金銭の信託	6,271,415	6,460,029
有価証券	※1, 2, 3, 4, 9 47,693,813	※1, 2, 3, 4, 9 46,528,793
貸付金	※4, 5, 6 3,281,313	※4 2,530,051
有形固定資産	※7 136,936	※7 141,068
土地	76,610	76,632
建物	45,086	43,040
リース資産	5,326	4,363
建設仮勘定	204	525
その他の有形固定資産	9,708	16,507
無形固定資産	97,807	113,596
ソフトウェア	97,796	113,585
その他の無形固定資産	10	11
代理店貸	11,296	10,872
再保険貸	7,646	10,641
その他資産	※4, 6, 9 449,463	※4, 9 398,321
繰延税金資産	636,644	728,870
貸倒引当金	△346	△766
資産の部合計	60,855,899	59,555,692
負債の部		
保険契約準備金	51,988,334	50,165,652
支払備金	※10 373,913	※10 314,993
責任準備金	※10, 13 50,512,792	※10, 13 48,765,531
契約者配当準備金	※8 1,101,628	※8 1,085,126
再保険借	6,001	5,945
社債	※12 400,000	※12 500,000
売現先勘定	※9 3,905,000	※9 4,516,922
その他負債	※6, 14 190,696	※14 187,251
役員賞与引当金	—	227
退職給付に係る負債	95,931	107,927
役員株式給付引当金	391	407
特別法上の準備金	873,799	829,930
価格変動準備金	※13 873,799	※13 829,930
負債の部合計	57,460,155	56,314,265
純資産の部		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金	405,044	405,044
利益剰余金	717,960	803,497
自己株式	△948	△901
株主資本合計	1,622,055	1,707,640
その他有価証券評価差額金	1,775,693	1,551,673
繰延ヘッジ損益	△4,186	△19,614
退職給付に係る調整累計額	2,182	1,727
その他の包括利益累計額合計	1,773,689	1,533,786
純資産の部合計	3,395,744	3,241,426
負債及び純資産の部合計	60,855,899	59,555,692

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
経常収益	6,744,134	6,165,335
保険料等収入	※3 2,484,007	※3 3,154,875
資産運用収益	1,211,578	1,195,618
利息及び配当金等収入	865,269	864,561
金銭の信託運用益	181,439	199,152
有価証券売却益	151,153	110,640
有価証券償還益	110	220
為替差益	13,579	20,999
その他運用収益	27	44
その他経常収益	3,048,548	1,814,840
支払備金戻入額	※2 36,474	※2 58,919
責任準備金戻入額	※2 3,005,427	※2 1,747,260
その他の経常収益	6,646	8,660
経常費用	6,582,961	5,995,041
保険金等支払金	5,778,590	5,205,305
保険金	※4 4,149,769	※4 3,787,741
年金	218,989	178,715
給付金	200,725	220,852
解約返戻金	439,018	415,441
その他返戻金	61,170	49,194
再保険料	708,916	553,360
責任準備金等繰入額	137	679
契約者配当金積立利息繰入額	137	679
資産運用費用	282,548	279,079
支払利息	4,993	13,641
有価証券売却損	177,704	193,470
有価証券評価損	71	—
有価証券償還損	240	185
金融派生商品費用	95,835	68,329
貸倒引当金繰入額	0	335
その他運用費用	3,701	3,116
事業費	※1 440,320	※1 431,429
その他経常費用	81,365	78,547
経常利益	161,173	170,293
特別利益	16,161	43,884
固定資産等処分益	—	15
価格変動準備金戻入額	16,161	43,869
特別損失	190	247
固定資産等処分損	190	247
契約者配当準備金繰入額	※5 55,899	※5 96,990
税金等調整前当期純利益	121,244	116,940
法人税及び住民税等	13,408	20,934
法人税等調整額	20,779	△27,467
法人税等合計	34,188	△6,532
当期純利益	87,056	123,472
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	87,056	123,472

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	87,056	123,472
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	977,780	△224,004
繰延ヘッジ損益	△8,794	△15,428
退職給付に係る調整額	△172	△454
持分法適用会社に対する持分相当額	—	△15
その他の包括利益合計	※1 968,813	※1 △239,903
包括利益	1,055,870	△116,430
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,055,870	△116,430
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	405,044	701,540	△36,082	1,570,502
当期変動額					
剰余金の配当			△35,635		△35,635
親会社株主に帰属する 当期純利益			87,056		87,056
自己株式の処分				132	132
自己株式の消却		△35,000		35,000	—
利益剰余金から 資本剰余金への振替		35,000	△35,000		—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	16,419	35,133	51,553
当期末残高	500,000	405,044	717,960	△948	1,622,055

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	797,912	4,607	2,354	804,875	2,375,377
当期変動額					
剰余金の配当					△35,635
親会社株主に帰属する 当期純利益					87,056
自己株式の処分					132
自己株式の消却					—
利益剰余金から 資本剰余金への振替					—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	977,780	△8,794	△172	968,813	968,813
当期変動額合計	977,780	△8,794	△172	968,813	1,020,366
当期末残高	1,775,693	△4,186	2,182	1,773,689	3,395,744

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	500,000	405,044	717,960	△948	1,622,055
当期変動額					
剰余金の配当			△37,934		△37,934
親会社株主に帰属する 当期純利益			123,472		123,472
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				47	47
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	85,537	47	85,585
当期末残高	500,000	405,044	803,497	△901	1,707,640

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	1,775,693	△4,186	2,182	1,773,689	3,395,744
当期変動額					
剰余金の配当					△37,934
親会社株主に帰属する 当期純利益					123,472
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					47
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△224,019	△15,428	△454	△239,903	△239,903
当期変動額合計	△224,019	△15,428	△454	△239,903	△154,317
当期末残高	1,551,673	△19,614	1,727	1,533,786	3,241,426

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	121,244	116,940
減価償却費	41,217	39,113
支払備金の増減額 (△は減少)	△36,474	△58,919
責任準備金の増減額 (△は減少)	△3,005,427	△1,747,260
契約者配当準備金積立利息繰入額	137	679
契約者配当準備金繰入額 (△は戻入額)	55,899	96,990
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△32	419
役員賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	227
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	26,600	11,995
役員株式給付引当金の増減額 (△は減少)	76	16
価格変動準備金の増減額 (△は減少)	△16,161	△43,869
利息及び配当金等収入	△865,269	△864,561
有価証券関係損益 (△は益)	26,753	82,795
支払利息	4,993	13,641
為替差損益 (△は益)	△13,579	△20,999
有形固定資産関係損益 (△は益)	174	217
持分法による投資損益 (△は益)	—	△929
代理店貸の増減額 (△は増加)	30,010	424
再保険貸の増減額 (△は増加)	△3,597	△2,994
その他資産 (除く投資活動関連、財務活動 関連) の増減額 (△は増加)	△145,438	93,497
再保険借の増減額 (△は減少)	△295	△55
その他負債 (除く投資活動関連、財務活動 関連) の増減額 (△は減少)	21,712	△15,562
その他	△82,147	△128,837
小計	△3,839,603	△2,427,028
利息及び配当金等の受取額	878,801	906,205
利息の支払額	△4,862	△10,826
契約者配当金の支払額	△129,463	△114,060
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	31,960	17,867
営業活動によるキャッシュ・フロー	△3,063,168	△1,627,842

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31 日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31 日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
コールローンの取得による支出	△7,340,000	△7,399,999
コールローンの償還による収入	7,340,000	7,409,999
買現先勘定の純増減額 (△は増加)	337,571	442,278
買入金銭債権の取得による支出	△19,995	△39,958
買入金銭債権の売却・償還による収入	41,682	41,787
金銭の信託の増加による支出	△291,790	△126,841
金銭の信託の減少による収入	168,963	48,699
有価証券の取得による支出	△2,025,036	△2,593,437
有価証券の売却・償還による収入	4,459,587	3,489,520
貸付けによる支出	△444,874	△485,228
貸付金の回収による収入	769,394	1,236,498
売現先勘定の純増減額 (△は減少)	164,312	611,922
その他	△353,155	△138,287
資産運用活動計	2,806,659	2,496,953
(営業活動及び資産運用活動計)	△256,508	869,110
有形固定資産の取得による支出	△48,738	△12,357
有形固定資産の売却による収入	10	16
無形固定資産の取得による支出	△37,791	△45,390
子会社株式の取得による支出	△200	—
持分法適用関連会社株式の取得による支出	—	△52,500
その他	1,856	△261
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,721,796	2,386,460
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△1,598	△1,305
社債の発行による収入	99,383	99,383
自己株式の取得による支出	—	△0
自己株式の処分による収入	4	—
配当金の支払額	△35,620	△37,933
財務活動によるキャッシュ・フロー	62,169	60,143
現金及び現金同等物に係る換算差額	—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△279,202	818,761
現金及び現金同等物の期首残高	1,436,524	1,157,322
現金及び現金同等物の期末残高	※1 1,157,322	※1 1,976,083

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 1社

連結子会社の名称

かんぼシステムソリューションズ株式会社

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社は、かんぼNEXTパートナーズ株式会社及びスプリング投資事業有限責任組合であります。

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社については、総資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びキャッシュ・フローその他の項目からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用非連結子会社数 0社

(2) 持分法適用関連会社数 1社

持分法適用関連会社の名称

大和アセットマネジメント株式会社

大和アセットマネジメント株式会社は株式取得により、当連結会計年度から持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社(かんぼNEXTパートナーズ株式会社、スプリング投資事業有限責任組合他)及び関連会社(JPインベストメント株式会社、三井物産かんぼアセットマネジメント株式会社他)については、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の項目からみて、連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。)の評価は、次のとおりであります。

(i) 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)

(ii) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。)

移動平均法による償却原価法(定額法)

(iii) 非連結かつ持分法非適用の子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(iv) その他有価証券

(イ) 市場価格のない株式等以外のもの

連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)

(ロ)市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

② デリバティブ取引

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

(i)建物

2年～60年

(ii)その他の有形固定資産

2年～20年

② 無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間(概ね5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先(破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。)及び実質破綻先(実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。)に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、前連結会計年度45百万円、当連結会計年度44百万円であります。

② 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、当社執行役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、株式給付規程に基づく当社執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。

(5) 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

(6) 重要な外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日。以下「金融商品会計基準」という。）に従い、外貨建債券の一部に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、また、保険負債の一部に対する金利リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
通貨スワップ	外貨建債券
為替予約	外貨建債券
金利スワップ	保険負債

③ ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び保険負債に対する金利リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における「現金及び現金同等物」の範囲は、連結貸借対照表上の「現金及び預貯金」であります。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

① 責任準備金の積立方法

連結会計年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については次の方式により計算しております。なお、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構(以下「郵政管理・支援機構」という。)からの受再保険の一部及び一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた額が含まれております。

(i) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

(ii) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、当連結会計年度においては、郵政管理・支援機構からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てております。これに伴い積み立てた額は、598,226百万円ですが、同額の危険準備金を取り崩していることから、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響はありません。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、連結会計年度末において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

② 保険料等収入の計上基準

(i) 保険料

初回保険料は、収納があり保険契約上の責任が開始している契約について、当該収納した金額を計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて当該金額を計上しております。

なお、収納した保険料のうち、連結会計年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

(ii) 再保険収入

再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時に計上しております。

③ 保険金等支払金の計上基準

(i) 保険金等支払金(再保険料を除く。)

保険金等支払金(再保険料を除く。)は、保険契約に基づく支払事由が発生し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額を計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、連結会計年度末時点において支払義務が発生したが保険金等の支出をしていないもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められるもののうち保険金等の支出をしていないものについて支払備金を積み立てております。

(ii) 再保険料

再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を当該協約書の締結時又は元受保険契約に係る保険料の収納時等に計上しております。

なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金につきましては、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立としております。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いが定められました。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

(追加情報)

当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引

当社は、当社の執行役に対し、信託を活用した業績連動型株式報酬制度及び業績非連動型株式報酬制度を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しております。

(1) 取引の概要

当社は、予め定めた株式給付規程に基づき、当社の執行役に対し、下記①及び②に従いポイントを付与し、受益者要件を満たした執行役に対し、当該累計付与ポイントに相当する当社株式及び一定割合の当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を本信託(株式給付信託(BBT))から退任後に給付しております。

① 業績連動型株式報酬制度

中期経営計画期間の最終年度終了後、執行役の職責に応じた基本ポイントに中期経営計画に定める業績目標の達成状況に応じて変動する支給率を乗じて算定したポイントを付与します。

② 業績非連動型株式報酬制度

毎事業年度の終了後に、執行役の職責に応じた基本ポイントを付与します。

執行役に対し給付する株式については、予め当社が信託設定した金銭により信託銀行が将来給付分も含めて株式市場から取得し、信託財産として分別管理しております。

(2) 信託が保有する当社株式

信託が保有する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は、前連結会計年度末925百万円、当連結会計年度末877百万円であり、株式数は、前連結会計年度末415千株、当連結会計年度末394千株であります。

(連結貸借対照表関係)

※1. 責任準備金対応債券に係る連結貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

(1) 責任準備金対応債券の連結貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
連結貸借対照表計上額	7,139,629	7,243,771
時価	6,954,091	6,522,343

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

① 簡易生命保険契約商品区分(一部の保険種類を除く。)

② かんぽ生命保険契約(一般)商品区分(すべての保険契約)

③ かんぽ生命保険契約(一時払)商品区分(一部の保険種類を除く。)

なお、かんぽ生命保険契約(一時払)商品区分に、当連結会計年度より、一時払終身保険を対象に加えております。この変更による損益への影響はありません。

※2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)	
前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1,597,184	1,390,979

※3. 非連結子会社及び関連会社の株式等の金額は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
株式	7,462	60,877
出資金	70,384	126,835
合計	77,847	187,713

※4. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

※5. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)	
前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
4,890	—

※6. 前連結会計年度末日が支払期日である貸付金(機構貸付)について、前連結会計年度末日が金融機関の非営業日であったため、当社の内部規定に基づき、翌営業日を支払期日としております。このうち、事前に払い込みを受けたものについては、支払期日が到来していないためその他負債(仮受金)に計上しております。前連結会計年度末日が支払期日である貸付金(機構貸付)及び当該機構貸付に係る経過利息としてその他資産(未収収益)に計上した金額並びに当該機構貸付について事前に払い込みを受けたことによりその他負債(仮受金)に計上した金額は次のとおりであります。なお、当連結会計年度末日は、金融機関の非営業日ではありません。

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
貸付金(機構貸付)	242,568	—
その他資産(未収収益)	21,100	—
その他負債(仮受金)	13,276	—

※7. 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)	
前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
62,049	63,740

※8. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
期首残高	1,175,171	1,101,628
契約者配当金支払額	129,463	114,060
利息による増加等	137	679
年金買増しによる減少	115	112
契約者配当準備金繰入額	55,899	96,990
期末残高	1,101,628	1,085,126

※9. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有価証券	3,715,475	4,489,608

担保付き債務は、次のとおりであります。

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
売現先勘定	3,905,000	4,516,922

なお、上記有価証券は、売現先取引による買戻し条件付の売却を行った有価証券であります。

上記のほか、有価証券担保付債券貸借取引及びデリバティブ取引の担保として、次のものを差し入れております。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
有価証券	213,657	160,554
先物取引差入証拠金	4,284	4,437
金融商品等差入担保金	35,750	56,013

※10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)	
前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
426	357

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)	
前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
641,745	1,187,171

11. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、買現先取引、消費貸借契約取引及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券であり、各連結会計年度末に当該処分を行わず所有しているものの時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)	
前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
141,779	109,672

※12. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であり、その額は次のとおりであります。

(単位：百万円)	
前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
400,000	500,000

※13. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除き、出再責任準備金を含む。)は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を積み立てております。また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金及び価格変動準備金を積み立てております。

上述した責任準備金(危険準備金を除き、出再責任準備金を含む。)、危険準備金及び価格変動準備金の金額は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
責任準備金(危険準備金を除き、出再責任準備金を含む。)	25,595,821	24,576,340
危険準備金	1,283,683	915,558
価格変動準備金	749,984	581,452

※14. 連結貸借対照表に計上した「その他負債」には「機構預り金」が含まれております。「機構預り金」とは、郵政管理・支援機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された郵政管理・支援機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、各連結会計年度末までに支払い等が行われていない額であります。

「機構預り金」の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
37,575	36,678

(連結損益計算書関係)

※ 1. 事業費の内訳は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動費	53,928	58,906
営業管理費	19,511	17,761
一般管理費	366,879	354,762

※ 2. 当連結会計年度における支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は69百万円であります。(前連結会計年度における支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は264百万円であります。)

また、当連結会計年度における責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は545,425百万円であります。(前連結会計年度における責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は640,865百万円であります。)

※ 3. 保険料等収入のうち、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料は、次のとおりであります。

(単位：百万円)	
前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
171,727	131,451

※ 4. 保険金のうち、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険金は、次のとおりであります。

(単位：百万円)	
前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
2,268,384	2,065,061

※ 5. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため契約者配当準備金に繰り入れた金額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)	
前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
46,866	86,029

(連結包括利益計算書関係)

※ 1. その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	1,356,281	△273,083
組替調整額	△3,653	△9,185
法人税等及び税効果調整前	1,352,628	△282,268
法人税等及び税効果額	△374,848	58,264
その他有価証券評価差額金	977,780	△224,004
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	△12,214	△21,784
組替調整額	—	—
法人税等及び税効果調整前	△12,214	△21,784
法人税等及び税効果額	3,420	6,356
繰延ヘッジ損益	△8,794	△15,428
退職給付に係る調整額		
当期発生額	404	89
組替調整額	△643	△682
法人税等及び税効果調整前	△239	△592
法人税等及び税効果額	67	137
退職給付に係る調整額	△172	△454
持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	—	△15
その他の包括利益合計	968,813	△239,903

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	399,693	—	16,501	383,192
自己株式				
普通株式	16,988	—	16,561	427

- (※1) 普通株式の発行済株式の株式数の減少16,501千株は、2023年4月17日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少であります。
- (※2) 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式数が含まれており、それぞれ475千株、415千株であります。
- (※3) 普通株式の自己株式の株式数の減少16,561千株は、2023年4月17日開催の取締役会決議に基づく自己株式の消却による減少16,501千株並びに株式給付信託(BBT)の給付及び売却による減少59千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	17,626	46.00	2023年3月31日	2023年6月20日
2023年11月13日 取締役会	普通株式	18,009	47.00	2023年9月30日	2023年12月5日

- (※1) 2023年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金21百万円が含まれております。
- (※2) 2023年11月13日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	18,009	利益剰余金	47.00	2024年3月31日	2024年6月18日

- (※) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	383,192	—	—	383,192
自己株式				
普通株式	427	0	21	405

(※1) 普通株式の自己株式の当連結会計年度期首及び当連結会計年度末株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式数が含まれており、それぞれ415千株、394千株であります。

(※2) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

(※3) 普通株式の自己株式の株式数の減少21千株は、株式給付信託(BBT)の給付による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	18,009	47.00	2024年3月31日	2024年6月18日
2024年11月14日 取締役会	普通株式	19,925	52.00	2024年9月30日	2024年12月5日

(※1) 2024年5月15日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金19百万円が含まれております。

(※2) 2024年11月14日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金20百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	19,925	利益剰余金	52.00	2025年3月31日	2025年6月19日

(※) 配当金の総額には、株式給付信託(BBT)が保有する当社株式に対する配当金20百万円が含まれております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預貯金	1,157,322	1,976,083
現金及び現金同等物	1,157,322	1,976,083

(リース取引関係)

<借主側>

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

主として、有形固定資産(車両)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年内	4,625	5,281
1年超	11,909	8,560
合計	16,535	13,841

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資産運用につきましては、健全経営を維持し、保険金等の支払を確実に行うため、負債の特性を踏まえ、円金利資産により資産と負債のマッチングを推進しております。また、リスク管理態勢の強化に努めつつ、収益向上の観点から、許容可能な範囲で国債に比べて相対的に高い利回りが期待できる地方債及び社債等の円貨建資産並びに外国債及び株式等の収益追求資産への運用にも取り組んでおります。

なお、主として運用に関する資産の為替リスクに対するヘッジ手段としてデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主に有価証券及び貸付金であり、ALMの考え方にに基づき運用を行っております。これらのうち、有価証券については、発行体の信用リスク、価格変動リスク及び金利リスクに晒されております。有価証券のうち外貨建債券については、為替リスクにも晒されております。

当社が利用対象としている主要なデリバティブ取引には、為替予約取引があります。当社ではこれを為替リスクに対する主要なヘッジ手段と位置付けております。また、その他のデリバティブ取引についても、主にヘッジ目的として利用しており、デリバティブ取引のもつ市場関連リスクは減殺され、限定的なものとなっております。

なお、保険負債の一部に関する金利リスクのヘッジ手段として「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号）に基づく金利スワップ取引を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 市場リスクの管理

市場リスクは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産及び負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク及び価格変動リスクに区分し管理しております。金利リスクは、ユニバーサルサービス対象商品である養老保険・終身保険を提供する使命を負う保険会社として、資産と負債のマッチングに一定の限界を有する中で、円金利の変動により、円金利資産及び保険負債の価値が変動し損失を被るリスクです。価格変動リスクは、金利リスク以外の市場リスクです。

当社は、市場リスクを含む会社全体のリスクのうち定量化が可能なリスクを特定し、それらのリスク量に基づき算出した会社全体の統合リスク量と資本量を対比することにより、会社全体のリスクを管理しております。

② 信用リスクの管理

信用リスクは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクであります。

与信先の管理については、信用リスクの高い与信先への投融資を抑制するため、社内の信用格付に基づく与信適格基準を定めて管理しております。また、特定の与信先、グループ及び業種に与信が集中するリスクを抑制するため、信用格付に応じた与信管理基準額や業種別の与信シェアの基準を設けて管理しております。

なお、与信先の管理の状況については、定期的にリスク管理委員会に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

また、「(デリバティブ取引関係)」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておらず、(注1)及び(注2)に記載しております。また、現金並びに短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似する預貯金、コールローン、買現先勘定及び売現先勘定は、注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
買入金銭債権	25,392	25,392	—
その他有価証券	25,392	25,392	—
金銭の信託(※1)(※2)	6,158,055	6,158,055	—
有価証券	47,587,711	48,461,033	873,322
満期保有目的の債券	32,343,114	33,401,975	1,058,860
責任準備金対応債券	7,139,629	6,954,091	△185,537
その他有価証券(※2)	8,104,967	8,104,967	—
貸付金	3,281,282	3,350,020	68,737
保険約款貸付	149,707	149,707	—
一般貸付(※3)	849,174	829,355	△19,786
機構貸付(※3)	2,282,432	2,370,957	88,524
貸倒引当金(※4)	△31	—	—
資産計	57,052,441	57,994,501	942,060
社債	400,000	391,900	△8,100
負債計	400,000	391,900	△8,100
デリバティブ取引(※5)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,097)	(1,097)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(43,537)	(43,537)	—
デリバティブ取引計	(44,634)	(44,634)	—

(※1) 運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託であります。

(※2) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定適用指針」という。)第24-3項及び第24-9項に従い、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3) 差額欄は、貸倒引当金を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

(※4) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項で開示している計表中の「金銭の信託」及び「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)
金銭の信託(※1)	113,360
有価証券	106,101
非上場株式(※2)	11,722
外国証券(※2)	23,994
組合出資金(※3)	70,384
合計	219,461

(※1) 金銭の信託のうち、信託財産構成物が組合出資金で構成されているものについては、時価算定適用指針第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 非上場株式及び市場価格のない外国証券は、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日。以下「時価開示適用指針」という。)第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(※3) 組合出資金は、時価算定適用指針第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
買入金銭債権	23,215	23,215	—
其他有価証券	23,215	23,215	—
金銭の信託(※1)(※2)	6,330,280	6,330,280	—
有価証券	46,312,623	44,309,944	△2,002,679
満期保有目的の債券	31,425,320	30,144,069	△1,281,251
責任準備金対応債券	7,243,771	6,522,343	△721,427
其他有価証券(※2)	7,643,531	7,643,531	—
貸付金	2,529,683	2,497,771	△31,912
保険約款貸付	159,074	159,074	—
一般貸付(※3)	754,604	694,746	△59,490
機構貸付(※3)	1,616,372	1,643,950	27,577
貸倒引当金(※4)	△367	—	—
資産計	55,195,803	53,161,211	△2,034,591
社債	500,000	477,490	△22,510
負債計	500,000	477,490	△22,510
デリバティブ取引(※5)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	5	5	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(33,892)	(33,892)	—
デリバティブ取引計	(33,887)	(33,887)	—

(※1) 運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託であります。

(※2) 時価算定適用指針第24-3項及び第24-9項に従い、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※3) 差額欄は、貸倒引当金を控除した連結貸借対照表計上額と、時価との差額を記載しております。

(※4) 貸付金に対応する貸倒引当金を控除しております。

(※5) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等に関する事項で開示している計表中の「金銭の信託」及び「有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
金銭の信託(※1)	129,749
有価証券	216,169
非上場株式(※2)	65,137
外国証券(※2)	24,197
組合出資金(※3)	126,835
合計	345,919

(※1) 金銭の信託のうち、信託財産構成物が組合出資金で構成されているものについては、時価算定適用指針第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 非上場株式及び市場価格のない外国証券は、時価開示適用指針第5項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(※3) 組合出資金は、時価算定適用指針第24-16項に従い、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	10,000	—	—	14,909
有価証券	1,500,966	9,684,377	11,514,367	22,100,170
満期保有目的の債券	978,636	6,700,220	8,755,260	15,585,051
公社債	978,636	6,700,220	8,755,260	15,585,051
国債	506,600	6,474,700	7,853,400	14,075,700
地方債	393,422	179,520	597,410	670,641
社債	78,614	46,000	304,450	838,710
責任準備金対応債券	118,616	1,623,200	1,763,500	3,480,424
公社債	118,616	1,623,200	1,743,500	3,480,424
国債	8,200	1,555,500	1,397,100	2,360,700
地方債	77,299	1,100	85,900	242,524
社債	33,117	66,600	260,500	877,200
外国証券	—	—	20,000	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	403,714	1,360,957	995,607	3,034,694
公社債	178,877	670,133	455,292	2,302,107
国債	—	—	—	1,567,300
地方債	51,288	185,275	3,311	148,511
社債	127,589	484,857	451,981	586,296
外国証券	224,836	690,824	540,315	721,831
その他の証券	—	—	—	10,755
貸付金	992,095	1,218,450	674,852	396,317
合計	2,503,062	10,902,828	12,189,220	22,511,397

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
買入金銭債権	10,000	—	—	13,122
有価証券	1,259,029	10,198,503	10,428,947	21,798,821
満期保有目的の債券	983,600	7,423,320	7,940,660	14,783,377
公社債	983,600	7,423,320	7,940,660	14,783,377
国債	981,600	7,126,100	7,073,000	13,294,900
地方債	2,000	248,620	558,910	634,956
社債	—	48,600	308,750	853,521
責任準備金対応債券	117,300	1,499,600	1,524,700	4,031,775
公社債	117,300	1,499,600	1,504,700	4,031,775
国債	80,300	1,384,500	986,900	2,897,600
地方債	800	300	85,900	276,975
社債	36,200	114,800	431,900	857,200
外国証券	—	—	20,000	—
その他有価証券のうち 満期があるもの	158,129	1,275,583	963,587	2,983,668
公社債	125,221	727,808	371,655	2,128,374
国債	—	—	—	1,470,500
地方債	91,917	92,027	22,861	121,216
社債	33,304	635,781	348,793	536,658
外国証券	32,907	547,774	590,238	846,942
その他の証券	—	—	1,692	8,350
貸付金	623,496	1,034,875	542,545	329,528
合計	1,892,526	11,233,378	10,971,493	22,141,473

(注4) 社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	—	—	—	—	—	400,000
合計	—	—	—	—	—	400,000

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
社債	—	—	—	—	—	500,000
合計	—	—	—	—	—	500,000

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	9,998	15,393	25,392
金銭の信託(※1)	3,872,373	861,113	—	4,733,487
有価証券				
その他有価証券				
国債	1,337,930	—	—	1,337,930
地方債	—	359,102	21,591	380,693
社債	—	1,610,578	—	1,610,578
株式	546,030	—	—	546,030
外国証券(※1)	—	1,954,510	—	1,954,510
その他の証券	—	2,094,534	10,352	2,104,887
資産計	5,756,334	6,889,838	47,337	12,693,510
デリバティブ取引(※2)				
通貨関連	—	(38,819)	—	(38,819)
金利関連	—	(5,814)	—	(5,814)
デリバティブ取引計	—	(44,634)	—	(44,634)

(※1) 時価算定適用指針第24-3項及び第24-9項に従い、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,260,483百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は176,297百万円であります。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	9,988	13,227	23,215
金銭の信託(※1)	3,884,333	743,553	—	4,627,886
有価証券				
その他有価証券				
国債	1,204,702	—	—	1,204,702
地方債	—	292,802	19,262	312,064
社債	—	1,474,029	—	1,474,029
株式	529,602	—	—	529,602
外国証券(※1)	60,833	1,747,706	—	1,808,539
その他の証券	—	2,133,387	9,431	2,142,819
資産計	5,679,471	6,401,467	41,921	12,122,860
デリバティブ取引(※2)				
通貨関連	—	(6,038)	—	(6,038)
金利関連	—	(27,848)	—	(27,848)
デリバティブ取引計	—	(33,887)	—	(33,887)

(※1) 時価算定適用指針第24-3項及び第24-9項に従い、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は上記表には含めておりません。第24-3項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は1,393,205百万円、第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は183,614百万円であります。

(※2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	158,124	—	158,124
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	30,351,127	—	—	30,351,127
地方債	—	1,859,614	3,453	1,863,068
社債	—	1,187,779	—	1,187,779
責任準備金対応債券				
国債	5,450,242	—	—	5,450,242
地方債	—	369,871	22,325	392,196
社債	—	1,092,096	—	1,092,096
外国証券	—	19,555	—	19,555
貸付金	—	—	3,350,020	3,350,020
資産計	35,801,369	4,687,041	3,375,799	43,864,210
社債	—	391,900	—	391,900
負債計	—	391,900	—	391,900

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	297,346	—	297,346
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債	27,765,793	—	—	27,765,793
地方債	—	1,355,952	3,016	1,358,968
社債	—	1,019,307	—	1,019,307
責任準備金対応債券				
国債	4,978,481	—	—	4,978,481
地方債	—	301,246	20,010	321,257
社債	—	1,203,637	—	1,203,637
外国証券	—	18,967	—	18,967
貸付金	—	—	2,497,771	2,497,771
資産計	32,744,274	4,196,457	2,520,798	39,461,530
社債	—	477,490	—	477,490
負債計	—	477,490	—	477,490

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

買入金銭債権

買入金銭債権のうち証券化商品については、ブローカー等の第三者から入手した評価価格によっております。証券化商品に該当しない買入金銭債権については短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

なお、買入金銭債権のうち証券化商品についてはレベル3、それ以外についてはレベル2に分類しております。

金銭の信託

信託財産の構成物である有価証券のうち、株式及び市場における取引価格が存在する投資信託については取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

信託財産の構成物のうち有価証券以外については、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

株式については取引所の価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。

債券及びその他の証券のうち、主に国債については公表された相場価格によっており、市場の活発性に基づきレベル1に分類しております。公表された相場価格であっても市場が活発でない場合又は情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格(重要な観察できないインプットを用いている場合を除く。)による場合はレベル2に分類しており、地方債、社債、外国債がこれに含まれます。ブローカー等の第三者から入手した評価価格を用いている場合で、重要な観察できないインプットを用いている場合にはレベル3に分類しております。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸付金

保険約款貸付及び機構貸付に含まれる簡易生命保険契約に係る保険約款貸付の時価については、当該貸付を解約返戻金の範囲内に限るなどの特性、平均貸付期間が短期であること及び金利条件から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付における変動金利貸付の時価については、将来キャッシュ・フローに市場金利が短期間で反映されるため、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されることから当該帳簿価額を時価としております。

一般貸付における固定金利貸付及び機構貸付(保険約款貸付を除く。)の時価については、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で将来キャッシュ・フローを現在価値へ割り引いた価格によっております。

なお、貸付金については、レベル3に分類しております。

負 債

社債

当社が発行する社債の時価については、公表された相場価格によっており、レベル2に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引のため公表された相場価格は存在しませんが、金利スワップ取引や為替予約取引等については、情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格(重要な観察できないインプットを用いている場合を除く。)による場合、又は為替レート等の観察可能なインプットを用いて評価している場合は、レベル2に分類しております。

(注2) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、連結会計年度の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当連結会計年度の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 による変動額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替 (※3)	期末 残高	当連結会計年 度の損益に計 上した額のう ち連結貸借対 照表日におい て保有する金 融商品の評価 損益 (※1)
		損益に計上 (※1)	その他の包括 利益に計上 (※2)					
買入金銭債権	17,348	—	△273	△1,682	—	—	15,393	—
有価証券								
その他有価証券								
地方債	32,681	—	△552	△1,006	—	△9,531	21,591	—
外国証券	30,472	3,090	5,114	△38,677	—	—	—	—
その他の証券	11,161	—	△148	△660	—	—	10,352	—
資産計	91,664	3,090	4,140	△42,026	—	△9,531	47,337	—

(※1) 連結損益計算書の「資産運用収益」及び「資産運用費用」に含まれております。

(※2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(※3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、当該地方債について観察可能なデータが利用可能になったことによるものであります。当該振替は当連結会計年度の期首に行っております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	期首 残高	当連結会計年度の損益又は その他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 による変動額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	期末 残高	当連結会計年 度の損益に計 上した額のう ち連結貸借対 照表日におい て保有する金 融商品の評価 損益
		損益に計上	その他の包括 利益に計上 (※)					
買入金銭債権	15,393	—	△379	△1,787	—	—	13,227	—
有価証券								
その他有価証券								
地方債	21,591	—	△1,322	△1,006	—	—	19,262	—
外国証券	—	—	—	—	—	—	—	—
その他の証券	10,352	—	△209	△711	—	—	9,431	—
資産計	47,337	—	△1,911	△3,504	—	—	41,921	—

(※) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社は時価算定部門にて時価の算定に関する方針及び手続を定め、時価の算定を行い、時価のレベル別分類を判断しております。また、リスク管理部門において金融商品の時価評価に関する検証手続を定め、第三者から入手した相場価格を利用する場合においては、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証していることから、金融商品の時価評価等の適切性が確保されております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

当社自身が観察できないインプットを推計していないため、記載を省略しております。

(注3) 時価算定適用指針第24-3項及び第24-9項に従い、基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託に関する情報

(1) 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

期首 残高	当連結会計年度の損益又は その他の包括利益		購入、売却及び償 還による変動額	投資信託の基準価 額を時価とみなす こととした額	投資信託の基準価 額を時価とみなさ ないこととした額	期末 残高	当連結会計年度の 損益に計上した額 のうち連結貸借対 照表日において保 有する投資信託の 評価損益
	損益に計上	その他の包括利益 に計上(※)					
976,210	—	134,697	149,575	—	—	1,260,483	—

(※) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

期首 残高	当連結会計年度の損益又は その他の包括利益		購入、売却及び償 還による変動額	投資信託の基準価 額を時価とみなす こととした額	投資信託の基準価 額を時価とみなさ ないこととした額	期末 残高	当連結会計年度の 損益に計上した額 のうち連結貸借対 照表日において保 有する投資信託の 評価損益
	損益に計上	その他の包括利益 に計上(※)					
1,260,483	—	45,732	86,989	—	—	1,393,205	—

(※) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表、当連結会計年度の損益に認識した評価損益

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

期首 残高	当連結会計年度の損益又は その他の包括利益		購入、売却及び償 還による変動額	投資信託の基準価 額を時価とみなす こととした額	投資信託の基準価 額を時価とみなさ ないこととした額	期末 残高	当連結会計年度の 損益に計上した額 のうち連結貸借対 照表日において保 有する投資信託の 評価損益
	損益に計上	その他の包括利益 に計上(※)					
168,115	—	3,517	4,665	—	—	176,297	—

(※) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

期首 残高	当連結会計年度の損益又は その他の包括利益		購入、売却及び償 還による変動額	投資信託の基準価 額を時価とみなす こととした額	投資信託の基準価 額を時価とみなさ ないこととした額	期末 残高	当連結会計年度の 損益に計上した額 のうち連結貸借対 照表日において保 有する投資信託の 評価損益
	損益に計上	その他の包括利益 に計上(※)					
176,297	—	△4,257	11,574	—	—	183,614	—

(※) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 連結会計年度末日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
解約に一定程度の期間を要するもの等	1,260,483	1,393,205

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
公社債	25,189,236	27,286,288	2,097,052
国債	23,385,959	25,368,895	1,982,935
地方債	1,318,044	1,397,333	79,289
社債	485,232	520,059	34,827
小計	25,189,236	27,286,288	2,097,052
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
公社債	7,153,878	6,115,686	△1,038,191
国債	5,841,671	4,982,232	△859,439
地方債	528,674	465,734	△62,939
社債	783,532	667,719	△115,813
小計	7,153,878	6,115,686	△1,038,191
合計	32,343,114	33,401,975	1,058,860

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
公社債	20,610,414	21,343,882	733,467
国債	19,409,987	20,106,463	696,476
地方債	830,734	856,839	26,104
社債	369,693	380,579	10,886
小計	20,610,414	21,343,882	733,467
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
公社債	10,814,905	8,800,187	△2,014,718
国債	9,353,831	7,659,329	△1,694,502
地方債	619,005	502,129	△116,875
社債	842,068	638,727	△203,340
小計	10,814,905	8,800,187	△2,014,718
合計	31,425,320	30,144,069	△1,281,251

2. 責任準備金対応債券

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
公社債	3,703,306	3,981,476	278,170
国債	3,446,300	3,714,174	267,873
地方債	154,435	161,038	6,602
社債	102,569	106,263	3,693
外国証券	—	—	—
外国公社債	—	—	—
小計	3,703,306	3,981,476	278,170
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
公社債	3,416,323	2,953,059	△463,264
国債	2,025,683	1,736,067	△289,615
地方債	252,680	231,158	△21,522
社債	1,137,958	985,833	△152,125
外国証券	20,000	19,555	△444
外国公社債	20,000	19,555	△444
小計	3,436,323	2,972,614	△463,708
合計	7,139,629	6,954,091	△185,537

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
公社債	2,348,989	2,440,161	91,171
国債	2,258,017	2,345,824	87,806
地方債	65,217	67,639	2,422
社債	25,754	26,697	942
外国証券	—	—	—
外国公社債	—	—	—
小計	2,348,989	2,440,161	91,171
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
公社債	4,874,781	4,063,215	△811,566
国債	3,163,851	2,632,657	△531,193
地方債	296,463	253,617	△42,845
社債	1,414,467	1,176,940	△237,527
外国証券	20,000	18,967	△1,033
外国公社債	20,000	18,967	△1,033
小計	4,894,781	4,082,182	△812,599
合計	7,243,771	6,522,343	△721,427

3. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
公社債	414,959	408,270	6,688
国債	—	—	—
地方債	5,870	5,839	31
社債	409,088	402,430	6,657
株式	519,399	315,950	203,449
外国証券	970,682	857,720	112,961
外国公社債	840,323	730,708	109,614
外国その他の証券	130,358	127,011	3,347
その他(※)	793,051	719,347	73,704
小計	2,698,092	2,301,287	396,804
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
公社債	2,914,243	3,151,928	△237,685
国債	1,337,930	1,530,689	△192,758
地方債	374,822	382,391	△7,568
社債	1,201,489	1,238,847	△37,357
株式	26,631	29,023	△2,392
外国証券	1,154,164	1,242,076	△87,911
外国公社債	1,114,187	1,202,076	△87,888
外国その他の証券	39,977	40,000	△22
その他(※)	2,007,227	2,145,058	△137,830
小計	6,102,267	6,568,086	△465,819
合計	8,800,359	8,869,374	△69,015

(※) 「その他」には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価670,000百万円、連結貸借対照表計上額670,000百万円)及び買入金銭債権(取得原価24,907百万円、連結貸借対照表計上額25,392百万円)が含まれております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
公社債	264,642	260,353	4,289
国債	110,217	108,801	1,416
地方債	—	—	—
社債	154,425	151,552	2,873
株式	439,641	280,526	159,115
外国証券	764,278	723,626	40,652
外国公社債	592,504	555,797	36,707
外国その他の証券	171,773	167,828	3,945
その他(※)	795,048	747,692	47,355
小計	2,263,610	2,012,197	251,412
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
公社債	2,726,153	3,043,176	△317,023
国債	1,094,484	1,320,010	△225,526
地方債	312,064	327,571	△15,507
社債	1,319,604	1,395,593	△75,989
株式	89,960	100,553	△10,592
外国証券	1,216,035	1,284,603	△68,567
外国公社債	1,216,035	1,284,603	△68,567
外国その他の証券	—	—	—
その他(※)	2,390,987	2,540,295	△149,308
小計	6,423,136	6,968,629	△545,492
合計	8,686,747	8,980,826	△294,079

(※) 「その他」には、連結貸借対照表において現金及び預貯金として表示している譲渡性預金(取得原価1,020,000百万円、連結貸借対照表計上額1,020,000百万円)及び買入金銭債権(取得原価23,110百万円、連結貸借対照表計上額23,215百万円)が含まれております。

4. 連結会計年度中に売却した責任準備金対応債券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	802,064	22,141	8,354
国債	737,465	22,141	3,153
地方債	200	0	—
社債	64,399	—	5,200
合計	802,064	22,141	8,354

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	747,743	31,059	41,400
国債	723,585	31,059	20,123
地方債	—	—	—
社債	24,157	—	21,276
合計	747,743	31,059	41,400

5. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	433,135	28	48,975
国債	363,609	—	44,493
社債	69,525	28	4,482
株式	66,681	14,394	4,489
外国証券	1,435,266	114,588	115,885
外国公社債	1,433,823	114,588	115,813
外国その他の証券	1,442	—	71
その他の証券	—	—	—
合計	1,935,083	129,011	169,350

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公社債	555,991	44	119,349
国債	553,085	39	119,349
社債	2,905	5	—
株式	60,843	23,280	2,381
外国証券	573,200	56,256	28,375
外国公社債	572,056	56,256	28,375
外国その他の証券	1,144	—	0
その他の証券	22,943	—	1,964
合計	1,212,979	79,580	152,070

6. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、その他有価証券で時価のあるものについて、71百万円の減損処理を行っております。当連結会計年度は減損処理を行っておりません。

なお、その他有価証券で時価のあるもののうち、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があると認められる場合を除き減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

運用目的、満期保有目的及び責任準備金対応以外の金銭の信託

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
特定金銭信託	6,158,055	3,642,486	2,515,569	2,553,934	△38,365

(※) 3,882百万円の減損処理を行っております。

なお、信託財産として運用している株式について、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格の平均が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち市場価格が一定水準以下で推移している銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き減損処理を行っております。

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの
特定金銭信託	6,330,280	3,874,533	2,455,746	2,495,579	△39,832

(※) 4,975百万円の減損処理を行っております。

なお、信託財産として運用している株式について、連結会計年度末日以前1カ月の市場価格の平均が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄のうち市場価格が一定水準以下で推移している銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き減損処理を行っております。

また、上記株式以外について、時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄については原則として減損処理を行い、30%以上50%未満下落した銘柄については、時価が取得原価まで回復する可能性があるものと認められる場合を除き減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	為替予約取引				
	売建	58,287	—	△1,097	△1,097
	米ドル	53,516	—	△1,005	△1,005
	ユーロ	4,770	—	△91	△91
合計		—	—	—	△1,097

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

区分	取引の種類	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価	評価損益
店頭	為替予約取引				
	売建	282	—	3	3
	米ドル	282	—	3	3
	通貨オプション				
	売建				
	コール	4,336	—		
		(15)	(—)	7	7
	米ドル	4,336	—		
		(15)	(—)	7	7
	買建				
	プット	4,336	—		
		(15)	(—)	10	△4
	米ドル	4,336	—		
		(15)	(—)	10	△4
合計		—	—	—	5

(※1) ()内には、連結貸借対照表に計上したオプション料を記載しております。

(※2) 評価損益欄には、オプション取引についてはオプション料と時価との差額を記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち 1年超	時価
時価ヘッジ	為替予約取引	外貨建債券			
	売建		1,352,953	—	△37,722
	米ドル		842,648	—	△23,249
	ユーロ		161,215	—	△7,561
	豪ドル		227,770	—	△5,314
	その他		121,319	—	△1,597
合計			—	—	△37,722

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
繰延ヘッジ	通貨スワップ取引	外貨建債券			
	円貨受取／外貨支払		108,263	108,263	249
	米ドル		105,898	105,898	297
	ユーロ		2,365	2,365	△47
時価ヘッジ	為替予約取引	外貨建債券			
	売建		1,319,941	—	△6,293
	米ドル		798,266	—	△12,180
	ユーロ		165,283	—	△4,804
	豪ドル		206,698	—	6,395
	その他		149,692	—	4,295
合計			—	—	△6,043

(2) 金利関連

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
繰延ヘッジ	金利スワップ取引 固定金利受取／ 変動金利支払	保険負債	250,000	250,000	△5,814
合計			—	—	△5,814

当連結会計年度(2025年3月31日)

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等	契約額等のうち1年超	時価
繰延ヘッジ	金利スワップ取引 固定金利受取／ 変動金利支払	保険負債	300,000	300,000	△27,848
合計			—	—	△27,848

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、非積立型の確定給付制度として退職一時金制度を採用しております。

また、当社は、2015年10月1日より、共済年金の職域部分廃止後の新たな年金として導入された、「国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律」(平成24年法律第96号)に基づく退職等年金給付の制度に加入しており、当社の要拠出額は、前連結会計年度913百万円、当連結会計年度910百万円であります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	69,331	95,931
勤務費用	5,637	6,121
利息費用	666	747
数理計算上の差異の発生額	△404	25
退職給付の支払額	△6,223	△6,500
過去勤務費用の発生額	—	△115
転籍による増減	26,924	11,718
退職給付債務の期末残高	95,931	107,927

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	95,931	107,927
連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債	95,931	107,927

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)		
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	5,637	6,121
利息費用	666	747
数理計算上の差異の費用処理額	△178	△217
過去勤務費用の費用処理額	△464	△465
出向者負担額	4,483	2,644
確定給付制度に係る退職給付費用	10,143	8,830

(4) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
過去勤務費用	△464	△350
数理計算上の差異	225	△242
合計	△239	△592

(5) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
未認識過去勤務費用	2,791	2,441
未認識数理計算上の差異	241	△1
合計	3,033	2,440

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎は次のとおりであります。

(単位：%)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
割引率	0.3～0.7	0.7～1.9

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
責任準備金	998,451	1,025,316
価格変動準備金	228,547	225,014
支払備金	42,693	42,760
退職給付に係る負債	26,909	31,193
その他有価証券評価差額金	141,183	169,314
その他	43,617	52,966
小計	1,481,402	1,546,565
評価性引当額	△14,973	△16,022
繰延税金資産合計	1,466,429	1,530,543
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△817,573	△787,439
その他	△12,211	△14,233
繰延税金負債合計	△829,784	△801,673
繰延税金資産の純額	636,644	728,870

(注) 責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産は、将来の長期にわたり発生する課税所得により税金負担額を軽減する効果を有しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	—	28.00
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	—	△34.84
その他	—	1.25
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	△5.59

(注) 前連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の28.00%から、回収又は支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては28.93%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が21,234百万円増加し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が40,741百万円、その他有価証券評価差額金が19,745百万円それぞれ減少しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

日本国内における生命保険事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

製品及びサービスの区分が単一であるため、製品及びサービスごとの情報の記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

経常収益全体に占める本邦の割合及び有形固定資産全体に占める本邦の割合が、いずれも90%を超えているため、地域ごとの情報の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

経常収益の10%以上を占める外部顧客がないため、主要な顧客ごとの情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)及び当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本郵政 株式会社	東京都 千代田区	3,500,000	グループの 経営戦略 策定	被所有 直接 49.84%	グループ 運営 役員の兼任	ブランド価値 使用料の 支払 (注)	2,094	未払金	191

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当社の業績に反映されるとの考え方にに基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度末時点の保有保険契約高に対して、一定の料率を掛けて算出しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	日本郵政 株式会社	東京都 千代田区	3,500,000	グループの 経営戦略 策定	被所有 直接 49.85%	グループ 運営 役員の兼任	ブランド価値 使用料の 支払 (注)	1,951	未払金	178

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当社が日本郵政グループに属することにより利益を享受するブランド価値は当社の業績に反映されるとの考え方にに基づき、当該利益が反映された業績指標である前事業年度末時点の保有保険契約高に対して、一定の料率を掛けて算出しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

(3) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等
前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	日本郵便株式会社	東京都千代田区	400,000	郵便・物流事業 郵便局窓口事業	なし	保険業務代理店 役員の兼任	代理店業務に係る委託手数料の支払(注1)	123,794	代理店借	9,655

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて算定した募集手数料、保険料の収納や保険金の支払事務など、委託業務ごとに設定した業務単価に、保有契約件数等を乗じて算定した維持・集金手数料等を支払っております。
2. 上記のほか、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、2020年3月期から、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用は、日本郵便株式会社が負担すべき額を除き、当社及び株式会社ゆうちょ銀行からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われることとなっております。なお、当連結会計年度に当社が郵政管理・支援機構に支払った拠出金の額は56,486百万円であります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	日本郵便株式会社	東京都千代田区	400,000	郵便・物流事業 郵便局窓口事業	なし	保険業務代理店 役員の兼任	代理店業務に係る委託手数料の支払(注1)	111,436	代理店借	9,916

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 各契約の保険金額及び保険料額に、保険種類ごとに設定した手数料率を乗じて算定した募集手数料、保険料の収納や保険金の支払事務など、委託業務ごとに設定した業務単価に、保有契約件数等を乗じて算定した維持・集金手数料等を支払っております。
2. 上記のほか、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法に基づき、2020年3月期から、郵便局ネットワークの維持に要する費用のうち、ユニバーサルサービス確保のために不可欠な費用は、日本郵便株式会社が負担すべき額を除き、当社及び株式会社ゆうちょ銀行からの拠出金を原資として郵政管理・支援機構から日本郵便株式会社に交付される交付金で賄われることとなっております。なお、当連結会計年度に当社が郵政管理・支援機構に支払った拠出金の額は56,300百万円であります。

(4) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

日本郵政株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

(単位：円)

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	8,871.61	8,467.97
1株当たり当期純利益	227.45	322.57

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	87,056	123,472
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	87,056	123,472
普通株式の期中平均株式数(千株)	382,747	382,779

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	3,395,744	3,241,426
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	—	—
普通株式に係る純資産額(百万円)	3,395,744	3,241,426
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(千株)	382,765	382,786

4. 当社は、株式給付信託(BBT)を設定しておりますが、株主資本において自己株式として計上されている信託が保有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前連結会計年度433千株、当連結会計年度401千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、前連結会計年度末415千株、当連結会計年度末394千株であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2024年11月14日及び2025年3月28日付の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第39条第1項の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、2025年4月18日に取得を完了いたしました。

1. 自己株式取得に関する取締役会の決議事項

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は、中期経営計画期間における株主還元方針として、機動的な自己株式取得等を行うことで、総還元性向について中期平均40～50%を目指すこととしており、この方針に基づき、資本効率の向上、株主還元の強化を目的として自己株式取得を行うものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得し得る株式の総数 30,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合7.8%)
- ③ 株式の取得価額の総額 35,000,000,000円(上限)
- ④ 取得期間 2024年11月15日から2025年11月14日まで
- ⑤ 取得の方法 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及び立会市場における取引による買付け
- ⑥ その他本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、当社代表執行役社長又はその指名する者に一任する。

2. 自己株式取得の実施内容

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 11,369,600株
- ③ 取得価額の総額 34,999,885,750円
- ④ 取得期間 2025年3月31日から2025年4月18日まで(約定ベース)
- ⑤ 取得の方法 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及び立会市場における取引による買付け

(自己株式の消却)

当社は、2025年5月15日の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2025年6月6日に消却を実施いたしました。

- 1. 消却する株式の種類 当社普通株式
- 2. 消却する株式の数 11,369,600株
(消却前の発行済株式総数に対する割合3.0%)
- 3. 消却日 2025年6月6日

(参考)

- 消却後の発行済株式総数 371,822,700株

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第1回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担 保社債(劣後特約付)	2019年1月29日	100,000	100,000	1.00 (注1)	なし	2049年1月29日
当社	第2回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担 保社債(劣後特約付)	2021年1月28日	200,000	200,000	1.050 (注2)	なし	2051年1月28日
当社	第3回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担 保社債(劣後特約付)	2023年9月7日	100,000	100,000	1.910 (注3)	なし	2053年9月7日
当社	第4回利払繰延条項・ 期限前償還条項付無担 保社債(劣後特約付)	2024年4月17日	—	100,000	2.133 (注4)	なし	2054年4月17日
合計	—	—	400,000	500,000	—	—	—

- (注) 1. 2029年1月29日の翌日以降は、6カ月ユーロ円ライボーに1.78%を加算した利率であります。
2. 2031年1月28日の翌日以降は、5年国債金利に2.010%を加算した利率(5年ごとにリセット)であります。
3. 2033年9月7日の翌日以降は、5年国債金利に2.277%を加算した利率(5年ごとにリセット)であります。
4. 2034年4月17日の翌日以降は、5年国債金利に2.300%を加算した利率(5年ごとにリセット)であります。
5. 連結決算日後5年内における償還予定額はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,232	1,186	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	—	—	—	—
リース債務(1年以内に返済予定 のものを除く。)	4,627	3,613	—	2026年4月～ 2031年2月
その他有利子負債 売現先勘定 (1年以内返済)	3,905,000	4,516,922	0.39	—
合計	3,910,860	4,521,722	—	—

- (注) 1. 本表記載のリース債務は、連結貸借対照表上、その他負債に計上しております。
2. 平均利率については、当連結会計年度末残高に対する加重平均利率を記載しております。
なお、リース債務の平均利率については、支払利子込み法を採用しているため記載を省略しております。
3. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	1,127	1,022	836	439

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、作成を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
経常収益 (百万円)	2, 943, 451	6, 165, 335
税金等調整前 中間(当期)純利益 (百万円)	88, 936	116, 940
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益 (百万円)	62, 887	123, 472
1株当たり 中間(当期)純利益 (円)	164. 30	322. 57

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
資産の部		
現金及び預貯金	1,152,730	1,970,343
現金	723	582
預貯金	1,152,007	1,969,761
コールローン	40,000	30,000
買現先勘定	1,047,192	604,914
買入金銭債権	25,392	23,215
金銭の信託	6,271,415	6,460,029
有価証券	※1, 2, 3, 9 47,694,597	※1, 2, 3, 9 46,528,662
国債	36,037,546	35,390,389
地方債	2,634,528	2,123,485
社債	4,119,871	4,126,013
株式	※8 558,536	※8 594,608
外国証券	2,168,841	2,024,510
その他の証券	※8 2,175,272	※8 2,269,655
貸付金	※3, 4 3,281,313	※3 2,530,051
保険約款貸付	149,707	159,074
一般貸付	849,174	754,604
機構貸付	※5 2,282,432	1,616,372
有形固定資産	136,571	140,266
土地	76,610	76,632
建物	44,984	42,921
リース資産	5,326	4,363
建設仮勘定	47	513
その他の有形固定資産	9,602	15,836
無形固定資産	103,202	120,899
ソフトウェア	103,191	120,887
その他の無形固定資産	10	11
代理店貸	11,296	10,872
再保険貸	7,646	10,641
その他資産	※3 449,553	※3 398,023
未収金	244,606	136,783
前払費用	4,610	4,941
未収収益	※5 143,911	119,938
預託金	6,244	6,433
先物取引差入証拠金	※9 4,284	※9 4,437
金融派生商品	2,785	18,674
金融商品等差入担保金	※9 35,750	※9 56,013
仮払金	1,022	2,044
その他の資産	6,338	48,756
繰延税金資産	636,524	728,362
貸倒引当金	△346	△766
資産の部合計	60,857,090	59,555,517

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
保険契約準備金	51,988,334	50,165,652
支払備金	※10 373,913	※10 314,993
責任準備金	※10,13 50,512,792	※10,13 48,765,531
契約者配当準備金	※7 1,101,628	※7 1,085,126
再保険借	6,001	5,945
社債	※12 400,000	※12 500,000
その他負債	4,095,691	4,702,371
売現先勘定	※9 3,905,000	※9 4,516,922
未払法人税等	1,617	2,149
未払金	20,572	23,391
未払費用	43,719	44,612
預り金	3,023	2,525
機構預り金	※14 37,575	※14 36,678
預り保証金	109	109
金融派生商品	46,327	52,286
金融商品等受入担保金	—	2,442
リース債務	5,860	4,799
仮受金	※5 21,587	4,772
その他の負債	10,298	11,680
役員賞与引当金	—	227
退職給付引当金	97,157	108,493
役員株式給付引当金	391	407
特別法上の準備金	873,799	829,930
価格変動準備金	※13 873,799	※13 829,930
負債の部合計	57,461,376	56,313,029
純資産の部		
資本金	500,000	500,000
資本剰余金	405,044	405,044
資本準備金	405,044	405,044
利益剰余金	720,112	806,270
利益準備金	91,216	98,803
その他利益剰余金	628,896	707,467
不動産圧縮積立金	4,506	4,193
繰越利益剰余金	624,389	703,274
自己株式	△948	△901
株主資本合計	1,624,208	1,710,413
その他有価証券評価差額金	1,775,693	1,551,688
繰延ヘッジ損益	△4,186	△19,614
評価・換算差額等合計	1,771,506	1,532,073
純資産の部合計	3,395,714	3,242,487
負債及び純資産の部合計	60,857,090	59,555,517

② 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経常収益	6,745,422	6,164,489
保険料等収入	2,484,007	3,154,875
保険料	※8 2,467,931	※8 3,115,427
再保険収入	16,076	39,448
資産運用収益	1,212,778	1,195,618
利息及び配当金等収入	866,469	864,561
預貯金利息	86	2,482
有価証券利息・配当金	794,962	803,699
貸付金利息	12,954	12,318
機構貸付金利息	48,373	38,318
その他利息配当金	10,092	7,742
金銭の信託運用益	※5 181,439	※5 199,152
有価証券売却益	※2 151,153	※2 110,640
有価証券償還益	110	220
為替差益	13,579	20,999
その他運用収益	27	44
その他経常収益	3,048,636	1,813,995
支払備金戻入額	※7 36,474	※7 58,919
責任準備金戻入額	※7 3,005,427	※7 1,747,260
退職給付引当金戻入額	634	427
その他の経常収益	6,099	7,388

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当事業年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
経常費用	6,582,841	5,993,508
保険金等支払金	5,778,590	5,205,305
保険金	※9 4,149,769	※9 3,787,741
年金	218,989	178,715
給付金	200,725	220,852
解約返戻金	439,018	415,441
その他返戻金	61,170	49,194
再保険料	708,916	553,360
責任準備金等繰入額	137	679
契約者配当金積立利息繰入額	137	679
資産運用費用	282,548	279,079
支払利息	4,993	13,641
有価証券売却損	※3 177,704	※3 193,470
有価証券評価損	※4 71	—
有価証券償還損	240	185
金融派生商品費用	※6 95,835	※6 68,329
貸倒引当金繰入額	0	335
その他運用費用	3,701	3,116
事業費	438,531	428,363
その他経常費用	83,034	80,080
税金	35,480	35,869
減価償却費	42,959	40,736
その他の経常費用	4,593	3,474
経常利益	162,581	170,981
特別利益	16,161	43,884
固定資産等処分益	—	15
価格変動準備金戻入額	16,161	43,869
特別損失	190	240
固定資産等処分損	190	240
契約者配当準備金繰入額	※10 55,899	※10 96,990
税引前当期純利益	122,652	117,634
法人税及び住民税	13,379	20,759
法人税等調整額	20,709	△27,217
法人税等合計	34,088	△6,458
当期純利益	88,564	124,093

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
						不動産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	500,000	405,044	－	405,044	84,089	4,767	613,328	702,185
当期変動額								
剰余金の配当					7,127		△42,763	△35,635
当期純利益							88,564	88,564
自己株式の処分								
自己株式の消却			△35,000	△35,000				
不動産圧縮積立金の取崩						△260	260	－
利益剰余金から 資本剰余金への振替			35,000	35,000			△35,000	△35,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	7,127	△260	11,060	17,927
当期末残高	500,000	405,044	－	405,044	91,216	4,506	624,389	720,112

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△36,082	1,571,147	797,912	4,607	802,520	2,373,667
当期変動額						
剰余金の配当		△35,635				△35,635
当期純利益		88,564				88,564
自己株式の処分	132	132				132
自己株式の消却	35,000	—				—
不動産圧縮積立金の取崩		—				—
利益剰余金から 資本剰余金への振替		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			977,780	△8,794	968,986	968,986
当期変動額合計	35,133	53,061	977,780	△8,794	968,986	1,022,047
当期末残高	△948	1,624,208	1,775,693	△4,186	1,771,506	3,395,714

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金 不動産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	500,000	405,044	—	405,044	91,216	4,506	624,389	720,112
当期変動額								
剰余金の配当					7,586		△45,521	△37,934
当期純利益							124,093	124,093
自己株式の取得								
自己株式の処分								
不動産圧縮積立金の取崩						△313	313	—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	7,586	△313	78,884	86,158
当期末残高	500,000	405,044	—	405,044	98,803	4,193	703,274	806,270

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△948	1,624,208	1,775,693	△4,186	1,771,506	3,395,714
当期変動額						
剰余金の配当		△37,934				△37,934
当期純利益		124,093				124,093
自己株式の取得	△0	△0				△0
自己株式の処分	47	47				47
不動産圧縮積立金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△224,004	△15,428	△239,432	△239,432
当期変動額合計	47	86,205	△224,004	△15,428	△239,432	△153,227
当期末残高	△901	1,710,413	1,551,688	△19,614	1,532,073	3,242,487

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券(現金及び預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるもの及び金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む。)の評価は、次のとおりであります。

(1) 満期保有目的の債券

移動平均法による償却原価法(定額法)

(2) 責任準備金対応債券(「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号)に基づく責任準備金対応債券をいう。)

移動平均法による償却原価法(定額法)

(3) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(4) その他有価証券

① 市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価の算定は移動平均法)

② 市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く。)

有形固定資産の減価償却は、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

① 建物

2年～60年

② その他の有形固定資産

2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く。)

無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間(概ね5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、貸倒実績率に基づき算定した額及び個別に見積もった回収不能額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先(破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者をいう。)及び実質破綻先(実質的に経営破綻に陥っている債務者をいう。)に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は、前事業年度45百万円、当事業年度44百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、当社執行役に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により費用処理しております。

(4) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、株式給付規程に基づく当社執行役に対する当社株式等の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

5. 価格変動準備金の計上方法

価格変動準備金は、保険業法第115条の規定に基づき算出した額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法は、金融商品会計基準に従い、外貨建債券の一部に対する為替変動に係るキャッシュ・フローのヘッジとして通貨スワップによる繰延ヘッジ、外貨建債券の一部に対する為替リスクのヘッジとして為替予約による時価ヘッジ、また、保険負債の一部に対する金利リスクのヘッジとして「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第26号)に基づく金利スワップによる繰延ヘッジを行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)	(ヘッジ対象)
通貨スワップ	外貨建債券
為替予約	外貨建債券
金利スワップ	保険負債

(3) ヘッジ方針

外貨建債券に対する為替リスク及び保険負債に対する金利リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジの有効性の判定は、主に、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較する比率分析によっております。ただし、ヘッジ対象とヘッジ手段との間に高い相関関係があることが明らかである為替予約については、有効性の評価を省略しております。

8. その他財務諸表作成のための重要な事項

(1) 責任準備金の積立方法

事業年度末時点において、保険契約上の責任が開始している契約について、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、保険業法第116条第1項に基づき、保険料及び責任準備金の算出方法書(保険業法第4条第2項第4号)に記載された方法に従って計算し、責任準備金を積み立てております。

責任準備金のうち保険料積立金については次の方式により計算しております。なお、郵政管理・支援機構からの受再保険の一部及び一時払年金保険契約を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により追加して積み立てた額が含まれております。

① 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式(平成8年大蔵省告示第48号)

② 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式

なお、当事業年度においては、郵政管理・支援機構からの受再保険の一部を対象に、保険業法施行規則第69条第5項の規定により責任準備金を追加して積み立てております。これに伴い積み立てた額は、598,226百万円ですが、同額の危険準備金を取り崩していることから、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

責任準備金のうち危険準備金については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第3号に基づき、保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて積み立てております。

なお、責任準備金については、保険業法第121条第1項及び保険業法施行規則第80条に基づき、事業年度末において責任準備金が適正に積み立てられているかどうかを、保険計理人が確認しております。

(2) 保険料等収入の計上基準

① 保険料

初回保険料は、収納があり保険契約上の責任が開始している契約について、当該収納した金額を計上しております。また、2回目以降保険料は、収納があったものについて当該金額を計上しております。

なお、収納した保険料のうち、事業年度末時点において未経過となっている期間に対応する部分については、保険業法第116条及び保険業法施行規則第69条第1項第2号に基づき、責任準備金に積み立てております。

② 再保険収入

再保険収入は、再保険協約書に基づき元受保険契約に係る保険金等として支払った金額のうち再保険に付した額を、当該保険金等の支払時に計上しております。

(3) 保険金等支払金の計上基準

① 保険金等支払金(再保険料を除く。)

保険金等支払金(再保険料を除く。)は、保険契約に基づく支払事由が発生し、当該契約に基づいて算定された金額を支払った契約について、当該金額を計上しております。

なお、保険業法第117条及び保険業法施行規則第72条に基づき、事業年度末時点において支払義務が発生したが保険金等の支出をしていないもの、又は、まだ支払事由の報告を受けていないが支払事由が既に発生したと認められるもののうち保険金等の支出をしていないものについて支払備金を積み立てております。

② 再保険料

再保険料は、再保険協約書に基づき合意された再保険料を当該協約書の締結時又は元受保険契約に係る保険料の収納時等に計上しております。

なお、再保険に付した部分に相当する一部の責任準備金及び支払備金につきましては、保険業法施行規則第71条第1項及び同規則第73条第3項に基づき不積立てとしております。

(4) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表における会計処理の方法と異なっております。

(追加情報)

当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引

当社の執行役に信託を通じて自社の株式等を給付する取引について、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※ 1. 責任準備金対応債券に係る貸借対照表計上額及び時価並びにリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

(1) 責任準備金対応債券の貸借対照表計上額及び時価は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
貸借対照表計上額	7,139,629	7,243,771
時価	6,954,091	6,522,343

(2) 責任準備金対応債券に係るリスク管理方針の概要は、次のとおりであります。

資産・負債の金利リスクを管理するために、保険契約の特性に応じて以下に掲げる小区分を設定し、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションを一定幅の中で一致させる運用方針を採っております。また、各小区分の責任準備金対応債券と責任準備金のデュレーションについては、定期的に確認しております。

① 簡易生命保険契約商品区分(一部の保険種類を除く。)

② かんぽ生命保険契約(一般)商品区分(すべての保険契約)

③ かんぽ生命保険契約(一時払)商品区分(一部の保険種類を除く。)

なお、かんぽ生命保険契約(一時払)商品区分に、当事業年度より、一時払終身保険を対象に加えております。この変更による損益への影響はありません。

※ 2. 消費貸借契約により貸し付けている有価証券の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)	
前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
1,597,184	1,390,979

※ 3. 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権に該当するものではありません。

なお、それぞれの定義は、以下のとおりであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始又は再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権であります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として三月以上延滞している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものであります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当しないものであります。

※ 4. 貸付金に係るコミットメントライン契約等の融資未実行残高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)	
前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
4,890	—

※ 5. 前事業年度末日が支払期日である機構貸付について、前事業年度末日が金融機関の非営業日であったため、当社の内部規定に基づき、翌営業日を支払期日としております。このうち、事前に払い込みを受けたものについては、支払期日が到来していないため仮受金に計上しております。前事業年度末日が支払期日である機構貸付及び当該機構貸付に係る経過利息として未収収益に計上した金額並びに当該機構貸付について事前に払い込みを受けたことにより仮受金に計上した金額は次のとおりであります。なお、当事業年度末日は、金融機関の非営業日ではありません。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
機構貸付	242,568	—
未収収益	21,100	—
仮受金	13,276	—

6. 関係会社に対する金銭債権の総額及び金銭債務の総額は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
金銭債権	169	174
金銭債務	18,300	16,989

※ 7. 契約者配当準備金の異動状況は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
期首残高	1,175,171	1,101,628
契約者配当金支払額	129,463	114,060
利息による増加等	137	679
年金買増しによる減少	115	112
契約者配当準備金繰入額	55,899	96,990
期末残高	1,101,628	1,085,126

※ 8. 関係会社の株式等の金額は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年 3 月 31 日)	当事業年度 (2025年 3 月 31 日)
株式	8,246	60,746
出資金	70,384	126,835
合計	78,631	187,582

※9. 担保に供している資産は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有価証券	3,715,475	4,489,608

担保付き債務は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
売現先勘定	3,905,000	4,516,922

なお、上記有価証券は、売現先取引による買戻し条件付の売却を行った有価証券であります。

上記のほか、有価証券担保付債券貸借取引及びデリバティブ取引の担保として、次のものを差し入れております。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
有価証券	213,657	160,554
先物取引差入証拠金	4,284	4,437
金融商品等差入担保金	35,750	56,013

※10. 保険業法施行規則第73条第3項において準用する同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する支払備金(以下「出再支払備金」という。)の金額は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	426	357

また、同規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金(以下「出再責任準備金」という。)の金額は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	641,745	1,187,171

11. 売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有している資産は、買現先取引、消費貸借契約取引及びデリバティブ取引の担保として受け入れている有価証券であり、各事業年度末に当該処分を行わず所有しているものの時価は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	141,779	109,672

※12. 負債の部の社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であり、その額は次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
	400,000	500,000

※13. 郵政管理・支援機構からの受再保険に係る責任準備金(危険準備金を除き、出再責任準備金を含む。)は、当該受再保険に関する再保険契約により、独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法(平成17年法律第101号)による簡易生命保険責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を下回らないよう、当社の保険料及び責任準備金の算出方法書に基づき算出された額を積み立てております。また、当該受再保険に係る区分を源泉とする危険準備金及び価格変動準備金を積み立てております。

上述した責任準備金(危険準備金を除き、出再責任準備金を含む。)、危険準備金及び価格変動準備金の金額は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
責任準備金(危険準備金を除き、出再責任準備金を含む。)	25,595,821	24,576,340
危険準備金	1,283,683	915,558
価格変動準備金	749,984	581,452

※14. 貸借対照表に計上した「機構預り金」とは、郵政管理・支援機構との簡易生命保険管理業務の委託契約に基づき、民営化時に預託された郵政管理・支援機構における支払備金、訴訟及び調停に係る損害賠償損失引当金に相当する額であり、各事業年度末までに支払い等が行われていない額であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益の総額及び費用の総額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
収益	—	—
費用	19,067	19,114

※2. 有価証券売却益の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
国債等債券	22,169	31,104
株式	14,394	23,280
外国証券	114,588	56,256

※3. 有価証券売却損の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
国債等債券	57,329	160,749
株式	4,489	2,381
外国証券	115,885	28,375
その他の証券	—	1,964

※4. 有価証券評価損の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他の証券	71	—

※5. 当事業年度の金銭の信託運用益には、評価損が4,975百万円含まれております。(前事業年度の金銭の信託運用益には、評価損が3,882百万円含まれております。)

※6. 当事業年度の金融派生商品費用には、評価損が6,288百万円含まれております。(前事業年度の金融派生商品費用には、評価損が38,819百万円含まれております。)

※7. 当事業年度における支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は69百万円であります。(前事業年度における支払備金戻入額の計算上、差し引かれた出再支払備金戻入額の金額は264百万円であります。)
また、当事業年度における責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は545,425百万円であります。(前事業年度における責任準備金戻入額の計算上、足し上げられた出再責任準備金繰入額の金額は640,865百万円であります。)

※8. 保険料のうち、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険料は、次のとおりであります。

(単位：百万円)		
前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
171,727	131,451	

※9. 保険金のうち、郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約に基づく保険金は、次のとおりであります。

(単位：百万円)		
前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
2,268,384	2,065,061	

※10. 郵政管理・支援機構からの受再保険に関する再保険契約により、当該受再保険に係る区分で発生した損益等に基づき、郵政管理・支援機構のため契約者配当準備金に繰り入れた金額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)		
前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
46,866	86,029	

(有価証券関係)

子会社株式、子会社出資金、関連会社株式及び関連会社出資金は、市場価格がないため、時価を記載しておりません。

なお、市場価格のない子会社株式、子会社出資金、関連会社株式及び関連会社出資金の貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
子会社株式	1,784	1,784
子会社出資金	41,345	90,118
関連会社株式	6,462	58,962
関連会社出資金	29,039	36,716

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：百万円)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
責任準備金	998,451	1,025,316
価格変動準備金	228,547	225,014
支払備金	42,693	42,760
退職給付引当金	27,206	31,315
その他有価証券評価差額金	141,183	169,314
その他	43,182	52,319
小計	1,481,264	1,546,041
評価性引当額	△14,960	△16,009
繰延税金資産合計	1,466,303	1,530,031
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△817,573	△787,439
その他	△12,206	△14,228
繰延税金負債合計	△829,779	△801,668
繰延税金資産の純額	636,524	728,362

(注) 責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産は、将来の長期にわたり発生する課税所得により税金負担額を軽減する効果を有しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	(単位：%)	
	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	—	28.00
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	—	△34.62
その他	—	1.13
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	△5.49

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の28.00%から、回収又は支払が見込まれる期間が2026年4月1日以降のものについては28.93%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)が21,235百万円増加し、当事業年度に計上された法人税等調整額が40,725百万円、その他有価証券評価差額金が19,745百万円それぞれ減少しております。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2024年11月14日及び2025年3月28日付の取締役会において、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第39条第1項の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項を決議し、2025年4月18日に取得を完了いたしました。

1. 自己株式取得に関する取締役会の決議事項

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社は、中期経営計画期間における株主還元方針として、機動的な自己株式取得等を行うことで、総還元性向について中期平均40～50%を目指すこととしており、この方針に基づき、資本効率の向上、株主還元の強化を目的として自己株式取得を行うものであります。

(2) 取得に係る事項の内容

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得し得る株式の総数 30,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合7.8%)
- ③ 株式の取得価額の総額 35,000,000,000円(上限)
- ④ 取得期間 2024年11月15日から2025年11月14日まで
- ⑤ 取得の方法 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及び立会市場における取引による買付け
- ⑥ その他本自己株式取得に必要な一切の事項の決定については、当社代表執行役社長又はその指名する者に一任する。

2. 自己株式取得の実施内容

- ① 取得対象株式の種類 当社普通株式
- ② 取得した株式の総数 11,369,600株
- ③ 取得価額の総額 34,999,885,750円
- ④ 取得期間 2025年3月31日から2025年4月18日まで(約定ベース)
- ⑤ 取得の方法 株式会社東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)及び立会市場における取引による買付け

(自己株式の消却)

当社は、2025年5月15日の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議し、2025年6月6日に消却を実施いたしました。

- 1. 消却する株式の種類 当社普通株式
- 2. 消却する株式の数 11,369,600株
(消却前の発行済株式総数に対する割合3.0%)
- 3. 消却日 2025年6月6日

(参考)

- 消却後の発行済株式総数 371,822,700株

④ 【附属明細表】
【事業費明細表】

(単位：百万円)

区分	金額
営業活動費	58,906
営業職員経費	32,718
募集代理店経費	26,187
選択経費	0
営業管理費	17,761
募集機関管理費	12,439
営業職員教育訓練費	324
広告宣伝費	4,997
一般管理費	351,696
人件費	101,289
物件費	250,405
寄附・協賛金・諸会費	369
負担金	1
合計	428,363

- (注) 1. 「物件費」には、保険契約の維持・管理等に関する業務の委託経費、システム関連経費や独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法第18条の3の規定に基づく拠出金が含まれております。
2. 「負担金」は、保険業法第259条の規定に基づく生命保険契約者保護機構に対する負担金であります。

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期末 残高	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額	当期 償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
土地	—	—	—	76,632	—	—	76,632
建物	—	—	—	77,361	34,440	3,313	42,921
リース資産	—	—	—	7,205	2,842	1,135	4,363
建設仮勘定	—	—	—	513	—	—	513
その他の有形固定資産	—	—	—	41,932	26,096	2,666	15,836
有形固定資産計	—	—	—	203,645	63,379	7,114	140,266
無形固定資産							
ソフトウェア	—	—	—	671,474	550,586	33,586	120,887
その他の無形固定資産	—	—	—	36	25	2	11
無形固定資産計	—	—	—	671,511	550,612	33,589	120,899
長期前払費用	709	52	—	762	559	32	203
繰延資産	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 有形固定資産及び無形固定資産の金額がいずれも資産の総額の1%以下であるため、「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。
2. 長期前払費用は、貸借対照表上「前払費用」に含めて表示しております。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額 (目的使用)	当期減少額 (その他)	当期末残高
貸倒引当金	346	766	11	334	766
一般貸倒引当金	31	367	—	31	367
個別貸倒引当金	314	398	11	302	398
役員賞与引当金	—	227	—	—	227
役員株式給付引当金	391	80	64	—	407
価格変動準備金	873,799	17,152	61,022	—	829,930

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、洗替による取崩額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・ 買増し	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.jp-life.japanpost.jp/IR/notice/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有しておりません。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- ・株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第 7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第18期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月20日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2024年6月20日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第19期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月26日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

①2024年6月25日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における決議)の規定に基づく臨時報告書であります。

②2025年5月15日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表執行役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 発行登録追補書類(社債)及びその添付書類

2024年4月11日関東財務局長に提出。

(6) 訂正発行登録書(社債)

2024年6月28日及び2025年5月21日関東財務局長に提出。

(7) 自己株券買付状況報告書

2024年12月12日、2025年1月14日、2025年2月12日、2025年3月12日、2025年4月14日、2025年5月12日及び2025年6月12日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年 6 月12日

株式会社かんぽ生命保険
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 野 雅 子
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐 藤 栄 裕
--------------------	-------	---------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	須 田 峻 輔
--------------------	-------	---------

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社かんぽ生命保険の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社かんぽ生命保険及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
当連結会計年度の連結貸借対照表において、責任準備金48,765,531百万円が計上されており、負債の部合計の86.6%に相当する重要な割合を占めている。 注記事項(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)の「4. 会計方針に関する事項(9)①責任準備金の積立方法」に記載のとおり、保険業法等に基づき、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てている。 保険会社の負債の大部分を占める責任準備金は、保険業法等に基づき、金融庁に認可を受けた算出方法書により毎決算期に積み立てが要求されている。また、保険業法等により、保険会社は責任準備金に積立不足が生じていないかの検証が求められ、責任準備金の積み増しを行うことが必要となる場合がある。 責任準備金は、将来の長期間にわたり発生するキャッシュ・フローについて計算前提（予定死亡率・予定利率・予定事業費率等）をおいて計算される。金融庁に認可を受けた算出方法書に基づく責任準備金の計算式は複雑であり、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。また、株式会社かんぽ生命保険は責任準備金に積立不足が生じていないかを検証するために、保険業法等により、保険計理人による将来収支分析が求められているが、当該分析においては今後の保険商品の販売水準、保険金等支払額、資産運用収益、事業費などの将来キャッシュ・フロー等の見積りに重要な判断が必要となるとともに、保険数理に関する高度な専門性が必要となる。 以上から、当監査法人は、責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。	当監査法人は、責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性を検討するため、当監査法人内の保険数理の専門家及びITシステムの専門家を関与させ、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性に関連するプロセスについて、内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価にあたっては、特に以下に焦点を当てて評価を実施した。 ・責任準備金計算システムにより、責任準備金を正確に計算するシステム統制が有効に機能していること ・保険数理関連部門において、全ての保険契約に対して責任準備金が網羅的に計上されていることを確認していること ・保険数理関連部門において、責任準備金の計算の正確性について、サンプル抽出による再計算による検証及び決算用の責任準備金計算システム以外のシステムにより計算された責任準備金計上額との整合性の検証を実施していること ・経営者が、責任準備金の積立額の十分性を確認するために、保険計理人の意見書についての報告を受けていること (2) 責任準備金の計算の正確性に関する検討 ・当連結会計年度に責任準備金計算の基礎となる係数が改定された既存の保険商品に係る責任準備金について、金融庁に認可を受けた算出方法書に従い正確に計算されていることを再計算により確認した。 ・過年度からの責任準備金の増減と当連結会計年度の保険料、保険金、事業費等との整合性を確認した。 (3) 責任準備金の積立額の十分性に関する検討 ・責任準備金の積立額の十分性を検討するために、将来収支分析が、関連する法令及び「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（公益社団法人 日本アクチュアリー会）に基づいて適切に行われていることを確認し、過年度の計算結果と比較した。 ・保険計理人の意見書及び附属報告書等について保険計理人の意見を踏まえて内容を検討し、保険計理人に対し質問した。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の合理性	
監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由	監査上の対応
当連結会計年度の連結貸借対照表において、計上されている繰延税金資産は728,870百万円であり、注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、繰延税金負債との相殺前の金額は1,546,565百万円である。その大部分が責任準備金（1,025,316百万円）及び価格変動準備金（225,014百万円）に係るものである。 繰延税金資産は、将来減算一時差異のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で認識する。繰延税金資産の計上額は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第26号）に基づく企業の分類の妥当性及将来の課税所得の見積りに依存する。 注記事項（税効果会計関係）に記載のとおり、株式会社かんぽ生命保険は、責任準備金及び価格変動準備金に係る繰延税金資産について、将来の長期にわたり発生する課税所得により税金負担額を軽減する効果を有するものとして回収可能性があると判断している。経営者による将来の長期にわたり発生する課税所得の見積りは、今後の保険商品の新契約水準、保険金等支払額、資産運用収益や事業費見込みといった主要な仮定に対する重要な判断を伴う。当連結会計年度における新契約実績は、一時払終身保険の販売が増加したことに伴い想定していた水準を達成したものの、当連結会計年度に作成した経営計画を基礎とした新契約水準は将来の経営環境や当該計画における営業施策の効果の影響を受けるため、見積りの不確実性が高い。 以上から、当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の合理性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、監査上の主要な検討事項の一つに該当すると判断した。	当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性に関する判断の合理性を検討するため、主に以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 経営計画の策定を含む、将来の課税所得の見積りに係る内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 (2) 企業の分類についての検討 「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に基づく企業の分類の妥当性、特に、近い将来に経営環境に著しい変化が見込まれるかどうかを検討した。 (3) 将来の課税所得の見積りの適切性及び実現可能性についての検討 ・経営者及び関連部署に対し質問し、将来の課税所得の見積りの基礎となる経営計画の前提を理解した。 ・過年度における将来の課税所得の見積りと実績の主な差異原因について、関連部署への質問により理解し、将来の課税所得の見積りに与える影響を確認した。 ・将来の課税所得の見積りと経営計画の整合性を確認した。 ・経営者による将来の課税所得見積りのストレスシナリオに使用した代替的な仮定について関連部署に質問し、その結果を理解するとともに、経営者による見積りの不確実性に対する評価の適切性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止さ

れている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社かんぽ生命保険の2025年３月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社かんぽ生命保険が2025年３月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（3）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年6月12日

株式会社かんぽ生命保険
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 菅 野 雅 子
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐 藤 栄 裕
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須 田 峻 輔
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社かんぽ生命保険の2024年4月1日から2025年3月31日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社かんぽ生命保険の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性

財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「責任準備金の計算の正確性及び積立額の十分性」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書ではこれに関する記載を省略する。

繰延税金資産の回収可能性に関する判断の合理性

財務諸表の監査報告書で記載すべき監査上の主要な検討事項「繰延税金資産の回収可能性に関する判断の合理性」は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項「繰延税金資産の回収可能性に関する判断の合理性」と実質的に同一の内容である。このため、財務諸表の監査報告書ではこれに関する記載を省略する。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかど

うかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月13日
【会社名】	株式会社かんぽ生命保険
【英訳名】	JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 谷垣 邦夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

取締役兼代表執行役社長谷垣邦夫は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社及び持分法適用会社については、金額的及び質的影響並びにその発生可能性の観点から重要性は僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準で示された指標を参考としつつ、当社事業が生命保険業であることを踏まえ、事業拠点の重要性を判定する指標として経常収益が適切であると判断しております。

当社の経常収益(連結会社間取引消去前)の金額が、当連結会計年度の連結経常収益の概ね2/3に達していることから、当社のみを「重要な事業拠点」としております。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、当社の事業特性を勘案し、金銭の信託、有価証券、貸付金、保険契約準備金のほか、保険契約準備金の計算に重要な影響を与える保険料等収入及び保険金等支払金を選定し、これらの勘定科目に至る業務プロセスを評価の対象としております。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして税効果会計等を評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月13日
【会社名】	株式会社かんぽ生命保険
【英訳名】	JAPAN POST INSURANCE Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 谷垣 邦夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町二丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社取締役兼代表執行役社長 谷垣 邦夫は、当社の第19期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。